

厚生労働行政推進調査事業費補助金

(政策科学総合研究事業 (政策科学推進研究事業))

保険収載されている医療技術の
再評価方法を策定するための研究

令和4年～5年度 総合研究報告書

研究代表者 今村 知明
(奈良県立医科大学 公衆衛生学講座)

令和6(2024)年3月

目次

【令和4-5年度 報告書】

I. 総合研究報告

1. 保険収載されている医療技術の再評価方法を策定するための研究

今村 知明

研究要旨	1-1
A. 研究目的	1-1
B. 研究方法	1-1
C. 研究結果	1-2
D. 考察	1-3
E. 結論	1-3
F. 健康危険情報	1-3
G. 研究発表	1-3
H. 知的財産の出願・登録状況（予定含む）	
1. 特許取得	
2. 実用新案登録	
3. その他	1-3

● [令和4年度 報告書]

II. 総括研究報告

1. 保険収載されている医療技術の再評価方法を策定するための研究

今村 知明

研究要旨	2-1
A. 研究目的	2-2
B. 研究方法	2-2
C. 研究結果	2-3
D. 考察	2-3
E. 結論	2-4
F. 健康危険情報	2-4
G. 研究発表	2-4
H. 知的財産の出願・登録状況（予定含む）	
1. 特許取得	
2. 実用新案登録	
3. その他	2-4

(参考資料) 中間・事後評価委員会におけるヒアリング資料 2- (参考資料) -1

【別紙1】 医療技術評価・再評価の歴史的変遷 2- 【別紙1】 -1

【別紙2】 NDB オープンデータ集計結果 2- 【別紙2】 -1

III. 分担研究報告書

2. NDB オープンデータと医科診療行為マスタを用いた医療技術の再評価方法の構築
-職能団体とのヒアリングによる調整-

小野 孝二

研究要旨	3-1
A. 研究目的	3-2
B. 研究方法	3-2
C. 研究結果	3-3
D. 考察	3-4
E. 結論	3-5
F. 健康危険情報	3-5

G. 研究発表	3-5
H. 知的財産の出願・登録状況（予定含む）	3-5

（資料1）医科診療行為マスタに存在しているのにNDBオープンデータに 存在しなかった項目	3-(資料1)-1
---	-----------

（資料2）E画像診断抽出データ	3-(資料2)-1
-----------------	-----------

（資料3）M放射線治療抽出データ	3-(資料3)-1
------------------	-----------

● [令和5年度 報告書]

IV. 総括研究報告

1. 保険収載されている医療技術の再評価方法を策定するための研究

今村 知明

研究要旨	4-1
A. 研究目的	4-2
B. 研究方法	4-2
C. 研究結果	4-3
D. 考察	4-6
E. 結論	4-6
F. 健康危険情報	4-6
G. 研究発表	4-6
H. 知的財産の出願・登録状況（予定含む）	
1. 特許取得	
2. 実用新案登録	
3. その他	4-6

(表1) NDB オープンデータで算定されていない診療行為コードの数 4-7

(表2) NDB で算定されていない診療行為コードの数 4-7

(表3) NDB で算定回数が10未満(0を除く)診療行為コードの数 4-8

【参考資料1】 フランスヒアリング調査記録 4- 【参考資料1】 -1

【参考資料2】 NDB オープンデータ分 4- 【参考資料2】 -1

【参考資料3】 NDB で算定されていない診療行為コードの数 4- 【参考資料3】 -1

【参考資料4】 NDB で算定回数が10未満(0を除く)診療行為コードの数 4- 【参考資料4】 -1

V. 分担研究報告書

2. NDB オープンデータと医科診療行為マスタを用いた医療技術の再評価方法の構築 -職能団体とのヒアリングによる調整-

小野 孝二

研究要旨	5-1
A. 研究目的	5-2
B. 研究方法	5-2
C. 研究結果	5-3
D. 考 察	5-4
E. 結 論	5-5
F. 健康危険情報	5-5
G. 研究発表	5-5
H. 知的財産の出願・登録状況（予定含む）	5-5

（資料 1）廃止又は減点が提案された項目 5-(資料 1)-1

（資料 2）D 検査、N 病理診断から削除された項目 5-(資料 2)-1

（資料 3）D 検査、N 病理診断で年間実施件数が 200 件以下となったことがあり、
令和 2 年度が 500 件以下である項目 5-(資料 3)-1

VI. 研究成果の刊行に関する一覧表

著 書	6-1
論文発表	6-1
学会発表	6-1

「保険収載されている医療技術の再評価方法を策定するための研究」

総合研究報告書（令和4-5年度）

研究代表者 今村 知明（奈良県立医科大学 教授）

研究要旨

2年に1度の診療報酬改定では、医療技術評価分科会にて新規医療技術の評価および既存医療技術の再評価が行われるが、既存技術の再評価は十分に実施されていない。本研究の目的は、既存医療技術の再評価手法を中立的かつ専門的な観点から検討することにある。研究方法として、分科会での再評価、フランスや韓国等への海外ヒアリング、NDB オープンデータおよび特別抽出データの分析、関係団体へのヒアリングを実施した。分科会の再評価では平成16年度改定から平成26年度改定までの間に議論された内容を整理し、再評価の実施状況を確認した。NDBデータの分析では、多くの技術が算定されていないことが示され、再評価の必要性が示唆された。関係団体のヒアリングでは、アナログ技術がデジタル化に移行していることや、新たな技術に取って代わられていることが確認された。本研究を通じて、適切な医療技術の再評価手法の確立が期待される。

【研究分担者】

小野 孝二（東京医療保健大学 教授）
野田 龍也（奈良県立医科大学 准教授）
西岡 祐一（奈良県立医科大学 助教）
明神 大也（奈良県立医科大学 助教）(令和4年度)

【研究協力者】

田極 春美（中央大学大学院 戦略経営研究科
客員教授）
板橋 匠美（東京医療保健大学 総合研究所
客員准教授）
明神 大也（奈良県立医科大学 講師）(令和5年度)

A. 研究目的

【背景】

2年に1度の診療報酬改定においては、医療技術の適正な評価を目的とし、医療技術評価分科会にて学会等から提出された医療技術評価・再

評価提案書に基づいて新規医療技術の評価および既存医療技術の再評価が行われる。しかし、既存医療技術の再評価は十分に実施されておらず、中医協総会でもその問題が指摘されている。

【目的】

本研究では、既存医療技術の再評価手法を中立的かつ専門的な観点から議論するため、具体的な評価方法を検討することを目的とする

B. 研究方法

本研究は以下の4つの方法で情報収集と検証を行った。

- 分科会での再評価
過去の医療技術評価分科会等で行われた医療技術の再評価について検証を行った。
- 海外ヒアリング

フランス、韓国等の医療・保険の関係者にヒアリングを行い、各国の医療技術再評価の現状と課題を把握した。

● NDB データの分析

厚生労働省が公開しているNDBオープンデータと厚生労働省が厳重な審査を経て提供するNDB特別抽出データを用いて、日本における診療行為の実施状況を詳細に分析し、算定回数が極めて少ない技術を抽出した。

● 関係団体へのヒアリング

日本臨床衛生検査技師会、診療放射線技師会などの職能団体にヒアリングを行い、臨床現場での技術の利用状況やその有用性について意見を集めた。

(倫理面への配慮)

本研究のうちNDB特別抽出データの分析においては、奈良県立医科大学倫理委員会の承認を得て実施された。

C. 研究結果

● 分科会での再評価

平成16年度改定から平成26年度改定までの間に議論された内容を整理し、再評価の実施状況を確認した。

● 海外ヒアリングの結果

フランスでは、医療材料の保険償還期間が3~5年に定められており、再評価が必要とされる一方で、包括的な医療技術の再評価制度は確立されていないことが判明した。また韓国においては、RBRVS (Resource Based Relative Value Scale) を用いた詳細な技術評価が行われているが、新技術導入に伴う既存技術の廃止は進んでいないことが判明した。

● NDB データの分析

診療行為マスターに存在するが実際には算定されていない技術が多く見つかリ、再評価の必要性が示唆された。例えば、第6回オープンデータ(平成31年4月~令和2年3月診療分)では、区分番号Bでは253件中21項目、区分番号Cでは339件中2項目、区分番号Dでは1464件中33項目、区分番号Eでは227件中26項目、区分番号Fでは33件中0項目、区分番号Gでは63件中0項目、区分番号Hでは103件中4項目、区分番号Iでは152件中9項目、区分番号Jでは434件中13項目、区分番号Kでは2738件中125項目、区分番号Lでは163件中5項目、区分番号Mでは78件中0項目、区分番号Nでは41件中0項目が算定されていなかった。また、NDB特別抽出データの令和3年4月~令和4年3月診療分では、区分番号Bでは293件中23項目、区分番号Cでは403件中7項目、区分番号Dでは1556件中12項目、区分番号Eでは248件中35項目、区分番号Fでは35件中0項目、区分番号Gでは65件中0項目、区分番号Hでは67件中0項目、区分番号Iでは200件中18項目、区分番号Jでは449件中11項目、区分番号Kでは2839件中153項目、区分番号Lでは164件中4項目、区分番号Mでは82件中1項目、区分番号Nでは40件中0項目が算定されていなかった。

NDBオープンデータでもNDB特別抽出データでも算定されていない診療行為には、海路加算や鉄の肺、血小板寿命(RI)などがあつた。NDBオープンデータには1件以上算定されているのにNDB特別抽出データでは算定されていなかったものは、区分番号Bの薬剤適正使用連携加算(認知症地域包括診療料)や、区分番号Eの椎間板造影(撮影(アナログ撮影))、新生児加算(心臓および冠

動脈造影（右心））、乳幼児加算（心臓および冠動脈造影（右心））などがあった。一方、NDB 特別抽出データには1件以上算定されているのに NDB オープンデータでは算定されていなかったものは、区分番号 I の「精神科複数回訪問加算（日2回・同一建物内3人〜）」や「精訪看（3）（作業療法士・日2人・週4日目以降30分未満）」などがあった。

● 関係団体へのヒアリング

診療放射線技師会に対するヒアリングでは、画像検査についてはアナログからデジタル化に移行し、現在臨床現場で使用されていない技術があることが確認された。また、医療メーカーとの連携が必要であるとの認識に至った。

日本臨床衛生検査技師会に対するヒアリングでは、特定の診療行為が臨床的意義を失っていることや、新たな技術に取って代わられていることが確認された。

D. 考察

本研究を通じて、海外の医療技術再評価の実態と日本における算定回数が極めて少ない医療技術の抽出を行った。海外の動向については、医療技術の再評価に対するシステムは確立されているが、実際には医師団体等の影響が強く、既存技術の廃止が進んでいないことが明らかとなった。一方、日本における算定回数の少ない技術の分析では、技術の陳腐化や代替技術の存在が確認され、再評価の必要性が示唆された。

E. 結論

本研究は、既存医療技術の再評価手法を検討することで、算定回数が極めて少ない技術を特定し、関連団体の協力を得て再評価の基準を策定する

必要性を確認した。これにより、将来の診療報酬改定において、適切な医療技術の再評価が期待される。

F. 健康危険情報

該当なし

G. 研究発表

1. 論文発表

Tomoya Myojin, Tatsuya Noda, Shinichiro Kubo, Yuichi Nishioka, Tsuneyuki Higashino, Tomoaki Imamura. Development of a New Method to Trace Patient Data Using the National Database in Japan. *Advanced Biomedical Engineering* 11:203-217 2022.

2. 学会発表

明神大也、小野孝二、田極春美、今村 知明 NDB オープンデータを用いた、算定されていない医療技術抽出の試み 第43回医療情報学会

H. 知的財産権の出願・登録状況

1. 特許取得

該当なし

2. 実用新案登録

該当なし

3. その他

該当なし

厚生労働行政推進調査事業費補助金
政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業）
「保険収載されている医療技術の再評価方法を策定するための研究」
総括研究報告書（令和4年度）

保険収載されている医療技術の再評価方法を策定するための研究

研究代表者	今村 知明（奈良県立医科大学 教授）
研究分担者	小野 孝二（東京医療保健大学 教授）
研究分担者	野田 龍也（奈良県立医科大学 准教授）
研究分担者	西岡 祐一（奈良県立医科大学 助教）
研究分担者	明神 大也（奈良県立医科大学 助教）
研究協力者	田極 春美（中央大学大学院 戦略経営研究科 客員教授）

研究要旨

はじめに：2年に1度の診療報酬改定では、診療報酬における医療技術（医師等による手技など）の適正な評価の観点から、医療技術評価分科会（以下「分科会」という。）において、学会等から提出された医療技術評価・再評価提案書（以下「提案書」という。）に基づき、新規医療技術の評価及び既存医療技術の再評価に関する検討を行っている。具体的には、診療報酬改定の度に約1000件程度の提案書が提出され、150～400件程度が新規医療技術として保険適用されている。しかしながら、既存医療技術の再評価については、十分に実施されておらず、中医協総会においても指摘されている。そこで本研究では、既存医療技術の再評価手法を中立的かつ専門的な観点から適切に議論されるよう、具体的な評価方法を検討することを目的とする。

方法と結果：本研究は①分科会での再評価、②NDBオープンデータの分析、③関係団体へのヒアリング、④NDBの第三者提供の4点に分けて実施した。

①では平成16年度改定～平成26年度改定の間、医療技術再評価について議論された内容を整理した。②では第1回～7回のNDBオープンデータと診療報酬マスタを比較して、実際に算定されていないであろう診療行為を年度別に集計した。その結果、医療技術項目約6千コードのうち、約240項目が算定されていなかった。③では②の結果をもとに職能団体にヒアリングし、放射線関連の現状把握を継続して行っていくこととなった。④ではNDB第三者提供の申出を行い、承諾を受け、現在抽出待ちの状態である。

結論：上記に示した内容を踏まえて、平成26年度以降の医療技術の再評価の整理とNDBデータの分析を行いつつ、今後新たな職能団体へのヒアリングを実施していく。

A. 研究目的

【背景】

2年に1度の診療報酬改定では、診療報酬における医療技術（医師等による手技など）の適正な評価の観点から、医療技術評価分科会（以下「分科会」という。）において、学会等から提出された医療技術評価・再評価提案書（以下「提案書」という。）に基づき、新規医療技術の評価及び既存医療技術の再評価に関する検討を行っている。具体的には、診療報酬改定の度に約1000件程度の提案書が提出され、150～400件程度が新規医療技術として保険適用されている。しかしながら、既存医療技術の再評価については、十分に実施されておらず、中医協総会においても指摘されている。

【目的】

本研究では、既存医療技術の再評価手法を中立的かつ専門的な観点から適切に議論されるよう、具体的な評価方法を検討することを目的とする。

B. 研究方法

本研究では下記4点から医療技術の再評価にかかる情報収集・検証を行った。

① 分科会での再評価

過去の分科会で行った医療技術の再評価について検証を行った。

② NDB オープンデータの分析

厚生労働省は、審査支払機関において審査後に匿名化処理を施された電子レセプト情報（健康保険または医療扶助を使った場合に限る）をレセプト情報・特定健診等情報データベースに格納しており、平成26年度診療分以降の診療行為等の情報をNDBオープンデータとして公開している。NDBには紙レセプト（返戻再請求時に紙になった場合

を含む）算定件数は含まれず、NDBオープンデータには全額公費（主に医療扶助）の情報が除外されている。しかし何らかの健康保険を使い、電子請求されたレセプト情報は網羅的に格納・集計されており、研究遂行に有用である。

本研究では第1回から第7回までのNDBオープンデータ¹⁾（平成26年度～令和2年度診療分）と、社会保険診療報酬支払基金が公開している診療行為マスター²⁻⁵⁾を用いて、算定されなかった医科診療行為（第1章の基本診療料を除く）を検索した。

③ ヒアリング

②の結果をもとに、放射線関連の診療行為の実情を把握するため、職能団体である診療放射線技師会にヒアリングを行った。

④ NDBの第三者提供

NDBオープンデータでは地域詳細や合併する傷病などが把握できないため、NDBの第三者提供申請を行った。

1) 厚生労働省 NDB オープンデータ
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunit-suite/bunya/0000177182.html>

2) 社会保険診療報酬支払基金
<https://www.ssk.or.jp/seikyushiharai/tensuhyo/kihonmasta/h28/index.html>

3) 社会保険診療報酬支払基金
<https://www.ssk.or.jp/seikyushiharai/tensuhyo/kihonmasta/h30/index.html>

4) 社会保険診療報酬支払基金
<https://www.ssk.or.jp/seikyushiharai/tensuhyo/kihonmasta/r01/index.html>

5) 社会保険診療報酬支払基金
<https://www.ssk.or.jp/seikyushiharai/tensuhyo/kihonmasta/r02/index.html>

C. 研究結果

① 分科会での再評価

別紙1に示す通り、平成16年度改定～平成26年度改定の間、医療技術再評価について議論された内容を整理した。

② NDB オープンデータの分析

診療行為マスターには存在するのにNDBオープンデータには算定されなかった一覧を別紙2に示した。

例えば第6回オープンデータ（平成31年4月～令和2年3月診療分）ではマスターに存在する診療行為がNDBオープンデータでは算定されなかったのが、区分番号Bでは253件中21項目、区分番号Cでは339件中2項目、区分番号Dでは1464件中33項目、区分番号Eでは227件中26項目、区分番号Fでは33件中0項目、区分番号Gでは63件中0項目、区分番号Hでは103件中4項目、区分番号Iでは152件中9項目、区分番号Jでは434件中13項目、区分番号Kでは2738件中125項目、区分番号Lでは163件中5項目、区分番号Mでは78件中0項目、区分番号Nでは41件中0項目であった。この項目のうち、「医療技術が古くて算定していないもの」と「技術的に算定する可能性はあるが、まれなもの」の2種類に分かれると考えられる。

NDBオープンデータの分析では、例えば第6回では、C（在宅医療）では「海路（波浪）加算（往）」「海路（波浪）加算（復）」が算定されていなかったが、この加算は昭和39年に「医療機関のない島に対して海路による往診があった場合」に新設されたもので、今後過疎化や訪問診療・介護の増加とともに使われる見込みがあると考えられた。D（検査）に「赤血球寿命(RI)」や「血小板寿命(RI)」があるが、さすがに今は使われていないはず

と思ったものの前者は第2回と5回で、後者は第2回4回5回のNDBオープンデータでは10回未満ではあるものの算定されていた。J（処置）に鉄の肺があるが、第1回2回5回のNDBオープンデータでも算定されていた。E（画像診断）では単純間接撮影（手前2枚以上・アナログ）等は、へき地ではあり得るかもしれないと考えられた。

③ ヒアリング

②の結果をもとに、診療放射線技師会に対してヒアリングを行い、画像検査についてはアナログからデジタル化に移行し、現在、臨床現場では利用されていない医療技術であることが確認された。確実にその医療技術が利用されていないかどうかの検証のためには医療メーカーとの連携も必要であるとの認識に至った。

④ NDB の第三者提供

NDBオープンデータでは分析できる内容に限界があるため、NDB特別抽出データの第三者提供の申出を行った。

令和4年6月の匿名医療情報等の提供に関する専門委員会にて条件付き承諾を得て、条件も解消されたため、同年8月に抽出依頼を行った。データはまだ提供されておらず、令和5年5月以降になる見通しである。

D. 考察

1年目は方法と結果に示した研究を行った。

①分科会での再評価については、2年目は平成26年以降の振り返りを実施する予定である。

②のNDBオープンデータの結果についてはデータが多岐にわたる。今回は算定されていないコードを抽出したが、算定件数が大きく減ったコードや100件未満や10件未満の算定が限られている

コードなども多数存在する。これらは算定が少ないだけで必ずしも不必要というわけではないが、実態が不明瞭である。そのため今後提供される④ NDB 第三者提供のデータをもとに、より地域性を考慮したより精緻な分析を進めていく。

③のヒアリングについても、診療放射線技師会との連携を継続するとともに、新たに日本臨床衛生検査技師会などの職能団体にもヒアリングを行いつつ、医療技術再評価の策定基準を検討していく。

E. 結論

本研究で一定程度の医療技術再評価の課題が明らかにはなったものの、全体像ははっきりせず、計画達成が十分とは言えない。今後、上記に示した内容を踏まえて、平成 26 年度以降の医療技術の再評価の整理と NDB データの分析を行いつつ、今後新たな職能団体へのヒアリングを実施していく。

F. 健康危険情報

該当なし

G. 研究発表

1. 論文発表

1. Tomoya Myojin, Tatsuya Noda, Shinichiro Kubo, Yuichi Nishioka, Tsuneyuki Higashino, Tomoaki Imamura. Development of a New Method to Trace Patient Data Using the National Database in Japan. *Advanced Biomedical Engineering* 11:203-217 2022.

2. 学会発表

該当なし

H. 知的財産権の出願・登録状況

1. 特許取得

該当なし

2. 実用新案登録

該当なし

3. その他

該当なし

2023/2/20 中間・事後評価委員会

保険収載されている医療技術の再評価方法を策定するための研究

奈良県立医科大学 公衆衛生学講座
今村知明

背景と目的

医療技術（いわゆる医科診療行為報酬のBコード以降）
原則として2年に1度の診療報酬で新設や削除を実施
新設は150~400件程度（約1000件の提案書）
削除は数件~10数件

削除を含めた既存医療技術の再評価が重要だが、実施が不十分

		令和4年度	令和5年度
情報収集・検証	分科会の再評価	→	→
	案価・保険医療材料との比較	→	→
NDB	文献調査・最新情報収集	→	→
	オープンデータを用いた分析	→	→
	特別抽出データを用いた分析	→	→
	第三者提供申出実施・データ提供	→	→
	分析実施	→	→

2

背景 - 中医協における議論 -

中医協で、既収載の医療技術の再評価の必要性が指摘されている

(3) 科学的な根拠に基づく医療技術の評価の在り方について 中医協 総-3(改) 元 7 24

② 既に保険収載している技術の評価の在り方

< 指針、ガイドラインについて >

【現状と課題】

- これまで、個々の医療技術の有効性及び安全性を確保するための方策のひとつとして、保険診療における算定留意事項や施設基準において、関連学会等が定める指針やガイドライン等を遵守することを規定してきた。
- こうした指針やガイドラインについては、新たな知見が得られた場合には学会等により必要な見直しが行われ、結果として保険診療の質が確保されていると考えられるが、現時点では見直しの状況について必ずしも把握できていない。

【論点】

【主な意見(令和元年度6月12日中医協総会)】

- 各学会のガイドラインの見直し状況などについて、現状把握やその体制整備が必要ではないか。

令和元年11月13日
中医協総会資料

3

背景 - 中医協における議論 -

令和2年度第1回医療技術評価分科会 (令和3年2月10日 中央社会保険医療協議会了承)
令和4年度診療報酬改定に向けた医療技術の評価方法等について (抄)

2. 今後の進め方
(3) 科学的根拠に基づく医療技術の評価について

- (ア) 既に保険収載されている医療技術の評価について
 - 学会等が作成する「診療ガイドライン」等に基づく質の高い医療を進める観点から、診療報酬上の評価や要件の見直し等を行うため、提案書において、診療ガイドライン等における当該医療技術の位置づけ等を明記する欄を新設し、当該医療技術の評価の参考とする。
 - また、当該医療技術に関連して、評価の見直しや削除等が可能と考えられる医療技術について、現在行われている医療技術も含まれることを明確化し、知見の提出を求めることとする。
- (イ) レジストリに登録され、実施された医療技術の評価について
 - レジストリに登録することを要件として保険適用された医療技術については、レジストリへの登録状況及び当該医療技術の実績等について、関連学会等を主体として検証した上で、分科会への報告等を行うとともに、引き続き有効性・安全性に係る評価を行うこととする。

令和3年12月3日
中医協総会資料

4

背景 - そもそも医療技術とは -

医療技術評価分科会における評価の対象となる技術の範囲の変遷

年度	対象となる技術
～平成20年度	・医科診療報酬点数表第2章特掲診療料第3部(検査)から第12部(放射線治療) ・歯科診療報酬点数表第2章特掲診療料第3部(検査)から第13部(歯科矯正)
平成22年度～	・医科診療報酬点数表第2章特掲診療料第2部(在宅医療)から第13部(病理診断) ・歯科診療報酬点数表第2章特掲診療料第2部(在宅医療)から第14部(病理診断)
平成26年度～	・医科診療報酬点数表第2章特掲診療料第1部(医学管理等)から第13部(病理診断) ・歯科診療報酬点数表第2章特掲診療料第1部(医学管理等)から第14部(病理診断)

令和3年12月3日
中医協総会資料

5

背景 - 医療技術新設に向けた取り組み -

年度	学会等から提出のあった提案書(※1)	医療技術評価分科会における評価対象となる技術	診療報酬改定において対応する優先度が高い技術	新設の例	
平成24年度改定(※2)	985件	667件	278件	胸腔鏡下・腹腔鏡下手術の保険導入	
平成26年度改定(※3)	863件	720件	135件	胸腔鏡下・腹腔鏡下手術の適用拡大	
平成28年度改定(※3)	914件	737件	223件	超音波エラストグラフィの採用	
平成30年度改定(※3)	984件	新規	272件	新規	78件
		既存	465件	既存	145件
令和2年度改定(※3)	947件	新規	334件	新規	107件
		既存	483件	既存	200件
令和3年度改定(※3)	947件	新規	306件	新規	102件
		既存	437件	既存	162件

令和3年12月3日 中医協総会資料

6

研究の進捗状況

①情報収集・検証

過去の医療技術の再評価の検討状況を調査

②NDBオープンデータの分析

現時点での公表データから、利用されていない医療技術を絞り込み

③職能団体へのヒアリング

研究分担者の専門領域である放射線関連をまず調査

④NDB第三者提供の申出

承諾されたがデータは未提供

7

現在までに実施した項目① 情報収集・検証

過去の医療技術の再評価の検討状況を調査

H30年改定：下記を削除

K043-2 骨関節結核膿孔摘出術	K067-3 腹腔鏡下食道噴門部縫縮術	経過措置のあるもの(平成32年3月31日まで)
K043-3 骨髄炎手術(骨髄核手術を含む)	K781-2 ビンハンマー式尿管結石碎砕術	D008 2 トロンボテスト
K052-2 多発性軟骨性外骨腫摘出術	D112 2 精神科訪問看護・指導料(Ⅱ)	D008-3 2 mRNA定量(1以外のもの)
K052-3 多発性骨腫摘出術	精神科訪問看護基本療養費Ⅱ	D007 9 ムコ蛋白
K084 1 四肢切断術 肩甲骨		D007 24 尿分必性トリプシノーゲンゼン(PST)
		D009 6 前立腺腫体水アッセイ(PAP)

R2年改定：

- 治療器具採型法(J129-4)や膵嚢胞胃(腸)吻合術(K705)等9項目の一部細分化・減点
- 25-ヒドロキシビタミンD(D007の一部)や外シャント設置術(K610-3)等3項目の削除

R4年改定：椎間板ヘルニア徒手整復術(K117-3)の削除

8

現在までに実施した項目① 情報収集・検証

- これまでの診療報酬改定では、「不要な医療技術」を明示的に削除している

- 本研究では、医療技術再評価(削除や統合再編)の対象となる医療技術のスクリーニング基準を検討する

- あくまでスクリーニング基準の設定だけで、基準該当=削除・統合再編ではない

9

現在までに実施した項目② NDBオープンデータの分析

医科診療行為マスタに存在しているのにNDBオープンデータに存在しなかった医療技術の例

C(在宅医療)：339件中2項目

例)海路(波浪)加算

要ヒアリング

D(検査)：1464件中33項目

例)赤血球寿命(RI)や血小板寿命(RI)

E(画像診断)：227件中26項目

例)単純間接撮影(手前2枚以上・アナログ)等

J(処置)：434件中13項目 普通は使っていないが、へき地ではあり得る?

例)鉄の肺 等

K(手術)：2738件中125項目

例)骨全摘術(肩甲骨・上腕・大腿・前腕)等

10 使う可能性があるのかもわからない

現在までに実施した項目③ 職能団体へのヒアリング

E(画像診断)：227件中26項目

- ・この大部分は間接撮影、断層撮影(≒CT)、特殊撮影等でデジタル化に伴い利用されていない可能性が高い医療技術
- ・実際に利用されていないか検証するために、医療機器のメンテナンスやフィルムを提供している医療メーカーとの連携が必要



職能団体の1つである日本診療放射線学会にヒアリング実施、調査協力を要請

11

現在までに実施した項目③ 職能団体へのヒアリング

日本診療放射線学会の協力を得て分析

NDBオープンデータで算定された医療技術のうち年間10件以上500件未満の分類は以下の通り

算定回数	E 画像検査		M 放射線治療		比較的、最近の項目と確認
	外来	入院	外来	入院	
10件未満	23	29	7	6	比較的、最近の項目と確認
10件~100件未満	18	25	3	9	
100件以上~200件未満	4	9	3	6	
200件以上~500件未満	5	12	6	2	

分析中

12

現在までに実施した項目④ NDB第三者提供申出

NDBオープンデータでは限界がある（例：医療扶助は対象外、地域や年齢分布が不明瞭、原疾患が不明等）ため、NDB特別抽出データの第三者提供申出を実施・承諾された。

NDB第三者提供は承諾から提供までの期間が平均300日を超えており、担当課を通して早期抽出を求めているが、現時点で未提供

項目	内容
1 匿名レセプト情報等の提供を承認した医療機関の状況	【承認済】1101 医療機関として承認されている医療機関の再評価状況を決定するための研究
2 研究内容	「匿名レセプト情報」
3 研究予定時期	「研究期間」
4 匿名レセプト情報等の提供を承認した医療機関の状況	【承認済】1101 医療機関として承認されている医療機関の再評価状況を決定するための研究

13

委員コメントへの回答①

海外調査・文献調査から具体的にどのような知見を得て、保険収載品の再評価に繋げるのか、国内外の医療技術評価の観点・仕組みの違いをどのように考慮するのかなど、再評価の実践に向けた具体的な道筋が必要ではないか？

回答：

本研究では、国民皆保険制度における医療技術再評価のスクリーニング基準を検討・提案するものです。

- ・海外の医療技術再評価の仕組みの良いところ取りができないか
 - ・日本で医薬品や医療機器に導入されている費用対効果制度の一部でも利用できないか
- を検討してまいります。

14

委員コメントへの回答②

「関係者にヒアリング」とあるが人数と関係者の専門性、ヒアリングの内調（評価の技術的な面か、評価の利活用に係る留意点かなど）についての記載があっても良かった。

回答：

- ・学会や職能団体の社会保険担当者
- ・医療技術評価分科会に精通している審査支払機関の関係者等を想定しています。

既に放射線関係はヒアリング済みです。

15

委員コメントへの回答③

特別抽出データ抽出依頼を8月に行って未提供とのことだが想定内か

回答：

当初は令和5年2月頃に提供いただく予定で、本研究担当課よりNDB所管課に依頼していましたが、現時点でめどはたっていないと聞いています。

理由は、NDBのID障害（※）のようで、提供され次第速やかに分析に着手します。

（※）第13回匿名医療情報等の提供に関する専門委員会 資料1

NDBの個人識別情報の補正作業について

1. 経緯

- ・NDBでは、匿名化・提供システムにおいて生成された個人識別情報（ID）が付与されたレセプト情報等を格納している。
- ・個人識別情報を生成するプログラムの誤りによって、2021年12月取込以降の一部レセプト情報等について、異なる個人識別情報（ID）を付与したことが判明した。これにより、同一個人についてそれぞれ異なるIDを生成（12月取込（9月診療）分の前後で、同一個人を特定できない。）している事例が生じている。

16

委員コメントへの回答④

複数のスクリーニング基準を仮説的に設定とあるが、その中身が書かれてないのて例示が欲しい

回答：

まずは算定件数で区切ることを想定しています。

- ・0～数件程度、10～数十件程度、100～数百件程度
- ・一定期間内に急激に算定件数が減少しているもの

これらを

- ・医療技術が古くて算定していないもの
- ・技術的に算定する可能性はあるが、まれなもの

等に分類し、関係団体・職能団体へのヒアリングを通じて設計していきます

あくまでスクリーニング基準の設定だけで、基準該当≒削除・統合再編対象です

17

更問①

具体的に海外の目星はついているのか。

回答：

フランス高等保健機構（HAS）内の専門組織では保険収載・削除要件を決定する専門組織（CNEDIITS）があることが文献調査から得られており、具体的な手法等について現地調査を行う予定

18

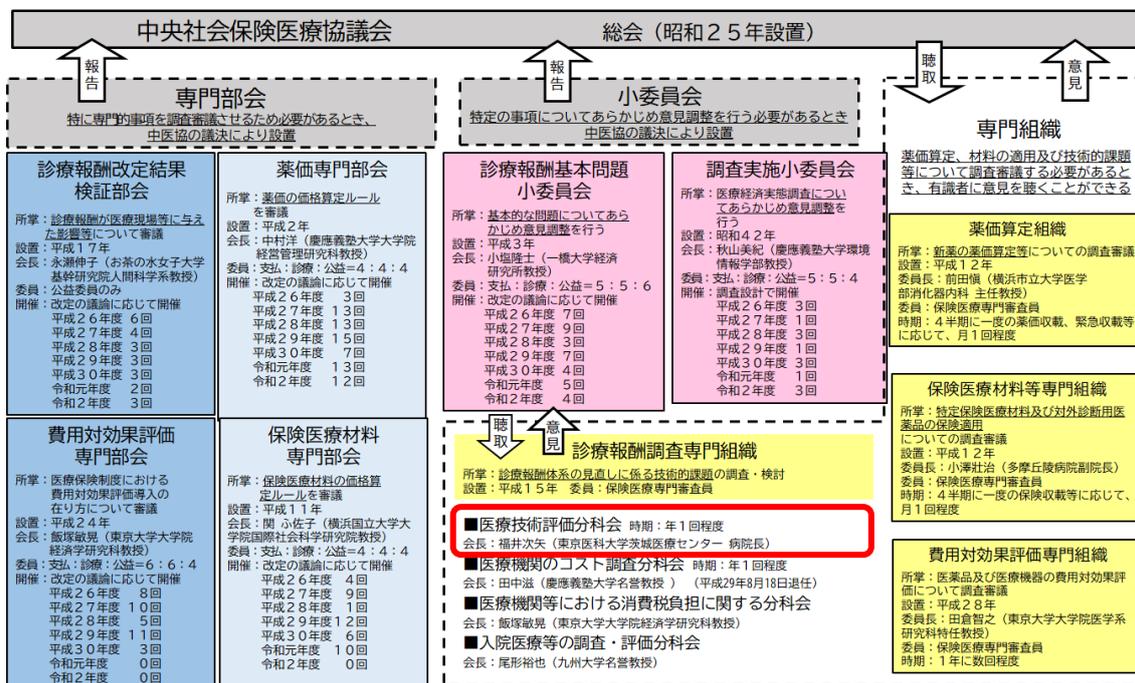
医療技術評価・再評価の歴史的変遷

(1) 中央社会保険医療協議会の組織構成

診療報酬については中央社会保険医療協議会（以下、「中医協」という）において議論される。中医協は、厚生労働省設置法（平成11年法律第97号）第6条第2項及び社会保険医療協議会法（昭和25年法律第47号）第1条第1項の規定により厚生労働省に設置されている審議会で、事務局は厚生労働省保険局医療課が担っている。

中医協には総会の他、その下に専門部会、小委員会、専門組織が設置されている。平成3年には小委員会の一つとして「診療報酬基本問題小委員会」（以下、「基本小委」という）が設置され、基本小委の下に、平成15年に、診療報酬体系の見直しに係る技術的課題の調査・検討を所掌する組織として「診療報酬調査専門組織」が設置された。この診療報酬調査専門組織には「医療技術評価分科会」、「医療機関のコスト調査分科会」、「医療機関等における消費税負担に関する分科会」、「入院医療等の調査・評価分科会」の4つの分科会が設置されている。医療技術評価・再評価を所掌するのは「医療技術評価分科会」である。

図表1 中医協の組織構成



(出典) 中央社会保険医療協議会資料（令和4年3月23日）

(2) 平成 16 年度改定・平成 18 年度改定に向けた議論等

医療技術評価分科会では、中医協基本小委の付託を受け、診療報酬における医療技術の適正な評価の観点から、難易度・技術力・時間に関する調査等の評価、新規医療技術の評価及び既存医療技術の再評価等を平成 15 年度から実施してきた。当初は、混合診療解禁を目指す規制改革の動きを受けて特定療養費制度¹に関連した「制限回数を超える医療行為」に係る考え方の整理や施設基準の整理、医療技術評価に関する調査も所掌していた。

初回となった、平成 16 年度改定に向けた医療技術評価では学会等から提出されたものは重複を含め 580 件であり、このうち、結果として保険導入されたのは 31 件であった。保険導入されたのは新規技術が 7 件で、既存技術等が 24 件であった。この既存技術等の中には廃止等の提案があったことから新規の保険導入が円滑に認められた²。

図表 2 平成 16 年度診療報酬改定の結果

調査票届出件数	580 件（重複あり） （新規技術 335 件、既存技術等 245 件）
保険導入された技術	31 件 （新規技術 7 件、既存技術等 24 件）

（資料）中医協診療報酬調査専門組織資料（平成 17 年 12 月 2 日）

平成 16 年 11 月の中医協基本小委で、診療報酬における医療技術の適正な評価の観点から、医療技術評価分科会において学会等から提出される「医療技術評価希望書」に基づき、新規医療技術の評価及び既存医療技術の再評価を行うこととされた³。

現行の医療技術評価・再評価スキームの基礎は平成 18 年度改定からともいえる⁴。

平成 17 年 2 月～平成 17 年 6 月にかけて、関係学会から医療技術の評価・再評価希望書が厚生労働省に提出され、平成 17 年 5 月に、医療技術評価分科会で 2 段階による評価を行うことが決まった。

1 次評価では、保険診療に精通した医学、歯学、薬学、看護学等の有識者で構成される 5 つのワーキンググループを設置し評価を行った。

なお、ワーキンググループのメンバーについては、分科会長⁵と事務局に一任され、社会保険診療報酬支払基金や大学等から推薦された者と思われる⁶。

¹ 現在は保険外併用療養費制度として整理されている。

² 中医協 医療技術評価分科会（第 5 回）（診調組 技-1）（平成 18 年 1 月 26 日）

³ 中医協診療報酬調査専門組織資料（平成 17 年 12 月 2 日）

⁴ 提出様式が定められたのも平成 18 年度改定に向けた平成 17 年からである。

⁵ 医療技術評価分科会の初代会長は、吉田英機 昭和大学泌尿器科 名誉教授。

⁶ 平成 17 年度第 2 回医療技術評価分科会（平成 17 年 5 月 18 日）では、ワーキンググループのメンバーに関する質問に対し、分科会長からは「東京支払基金には 243 名の審査の専門家がいます。…（中略）決まったら医療課長にお願いして、基金本部で人選してもらおうようにします。」「関東近辺から集めようかな

図表 3 平成 18 年度改定に向けた医療技術評価・再評価のワーキンググループ

WG1：精神、神経、眼科、耳鼻咽喉科、歯科系
 WG2：呼吸器、循環器系
 WG3：消化器、肝臓・胆道・膵臓、乳房系
 WG4：泌尿器・男性生殖器、産婦人科・女性生殖器、筋骨筋、皮膚・皮下組織系
 WG5：内分泌・栄養・代謝、血液・造血器・免疫臓器、感染症、新生児・小児・先天性疾患系、救急、麻酔、放射線、調剤、看護、その他系

(出典) 中医協 医療技術評価分科会 (第 4 回) (診調組 技-2-1) (平成 17 年 12 月 2 日)

平成 17 年 12 月 2 日に開催された第 4 回医療技術評価分科会では 1 次評価の結果が示された。その結果が以下の内容である。

図表 4 平成 17 年度第 4 回医療技術評価分科会で公表された 1 次評価結果 (案)

医療技術評価・再評価希望件数	641 件 ⁷ (重複分をカウントすると 942 件)
引き続き検討することが適当とされた技術	271 件 ⁸ (新規技術 130 件、既存技術 141 件)
その他の技術	280 件 (新規技術 181 件、既存技術 99 件)
基本診療料、指導管理等、在宅医療に係る技術	90 件

(出典) 中医協 医療技術評価分科会 (第 4 回) (診調組 技-2-1) (平成 17 年 12 月 2 日)

ここでは、高度先進医療に該当するもの⁹、基本小委において既に検討が行われているものは 2 次評価の対象としないこととされていた。また、基本診療料、指導管理等、在宅医療に関するものは医療技術評価分科会の評価の対象外とされた。

「引き続き検討することが適当とされた技術」が医療技術評価分科会での検討対象となった。「引き続き検討することが適当と考えられた技術の例」としては、「I. 新規技術」では、①医療機器決定区分 C2 (新機能、新技術)に係る技術、②内視鏡下手術等、③臓器移

と思います。大学が結構ありますので」と回答が行われている。ワーキンググループのメンバーは 50 名 (平成 17 年度第 4 回医療技術評価分科会 (平成 17 年 12 月 2 日) 議事録より)。

⁷ その後、重複などが判明し第 5 回医療技術評価分科会資料では 618 件とされた。

⁸ その後、重複などが判明し第 5 回医療技術評価分科会資料では 248 件とされた。

⁹ 「高度先進医療については、高度先進医療専門家会議において特定承認保険医療機関からの実績報告に基づき効果測定を行い、その結果を中医協へ報告することとされており、保険導入に当たっての技術的問題等については、当該専門家会議で検討される予定」とされている。

植が、「Ⅱ. 既存技術」では、①コンピュータ断層撮影診断の再評価、②内視鏡下手術の再評価、③同一手術野等における手術の再評価が挙げられている。また、「Ⅲ. 診療報酬項目の削除を検討する技術」も引き続き検討することが適当と考えられた技術の例として挙げられている。この「削除を検討する技術」として「医療技術の陳腐化や新たな科学的知見により、医療現場においては既に実施されていない、又は臨床的な意義がほとんどなくなっていると考えられる項目について、その削除を検討するもの」という考え方とともに、以下の16項目が具体的に挙げられた。

図表 5 平成 17 年度医療技術評価分科会で
「削除について引き続き検討が適当」とされた項目

	技術名	主申請団体
36	抗酸菌同定検査 1 ナイアシンテスト (廃止)	日本結核病学会
88	膀胱及び前立腺に対する組織試験採取、切採法 (廃止)	日本泌尿器学会
90	限界線療法 (廃止)	日本皮膚科学会
116	フルクトサミン測定 (廃止)	日本臨床検査医学会
117	ヘモグロビン A1 測定 (廃止)	日本臨床検査医学会
118	ポールバネル反応 (廃止)	日本臨床検査医学会
119	ロゼット法によるリンパ球サブセット検査 (廃止)	日本臨床検査医学会
120	過酸化脂質測定 (廃止)	日本臨床検査医学会
122	総脂質測定 (廃止)	日本臨床検査医学会
123	凝固時間測定 (廃止)	日本臨床検査医学会
125	部分トロンボプラスチン時間測定 (廃止)	日本臨床検査医学会
126	C 反応性蛋白 (CRP) 定性 (廃止)	日本臨床検査医学会
127	アレルゲン刺激性遊離ヒスタミン (HRT) 測定 (廃止)	日本臨床検査医学会
128	アルブミン・グロブリン比測定の廃止	日本臨床検査医学会
135	後腹膜気体造影の廃止	日本 Endourology・ESWL 学会
	胸腔内合成樹脂球摘出術 (廃止) *	

* 個別明細には記載がみられなかったが、中医協 医療技術評価分科会 (第 4 回) (診調組 技-2-3) (平成 17 年 12 月 2 日) の「診療報酬項目の削除を検討する技術」には記載されていること、議事録では削除項目が 16 項目との発言がみられたことから追記した。

(出典) 中医協 医療技術評価分科会 (第 4 回) (診調組 技-2-2) (平成 17 年 12 月 2 日)、中医協 医療技術評価分科会 (第 4 回) (診調組 技-2-3) (平成 17 年 12 月 2 日) より作成

第 4 回医療技術評価分科会には日本医師会の中医協委員も参加しており、基本診療料や指導管理等、在宅医療に係る技術に整理された 90 件の希望書については、「各学会の御意見として、私ども、非常にそれを尊重しながら 1 号側と話をするつもり」であるとし、医療

技術評価分科会の対象外とすることとなった。

第4回医療技術評価分科会の資料・議論については、平成17年12月16日に開催された基本小委（第77回）で報告された。この時に、1号側委員より「新しく保険収載する技術があるのであれば、陳腐化した技術については保険の対象から外していくべき」といった意見も出され、2号側委員も同意している。

1次評価で「引き続き検討することが適当とされた項目」248件について、その後検討が行われ、平成18年1月26日に開催された第5回医療技術評価分科会で2次評価結果案が示された。ここでは、「①保険適用する優先度が高いと考えられる新規技術」が51件、「②再評価する優先度が高いと考えられる既存技術」が88件、「③その他の新規技術」が50件、「④その他の既存技術」が39件、「⑤既に中医協基本小委で検討された医療技術及び高度先進医療に係る医療技術」が20件と振り分けられた。

図表6 平成17年度 第5回医療技術評価分科会で示された2次評価結果（案）

①保険適用する優先度が高いと考えられる新規技術	51件
②再評価する優先度が高いと考えられる既存技術	88件
③その他の新規技術	50件
④その他の既存技術	39件
⑤既に中医協基本小委で検討された医療技術及び高度先進医療に係る医療技術	20件
合計	248件

（注）最終的には、「①保険適用する優先度が高いと考えられる新規技術」は50件、「②再評価する優先度が高いと考えられる既存技術」は86件、「③その他の新規技術」は51件、「④その他の既存技術」は42件、「⑤既に中医協基本小委で検討された医療技術及び高度先進医療に係る医療技術」は20件、合計は249件となった。

（出典）中医協 医療技術評価分科会（第5回）（診調組 技-1）（平成18年1月26日）

上記に振り分ける過程で、「中医協からある程度指示がございまして、小児に関する技術、それから産科に関する技術、それから麻酔科にかかる技術、これを優先的に取り上げてほしいということが言われていますので、この51の技術を見ていただきまして、小児、産科、麻酔科のものはできるだけ導入していこう」と議事録に記述がみられ、こうした診療科を優先的に評価する方針の下、整理された結果と説明されている。

「②再評価する優先度が高いと考えられる既存技術」の中には、以下の14項目が含まれている。なお、「抗酸菌同定検査 1 ナイアシンテスト（廃止）」は「④その他の既存技術」に含まれている。また、「胸腔内合成樹脂球摘出術（廃止）」は確認ができなかった。

図表 7 平成 17 年度 第 5 回医療技術評価分科会で
「再評価する優先度が高いと考えられる既存技術」に含まれた削除項目

	技術名	主申請団体
2	後腹膜気体造影の廃止	日本 Endourology ・ ESWL 学会
55	膀胱及び前立腺に対する組織試験採取、切採法（廃止）	日本泌尿器学会
57	限界線療法（廃止）	日本皮膚科学会
74	C 反応性蛋白（CRP）定性（廃止）*	日本臨床検査医学会
75	アルブミン・グロブリン比測定 of 廃止	日本臨床検査医学会
76	フルクトサミン測定（廃止）	日本臨床検査医学会
77	ヘモグロビン A1 測定（廃止）	日本臨床検査医学会
78	ポールバネル反応（廃止）	日本臨床検査医学会
79	ロゼット法によるリンパ球サブセット検査（廃止）	日本臨床検査医学会
80	過酸化脂質測定（廃止）	日本臨床検査医学会
81	アレルゲン刺激性遊離ヒスタミン（HRT）測定（廃止）*	日本臨床検査医学会
82	凝固時間測定（廃止）	日本臨床検査医学会
85	総脂質測定（廃止）	日本臨床検査医学会
86	部分トロンボプラスチン時間測定（廃止）	日本臨床検査医学会

（出典）中医協 医療技術評価分科会（第 5 回）（診調組 技-1）（平成 18 年 1 月 26 日）より作成

日本臨床検査医学会からは「74.CRP 定性」と「81.アレルゲン刺激性遊離ヒスタミン測定」を廃止する提案があったものの、「CRP 定性」については小児科医から、「アレルゲン刺激性遊離ヒスタミン測定」については小児アレルギー学会から要望があり、廃止提案を取り下げたいといった発言があった。

なお、この医療技術評価分科会では、「最後の方に既存の技術で廃止というものの、先程二つ出ましたが、その確認をいただけますか。この廃止が中医協の 1 号側委員が非常に喜ぶというとおかしいですが、非常に期待するんですね。前回の平成 16 年の改正の時から始めて、この分科会から廃止してかまわない、あるいは非常に点数が高すぎるんでダウンで構わないというものが出たわけですね。それがあって 7 項目しかなかったんですが、ほとんど質問がなく通ったわけですね。ですからこの廃止するという、自主的に各学会から出されたこの廃止項目については非常に重要度が高いですし、今回の保険導入についても 1 号側を説得するのに非常に使いやすい資料なんですね」という分科会長から発言があった。つまり、平成 16 年度改定の際に、廃止などの提案が新規技術の評価や既存技術の再評価の案を中医協で諮る上で交渉上有利になったという評価がなされていたことがうかがえる。医療技術評価分科会では、各委員から様々な意見が出されたが、「できるだけ評価したいが財政上の制約がある」ということを分科会長が何度も強調しており、評価は臨床上の立場から行

うものの、最終的には財政面を踏まえ、優先度の高いものから保険収載・既存点数等の見直しを行っていたことがうかがえる。

医療技術評価の議論は年末に決まる改定率を見たうえで、どこまで評価希望を認めるか具体的な線引きが決まる。平成 18 年度改定はマイナス改定が決まっていたことから、第 5 回医療技術評価分科会では厳しい中での評価ということが主張された。一方、特定の診療科を優先する考え方に対しては、委員から疑問が呈された。

平成 18 年 2 月 3 日に開催された基本小委（第 88 回）では、医療技術評価分科会からの報告として「C 反応性蛋白(CRP)定性(廃止)」と「アレルギー刺激性遊離ヒスタミン(HRT)測定(廃止)」の 2 項目を削除した「再評価する優先度が高いと考えられる既存技術」86 件が報告された。

ここでは、1 号側委員からは「スクラップ・アンド・ビルト」として評価する意見があったが、一方で新規技術を入れたことによりどの技術が削除されたのかという質問も出された。これに対して、2 号側委員から「新規技術 A という手術と B という手術、A が新しい手術、B が古い手術としますと、A をしますと B は行われなくなります、その個体に関して。自動的に B の方は頻度が落ちてくるわけです。すなわち、A を入れたから B を保険から削除するという話ではなくて、自動的に B の方は使われなくなるわけですから、財政的にはほとんど中立、あるいはプラスになるものもマイナスになるものもございます。その中で、ほとんど使われなくなったものをこの保険上から削除するというところでございますので、新しいものを入れたから古いものをすべて外さなければ財政的にマイナスになるということではない」と説明している。新規技術の保険適用と同時に代替技術を削除するものではないことが説明されている。ただ、新規の保険適用による財政影響も踏まえた評価が強く意識されていることがうかがえる議論が行われた。

(3) 平成 20 年度改定までの議論

平成 20 年度診療報酬改定では、平成 18 年度改定の際のスキームを基本として医療技術評価分科会での評価が行われた。

平成 18 年度改定時には医療技術評価の対象が明示されていなかったが、平成 20 年度改定では、分科会における評価対象技術は、「分科会における評価対象技術は、原則、医科診療報酬点数表第 2 章特掲診療料第 3 部（検査）から第 12 部（放射線治療）、又は歯科診療報酬点数表第 2 章特掲診療料第 3 部（検査）から第 13 部（歯科矯正）に該当する技術として評価されている又はされることが適当な医療技術とする」と明記された。平成 18 年度改定でも上記に該当しない医療技術については医療技術評価分科会の対象外として整理されたが、この点を事前に明記したことになる。

医療技術評価分科会では、評価対象技術をこのように明記したことについて、1 部や 2 部をなぜ対象としないのかと内科系の委員より疑問が提示されたが、これに対し事務局からは「医療技術評価分科会の役割として細かな技術について専門的なお立場から評価していただく」といった説明が行われた。しかし、医療技術評価分科会の対象外では評価プロセスが見えにくいので対象に含めてほしいという要望や、対象外の評価要望はどこが受付窓口なのかといった質問が出された。委員の中には、対象外とされた入院基本料や初診料・再診料などは日本医師会が対応するものと捉える誤解のある意見が度々出され、事務局が中医協で検討するものと訂正する場面もあった¹⁰。

また、日本医学会分科会、内科系学会社会保険連合（以下、「内保連」という）、外科系学会社会保険委員会連合（以下、「外保連」という）又は日本歯科医学会専門分科会のいずれかに属する学会、日本薬学会、日本看護学会（「看護系学会等社会保険連合」（以下「看保連」という）ができた）から提出された評価提案書について評価を実施すること、評価方法は 2 段階で実施することも明記された。

図表 8 平成 20 年度改定に向けた医療技術の評価・再評価方法

○1 次評価

：臨床医を中心としたワーキンググループを設置し、専門的観点から当該技術に係る評価を実施。技術評価分科会の委員はいずれかのワーキンググループに属する。ワーキンググループは原則非公開とする。

○2 次評価

：1 次評価結果において高く評価された一定数以上の技術を対象に、医療技術評価分科会全体会合において、より幅広い観点から評価を実施。

（出典）中医協 医療技術評価分科会（第 1 回）（診調組 技-4）（平成 19 年 2 月 14 日）

¹⁰ 平成 18 年度第 1 回医療技術評価分科会議事録（平成 19 年 2 月 14 日）

平成 18 年度改定時と変更になったのは以下の 3 点である。

図表 9 平成 18 年度改定からの変更点

- 名称：「技術評価希望書」→「技術評価提案書」
- 保険既記載技術の評価提案書において、再評価区分の「点数の見直し」を増点するものと減点するものの 2 つの項目に分ける。
- 保険未記載技術の評価提案書において、技術の導入に伴い代替される保険既記載技術との比較（効果・費用）を記載する項目を新たに設ける。

既記載技術の技術評価提案書では「保険記載の廃止」項目も明記されており、①当該技術が既実施されていない、②当該技術は実施されているが、有効性・安全性等に疑義が生じている場合と例示されている。

図表 10 平成 20 年度改定に向けた医療技術評価提案書（新規）の記載項目

	項目	備考
1	技術名	
2	技術の概要	
3	対象疾患名	
4	保険記載の必要性のポイント	
5	①有効性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 治癒率・死亡率・QOL の改善等 ・ <u>学会のガイドライン等</u> ・ エビデンスレベル
6	②安全性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 副作用等のリスクの内容と頻度
7	③普及性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象患者数 ・ 年間実施回数等
8	④技術の成熟度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学会等における位置づけ ・ 難易度（専門性・施設基準等）
9	⑤倫理性・社会的妥当性	※問題があれば記載
10	⑥予想される医療費への影響	・ 予想影響額（ ）円 増・減
11	⑦妥当と思われる診療報酬の区分、点数及びその根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予想される当該技術に係る医療費 ・ 当該技術の保険記載に伴い減少が予想される医療費 （費用対効果分析などの経済評価を実施していれば記載可）
12	⑧代替する保険既記載技術との比較	※当該技術の導入により代替される既記載技術 無・有（区分番号と技術名） <ul style="list-style-type: none"> ・ 効果（安全性等を含む）の比較 ・ 費用の効果
13	⑨その他	

（注）「①有効性」の欄に「学会のガイドライン等」が追加された。

（出典）中医協 医療技術評価分科会（第 1 回）（診調組 技-4）（平成 19 年 2 月 14 日）

図表 11 平成 20 年度改定に向けた医療技術評価提案書（既存）の記載項目

	項目	備考
1	技術名	
2	技術の概要	
3	再評価区分	1.算定要件の見直し（施設基準、回数制限等） 2.点数の見直し（増点） 3.点数の見直し（減点） 4.保険収載の廃止 5.その他（ ）
4	具体的な内容	
5	①再評価の理由	
6	②普及性の変化	・対象患者数の変化 ・年間実施回数の変化等
7	③予想される医療費への影響	・予想影響額（ ）円 増・減
		・予想される当該技術に係る医療費 ・当該技術の保険収載に伴い減少すると予想される医療費
8	その他	※当該技術の導入により代替される既収載技術 無・有（区分番号と技術名） ・効果（安全性等を含む）の比較 ・費用の効果

（出典）中医協 医療技術評価分科会（第1回）（診調組 技-4）（平成 19 年 2 月 14 日）

評価者の評価票についても明示された。

図表 12 保険未収載技術の評価

【一次評価票】

- 技術の有効性・成熟度（含むデータの質・信頼度）について
：1（低）～5（高）の5段階
- 安全性・倫理性・社会的妥当性の観点から見た、保険収載の適切性について
：問題あり／問題なしの2択
- 普及性に係るデータ等の妥当性について
：低／中／高の3択
- 実施施設の限定について
：先進医療とすべき／施設基準を設けるべき／必要なし

【二次評価票】

- 当該技術の保険収載に係る必要性・妥当性について
：1（低）～5（高）の5段階
- 実施施設の限定について
：先進医療とすべき／施設基準を設けるべき／必要なし

図表 13 保険既収載技術の評価

【一次評価票】

- 再評価の必要性・妥当性について
：1（低）～5（高）の5段階
- 普及性に係るデータ等の妥当性について
：低／中／高の3択

【二次評価票】

- 再評価の必要性・妥当性について
：1（低）～5（高）の5段階

「技術評価希望書」から「技術評価提案書」に名称変更した理由としては、「近年プラス改定がなかなか望めない中で、限られた医療費の中でいかに質の高い医療を効率的に提供していくか、ということが課題となっているので、学会の先生方にもそういう観点からぜひいい提案をしていただきたいということで（略）従来のようにこういうものを入れてほしいというような希望だけでなく、こういうものを適正化してはどうかというようなことも含めて提案していただきたいということ」と事務局から説明されている。つまり、保険適用の「希望」だけではなく、「提案」を各学会から提出してほしいということが改めて示された。

提案書にエビデンスレベルを記載する項目については、医療技術評価分科会で「日本ではエビデンスがなかなかない」といった意見が委員から出されたが、これに対して「保険収載する前提としてエビデンスがある程度確立していることが求められるのではないかと事務局から説明があり、結果として「学会等の診療ガイドライン」もエビデンスの一つとして認める方向となった。

平成19年2月28日に開催された基本小委では、対象技術に「在宅」を入れるべきではないかといった意見が示された。また、新しく組織化された看保連に関する質問があった。

平成19年3月から6月にかけて、関係学会から合計681件（重複分をカウントすると812件）が厚生労働省に提出された。これに対して、ワーキンググループによる1次評価が行われた。なお、1次評価を行うワーキンググループは5つから6つに再編成されている。各WGの領域の組み合わせも見直しが行われた。

なお、平成20年度改定に向けた評価の過程で、提案書提出学会に対するヒアリングも行われた。

図表 14 平成 20 年度改定に向けた医療技術評価・再評価のワーキンググループ

WG1：眼科、耳鼻咽喉科、歯科系、皮膚・皮下組織系
 WG2：循環器系、救急、麻酔、放射線
 WG3：消化器、肝臓・胆道・膵臓、乳腺、呼吸器
 WG4：泌尿器・男性生殖器、産婦人科・女性生殖器、新生児・小児
 WG5：内分泌・栄養・代謝、血液・造血器・免疫臓器、調剤、看護
 WG6：精神、神経、筋骨筋、その他

(出典) 中医協 医療技術評価分科会 (第 2 回) (診調組 技-2-1) (平成 19 年 12 月 3 日)

図表 15 平成 19 年度 医療技術評価分科会で公表された 1 次評価結果 (案)

医療技術評価・再評価提案件数	648 件* (重複分をカウントすると 812 件)
引き続き検討することが適切とされた技術	233 件 (新規技術 111 件、既存技術 122 件)
その他の技術	345 件 (新規技術 176 件、既存技術 169 件)
基本診療料、指導管理等、在宅医療に係る技術	103 件

* 整理された結果、最終的には 681 件とされている。

(出典) 中医協 医療技術評価分科会 (第 2 回) (診調組 技-2-1) (平成 19 年 12 月 3 日)

図表 16 平成 19 年度 医療技術評価分科会で示された 2 次評価結果 (案)

①保険適用する優先度が高いと考えられる新規技術	42 件
②その他の新規技術	69 件
③再評価する優先度が高いと考えられる既存技術 (※)	62 件
④その他の既存技術	55 件
⑤先進医療専門家会議において保険導入等について議論する医療技術	5 件
合計	233 件

(※) 再評価の中には、増点、減点、廃止、要件の見直しが含まれる。

(出典) 中医協 医療技術評価分科会 (診調組 技-2) (平成 20 年 1 月 21 日)

図表 17 平成 19 年度 医療技術評価分科会で
「再評価する優先度が高いと考えられる既存技術」に含まれた削除・減点項目

	技術名	主申請団体
3	技術名：疾患別リハビリテーション料の通減制の撤廃 概要：【廃止】疾患別リハビリテーション料の通減制の廃止	日本リハビリテーション医学会
16	技術名：抗酸菌同定検査 1 ナイアシンテスト(D020-1) 概要：【廃止】抗酸菌同定検査（ナイアシンテスト）	日本結核病学会
51	技術名：コバルト 60 遠隔大量照射 概要：【減点】コバルト 60 遠隔大量照射の再評価	日本放射線腫瘍学会
53	技術名：密封小線源治療（旧型コバルト・新型コバルト） 概要：【減点等】密封小線源治療の再評価（旧型コバルトの点数見直し等）	日本放射線腫瘍学会
60	技術名： β -リポ蛋白、モノアミンオキシダーゼ（MAO）、T3 摂取率精密測定、免疫抑制酸性蛋白（IAP）、ヴィダール反応、ナイアシンテスト 概要：【廃止】 β -リポ蛋白、モノアミンオキシダーゼ（MAO）、T3 摂取率精密測定、免疫抑制酸性蛋白（IAP）、ヴィダール反応、ナイアシンテストの廃止	日本臨床検査医学会

（出典）中医協 医療技術評価分科会（診調組 技-2）（平成 20 年 1 月 21 日）より作成

平成 20 年度診療報酬改定において医療技術評価分科会の議事録は公開されていない。また、この医療技術評価分科会での審議を踏まえ、平成 20 年 1 月 23 日に開催された基本小委で報告された。平成 20 年度診療報酬改定はプラス改定となっていたことから、厳しいやり取りはなかったものの、事務局に対して「概要」が技術名と変わらない情報であること、なぜ評価されたのかがわかるような資料とすべき、といった意見が出された。

(4) 平成 22 年度改定までの議論

平成 21 年 2 月 13 日に開催された医療技術評価分科会で次回改定に向けた議論が開始となった。

ここでは、「分科会における評価対象技術は、原則、医科診療報酬点数表第 2 章特掲診療料第 2 部（在宅医療）から第 13 部（病理診断）、又は歯科診療報酬点数表第 2 章特掲診療料第 2 部（在宅医療）から第 13 部（歯科矯正）に該当する技術として評価されている又はされることが適当な医療技術とする」となった。「在宅医療」と「病理診断」が追加された。

また、平成 20 年度改定と同様に、日本医学会分科会、内保連、外保連又は日本歯科医学会専門分科会・認定分科会のいずれかに属する学会、日本薬学会、看保連から提出された評価提案書について評価を実施する、評価方法は 2 段階で実施することとなった。

医療技術評価提案書の様式はわかりやすい補足が行われた。

なお、対象に、在宅医療と病理が加わったことから、1 次評価を行うワーキンググループの構成も若干変更があった。

図表 18 平成 22 年度改定に向けた医療技術評価・再評価のワーキンググループ

WG1：眼科、耳鼻咽喉科、歯科系、皮膚・皮下組織
WG2：循環器系、救急、麻酔、放射線
WG3：消化器、肝臓・胆道・膵臓、乳腺、呼吸器、在宅医療
WG4：泌尿器・男性生殖器、産婦人科・女性生殖器、新生児・小児
WG5：内分泌・栄養・代謝、血液・造血器・免疫臓器、調剤、看護、病理、その他
WG6：精神、神経、筋骨筋

(出典) 中医協 医療技術評価分科会 (診調組 技-2-1) (平成 21 年 11 月 19 日)

1 次評価では、ワーキンググループの構成員が 1 次評価票に基づいて評価を行うが、5 段階評価のうち目安として「3 以上は 50% くらい、2 以下は 2 次評価において検討することが適当とされた技術に入れない」が用いられた¹¹。

¹¹ 平成 21 年度第 1 回医療技術評価分科会 (平成 21 年 11 月 19 日開催) 議事録

図表 19 平成 21 年度 医療技術評価分科会で公表された 1 次評価結果

医療技術評価・再評価提案件数	731 件* (重複分をカウントすると 896 件)
①2 次評価において検討することが適当とされた技術	344 件 (新規技術 159 件、既存技術 185 件)
②その他の技術(有効性・成熟度が低い又は安全性・倫理性・社会的妥当性等から問題有りとされたもの等)	304 件
③基本診療料及び指導管理等に係る提案書、個別の技術評価ではなく制度に対する提案書(注 1)	45 件
④薬事法上の承認が得られていない医薬品及び医療機器等を用いる技術(注 2)	19 件
⑤先進医療専門家会議において保険導入等について議論する技術(注 3)	19 件

注 1：基本診療料、指導管理等については、医療技術評価分科会の評価の対象外。

注 2：薬事法上の承認が得られていないものは、保険診療において使用することができない。保険と併用する方法として高度医療(第 3 項先進医療)がある。

注 3：先進医療については、先進医療専門家会議において、実績報告等に基づき、別途保険導入について評価が行われるため、2 次評価の対象とはしない。

*最終的に 726 件と整理された。

(出典) 中医協 医療技術評価分科会(診調組 技-2-1)(平成 21 年 11 月 19 日)

図表 20 平成 21 年度 医療技術評価分科会で示された 2 次評価結果(案)

項目	件数
①新規保険収載する優先度が高いと考えられる未収載技術	72 件
②適応疾患の保険適用拡大等の優先度が高いと考えられる技術	11 件
③再評価する優先度が高いと考えられる既収載技術	116 件
④その他の未収載技術	53 件
⑤その他の既収載技術	57 件
⑥薬事法上の承認が得られていない医薬品及び医療機器等を用いる技術等	28 件
⑦先進医療専門家会議において保険導入等について議論する技術	2 件

(※) 再評価の中には、増点、減点、廃止、要件の見直しが含まれる。

(出典) 中医協 医療技術評価分科会(診調組 技-2)(平成 22 年 1 月 19 日)

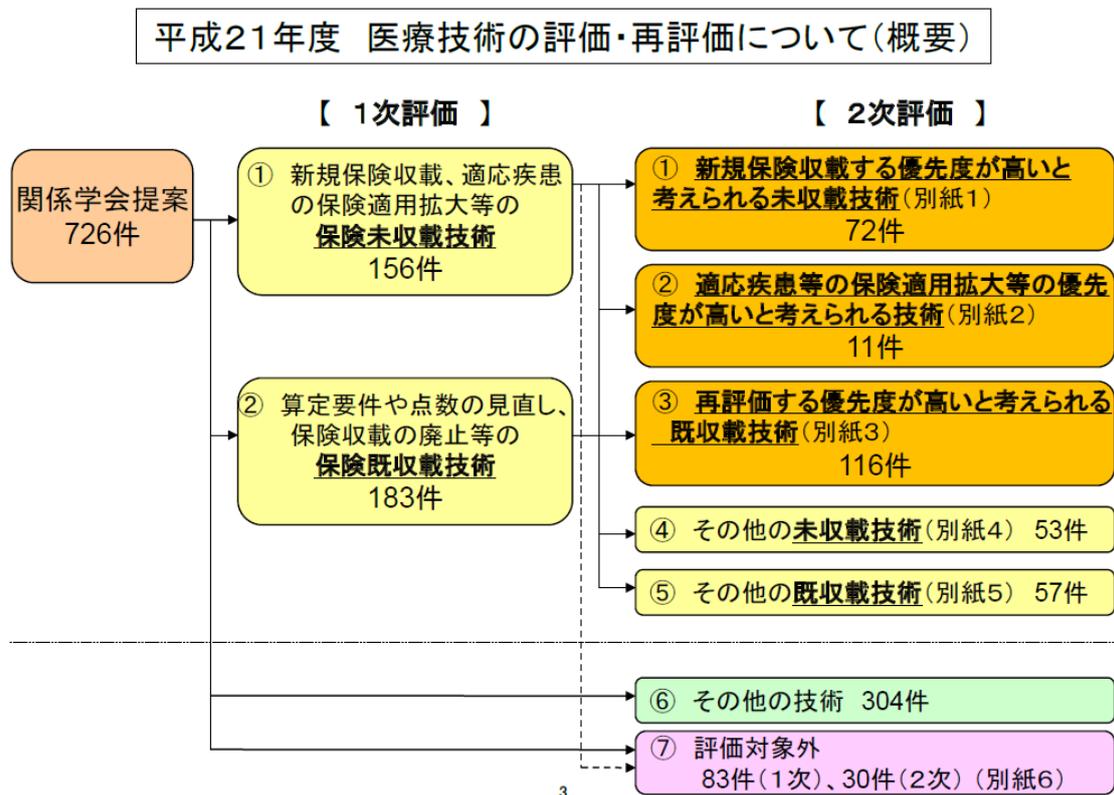
上記の通り、最終的な整理も平成 20 年度よりも細かく整理されている。

評価の過程で重複などの整理が行われるため、最終的な件数は次のようになった。

なお、学会からの提案内容も複雑な提案が増えている。

平成 22 年 1 月 19 日に開催された医療技術評価分科会では、最後に、平成 24 年度改定からは「外保連試案」を活用する予定であることも予告された。

図表 21 平成 21 年度 医療技術の評価・再評価について（概要）



(出典) 中医協 医療技術評価分科会 (診調組 技-2) (平成 22 年 1 月 19 日)

図表 22 平成 21 年度 医療技術評価分科会で
「再評価する優先度が高いと考えられる既存技術」に含まれた削除・減点項目

	技術名	主申請団体
3	技術名：MRI 撮影料：2 回目以降の撮影料に対する減額 概要：【減点】磁気共鳴コンピュータ断層撮影（MRI 撮影）において、2 回目以降の撮影点数の減点	日本医学放射線学会 日本磁気共鳴医学会
92	技術名：密封小線源治療（旧型コバルト・新型コバルト） 概要：【減点】密封小線源治療のうち、旧型コバルト装置を用いた場合の点数の減点	日本放射線腫瘍学会
93	技術名：コバルト 60 遠隔大量照射 概要：【減点】コバルト 60 遠隔大量照射の減点	日本放射線腫瘍学会
102	技術名：筋電図検査 2 誘発筋電図 概要：【減点】筋電図検査（誘発筋電図）について、「一連の検査につき」の条件を、現行の点数から減点して「一神経につき」に変更する算定要件の見直し	日本リハビリテーション医学会 日本臨床神経生理学会
109	技術名：削除項目の提案 概要：【廃止】現在では有用性が低下している、キシローゼ試験、便ウロビリノーゲン等の保険収載の廃止	日本臨床検査医学会
111	技術名：プロトロンビン時間、トロンボテスト 概要：【減点】出血性疾患の診断、経口抗凝固薬のモニタリング等に用いられ、臨床的意義は同等であるプロトロンビン時間及びトロンボテストについて、国際的に標準化されているプロトロンビン時間の増点、及びトロンボテストの減点	日本臨床検査医学会

（出典）中医協 医療技術評価分科会（診調組 技-2）（平成 22 年 1 月 19 日）より作成

（5）平成 24 年度改定までの議論

平成 23 年 2 月 16 日に開催された中医協総会で平成 24 年度改定に向けた医療技術評価の評価方法について資料が示され、平成 23 年 6 月 2 日の医療技術評価分科会で平成 24 年度改定に向けた議論が開始となった。

平成 24 年度改定に向けて、前回と同様、学会等から新たな医療技術や再評価すべき既存技術について、有効性・安全性等を踏まえた医療技術評価提案書の提出を求め、医療技術評価分科会において評価・検討することが確認された。また、平成 24 年度改定では、評価の可視化、学会等からの提案期間を確保する観点から、提案技術の概要の公表及びそれに伴う様式の一部の変更、提案書の配布から締め切りまでの期間の延長を行うこととなった。

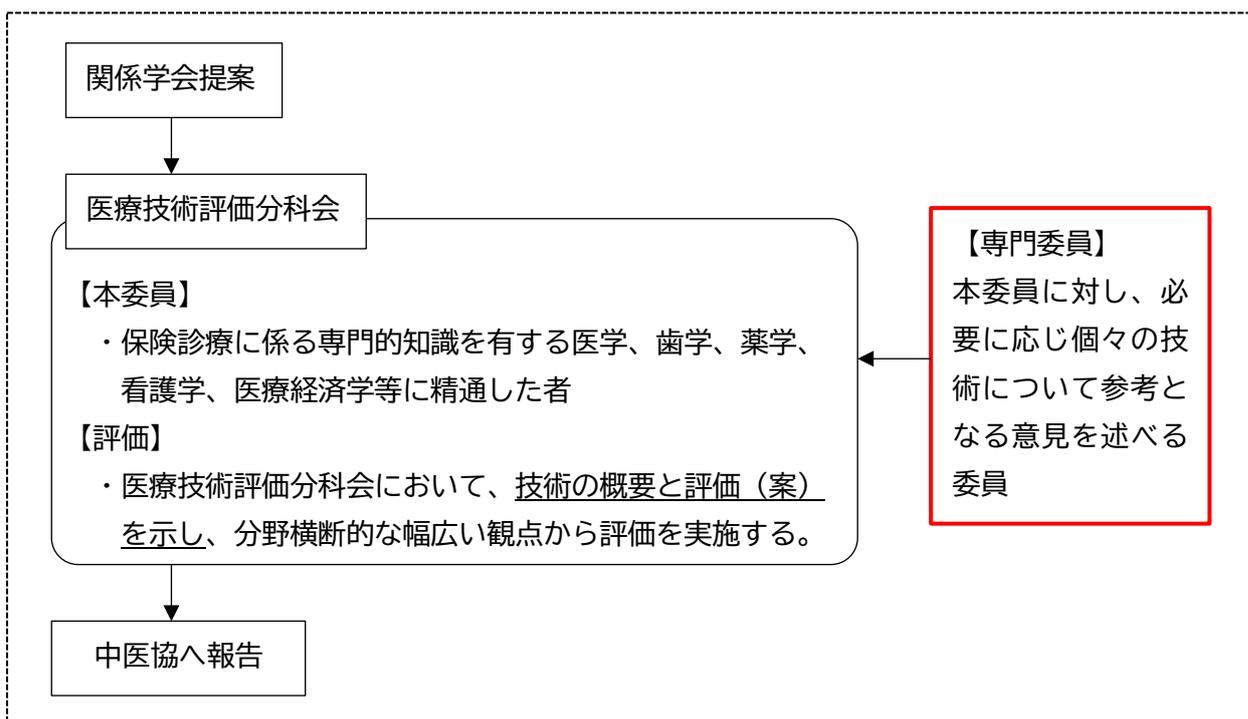
中医協で医療技術評価分科会における評価プロセスや評価結果等の公表を求められることが多く、評価票のコメント欄に具体的なコメントを記載することが求められた。

「医療技術評価分科会における評価対象技術は、原則、医科診療報酬点数表第2章特掲診療料第2部（在宅医療）から第13部（病理診断）、又は歯科診療報酬点数表第2章特掲診療料第2部（在宅医療）から第14部（病理診断）に該当する技術として評価されている又はされることが適当な医療技術とする」となった。医科については平成22年度と対象は変わらないが、歯科に「病理診断」が追加された。

医療技術評価提案書に記載すべき項目としては、①有効性、②安全性、③技術的成熟度、④倫理性・社会的妥当性、⑤普及性、⑥既存の技術と比較した効率性等に関して、根拠を含めた技術評価提案書の提出を学会等に求めることとした。

また、医療技術評価分科会の評価体制について、本委員に対し、必要に応じ個々の技術について参考となる意見を述べる委員として「専門委員」を新設することとなった。

図表 23 平成24年度改定に向けた評価体制



（出典）中医協 医療技術評価分科会（診調組 技-1-3）（平成23年11月16日）より作成

なお、学会等については、日本医学会分科会、内保連、外保連、日本歯科医学会分科会（認定分科会含む）のいずれかに属する学会、日本薬学会、看保連と明記された。

また、新規技術を「未収載」、既存技術を「既収載」と表記することが変更点として明示されていないものの「未収載」「既収載」の区分が用いられることとなった。

スケジュールとして、以下が示された。

図表 24 平成 23 年度 医療技術評価のスケジュール案

平成 23 年 3 月上旬	提案書配布
6 月下旬	提案書提出〆切、重複・薬事法などの確認
7～9 月	専門的観点を踏まえ、評価（案）を作成
10 月以降	評価（案）をもとに医療技術評価分科会で評価 評価結果を中医協総会報告

（出典）中医協 医療技術評価分科会（診調組 技-3-1）（平成 23 年 6 月 2 日）より作成

提案技術の概要の公表に関する基本方針等が示されたことから、提案書の様式の一部が変更され、すべての提案書に公表できる概要図を添付することとなり、記載例なども示された。具体的には、未収載（新規）の提案書には、どのような医療機関や医師であればその技術が安全にできるのかという施設基準に関する技術的成熟度の項目が設けられた。

平成 23 年 11 月 16 日に平成 23 年度第 1 回医療技術評価分科会が開催された。

ここでは、平成 23 年 2 月下旬から 6 月にかけて学会等から厚生労働省に提出された 985 件（重複を含む）の提案書について、学会等からのヒアリングや外部有識者の意見等を踏まえ、事務局である保険局医療課は事務局案である評価案を提出した。

図表 25 平成 23 年度 医療技術評価分科会に提示された評価（案）の内訳

医療技術評価・再評価提案件数	793 件* (重複分をカウントすると 985 件)
①幅広い観点から評価が必要な技術	564 件 (新規技術 263 件、既存技術 301 件)
②エビデンスが不十分と考えられる技術 ・評価すべき有用性が十分に示されていないもの ・評価すべき技術の具体的な内容が十分に記載されていないもの 等	103 件
③医療技術評価分科会における評価の対象とならない技術（評価対象外）	126 件
うち、基本診療料及び指導管理等に係る提案書、個別の技術評価ではなく制度に対する提案書（注 1）	97 件
うち、薬事法上の承認が得られていない医薬品及び医療機器等を用いる技術（注 2）	13 件

うち、先進医療専門家会議において保険導入等について議論する技術（注3）	16件
-------------------------------------	-----

注1：基本診療料、指導管理等については、医療技術評価分科会の評価の対象外。

注2：薬事法上の承認が得られていないものは、保険診療において使用することができない。保険と併用する方法として高度医療（第3項先進医療）がある。

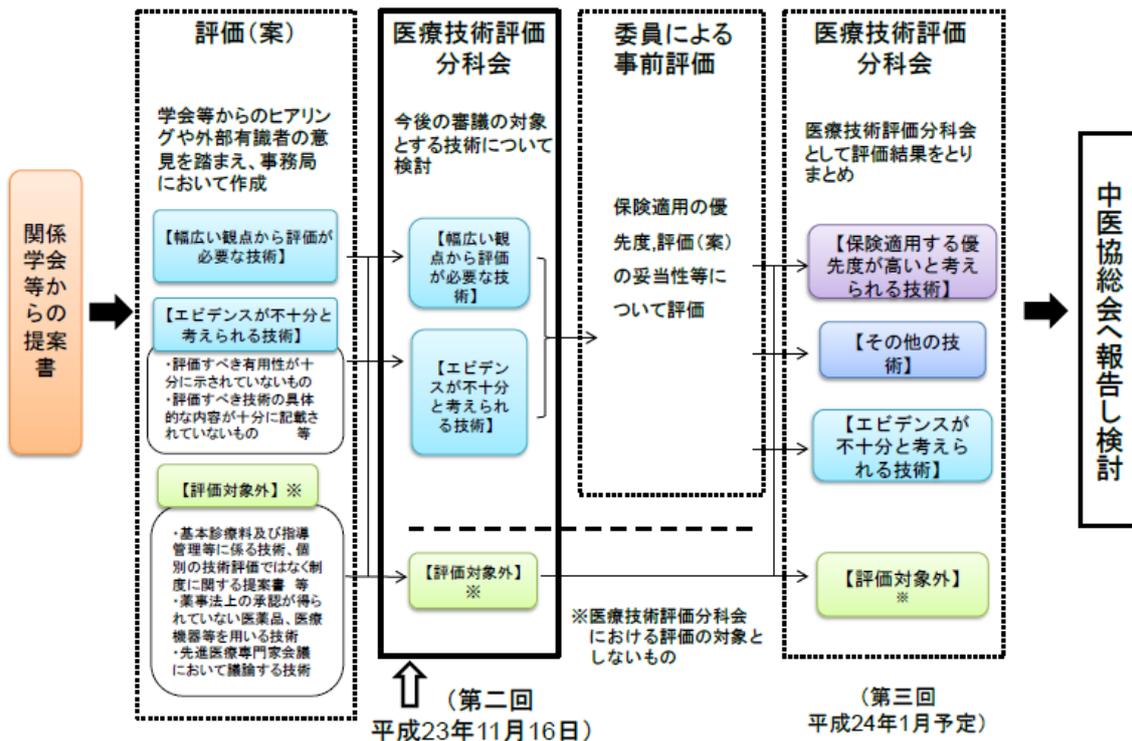
注3：先進医療については、先進医療専門家会議において、実績報告等に基づき、別途保険導入について評価が行われるため、医療技術評価分科会の評価の対象外。

（出典）中医協 医療技術評価分科会（診調組 技-1-1）（平成23年11月16日）

上記のうち、「①幅広い観点から評価が必要な技術」、「②エビデンスが不十分と考えられる技術」が医療技術評価分科会の対象であるが、平成23年11月16日の医療技術評価分科会ではすべての提案書【概要版】と概要図が公表された。

図表 26 平成23年度 医療技術評価分科会における今後の評価の進め方

医療技術評価分科会における今後の評価の進め方について



（出典）中医協 医療技術評価分科会（診調組 技-1-1）（平成23年11月16日）

評価内容・方法としては、以下のとおりである。

図表 27 平成 23 年度 医療技術評価分科会における評価票

【未収載（新規）】

- ・当該技術の保険収載に係る必要性・妥当性（1（低）～5（高）の5段階）
- ・倫理性・社会的妥当性（問題あり・問題なしの2択）
- ・実施施設の限定（施設基準を設けるべき・必要なし）

（コメント欄）

- (1)有効性について
- (2)安全性について
- (3)技術的成熟度について
- (4)普及性について
- (5)効率性について

自由記載欄

【既収載（既存）】

- ・再評価の必要性・妥当性（1（低）～5（高）の5段階）

（コメント欄）

- (1)有効性等について
- (2)普及性の変化について
- (3)予想される医療費の影響について
- (4)その他

自由記載欄

（出典）中医協 医療技術評価分科会（診調組 技-1-1）（平成 23 年 11 月 16 日）

医療技術評価分科会での評価対象となった提案について各委員の評価する提案が割り当てられ、事前評価が行われた。委員は、担当の提案書の内容を評価する際に、学会ヒアリング内容や WG の構成員の評価結果・コメント等を参考にする。また、提案書提出学会に質問等がある場合、事務局を通して学会に質問・確認を行うことができる。さらに、専門委員にコメントを求めることができる。

図表 28 平成 23 年度 医療技術評価分科会の評価（案）

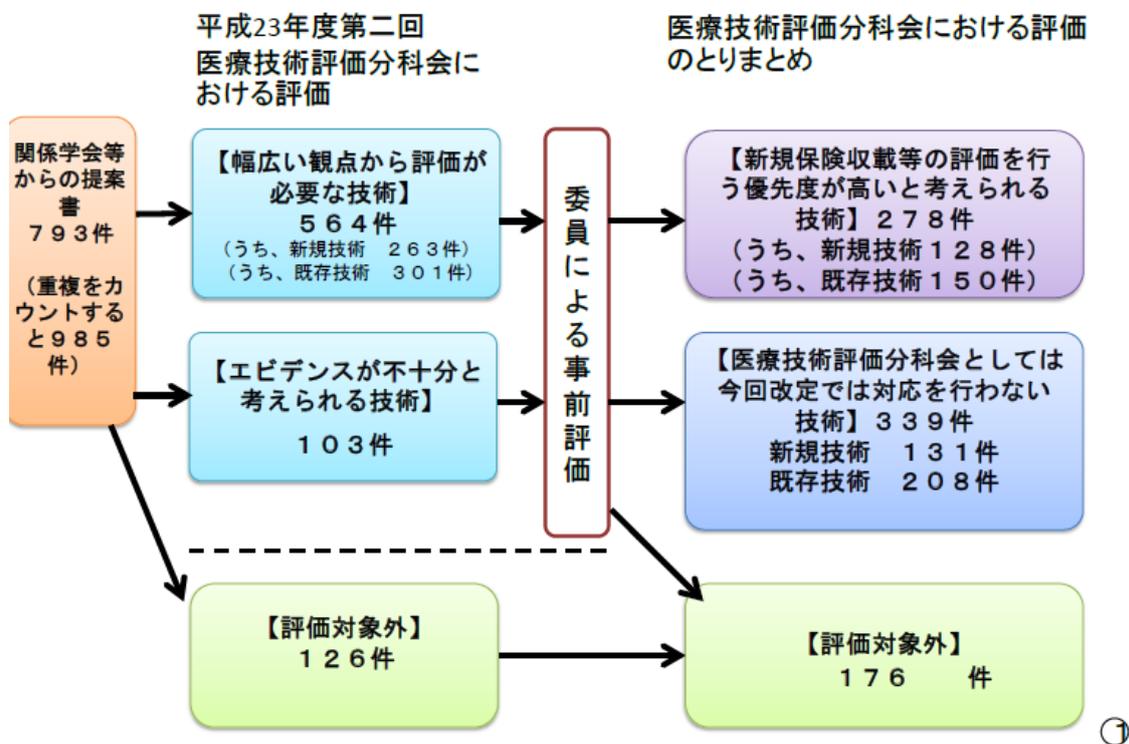
医療技術評価・再評価提案件数	793 件* (重複分をカウントすると 985 件)
①新規保険収載等の評価を行う優先度が高いと考えられる技術（※）	278 件 (新規技術 128 件、既存技術 150 件)
②医療技術評価分科会としては、今回改定では対応を行わない技術	339 件 (新規技術 131 件、既存技術 208 件)
③医療技術評価分科会における評価の対象とならない技術（評価対象外）	176 件
（1）基本診療料及び指導管理等に係る提案書、個別の技術評価ではなく制度に対する提案書等	106 件
（2）使用する医薬品及び医療機器等の薬事法上の承認が確認できない技術	51 件
（3）先進医療専門家会議において保険導入等について議論する技術	19 件

※ 評価の中には、新規保険収載、既収載技術の増点、減点、廃止、要件の見直し、適応疾患の保険適用の拡大等が含まれる。

（出典）中医協 医療技術評価分科会（診調組 技-1-1）（平成 24 年 1 月 13 日）

図表 29 平成 23 年度 医療技術評価分科会での評価 (案)

平成23年度 医療技術の評価について(案)(概要) 診調組 技-1-2
24. 1. 13



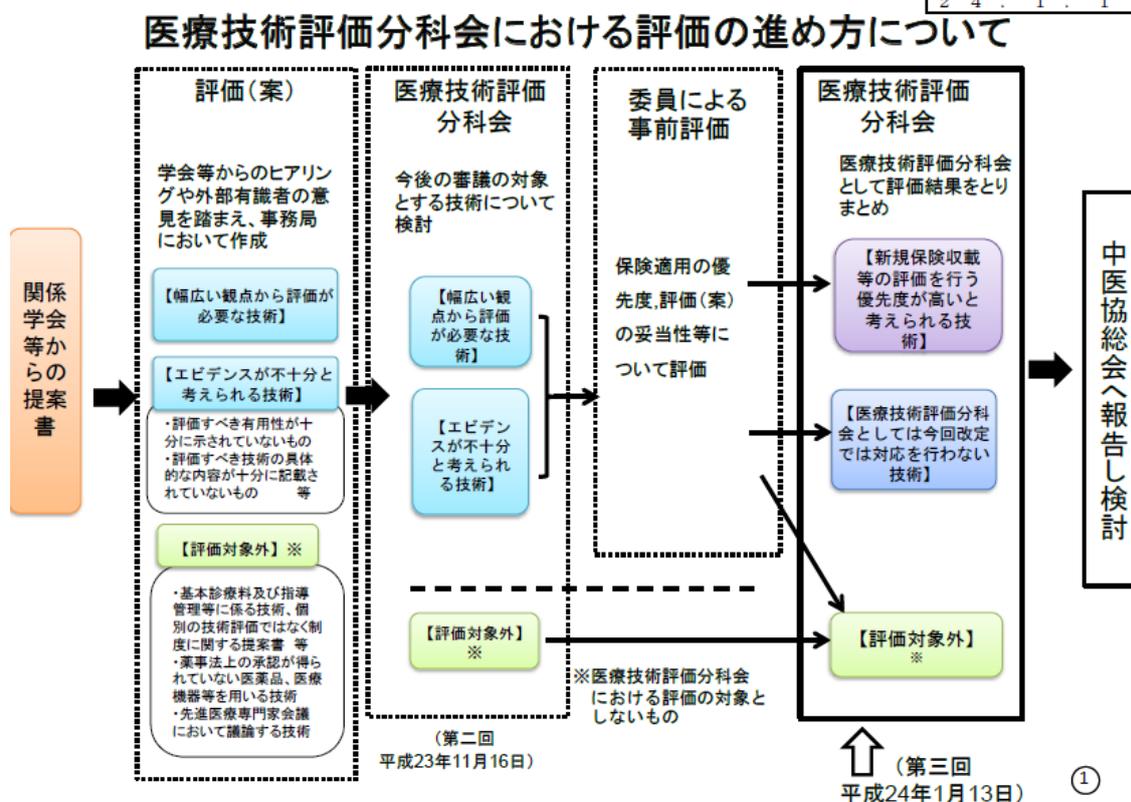
(出典) 中医協 医療技術評価分科会 (診調組 技-1-2) (平成 24 年 1 月 13 日)

「新規保険収載等の評価を行う優先度が高いと考えられる技術」とされた技術は、委員による事前評価で「4」「5」とされたもので「評価すべき医学的な有用性が示されている」「提案の一部について評価すべき医学的な有用性が示されている」「医療上の必要性を踏まえ、評価の見直しを行う」と評価(案)のコメントがついたものである。

一方、「医療技術評価分科会としては今回改定では対応を行わない技術」とされた技術は、それ以外の評価で、「評価すべき医学的な有用性が十分に示されていない」「再評価すべき根拠が十分に示されていない」「別途評価行う根拠が十分に示されていない」「提案の内容は既に保険適用されている」と評価(案)のコメントがついたものである。

図表 30 医療技術評価分科会における評価の進め方について

診調組 技-1-3
24.1.13



(出典) 中医協 医療技術評価分科会 (診調組 技-1-3) (平成 24 年 1 月 13 日)

図表 31 平成 23 年度 医療技術提案書で「保険収載の廃止」「廃止」が提案された項目

番号	技術名	主申請団体
52	技術名：シンチグラム（画像を伴わないもの）3 心機能検査（心拍出量測定を含む） 概要：【保険収載の廃止】心機能検査の保険収載を廃止する。 理由：心機能検査は、平成 21 年度の社会医療診療行為別調査から、算定されていない。日本核医学会で当該技術に対して調査・確認したところ、当該技術の保険収載を廃止しても医療現場での影響がないと判断されたため	日本核医学会
53	技術名：シンチグラム（画像を伴わないもの）4 肺局所機能検査、脳局所血流検査 概要：【保険収載の廃止】肺局所機能検査及び脳局所血流検査の保険収載を廃止する。 理由：肺局所機能検査及び脳局所血流検査は、平成 21 年度	日本核医学会

	<p>の社会医療診療行為別調査から、ともに算定されていない。 日本核医学会で当該技術に対して調査・確認したところ、当該技術の保険収載を廃止しても医療現場での影響がないと判断されたため。</p>	
240	<p>技術名：肺嚢胞切開排膿術 概要：【廃止】「K505 肺結核空洞吸引術（モナルジー法）」、「K506 肺結核空洞切開術」を廃止して、「K507 肺嚢胞切開排膿術」に統合 理由：「K505 肺結核空洞吸引術（モナルジー法）」、「K506 肺結核空洞切開術」は日本胸部外科学会の 2008 年の手術報告（Gen Thorac Cardiovasc Surg 2010;58:356-383）での登録はなく、廃止が妥当と考えられる。ただ例外的に行われた場合のために、「K507 肺嚢胞切開排膿術」に統合することを提案する。</p>	日本呼吸器外科学会
241	<p>技術名：人工気胸 概要：【保険収載の廃止】結核に対する人工気胸 理由：実施されていない手技</p>	日本呼吸器外科学会
242	<p>技術名：胸腔内出血排液（非開胸的） 概要：【保険収載の廃止】J019 持続的胸腔ドレナージ（開始日）と同じ処置であるので、J019 に統合する。 理由：J019-2 胸腔内出血排液（非開胸的）は、J019 持続的胸腔ドレナージ（開始日）と同じ処置である。</p>	日本呼吸器外科学会
243	<p>技術名：肺結核空洞吸引術 概要：【保険収載の廃止】化学療法後も遺残する結核による肺空洞性病変に対し、切開を加え病巣を胸腔内に開放し外科的に治癒を目指すもの。 理由：この術式は現在行われていないため。日本胸部外科学会の 2008 年の手術報告（Gen Thorac Cardiovasc Surg 2010;58:356-383）では本術式の登録はない。</p>	日本呼吸器外科学会
914	<p>技術名：尿ビリルビン、尿ウロビリノゲン、尿中ポルフィリン症スクリーニングテスト、糞便中ウロビリノーゲン、動的赤血球膜物性検査、全血凝固溶解時間測定、血清全プラスミン測定、尿中 17-OHCS,17-KS、キシローゼ試験（D-キシロース吸収試験） 概要：【保険収載の廃止】全血凝固溶解時間測定：基本診療料に含める。血清全プラスミン測定：基本診療料に含める。他</p>	日本臨床検査医学会

	<p>は、収載の廃止。</p> <p>理由：他に有用な検査法ができ、臨床的有用性が低下しすでに用いられなくなった検査や、試薬が製造中止となり検査できなくなった検査。</p>	
--	--	--

(注)・既収載の提案書の見直し項目等で「保険収載の廃止」又は「点数の見直し(減点)」に○がついているものやその他の記載内容から抜き出したものであり、すべてを網羅しているものではない。

・なお、上記の提案書については平成24年1月13日の医療技術評価分科会ですべて「新規保険収載等の評価をする優先度が高いと考えられる技術」とされた。

(出典) 中医協 医療技術評価分科会(平成23年11月16日)で公開された医療技術提案書、中医協 医療技術評価分科会(診調組 技1-4-2)(平成24年1月13日)より作成

平成24年1月27日に中医協総会で報告され、平成24年度診療報酬改定に反映された。なお、この中医協総会では、医学管理等も医療技術であり、医療技術評価分科会での評価対象となっていないのはおかしいのではないかと、中医協総会では医療技術評価分科会の評価対象外となった項目について十分な議論がされていない¹²、「再評価すべき根拠が十分に示されていない」というコメントがあった提案書についてはその根拠を示すべき¹³、といった意見が診療側委員から出された。これらについては今後の課題とされ、医療技術評価分科会の評価案は了承された。

¹² 嘉山委員(診療側委員)、西澤委員(診療側委員)。

¹³ 万代委員(診療側委員)

(6) 平成 26 年度改定までの議論

平成 25 年 2 月 25 日に開催された医療技術評価分科会では、平成 26 年度診療報酬改定に向けた議論が開始となった。平成 24 年度診療報酬改定に向けた評価方法等と同様に進められることとなったが、評価対象については拡大された。

「医療技術評価分科会における評価対象技術は、原則、医科診療報酬点数表第 2 章特掲診療料第 2 部在宅医療から第 13 部病理診断、又は歯科診療報酬点数表第 2 章特掲診療料第 2 部在宅医療から第 14 部病理診断に該当する技術として評価されている又はされることが適当な医療技術とする」とされてきた。しかし、平成 26 年度改定より「ただし、医科診療報酬点数表第 2 章特掲診療料第 1 部医学管理等及び歯科診療報酬点数表第 2 章特掲診療料第 1 部医学管理等の中で、評価及び再評価すべきとエビデンスをもって提案できる技術も対象に加えることとする。医学管理等の提案は、原則として、医療技術としてアウトカムが改善する等の有効性をデータで示すことができるものに限る」と有効性をデータで示すことができる医学管理等も医療技術評価の対象となった。

医科点数表で B コードの医学管理等に区分されるものの中にも、技術に関するものが多く含まれていることから医療技術評価分科会の評価対象とすることとなった旨、事務局と吉田分科会長からも説明があった。

なお、提案書様式については、以下の点に変更された。

図表 32 平成 25 年度 医療技術評価提案書様式の変更点

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">①担当者氏名、連絡先等を提案書本体から分離し、表紙に移行②提案した技術に関連して、減点や削除が可能な技術を記載する欄を設置③【詳細版】に当該技術に使用する医薬品又は医療機器、体外診断薬について記載する欄を設置（体外診断薬を新たに追加）④保険既取載技術用の【詳細版】を新たに設定 |
|---|

(出典) 中医協 医療技術評価分科会 (診調組 技-2) (平成 25 年 2 月 25 日) より作成

スケジュールについては、以下のようになり、提案書提出締切を6月末から6月中旬に早めた案が示された。

図表 33 平成 25 年度 医療技術評価のスケジュール案

平成 25 年 3 月上旬	提案書配布
6 月中旬	提案書提出〆切、重複・薬事法などの確認
8～10 月	専門的観点を踏まえ、評価（案）を作成
10 月以降	評価（案）をもとに医療技術評価分科会で評価 評価結果を中医協総会報告

(出典) 中医協 医療技術評価分科会（診調組 技-2）（平成 25 年 2 月 25 日）より作成

これについては、前回の改定時に事務局の作業時間が十分に確保できなかったことによる対応であったが、一方で学会間の調整時間が少なくなること¹⁴、既収載についても詳細版を記載する場合、学会の負担が増えることなど、外保連・内保連の委員から懸念を示す意見が挙げられた。これに対し、吉田分科会長からも提出期限を早めるのであれば既収載については詳細版を必須ではなく事務局が必要と求めた場合にしてはどうか、という発言もあった。こうしたことを受け、2日後に開催された中医協総会（平成 25 年 2 月 27 日）では、提案書の提出締切として「6月中～下旬」と修正されたものが提案された。

また、医療技術評価分科会では「提案した技術に関連して、減点や削除が可能な技術を記載する欄を設置」については非公開にしないと書きにくい、算出方法も示してほしい、といった意見も出された¹⁵。減点や削除が可能な技術を記載した結果、減点や削除だけが採用され提案内容が評価されない場合の懸念も示された。また、学会によって削減額の計算が大きく異なる点も問題として指摘された¹⁶。

これに対し、事務局である保険局医療課からは、技術の必要性、エビデンスが最重要であること、提案技術に伴って減点や削除、医療費抑制が可能であれば記載してほしいこと、ただし、この項目は必須ではないことの説明があった。

医療技術評価提案書と削除項目については紐づけずに、削除申請書を別に出してはどうかといった意見も出された¹⁷。これに対し、分科会長から、小泉内閣時代に財源確保ができ

¹⁴ 外保連では、提案内容ができるだけ重複しないよう、あらかじめ、学会間でどの学会が提案書を記載・申請するか調整しているが、内保連内での調整ができていないことが課題として示された（岩中委員発言。平成 24 年度第 1 回診療報酬調査専門組織医療技術評価分科会議事録（平成 25 年 2 月 25 日））。

¹⁵ 渥美委員（平成 24 年度第 1 回診療報酬調査専門組織医療技術評価分科会議事録（平成 25 年 2 月 25 日））。

¹⁶ 同上

¹⁷ 「外保連でやっている」と、この手術、このK番号は要らないのではないのという、別にこれを出さなく

ず各学会に減点・削除項目の提案をお願いしたこと、従来は臨床検査が対象となっていたことなどに触れた上で、手術や処置などで不要な技術があれば、医療技術評価提案書を用いて削除を提案する医療技術評価提案書を提出してほしい旨、説明があった。また、この分科会では、1増1減のような評価にならないことが確認された¹⁸。

従来より、保険局医療課で作成した「医療技術評価提案書 記載要領」があるが、この中で、「当該技術の対象となる患者数の現状及び将来予測推計を、学会のデータ、患者調査結果等を活用し記載すること。また、当該技術の（年間）施行回数の現状及び将来予測推計（技術を実施できる医療機関の数及び回数の推計）を、学会のデータ、社会医療診療行為別調査結果等を活用し記載すること。」としており、「患者調査」「社会医療診療行為別調査」が掲載されている厚生労働省の URL も記載している。

また、エビデンスレベルについては、質の高いものから I～VI の 6 区分が示されている。これは、「診療ガイドラインの作成の手順【ver.4.3】」より抜粋されたものである。

でも、K 番号の手術をやっていませんよというのは、時々意見として出てくるのです。それを届ける用紙がないのです。これの新しいものを出して、関連してこれは要らないという形でしか出せないの、削除してもよい処置、検査、手術という削除申請書みたいなものも 1 枚あってもいいのかなど。実は外保連で審査をしていると、こういうふうに区分整理されてしまったので、この手術やりません、こっちの手術でやっていますからと、実は結構領域によっては検討すべき部分はありますので、ぜひそれは考えていただきたいなど。」（岩中委員発言。平成 24 年度第 1 回診療報酬調査専門組織医療技術評価分科会議事録（平成 25 年 2 月 25 日））

¹⁸ 「今の減点に関しては、ただやっていないものを減らしても、医療費削減には全くつながらないわけですね。ですから、恐らく厚生省の本来の趣旨とはあまり合わないと思うので、本来ならこちらを上げれば 1 増 1 減ではないですけれども、増と減のバランスみたいなものも頭に置くようにというメッセージがもう少し伝わるという必要もあるのではないかと。あまりやっていない件数だけ切りましようと言うと、本来ではなくて、こう認めるならこちらを少し切って、こちらを新たなものを認めるという交渉がうまくできる場にしていただければというふうに私は思います。」という渥美委員の発言に対し、吉田分科会長からは「ただ、中医協総会では、医療費に関してはこの分科会には必要ないのだと、考えるなど言うので、我々は学問的に評価して出す。削減したからこちらが増えるということとはできないのです。（中略）だから、削除項目を 1 個削減したから、1 増 1 減というわけにいかないのですね。」と説明。この考え方に渥美委員も納得された経緯がある。

図表 34 医療技術評価提案書記載のエビデンスレベルの分類

I システマティックレビュー/メタアナリシス
II 1つ以上のランダム化比較試験による
III 非ランダム化比較試験による
IV 分析疫学的研究（コホート研究や症例対照研究による）
V 記述研究（症例報告やケース・シリーズ）による
VI 患者データに基づかない、専門委員会や専門家個人の意見

なお、複数のタイプがある場合は、エビデンスのタイプの質の高いタイプをとる。
ただし白人 Caucasian 研究にもとづくタイプと日本人研究にもとづく
タイプが異なる場合などは、それぞれ別記する。

（出典）中医協 医療技術評価分科会（診調組 技-2）（平成 25 年 2 月 25 日）より作成

平成 25 年 11 月 12 日に開催された医療技術評価分科会では、これまで分科会長を務めた吉田英機分科会長が退任（平成 25 年 8 月 18 日）した他、委員の交替があった。また、委員 20 名、専門委員 12 名が公表された。分科会長には福井次矢 聖路加国際病院長（当時）、分科会長代理には引き続き小山信禰 東邦大学医学部医療政策・渉外担当部門特任教授（当時）が就任することとなった。

図表 35 平成 25 年度 医療技術評価分科会委員・専門委員

診療報酬調査専門組織 医療技術評価分科会 委員名簿

本委員

氏名	所属及び役職
あつみ 義仁	公益財団法人ライフ・エクステンション研究所付属 永寿総合病院糖尿病臨床研究センター長
いずみ 雄一	東京医科歯科大学歯学部附属病院病院長補佐・歯学部総合研究科歯周病学分野教授
いはら 裕宣	杏林大学医学部総合医療学非常勤講師 東京都支払基金副審査委員長
いわなか 督	東京大学医学部附属病院小児外科教授
おおたき 純司	北海道大学大学院医学研究科医学教育推進センター教授
きたがわ 雄光	慶應義塾大学医学部外科学教授
こやま 信彌	東邦大学医学部医療政策・渉外部門特任教授
さいとう 忠則	日本私立学校振興・共済事業団東京臨海病院副院長（経営担当）
ささき 均	長崎大学病院教授・薬剤部長
きなだ 弘美	東京大学大学院医学系研究科 健康科学・看護学専攻老年看護学/創傷看護学分野 教授
しげふさ えり子	国立病院機構東広島医療センター感染症診療部長
すずき 則宏	慶應義塾大学医学部神経内科教授
たなか 憲一	新潟県厚生農業協同組合連合会新潟医療センター病院長
ながはら 隆英	東京大学大学院医学系研究科呼吸器内科学教授
ふくい 次矢	聖路加国際病院長
ふくだ 敬	国立保健医療科学院 研究情報支援研究センター 上席主任研究官
ほんだ 浩	九州大学大学院医学研究院放射線科学分野教授
まつの 彰	帝京大学ちば総合医療センター副院長・脳神経外科教授
まつむら 英雄	日本大学歯学部歯科補綴学第三講座教授
よねやま 彰子	国家公務員共済組合連合会虎の門病院臨床感染症科・中央検査部長

五十音順

専門委員

氏名	所属及び役職
あまの 史郎	東京大学大学院医学系研究科外科学専攻 感覚運動機能医学講座眼科学 教授
いじま 正文	昭和大学医学部名誉教授
いなやま 嘉明	横浜市立大学附属市民総合医療センター病理診断科・病理部 教授・部長
おのり 紀夫	名古屋大学大学院医学系研究科精神医学・親と子どもの心療学分野教授
かねこ 剛	国立成育医療研究センター外科系専門診療部形成外科医長
たくら 智之	大阪大学大学院医学系研究科医療経済産業政策学教授
たけなか 洋	大阪医科大学学長
つちか 一寛	東邦大学医学部整形外科教室教授
ほりま 重郎	順天堂大学医学部泌尿器科学講座泌尿器外科学 教授
やまぐち 芳裕	杏林大学教授（救急医学） 杏林大学医学部附属病院高度救命救急センター長
やまだ 芳嗣	東京大学大学院医学系研究科外科学専攻生体管理医学講座麻酔学教授
よこや 進	国立成育医療センター生体防御系内科部長

五十音順

（出典）中協 医療技術評価分科会（診調組 技-2）（平成 25 年 11 月 12 日）より作成

図表 36 平成 25 年度 医療技術評価分科会に提示された評価（案）の内訳

医療技術評価・再評価提案件数	805 件 (重複分をカウントすると 863 件)
①幅広い観点から評価が必要な技術	525 件 (新規技術 234 件、既存技術 291 件)
②エビデンスが不十分と考えられる技術 ・評価すべき有用性が十分に示されていないもの ・評価すべき技術の具体的な内容が十分に記載されていないもの 等	192 件
③医療技術評価分科会における評価の対象とならない技術（評価対象外）	88 件
うち、基本診療料及び医療技術としてアウトカムが改善する等の有効性をデータで示すことができない医学管理に係る提案書、個別の技術評価ではなく制度に対する提案書等（注 1）	70 件
うち、使用する医薬品及び医療機器等の薬事法上の承認が確認できない技術（注 2）	7 件
うち、先進医療専門家会議において保険導入等について議論する技術（注 3）	11 件

注 1：基本診療料及び医療技術としてアウトカムが改善する等の有効性をデータで示すことができない医学管理に係る提案書については、医療技術評価分科会の評価の対象外。

注 2：薬事法上の承認が得られていないものは、保険診療において使用することができない。保険と併用する方法として先進医療がある。

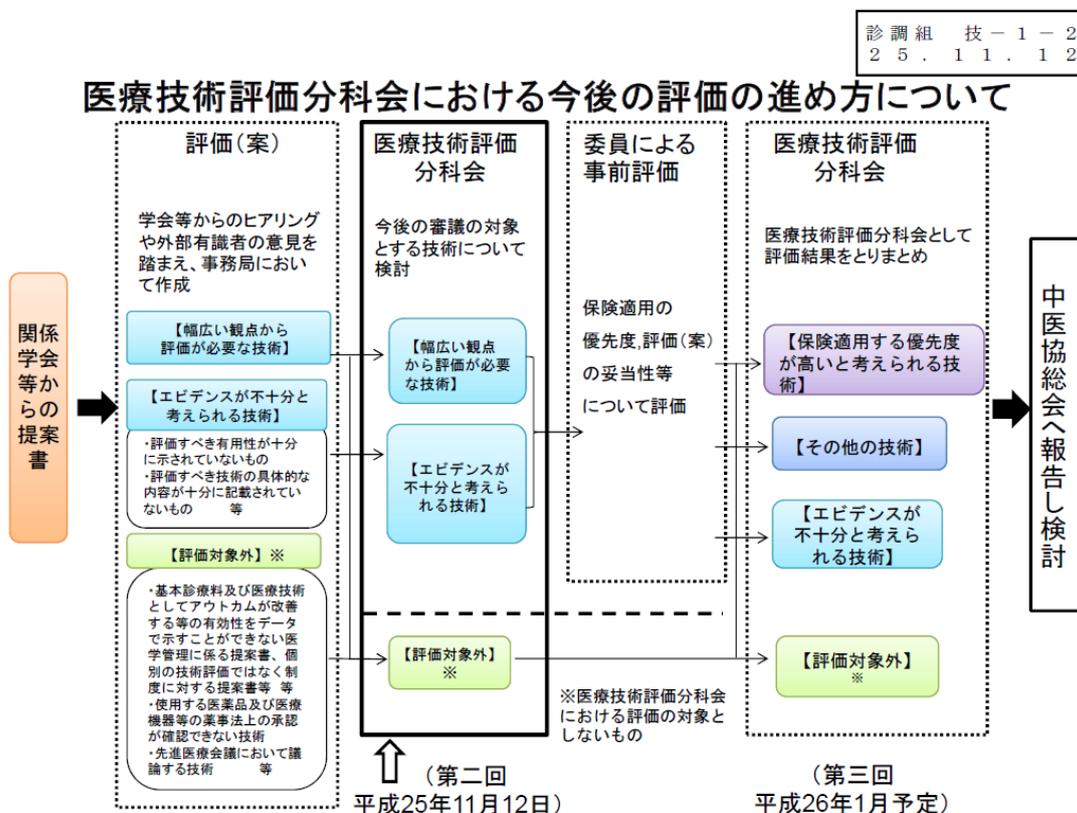
注 3：先進医療については、先進医療会議において、実績報告等に基づき、別途保険導入について評価が行われるため、医療技術評価分科会の評価の対象外。

注 4：評価の中には、新規保険収載、既収載技術の増点、減点、廃止、要件の見直し、適応疾患の拡大等が含まれる。

注 5：件数については、今後、検討を進めていくうちに若干の変動はありうる。

（出典）中医協 医療技術評価分科会（診調組 技-1-1）（平成 25 年 11 月 12 日）

図表 37 医療技術評価分科会における評価の進め方について



(出典) 中医協 医療技術評価分科会 (診調組 技-1-2) (平成 25 年 11 月 12 日) より作成

図表 38 平成 25 年度 医療技術提案書で「4 保険収載の廃止」または「5 その他」で項目削除等の記載があったもの

番号	技術名	主申請団体
327201	技術名：縦隔切開術（経胸腔） 内容：術式の削除と、術式の名称変更と K 番号の変更 「2 肋骨切断によるもの、傍胸骨又は傍脊柱によるもの」は算定していないため、廃止する。	日本呼吸器外科学会
710225	技術名：不飽和鉄結合能 (UIBC)、総鉄結合能 (TIBC) 内容：D007-12 不飽和鉄結合能 (UIBC)、総鉄結合能 (TIBC) の保険収載を廃止する	日本臨床検査医学会
710226	技術名：溶連菌エステラーゼ抗体 (ASE) 内容：D012-16 溶連菌エステラーゼ抗体 (ASE) の保険収載を廃止する	日本臨床検査医学会
710227	技術名：クレアチニン 内容：クレアチニンの測定方法のうち、ヤッフエ法を保険収載から削除する	日本臨床検査医学会
710228	技術名：リウマトイド因子 (RF) 半定量	日本臨床検査医学会

	内容：D014-02 リウマトイド因子 (RF)半定量の <u>保険収載を廃止する</u>	
710229	技術名：カタラーゼ 内容：D007-22 カタラーゼの <u>保険収載を廃止する</u>	日本臨床検査医学会
710230	技術名：シスチンアミノペプチダーゼ (CAP) 内容：D007-29 シスチンアミノペプチダーゼ (CAP)の <u>保険収載を廃止する</u>	日本臨床検査医学会
710231	技術名：遊離脂肪酸 (NEFA) 内容：D007-3 遊離脂肪酸 (NEFA)の <u>保険収載を廃止する</u>	日本臨床検査医学会
710232	技術名：LE テスト定性 内容：D014-05LE テスト定性の <u>保険収載を廃止する</u>	日本臨床検査医学会
710233	技術名：エステル型コレステロール 内容：D007-1 エステル型コレステロールの <u>保険収載を廃止する</u>	日本臨床検査医学会
710234	技術名：前立腺酸ホスファターゼ 内容：D007-4 前立腺酸ホスファターゼの <u>保険収載を廃止する</u>	日本臨床検査医学会
710235	技術名：肺サーファクタント蛋白 A (SSP-A) (羊水) 内容：D004-12 肺サーファクタント蛋白 A (SSP-A) (羊水)の <u>保険収載を廃止する</u>	日本臨床検査医学会

(出典) 中医協 医療技術評価分科会 (平成 25 年 11 月 12 日) で公開された医療技術提案書より作成

図表 39 平成 25 年度 医療技術提案書で「関連して減点や削除が可能と考えられる医療技術」に記載があった項目例

番号	技術名	主申請団体
220101	技術名：国際標準法を用いた BCR-ABL mRNA の定量 PCR 法 減点・削除可能な技術：D006-3、D006-2 Major bcr-abl mRNA 核酸増幅検査、造血器腫瘍遺伝子検査	日本血液学会 (共同提案：日本臨床腫瘍学会)
220102	技術名：血清および尿の免疫固定法 (immunofixation electrophoresis: IFE)検査 減点・削除可能な技術：D015-20, D015-21 尿蛋白免疫電気泳動, 免疫電気泳動	日本血液学会
220104	技術名：高感度フローサイトメトリー法による GPI アンカー膜蛋白欠損 (PNH 型) 血球の検出 減点・削除可能な技術：D016-5 赤血球表面抗原検査	日本血液学会
220114	技術名：急性白血病の遺伝子検査 減点・削除可能な技術：D 006-2 造血器腫瘍遺伝子検査	日本血液学会
225103	技術名：可溶性メソテリン関連ペプチド (SMRP) の測定 減点・削除可能な技術：D303 胸腔鏡検査、N000 病理組織標本作成、N002 免疫染色、N004 細胞診、N006 病理診断料 (2 細胞診断料)、D215 超音波検査、D412 経皮的針生検法、E002 撮影、E200 CT 撮影、E202 磁気共鳴コンピューター断層撮影	日本呼吸器学会 (共同提案：日本肺癌学会)
226103	技術名：ネーザルハイフロー療法 (ハイフローセラピー) 減点・削除可能な技術：H300 NPPV あるいは ASV	日本呼吸ケア・リハビリテーション学会 (共同提案：日本呼吸療法医学会)

233101	技術名：血中ペプシノゲン I (PGI)、ペプシノゲン II (PGII) 測定による慢性胃炎の診断 減点・削除可能な技術：D308 胃・十二指腸ファイバースコープ	日本消化器病学会 (共同提案：日本消化器内視鏡学会、日本ヘリコバクター学会)
245101	技術名：経皮的閉鎖肺動脈弁尖通・拡大 減点・削除可能な技術：K601 人工心肺	日本小児循環器学会
247104	技術名：広汎性発達障害日本自閉症協会評定尺度 (PARS) 減点・削除可能な技術：D285 認知機能検査その他の心理検査 CLAC II CLAC III	日本小児精神神経学会 (共同提案 日本小児学会、日本小児神経学会、日本小児心身医学会)
247110	技術名：K - A B C II (Kaufman Assessment Battery for Children：個別式知能検査 II (改訂)) 減点・削除可能な技術：D-283 発達及び知能検査 WISC-R 知能検査	日本小児精神神経学会 (共同提案 日本小児学会、日本小児神経学会、日本小児心身医学会)
248101	技術名：血清 25 水酸化ビタミン D 測定 (25OHD) 減点・削除可能な技術：D0081,25(OH)2 ビタミン D	日本小児内分泌学会
250102	技術名：医療心理士による神経心理査定料 減点・削除可能な技術：D285 認知機能検査その他の心理検査	日本神経学会 (共同提案：日本小児神経学会、日本リハビリテーション学会、日本高次脳機能障害学会、日本てんかん学会)
250103	技術名：デジタル脳波の遠隔診断 減点・削除可能な技術：D235 注 2 当該保険医療機関以外の医療機関で描写した脳波について診断を行った場合は、1 回につき 70 点とする	日本神経学会 (共同提案：日本てんかん学会、日本小児神経学会、日本臨床神経生理学会)
257203	技術名：埋込型ループ式連続モニター装置管理 減点・削除可能な技術：D2101 ホルター心電図	日本心電学会
257204	技術名：リアルタイム解析型心電図 (体外型ループ式連続モニター装置) 減点・削除可能な技術：D2101 ホルター心電図	日本心電学会
260101	技術名：MR 対応ペースメーカー患者の MR 撮像における安全加算 減点・削除可能な技術：E200 コンピューター断層撮影	日本磁気共鳴医学会
262102	技術名：「E101-2 ポジトロン断層撮影」及び「E101-3 ポジトロン断層・コンピューター断層複合撮影」 減点・削除可能な技術：E100 シンチグラム	日本循環器学会 (共同提案：日本脈管学会、日本心臓病学会、日本心不全学会、日本動脈硬化学会)
262103	技術名：院外での 12 誘導心電図の記録と医療機関の読影料	日本循環器学会 (共

	加算 減点・削除可能な技術：D208 心電図診断料	同提案：日本心臓病学会、日本心電学会、日本不整脈学会、日本冠疾患学会)
262104	技術名：右心カテーテル留置下の運動負荷試験 減点・削除可能な技術：D211 呼気ガス分析を併用した運動負荷試験	日本循環器学会
268101	技術名：アクチグラフ 減点・削除可能な技術：D237 終夜睡眠ポリグラフィ検査、反復睡眠潜時試験 (MSLT)	日本睡眠学会
272102	技術名：精神科安全保護管理加算Ⅰ 減点・削除可能な技術：A229 精神科隔離室管理加算	日本精神科病院協会
281101	技術名：aEEG(amplitude-integrated EEG)による長期脳波記録検査 減点・削除可能な技術：A212 超重症児(者)入院診療加算	日本てんかん学会 (共同提案：日本臨床神経生理学会、日本神経学会、日本小児神経学会)
282201	技術名：慢性維持透析濾過(複雑なもの)を行った場合 減点・削除可能な技術：J038-注9-イ透析液水質確保加算1	日本透析医学会
282202	技術名：人工腎臓 減点・削除可能な技術：J038-注9-イ透析液水質確保加算1	日本透析医学会
291101	技術名：RT-PCR法によるALK融合遺伝子の検出 減点・削除可能な技術：D006-49ALK遺伝子標本作製	日本肺癌学会(共同提案：日本呼吸器学会)
301202	技術名：大腸CTの算定要件の見直し 減点・削除可能な技術：E0036 イ注腸	日本医学放射線学会
306101	技術名：運動器不安定症グループリハビリテーション 減点・削除可能な技術：H002-1,2 運動器リハビリテーション料(Ⅰ)(Ⅱ)	日本運動器科学学会
306103	技術名：小児スポーツ障害指導料 減点・削除可能な技術：H002-1,2 運動器リハビリテーション料	日本運動器科学学会
306104	技術名：運動器不安定症管理料 減点・削除可能な技術：H002-1,2 運動器リハビリテーション料	日本運動器科学学会
311203	技術名：肝切除、胃空腸吻合・総胆管胃(腸)・膵嚢胞胃(腸)・膵管空腸吻合術への自動縫合器加算 減点・削除可能な技術：K674,K675-2,K675-3,K675-4,K675-5,K677,K677-2,K680,K695-4K695-5,K695-6,K695-7,K696,K705,K706 総胆管拡張症手術、胆嚢悪性腫瘍手術と肝切除術の一部、胆管悪性腫瘍手術、膵管空腸吻合術など	日本肝胆膵外科学会 (共同提案：日本外科学会、日本内視鏡外科学会)
313102	技術名：涙道内視鏡検査 減点・削除可能な技術：J091、J091-2、J092 鼻涙管ブジー法 鼻涙管ブジー法後薬液涙嚢洗浄 涙嚢ブジー法(洗浄を含む)	日本眼科学会
326101	技術名：腐骨除去手術(表在性のもの)	日本口腔科学学会

	減点・削除可能な技術：K436 顎骨腫瘍摘出術	
326102	技術名：腐骨除去手術（深在性のもの） 減点・削除可能な技術：K437 下顎骨部分切除術	日本口腔科学会
326103	技術名：腐骨除去手術（関節頭をふくむもの） 減点・削除可能な技術：K438 下顎骨連続離断	日本口腔科学会
327102	技術名：拡大胸腺摘除術（開胸）（重症筋無力症に対する） 減点・削除可能な技術：K513-2 胸腔鏡下良性縦隔腫瘍手術 年間 2,000 例	日本呼吸器外科学会
327103	技術名：拡大胸腺摘除術（胸腔鏡下）（重症筋無力症に対する） 減点・削除可能な技術：K513-2 胸腔鏡下良性縦隔腫瘍手術 年間 2,000 例	日本呼吸器外科学会
328101	技術名：狭帯域光強調気管支鏡検査 減点・削除可能な技術：D301 気管支鏡検査、気管支カメラ 削除可能と考えられる	日本呼吸器内視鏡学会
328102	技術名：自家蛍光観察気管支鏡 減点・削除可能な技術：D301 気管支鏡検査、気管支カメラ 削除可能と考えられる	日本呼吸器内視鏡学会
331202	技術名：腹腔内視鏡検査（子宮・付属器） 減点・削除可能な技術：D316 クルドスコープ ※現在、骨盤内の観察目的である従来のクルドスコープは、ほとんど行われていない。多くは、腹腔内視鏡検査（子宮・付属器）により行われている。	一般社団法人 日本産科婦人科内視鏡学会（共同提案：日本産科婦人科学会、日本生殖医学会、日本産婦人科医会、日本産婦人科手術学会、日本婦人科腫瘍学会）
334102	技術名：先進画像加算：脳梗塞超急性期における緊急 MR 加算 減点・削除可能な技術：E201 非放射線キセノン脳血流動態検査 ※現状では施行施設は少ない。	一般社団法人日本磁気共鳴医学会（共同提案：日本医学放射線学会）
335101	技術名：貯血式自己血輸血管管理料 減点・削除可能な技術：K920-2 輸血管管理料 ※貯血式自己血輸血管管理料が保険収載された場合には、輸血管管理料の通知の対象から自己血輸血を除外することが可能 であると考えられる。	日本自己血輸血学会（共同提案：日本心臓血管外科学会）
335201	技術名：術中術後自己血回収術（自己血回収器具によるもの） 減点・削除可能な技術：K923 術中術後自己血回収術（濾過によるもの）	日本自己血輸血学会（共同提案：日本心臓血管外科学会・日本胸部外科学会）
336101	技術名：内視鏡下鼻・副鼻腔手術 減点・削除可能な技術：K340, 340-2, 341, 349, 350, 351, 352, 352-2, 353, 357, 354, 355, 356, 358, 359, 360, 361, 362, 363, 364 鼻茸摘出術、上顎洞開窓術、鼻内上顎洞根治術、鼻内篩骨洞根治術、鼻内蝶形骨洞根治術鼻内前頭洞根治術など ※ I 型：340, 340-2, 341、II 型：349, 350, 351, 352, 352-2, 353, 354、III	日本耳鼻咽喉科学会

	型：355,356,358,359,360,361,362,363 に収束する。	
336106	技術名：唾液腺内視鏡下唾石摘出術 減点・削除可能な技術：K450 2、450 唾石摘出術（深在性および腺体内） ※唾液腺内視鏡が普及することにより、深在性および腺体内に存在する唾石の摘出が可能になる。	日本耳鼻咽喉科学会
339203	技術名：小児特定集中治療室管理料 減点・削除可能な技術：J301-1-1 小児加算 ※真に小児集中治療を必要とする患者を小児特定集中治療加算対象として該当施設に集約化すれば、上記小児加算の算定数は減じうる。	日本集中治療医学会
345101	技術名：処置における小児加算の新設 減点・削除可能な技術：J022 高位浣腸、高圧浣腸、洗腸 乳幼児加算	日本小児外科学会 （共同提案：日本外科学会、日本周産期・新生児医学会）
355101	技術名：尿失禁に対する骨盤底筋訓練指導 減点・削除可能な技術：D290-2 パッドテスト 100 点	日本ストーマ・排泄リハビリテーション学会
355102	技術名：在宅排尿指導管理料 減点・削除可能な技術：D216-2 290-2 残尿測定検査、尿失禁定量テスト（パッドテスト） ※残尿測定検査、尿失禁定量テスト（パッドテスト）、失禁による皮膚障害 1 回の外来受診費は当該指導料に含める	日本ストーマ・排泄リハビリテーション学会
355202	技術名：高位浣腸、高圧浣腸、洗腸 減点・削除可能な技術：B001 13 在宅療養指導料 ※人工肛門周囲の皮膚障害が減少することにより、通院回数が 5 回減少することで、月 1 回の在宅療養指導料の算定も減少する。	日本ストーマ・排泄リハビリテーション学会
355203	技術名：在宅患者訪問看護・指導料 4. ストーマケアに係る専門の研修を受けた看護師による場合 減点・削除可能な技術：C005-11 在宅訪問看護・指導料 特別な管理を必要とする患者に対する在宅移行管理加算 250 点	日本ストーマ・排泄リハビリテーション学会
356104	技術名：再診時、他院で撮影した MRI、CT の読影料 減点・削除可能な技術：E200、202 コンピューター断層撮影（CT 検査）、磁気共鳴コンピューター断層撮影（MRI 検査）	日本整形外科学会
356204	技術名：消炎鎮痛処置複数部位加算 減点・削除可能な技術：H002 運動器リハビリテーション料	日本整形外科学会
367101	技術名：腹腔鏡下尿管切石術 減点・削除可能な技術：K782 2 尿管切石術	日本内視鏡外科学会
369101	技術名：乳頭乳輪温存乳房切除術（腋窩郭清を伴うもの） 減点・削除可能な技術：K476 5 乳腺悪性腫瘍手術 乳房切除術（腋窩郭清を伴うもの）	日本乳癌学会
369102	技術名：乳頭乳輪温存乳房切除術（腋窩郭清を伴わないもの） 減点・削除可能な技術：K476 3 乳房切除術（腋窩郭清を伴わないもの） ※乳房切除術として算定されていた症例が本術式に変更されるため、702,450,000 円の減額になる。従って、乳房切除術と本術式を合計した医療技術料に変化はない。	日本乳癌学会

371105	技術名：脊髄空洞症に対する空洞一くも膜下腔交通術（短絡術）＜S-S シャント 減点・削除可能な技術：K 脊髄硬膜切開術 ※本術式が医学的にどのような目的を持って行われているか現在の医療水準からすると疑問であります。おそらく現在では単純に硬膜解放にとどまる術式はなく、今回の交通手術を収載することにより、これに相当する手術はなくなるものと考えます。	日本脳神経外科学会
374101	技術名：腹腔鏡下膀胱脱手術 減点・削除可能な技術：K802-2 2 膀胱脱手術 その他のもの ※腹腔鏡による膀胱脱手術が認められると、開腹による手術 K802-2 2 その他のものが減少することが予想される。経腔メッシュ手術は主流となっていて年間 8,000～10,000 例ほど行われているので、それほど影響は出ない。よって開腹手術は減点が可能である。	日本排尿機能学会
377101	技術名：腹腔鏡下後腹膜リンパ節郭清術 減点・削除可能な技術：K627 7 リンパ節郭清術 後腹	日本泌尿器内視鏡学会
377103	技術名：腹腔鏡下尿膜管切除術 減点・削除可能な技術：K804 尿膜管摘出術	日本泌尿器内視鏡学会（共同提案：日本内視鏡外科学会）
377104	技術名：腹腔鏡下膀胱部分切除術 減点・削除可能な技術：K802 膀胱腫瘍摘出術	日本泌尿器内視鏡学会
377105	技術名：腹腔鏡下尿膜管悪性腫瘍手術 減点・削除可能な技術：K803 1 膀胱悪性腫瘍手術 1 切除	日本泌尿器内視鏡学会
377106	技術名：腹腔鏡下腎盂切石術 減点・削除可能な技術：K767 腎盂切石術	日本泌尿器内視鏡学会
381101	技術名：腓骨阻害薬・抗菌薬腓局所持続動注療法 減点・削除可能な技術：K698 急性腓炎手術	日本腹部救急医学会（共同提案：日本救急医学会、日本肝胆膵外科学会）
383202	技術名：両室ペーシング機能付き植え込み型除細動器移植術 減点・削除可能な技術：K598、599 両心室ペースメーカー移植術、植え込み型除細動器移植術	日本不整脈学会（共同提案：日本循環器学会）
386103	技術名：全身麻酔とエコーガイド下で行われる神経ブロックの併用 減点・削除可能な技術：L003 硬膜外麻酔後の局所麻酔剤持続注入	日本麻酔科学会
386204	技術名：硬膜外麻酔及び全身麻酔後における鎮痛法 減点・削除可能な技術：L003 硬膜外麻酔後における局所麻酔剤の持続的注入（1日につき）	日本麻酔科学会
389101	技術名：関節リウマチ等生物学的製剤注射 減点・削除可能な技術：C101 2 在宅自己注射指導管理料	日本リウマチ学会（共同提案：日本臨床整形外科学会）
392201	技術名：乳腺穿刺細胞診の左右別々算定 減点・削除可能な技術：N006 細胞診（1部位につき）・乳腺穿刺又は針生検（片側）・組織試験採取、切採法	日本臨床外科学会
401201	技術名：転位歯・非機能歯の移植 減点・削除可能な技術：M010-00 ブリッジによる歯冠修復	日本外傷歯学会

410102	技術名：専門的歯肉マッサージ術 減点・削除可能な技術：1011 スケーリング・ルートプレーニング	日本口腔衛生学会、 日本歯科医療管理学会
413110	技術名：歯科における禁煙指導 減点・削除可能な技術：B001-2 歯科衛生実地指導料	日本口腔外科学会、 日本歯周病学会、日本有病者歯科医療学会、 日本小児口腔外科学会、日本口腔腫瘍学会、 日本歯科薬物療法学会
413206	技術名：腐骨除去手術（関節頭をふくむもの） 減点・削除可能な技術：J047-2-口腐骨除去手術 関節頭をふくむもの	日本口腔外科学会、 日本口腔科学会、日本老年歯科医学
421201	技術名：歯科特定疾患療養管理料 減点・削除可能な技術：I 004, J 000 抜髄、抜歯	日本歯科心身医学会、 日本口腔顔面痛学会、日本口腔診断学会
430205	技術名：咬合調整 減点・削除可能な技術：I000-2 咬合調整	日本歯周病学会
432101	技術名：摂食嚥下機能検査 減点・削除可能な技術：H001 摂食機能療法（1日につき）	日本障害者歯科学会
434203	技術名：乳歯列期および混合歯列期歯周病検査 減点・削除可能な技術：D000 混合歯列期歯周組織検査 ※乳歯列期の場合に混合歯列期歯周組織検査を準用していたものを廃止する。	日本小児歯科学会
434204	技術名：混合歯列期歯周病検査 2 減点・削除可能な技術：D 002 混合歯列期歯周組織検査	日本小児歯科学会
434207	技術名：初期う蝕早期充填処置 減点・削除可能な技術：M001-2 う蝕歯即時充填形成	日本小児歯科学会
607101	技術名：尿失禁に対する骨盤底筋訓練指導 減点・削除可能な技術：D290-2 パッドテスト 100 点	日本ストーマ・排泄リハビリテーション学会
607102	技術名：在宅排尿指導管理料 減点・削除可能な技術：D216-2 290-2 残尿測定検査、尿失禁定量テスト（パッドテスト）	日本ストーマ・排泄リハビリテーション学会
609101	技術名：下部尿路症状の排尿指導料 減点・削除可能な技術：D216-2 残尿測定	日本創傷・オストミー・失禁管理学会
611101	技術名：COPD 在宅酸素療法患者へのテレナーシング(遠隔看護)技術 減点・削除可能な技術：D007 血液ガス分析(150 点)	日本老年看護学会
703201	技術名：体外照射（高エネルギー放射線治療） 減点・削除可能な技術：M001 2 コバルト遠隔大量照射	日本放射線腫瘍学会
710220	技術名：外来診療料包括規定項目の見直し 減点・削除可能な技術：D002-2 フローサイトメトリー法による尿中有形成文測定	日本臨床検査医学会
710223	技術名：慢性維持透析患者外来医学管理料の包括算定対象の	日本臨床検査医学会

	見直し 減点・削除可能な技術：B001-15 慢性維持透析患者外来医学管理料 ※1点減点する提案	
710224	技術名：アルブミン定量（尿） 減点・削除可能な技術：D001-9 トランスフェリン（尿）	日本臨床検査医学会
711204	技術名：血清・血漿シスタチンC測定 減点・削除可能な技術：D007-1 血液化学検査（クレアチニン、尿素窒素）	日本臨床検査専門医学会
712101	技術名：婦人科細胞診スクリーニングにおける自動化加算 減点・削除可能な技術：N004 細胞診	日本臨床細胞学会 （提案学会：日本産科婦人科学会、日本婦人科腫瘍学会）
712201	技術名：液状化検体細胞診（Liquid Based Cytology = LBC） 減点・削除可能な技術：K 879 子宮悪性腫瘍術 ※本法の採用に、これまで浸潤癌に移行するまで見落としていた患者を事前に救うことができる。結果として、子宮悪性腫瘍手術の数を削減することが可能である。	日本臨床細胞学会 （共同提案：日本病理学会、日本産科婦人科学会、日本婦人科腫瘍学会）
714102	技術名：FDG-PET/CT によるがん骨転移の治療効果判定 減点・削除可能な技術：E100 骨シンチ ※今後は骨転移の治療効果判定（経過観察）の目的で骨シンチが用いられる機会が減少すると予測されるが、減点の必要性については判断し兼ねる。	日本臨床腫瘍学会
718205	技術名：大腸菌ペロトキシン定性 減点・削除可能な技術：D122-4 大腸菌血清型別 ※大腸菌ペロトキシン定性検査を増点し、大腸菌血清型別は診断には不要であるため、大腸菌血清型別検査は廃止する。	日本臨床微生物学会
725101	技術名：インターロイキン-6（IL-6）血中濃度迅速測定 減点・削除可能な技術：D015CRP ※炎症反応の評価として用いられているが、CRPはIL-6により誘導されるためIL-6を測定可能な施設ではCRP測定の必要性が低下する。CRPよりも約2日早くSIRSの重症度を診断できる	日本腹部救急医学会 （共同提案：日本救急医学会）

（注）「減点・削除可能な技術」欄に記載があるものの具体的な減点・削除の内容が示されていないもの、薬剤や医療材料等の費用削減が記載されているもの等は記載していない。

（出典）中医協 医療技術評価分科会（平成25年11月12日）で公開された医療技術提案書より作成

評価票については、平成 24 年度改定時に使用したものと同じものが使用された。

図表 40 平成 25 年度 医療技術評価分科会における評価票

<p>【未収載（新規）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該技術の保険収載に係る必要性・妥当性（1（低）～5（高）の5段階） ・倫理性・社会的妥当性（問題あり・問題なしの2択） ・実施施設の限定（施設基準を設けるべき・必要なし） <p>（コメント欄）</p> <p>(1)有効性について</p> <p>(2)安全性について</p> <p>(3)技術的成熟度について</p> <p>(4)普及性について</p> <p>(5)効率性について</p> <p>自由記載欄</p> <p>【既収載（既存）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再評価の必要性・妥当性（1（低）～5（高）の5段階） <p>（コメント欄）</p> <p>(1)有効性等について</p> <p>(2)普及性の変化について</p> <p>(3)予想される医療費の影響について</p> <p>(4)その他（安全性、技術の成熟度、倫理性・社会的妥当性について特記すべき事項があれば）</p> <p>自由記載欄</p>
--

（出典）中医協 医療技術評価分科会（診調組 技-3）（平成 25 年 11 月 12 日）

医療技術評価分科会の委員による事前評価を行い、平成 26 年 1 月 14 日に開催された医療技術評価分科会では、以下のように整理された。この中には、前述の保険収載の廃止に関する項目なども含まれている。

図表 41 平成 25 年度 医療技術評価分科会での評価（案）

医療技術評価・再評価提案件数	798 件（注 1） （重複分をカウントすると 863 件）
①新規保険収載等の評価を行う優先度が高いと考えられる技術（注 2）	135 件 （新規技術 57 件、既存技術 78 件）
②医療技術評価分科会としては、今回改定では対応	486 件

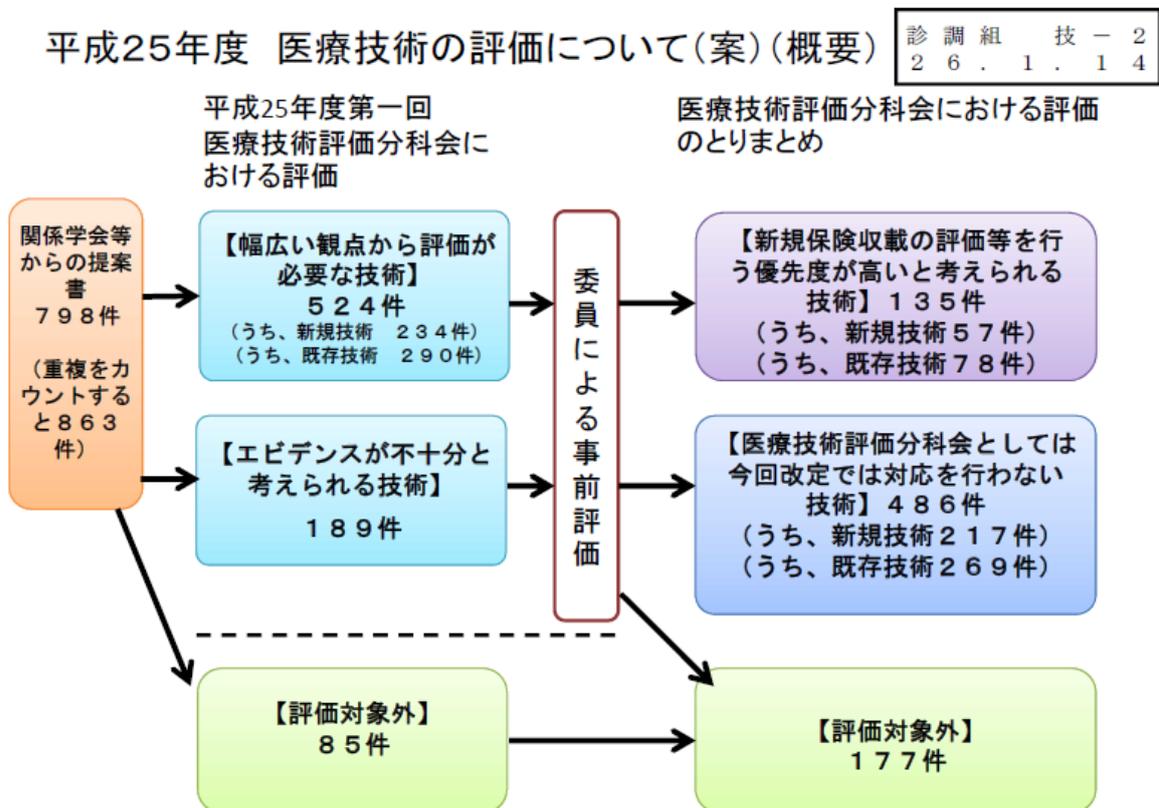
を行わない技術	(新規技術 217 件、既存技術 269 件)
③医療技術評価分科会における評価の対象とならない技術 (評価対象外)	177 件
うち、基本診療料及び医療技術としてアウトカムが改善する等の有効性をデータで示すことができない 医学管理に係る提案書、個別の技術評価ではなく制度に対する提案書等	105 件
うち、使用する医薬品及び医療機器等の薬事法上の承認が確認できない技術	61 件
うち、先進医療会議において保険導入等について議論する技術	11 件

注1：平成25年11月12日に行われた平成25年度第一回医療技術評価分科会後、追加で7件の重複の確認を行った。

注2：評価の中には、新規保険収載、既収載技術の増点、減点、廃止、要件の見直し、適応疾患の拡大等が含まれる。

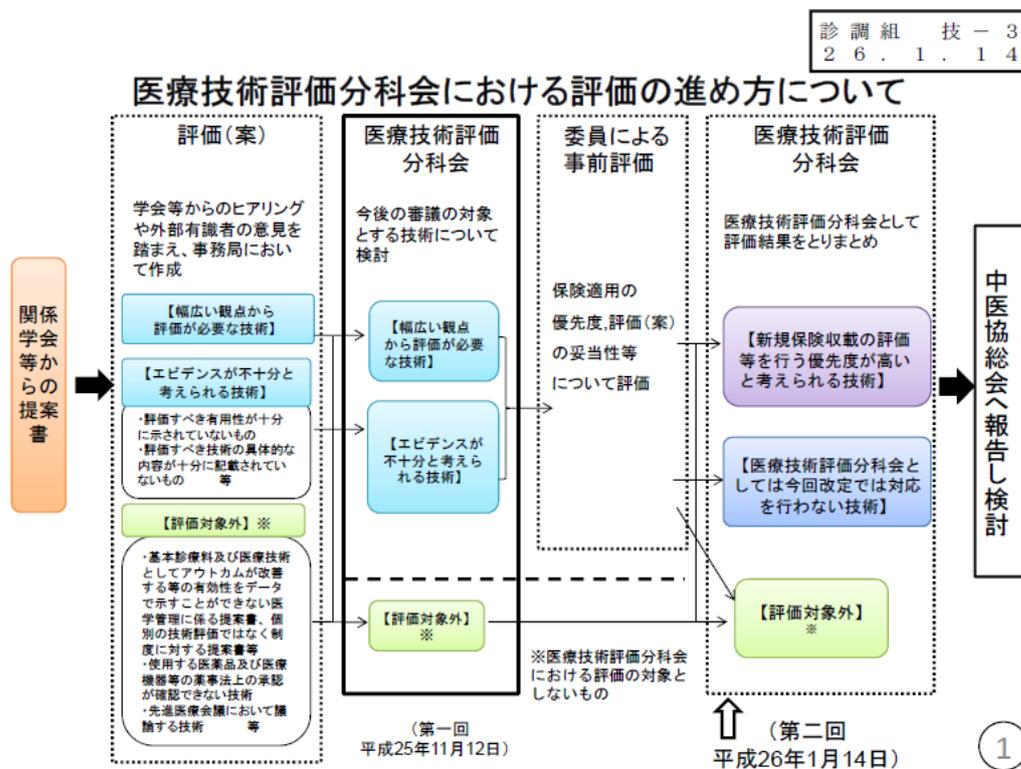
(出典) 中医協 医療技術評価分科会 (診調組 技-1-1) (平成26年1月14日)

図表 42 平成25年度 医療技術の評価について (案) (概要)



(出典) 中医協 医療技術評価分科会 (診調組 技-1-1) (平成26年1月14日)

図表 43 平成 25 年度 医療技術評価分科会における評価の進め方について



(出典) 中医協 医療技術評価分科会 (診調組 技-1-1) (平成 26 年 1 月 14 日)

平成 26 年 1 月 14 日の医療技術評価分科会では、斎藤委員より「提案書番号 710234『前立腺酸ホスファターゼ』という検査なのですが、医療上の必要性を踏まえ、評価の見直しを行うということは、これは中止といたしますか、なくすという内容での理解でよろしいのですね。確認でございます。」との質問があり、事務局からは「社会医療診療行為別調査」で確認したところ、平成 24 年 5 月 1 か月で 40 回と少ないことから廃止する方向であること、「前回改定のときの対応を御参考までに申し上げますと、こちらの医療技術評価分科会で廃止とされたものにつきましては、廃止はするけれども、2 年間の経過措置を置く」ということをさせていただいております。すぐには診療報酬の点数表からは消さずに、2 年間の経過措置を置くということを前回やらせていただいております。その間に、もし技術的に困った事象が起こるといふことでしたら、再度、医療技術評価分科会等での議論になるかと思っておりますので、今回も同様の方向で検討させていただければとは考えております。」と説明があった。このように実際に廃止する場合でも経過措置期間を置く場合もある。

平成 26 年 1 月 22 日の中医協総会で医療技術評価分科会の結果が報告された。ここでは鈴木委員より前回との件数の違いについて質問があり、事務局からは「いわゆる保険収載を行う優先度が高いという判断」をされた提案書の数が前回は 278 件で今回は 135 件である

ことを回答した。これに対し、鈴木委員（診療側委員）より件数が半分に減ったことについて財源の影響があるのか再度質問があった。これに対し、福井分科会長より「少なくとも分科会の中では、一人一人の委員は、財源のことを考えて評価をすとか、そういう議論は全くございませんで、かなり純粋にエビデンスの有無を踏まえた議論でございました」と、医療技術評価分科会の委員は財源を考えた評価を行っているわけではないことを説明した。一方で、事務局からは「医療技術評価分科会の議論では、新設であるか、増点であるかということがメインの議論ではなく、各学会に出していただいた申請内容がどのようなものであるかということに重点を置いて議論していただいております。一概に新規のものを取り上げるために、増点するのが難しいということでは整理しておりませんが、先ほど申し上げましたとおり、新しい技術を導入する、もしくは増点をする場合には、財源が必要になりますので、全体としては、改定率そのものと関係があると理解しております」と財源の影響も示唆した。

堀委員、安達委員（診療側委員）からはなぜ不採用になったのか説明が必要ではないかといった意見が出されたものの、医療技術評価分科会での結果については了承された。

第1回 NDB オープンデータ

診療行為 コード	診療行為名称	区 分
111010770	小児科外来診療料（初診時時間外特例医療機関）加算	B
112006070	小児科外来診療料（再診時時間外特例医療機関）加算	B
113000670	特定薬剤治療管理加算（臓器移植月から3月）	B
113000770	特定薬剤治療管理加算（臓器移植後の患者以外の第1回目）	B
113001470	腫瘍マーカー検査初回月加算	B
113004270	麻薬管理指導加算	B
113004790	手術後医学管理料（100分の95）逡減	B
113005570	小児科外来診療料（外来診療料時間外特例医療機関）加算	B
113007070	小児科外来診療料（初診時乳幼児夜間）加算	B
113007170	小児科外来診療料（初診時乳幼児休日）加算	B
113007270	小児科外来診療料（初診時乳幼児深夜）加算	B
113007370	小児科外来診療料（再診時乳幼児夜間）加算	B
113007470	小児科外来診療料（再診時乳幼児休日）加算	B
113007570	小児科外来診療料（再診時乳幼児深夜）加算	B
113007670	小児科外来診療料（外来診療料乳幼児夜間）加算	B
113007770	小児科外来診療料（外来診療料乳幼児休日）加算	B
113007870	小児科外来診療料（外来診療料乳幼児深夜）加算	B
113007970	後天性免疫不全症候群療養指導加算	B
113008070	重度喘息患者治療管理加算（1月目）	B
113008170	重度喘息患者治療管理加算（2月目以降6月目まで）	B
113009470	退院時診療状況添付加算	B
113009670	小児科外来診療料（初診時乳幼児時間外）加算	B
113009770	小児科外来診療料（再診時乳幼児時間外）加算	B
113009870	小児科外来診療料（外来診療料乳幼児時間外）加算	B
113010370	自己測定血糖値指導加算	B
113010570	保険医共同指導加算	B
113010670	保険医等3者以上共同指導加算	B
113010970	ハイリスク妊産婦紹介加算	B
113011070	認知症専門医紹介加算	B
113011170	精神科医連携加算	B
113011870	地域連携診療計画退院計画加算	B
113012570	認知症専門医療機関連携加算	B

113012670	肝炎インターフェロン治療連携加算	B
113012710	導入期加算（心臓ペースメーカー指導管理料）	B
113012970	がん性疼痛緩和指導管理料小児加算（15歳未満）	B
113013170	外来緩和ケア管理料小児加算（15歳未満）	B
113013570	導入期加算（植込型輸液ポンプ持続注入療法指導管理料）	B
113014270	外来放射線照射診療料（4日以上予定なし）減算	B
113014370	退院時共同指導料特別管理指導加算	B
113015770	精神科疾患患者等受入加算	B
113016170	歯科医療機関連携加算	B
113016270	地域包括診療料（再診時時間外）加算	B
113016370	地域包括診療料（再診時休日）加算	B
113016470	地域包括診療料（再診時深夜）加算	B
113016570	地域包括診療料（再診時乳幼児時間外）加算	B
113016670	地域包括診療料（再診時乳幼児休日）加算	B
113016770	地域包括診療料（再診時乳幼児深夜）加算	B
113016870	地域包括診療料（再診時時間外特例医療機関）加算	B
113016970	地域包括診療料（再診時乳幼児時間外特例医療機関）加算	B
113017070	小児科地域包括診療料（再診時乳幼児夜間）加算	B
113017170	小児科地域包括診療料（再診時乳幼児休日）加算	B
113017270	小児科地域包括診療料（再診時乳幼児深夜）加算	B
113017370	地域包括診療料（再診時夜間・早朝等）加算	B
113701310	手帳記載加算（薬剤情報提供料）	B
114000370	緊急往診加算（在支診等以外）	C
114000470	夜間往診加算（在支診等以外）	C
114000570	深夜往診加算（在支診等以外）	C
114000970	患家診療時間加算（往診）	C
114001470	患家診療時間加算（在宅患者訪問診療料）	C
114001870	緊急特別往診加算（在支診等以外）	C
114001970	夜間特別往診加算（在支診等以外）	C
114002070	深夜特別往診加算（在支診等以外）	C
114002470	患家診療時間加算（特別往診）	C
114002670	海路（波浪）加算（往）	C
114002770	海路（波浪）加算（復）	C
114002870	滞在時間加算（1号地域）	C
114002970	往診往復時間加算（2号地域）	C

114004710	注入器加算	C
114004810	間歇注入シリンジポンプ加算（1以外）	C
114004910	設置型液化酸素装置加算	C
114005010	携帯型液化酸素装置加算	C
114005110	在宅中心静脈栄養法用輸液セット加算	C
114005210	在宅経管栄養法用栄養管セット加算	C
114005510	人工呼吸器加算（陰圧式人工呼吸器）	C
114005910	血糖自己測定器加算（20回以上）（1型糖尿病の患者を除く）	C
114006010	血糖自己測定器加算（40回以上）（1型糖尿病の患者を除く）	C
114006110	酸素ボンベ加算（その他）	C
114006210	酸素濃縮装置加算	C
114006310	酸素ボンベ加算（携帯用酸素ボンベ）	C
114006510	紫外線殺菌器加算	C
114006610	自動腹膜灌流装置加算	C
114006710	注入ポンプ加算	C
114006810	人工呼吸器加算（陽圧式人工呼吸器）	C
114006910	携帯型ディスポーザブル注入ポンプ加算	C
114007110	疼痛等管理用送信器加算	C
114007270	死亡診断加算（往診料）	C
114007410	血糖自己測定器加算（60回以上）（1型糖尿病の患者を除く）	C
114008250	在宅自己連続携行式腹膜灌流液交換用熱殺菌器加算	C
114008370	特別訪問看護指示加算	C
114008970	間歇導尿用ディスポーザブルカテーテル加算	C
114009070	麻薬管理指導加算	C
114009170	在宅移行管理加算	C
114009510	透析液供給装置加算	C
114009610	人工呼吸器加算（人工呼吸器）	C
114009870	救急搬送診療料（乳幼児）加算	C
114009910	血糖自己測定器加算（20回以上）（1型糖尿病・小児低血糖症等）	C
114010010	血糖自己測定器加算（40回以上）（1型糖尿病・小児低血糖症等）	C
114010110	血糖自己測定器加算（60回以上）（1型糖尿病・小児低血糖症等）	C
114010210	血糖自己測定器加算（80回以上）（1型糖尿病・小児低血糖症等）	C
114010370	経鼻的持続陽圧呼吸療法用治療器加算	C
114010570	携帯型精密輸液ポンプ加算	C
114010870	難病等複数回訪問加算（在宅患者訪問看護・指導料）（1日2回）	C

114010970	注入器用注射針加算（1型糖尿病、血友病患者又はこれに準ずる患者）	C
114011070	注入器用注射針加算（その他）	C
114011210	気管切開患者用人工鼻加算	C
114011370	難病等複数回訪問加算（在宅患者訪問看護・指導料）（1日3回以上）	C
114011570	緊急往診加算（在支診等）	C
114011670	夜間往診加算（在支診等）	C
114011770	深夜往診加算（在支診等）	C
114011870	緊急特別往診加算（在支診等）	C
114011970	夜間特別往診加算（在支診等）	C
114012070	深夜特別往診加算（在支診等）	C
114012570	重症者加算（在宅時医学総合管理料）	C
114012670	緊急訪問看護加算（在宅患者訪問看護・指導料）	C
114012770	在宅ターミナルケア加算（在宅患者訪問看護・指導料）	C
114012870	重症者在宅移行管理加算	C
114013470	長時間訪問看護・指導加算（在宅患者）	C
114013570	在宅患者連携指導加算	C
114013670	在宅患者緊急時等カンファレンス加算	C
114014170	難病等複数回訪問加算（同一建物居住者）（1日2回）	C
114014270	難病等複数回訪問加算（同一建物居住者）（1日3回以上）	C
114014370	緊急訪問看護加算（同一建物居住者）	C
114014470	長時間訪問看護・指導加算（同一建物居住者）	C
114014570	同一建物居住者連携指導加算	C
114014670	同一建物居住者緊急時等カンファレンス加算	C
114014770	同一建物居住者ターミナルケア加算	C
114014870	在宅移行管理加算（同一建物居住者）	C
114014970	重症者在宅移行管理加算（同一建物居住者）	C
114015510	血糖自己測定器加算（100回以上）（1型糖尿病・小児低血糖症等）	C
114015610	血糖自己測定器加算（120回以上）（1型糖尿病・小児低血糖症等）	C
114015710	呼吸同調式デマンドバルブ加算	C
114015870	在宅患者訪問診療料（乳幼児）加算	C
114015970	在宅患者訪問診療料（幼児）加算	C

114016070	在宅移行早期加算（在宅時医学総合管理料）	C
114016170	救急搬送診療料（新生児）加算	C
114016270	訪問看護・指導料（乳幼児）加算	C
114016370	訪問看護・指導料（幼児）加算	C
114016470	複数名訪問看護加算（保健師、助産師又は看護師）	C
114016570	複数名訪問看護加算（准看護師）	C
114016670	訪問看護・指導料（乳幼児）加算（同一建物居住者）	C
114016770	訪問看護・指導料（幼児）加算（同一建物居住者）	C
114016870	複数名訪問看護加算（保健師、助産師又は看護師）（同一建物居住者）	C
114016970	複数名訪問看護加算（准看護師）（同一建物居住者）	C
114017070	退院前在宅療養指導管理料（乳幼児）加算	C
114017310	排痰補助装置加算	C
114017470	緊急往診加算（機能強化した在宅診等）（病床あり）	C
114017570	夜間往診加算（機能強化した在宅診等）（病床あり）	C
114017670	深夜往診加算（機能強化した在宅診等）（病床あり）	C
114017770	緊急往診加算（機能強化した在宅診等）（病床なし）	C
114017870	夜間往診加算（機能強化した在宅診等）（病床なし）	C
114017970	深夜往診加算（機能強化した在宅診等）（病床なし）	C
114018170	在宅ターミナルケア加算（機能強化した在宅診等）（病床あり）	C
114018270	在宅ターミナルケア加算（機能強化した在宅診等）（病床なし）	C
114018370	在宅ターミナルケア加算（在宅診等）	C
114018470	在宅ターミナルケア加算（在宅診等以外）	C
114018570	看取り加算（在宅患者訪問診療料）	C
114018670	死亡診断加算（在宅患者訪問診療料）	C
114019970	死亡診断加算（在宅がん医療総合診療料）	C
114020070	長時間加算	C
114020270	複数名訪問看護加算（看護補助者）	C
114020370	夜間・早朝訪問看護加算（在宅患者訪問看護・指導料）	C
114020470	深夜訪問看護加算（在宅患者訪問看護・指導料）	C
114020670	複数名訪問看護加算（看護補助者）（同一建物居住者）	C
114020770	夜間・早朝訪問看護加算（同一建物居住者）	C
114020870	深夜訪問看護加算（同一建物居住者）	C
114021570	導入期加算（在宅振戦等刺激装置治療指導管理料）	C
114021770	導入期加算（在宅迷走神経電気刺激治療指導管理料）	C

114021810	在宅植込型補助人工心臓（拍動流型）指導管理料	C
114022010	間歇注入シリンジポンプ加算（プログラム付き）	C
114022170	在宅移行早期加算（特定施設入居時等医学総合管理料）	C
114022270	重症者加算（特定施設入居時等医学総合管理料）	C
114022370	緊急特別往診加算（機能強化した在支診等）（病床あり）	C
114022470	夜間特別往診加算（機能強化した在支診等）（病床あり）	C
114022570	深夜特別往診加算（機能強化した在支診等）（病床あり）	C
114022670	緊急特別往診加算（機能強化した在支診等）（病床なし）	C
114022770	夜間特別往診加算（機能強化した在支診等）（病床なし）	C
114022870	深夜特別往診加算（機能強化した在支診等）（病床なし）	C
114022970	在宅療養実績加算（往診）	C
114023070	在宅療養実績加算（在宅患者訪問診療料）	C
114024770	在宅療養実績加算（在医総管（在支診等））（同一建物居住者以外）	C
114024870	在宅療養実績加算（在医総管（在支診等））（同一建物居住者）	C
114026570	在宅療養実績加算（特医総管（在支診等））（同一建物居住者以外）	C
114026670	在宅療養実績加算（特医総管（在支診等））（同一建物居住者）	C
114026770	在宅療養実績加算（在がん医総（在支診等））	C
114028570	導入初期加算（在宅自己注射指導管理料）	C
114028770	持続血糖測定器加算（2個以下）	C
114028870	持続血糖測定器加算（4個以下）	C
114028970	持続血糖測定器加算（5個以上）	C
114029070	持続血糖測定器加算（プログラム付きシリンジポンプ）	C
114029170	持続血糖測定器加算（プログラム付きシリンジポンプ以外）	C
160000190	検査逡減	D
160000210	時間外緊急院内検査加算	D
160005170	染色加算	D
160008470	オキシダーゼ染色加算（像）	D
160008570	ペルオキシダーゼ染色加算（像）	D
160008670	A L P 染色加算（像）	D
160008770	パス染色加算（像）	D
160008870	鉄染色加算（像）	D
160008970	超生体染色加算（像）	D
160009170	脂肪染色加算（像）	D
160009270	エステラーゼ染色加算（像）	D
160010570	オキシダーゼ染色加算（骨髄像）	D

160010670	ペルオキシダーゼ染色加算（骨髄像）	D
160010770	A L P 染色加算（骨髄像）	D
160010870	パス染色加算（骨髄像）	D
160010970	鉄染色加算（骨髄像）	D
160011070	超生体染色加算（骨髄像）	D
160011270	脂肪染色加算（骨髄像）	D
160011370	エステラーゼ染色加算（骨髄像）	D
160058970	嫌気性培養加算	D
160060870	染色体（分染法）加算	D
160062470	負荷	D
160062570	吸入誘発（喘息に対する）	D
160064770	心カテ（右心）（新生児）加算	D
160064970	左心カテ（卵円孔）加算	D
160065070	左心カテ（欠損孔）加算	D
160065170	ブロッケンブロー加算	D
160065270	伝導機能加算	D
160065370	期外（早期）刺激法による測定・誘発試験加算	D
160065470	冠動脈造影加算	D
160065650	ヒス束心電図加算	D
160065750	診断ペーシング加算	D
160067570	心拍出量（カテーテル挿入）加算	D
160071370	負荷（運動又は薬剤）	D
160072370	パルスドプラ法加算	D
160073170	サーモグラフィー（負荷）加算	D
160075170	観血的肺動脈圧（バルーン付肺動脈カテーテル挿入）加算	D
160075570	E E G（賦活）加算	D
160083070	精密眼圧（負荷）加算	D
160088610	胆道機能テスト	D
160090910	赤血球寿命（R I）	D
160091010	造血機能（R I）	D
160091110	血小板寿命（R I）	D
160092970	気管支肺胞洗浄法同時加算	D
160093970	胆管・膵管造影法加算（検査）	D
160095970	血液採取（乳幼児）加算	D
160098570	臓器穿刺、組織採取（乳幼児）加算	D

160138910	〈尿〉	D
160139010	〈喀痰〉	D
160139110	〈穿刺液〉	D
160139210	〈胃液〉	D
160139310	〈十二指腸液〉	D
160139410	〈胆汁〉	D
160139510	〈眼分泌液〉	D
160139610	〈鼻腔液〉	D
160139710	〈咽喉液〉	D
160139810	〈口腔液〉	D
160139910	〈精液〉	D
160140010	〈髄液〉	D
160140110	〈腔分泌物〉	D
160140210	〈頸管粘液〉	D
160140310	〈子宮分泌物〉	D
160140410	〈腹水〉	D
160140510	〈膝液〉	D
160140610	〈尿道分泌物〉	D
160140710	〈胸水〉	D
160140810	〈關節液〉	D
160140910	〈前立腺液〉	D
160141010	〈骨髓穿刺液〉	D
160141110	〈乳汁〉	D
160141210	〈その他の穿刺・採取液〉	D
160142270	乳幼児加算（検査）	D
160148070	粘膜点墨法加算（検査）	D
160148670	超音波内視鏡加算	D
160150970	食道ヨード染色法加算	D
160154010	〈血液〉	D
160155290	新生児加算（生体検査）	D
160155390	乳幼児加算（生体検査）（3歳未満）	D
160155470	心カテ（右心）（乳幼児）加算	D
160156070	パワー・ベクトル分析加算	D
160156170	刺激又は負荷加算	D
160159270	色素内視鏡法加算	D

160161170	胆管・膵管鏡加算（検査）	D
160161510	入院患者初回加算	D
160161610	検体検査管理加算（3）	D
160164970	血管内超音波検査加算	D
160170070	検体の超遠心による濃縮前処理加算	D
160170170	検体検査管理加算（1）	D
160170270	血管内視鏡検査加算	D
160174470	施設基準不適合減算（検査）（100分の80）	D
160177770	外来迅速検体検査加算	D
160179910	ヒナルゴンテスト（22箇所以上）	D
160180010	鼻アレルギー誘発試験（22箇所以上）	D
160180110	過敏性転嫁（22箇所以上）	D
160180570	肺臓カテーテル法等（新生児）加算	D
160180670	肺臓カテーテル法等（乳幼児）加算	D
160180770	3歳未満乳幼児加算（関節穿刺）	D
160182770	検体検査管理加算（2）	D
160182870	遺伝カウンセリング加算	D
160182970	造影剤使用加算（超音波）	D
160185570	集菌塗抹法加算	D
160185770	検体検査管理加算（4）	D
160185890	幼児加算（生体検査）（3歳以上6歳未満）	D
160185970	心カテ（左心）（新生児）加算	D
160186070	心カテ（左心）（乳幼児）加算	D
160186170	血管内光断層撮影加算	D
160186270	冠動脈血流予備能測定検査加算	D
160186470	連続呼気ガス分析加算	D
160186870	大腿骨同時撮影加算（DEXA法）	D
160187670	狭帯域光強調加算	D
160187970	乳幼児加算（骨髓生検）	D
160198170	骨髓像診断加算	D
160198470	心腔内超音波検査加算	D
160199410	広角眼底撮影加算	D
160200070	ガイドシース加算	D
160200170	CT透視下気管支鏡検査加算	D
160203970	休日加算（内視鏡検査）	D

160204070	時間外加算（内視鏡検査）	D
160204170	深夜加算（内視鏡検査）	D
160204270	時間外特例加算（内視鏡検査）	D
160205350	R A S 遺伝子検査	D
160205450	M a j o r B C R - A B L m R N A I S	D
160205550	デングウイルス抗原定性	D
160205650	非侵襲的血行動態モニタリング	D
160205750	I g G 2 (T I A 法)	D
170000210	電子画像管理加算（単純撮影）	E
170002270	脳脊髄腔造影剤使用撮影加算	E
170007130	同時多層撮影（診断・撮影）（アナログ撮影）	E
170007230	同時多層撮影（他方と同時併施）（診断・撮影）（アナログ撮影）	E
170007330	回転横断撮影（診断・撮影）（アナログ撮影）	E
170007430	回転横断撮影（他方と同時併施）（診断・撮影）（アナログ撮影）	E
170008230	上顎骨曲面断層撮影（診断・撮影）（アナログ撮影）	E
170012070	造影剤使用加算（C T）	E
170014970	甲状腺ラジオアイソトープ摂取率測定加算	E
170015670	胆管・膵管造影法加算（画像診断）	E
170016010	時間外緊急院内画像診断加算	E
170016170	粘膜点墨法加算（画像診断）	E
170016910	電子画像管理加算（特殊撮影）	E
170017010	電子画像管理加算（造影剤使用撮影）	E
170017170	新生児加算（画像）	E
170017270	乳幼児加算（画像）	E
170019130	特殊撮影（診断・撮影）（新生児）（アナログ撮影）	E
170019230	特殊撮影（診断・撮影）（乳幼児）（アナログ撮影）	E
170019330	特殊撮影（他方同時）（診断・撮影）（新生児）（アナログ撮影）	E
170019730	I ・ I 間接撮影（特殊）（診断・撮影）（新生児）（アナログ撮影）	E
170019830	I ・ I 間接撮影（特殊）（診断・撮影）（乳幼児）（アナログ撮影）	E
170020070	断層撮影負荷試験加算	E
170020270	画像診断管理加算 1	E
170020370	胆管・膵管鏡加算（画像診断）	E
170020470	造影剤使用加算（M R I）	E
170020570	間接撮影 5 0 % 逡減加算	E
170020950	高速心大血管連続撮影装置による撮影（撮影）（アナログ撮影）	E

170021850	単純間接撮影（撮影）（手前2枚以上撮影）（アナログ撮影）	E
170022290	2回目以降減算（C T、M R I）	E
170023850	単純間接撮影（イ）の写真診断（短期2枚以上撮影）	E
170024050	単純間接撮影（撮影）（短期2枚以上撮影）（アナログ撮影）	E
170024170	短期滞在手術等基本料による2枚以上撮影	E
170024350	単純間接撮影（ロ）の写真診断（短期2枚以上撮影）	E
170024470	画像診断管理加算2	E
170024910	遠隔画像診断管理加算1	E
170025010	遠隔画像診断管理加算2	E
170025170	施設基準不適合減算（画像）（100分の80）	E
170025210	画像診断管理加算1（写真診断）	E
170025310	画像診断管理加算1（基本的エックス線診断）	E
170025410	画像診断管理加算1（核医学診断）	E
170025510	画像診断管理加算1（コンピューター断層診断）	E
170025610	画像診断管理加算2（核医学診断）	E
170025710	画像診断管理加算2（コンピューター断層診断）	E
170025810	遠隔画像診断管理加算1（写真診断）	E
170025910	遠隔画像診断管理加算1（基本的エックス線診断）	E
170026010	遠隔画像診断管理加算1（核医学診断）	E
170026110	遠隔画像診断管理加算1（コンピューター断層診断）	E
170026210	遠隔画像診断管理加算2（核医学診断）	E
170026310	遠隔画像診断管理加算2（コンピューター断層診断）	E
170026470	心臓及び冠動脈造影（右心）（新生児）加算	E
170026670	心臓及び冠動脈造影（右心）（乳幼児）加算	E
170026710	電子画像管理加算（乳房撮影）	E
170026810	電子画像管理加算（核医学診断料）	E
170027770	冠動脈C T撮影加算	E
170027870	心臓M R I撮影加算	E
170028770	外傷全身C T加算	E
170028810	電子画像管理加算（コンピューター断層診断料）	E
170029530	同時多層撮影（診断・撮影）（デジタル撮影）	E
170029630	同時多層撮影（他方と同時併施）（診断・撮影）（デジタル撮影）	E
170029830	回転横断撮影（他方と同時併施）（診断・撮影）（デジタル撮影）	E
170030730	特殊撮影（診断・撮影）（新生児）（デジタル撮影）	E
170031130	I・I間接撮影（特殊）（診断・撮影）（新生児）（デジタル撮影）	E

170031230	I・I 間接撮影（特殊）（診断・撮影）（乳幼児）（デジタル撮影）	E
170031650	単純間接撮影（撮影）（短期2枚以上撮影）（デジタル撮影）	E
170032450	単純間接撮影（デジタルと同時撮影）（アナログ撮影）	E
170032550	単純間接撮影（アナログと同時撮影）（デジタル撮影）	E
170032650	造影剤使用間接撮影（デジタルと同時撮影）（アナログ撮影）	E
170032750	造影剤使用間接撮影（アナログと同時撮影）（デジタル撮影）	E
170032970	血流予備能検査加算（選択的血管造影）	E
170033070	心臓及び冠動脈造影（左心）（新生児）加算	E
170033170	心臓及び冠動脈造影（左心）（乳幼児）加算	E
170033670	血流予備能検査加算（その他）	E
170033970	大腸CT撮影加算（64列以上マルチスライス型機器）	E
170034070	大腸CT撮影加算（16列以上64列未満マルチスライス型機器）	E
120000110	調剤料（麻・向・覚・毒）加算（入院外）	F
120000410	調剤料（麻・向・覚・毒）加算（入院）	F
120000710	調剤料（内服薬・浸煎薬・屯服薬）	F
120001010	調剤料（外用薬）	F
120001110	調剤料（入院）	F
120001210	処方料（その他）	F
120001310	処方料（麻・向・覚・毒）加算	F
120001710	調基（入院）	F
120001810	調基（その他）	F
120001970	院内製剤加算	F
120002030	調剤・処方料（麻・向・覚・毒）	F
120002170	処方（乳幼児）加算	F
120002270	特定疾患処方管理加算（処方料）	F
120002470	処方せん（乳幼児）加算	F
120002570	特定疾患処方管理加算（処方せん料）	F
120002610	処方料（7種類以上）	F
120002710	処方せん料（7種類以上）	F
120002910	処方せん料（その他）	F
120003170	長期投薬加算（処方料）	F
120003270	長期投薬加算（処方せん料）	F
120003370	抗悪性腫瘍剤処方管理加算（処方料）	F
120003470	抗悪性腫瘍剤処方管理加算（処方せん料）	F
120003570	一般名処方加算（処方せん料）	F

120003610	処方料（向精神薬多剤投与）	F
120003710	処方せん料（向精神薬多剤投与）	F
120003870	処方料（紹介率が低い大病院30日以上投薬減算）	F
120003970	処方せん料（紹介率が低い大病院30日以上投薬減算）	F
130000110	生物学的製剤注射加算	G
130000210	精密持続点滴注射加算	G
130000310	麻薬注射加算	G
130000510	皮内、皮下及び筋肉内注射	G
130002250	局所注射	G
130002650	涙のう内薬液注入	G
130002850	子宮腔部注射	G
130003050	咽頭注射	G
130003150	腱鞘周囲注射	G
130003250	鼓室内薬液注入	G
130003350	血液注射	G
130003510	静脈内注射	G
130003670	静脈内注射（乳幼児）加算	G
130003710	点滴注射（乳幼児）	G
130003810	点滴注射	G
130004410	中心静脈注射	G
130004670	中心静脈注射用カテーテル挿入	G
130004810	脳脊髄腔注射（腰椎）	G
130004910	脳脊髄腔注射（脳室）	G
130005010	脳脊髄腔注射（後頭下）	G
130005170	脳脊髄腔注射（乳幼児）加算	G
130005310	関節腔内注射	G
130005450	滑液嚢穿刺後の注入	G
130005610	結膜下注射	G
130005710	角膜内注射	G
130005810	球後注射	G
130005950	テノン氏嚢内注射	G
130006010	腱鞘内注射	G
130006110	動脈注射（内臓）	G
130006210	動脈注射（その他）	G
130006810	気管内注入	G

130007010	骨髓内注射（胸骨）	G
130007110	骨髓内注射（その他）	G
130007510	抗悪性腫瘍剤局所持続注入	G
130008270	無菌製剤処理料 2	G
130008510	中心静脈注射（植込型カテーテル）	G
130009310	点滴注射	G
130009470	点滴注射（乳幼児）加算	G
130009570	中心静脈注射用カテーテル挿入（乳幼児）加算	G
130010410	肝動脈塞栓を伴う抗悪性腫瘍剤肝動脈内注入	G
130010570	点滴注射（血漿成分製剤文書）加算	G
130010670	中心静脈注射（血漿成分製剤文書）加算	G
130010750	病巣内薬剤注入	G
130011070	無菌製剤処理料 1（イ以外）	G
130011170	中心静脈注射（乳幼児）加算	G
130011210	自家血清の眼球注射	G
130011570	中心静脈注射用カテーテル挿入（切開法）加算	G
130011610	末梢留置型中心静脈注射用カテーテル挿入	G
130011770	末梢留置型中心静脈注射用カテーテル挿入（乳幼児）加算	G
130011810	カフ型緊急時ブラッドアクセス用留置カテーテル挿入	G
130011970	カフ型緊急時ブラッドアクセス用留置カテーテル挿入（乳幼児）加算	G
130012010	硝子体内注射	G
130012110	無菌製剤処理料 1（閉鎖式接続器具使用）（（1）以外）	G
130012290	外来化学療法加算 1（外来化学療法加算 B・15歳未満）	G
130012390	外来化学療法加算 1（外来化学療法加算 B・15歳以上）	G
130012490	外来化学療法加算 2（外来化学療法加算 B・15歳未満）	G
130012590	外来化学療法加算 2（外来化学療法加算 B・15歳以上）	G
130012610	無菌製剤処理料 1（閉鎖式接続器具使用）（揮発性の高い薬剤）	G
130012790	外来化学療法加算 1（外来化学療法加算 A・15歳未満）	G
130012890	外来化学療法加算 1（外来化学療法加算 A・15歳以上）	G
130012990	外来化学療法加算 2（外来化学療法加算 A・15歳未満）	G
130013090	外来化学療法加算 2（外来化学療法加算 A・15歳以上）	G
130013270	中心静脈注射（植込型カテーテル）（乳幼児）加算	G
180030770	早期リハビリテーション加算	H
180032970	短期集中リハビリテーション実施加算（退院日から1月以内）	H
180033070	短期集中リハビリテーション実施加算（退院日から1月超3月以内）	H

180033870	初期加算（リハビリテーション料）	H
180042870	入院時訪問指導加算	H
180043070	経口摂取回復促進加算	H
180020570	通院・在宅精神療法（20歳未満）加算	I
180026270	看護師・精神保健福祉士共同訪問指導加算	I
180026370	保健師・看護師訪問指導加算（他の保健師等と同時に指導）	I
180028570	心身医学療法（20歳未満）加算	I
180031570	療養生活環境整備支援加算	I
180031670	精神科地域移行支援加算	I
180033370	精神科ショート・ケア早期加算	I
180033470	精神科デイ・ケア早期加算	I
180035670	特定薬剤副作用評価加算（通院・在宅精神療法）	I
180035870	特定薬剤副作用評価加算（精神科継続外来支援・指導料）	I
180036270	精神科ナイト・ケア早期加算	I
180036370	精神科デイ・ナイト・ケア早期加算	I
180036470	精神科デイ・ナイト・ケア疾患別等診療計画加算	I
180038070	保健師・看護師訪問指導加算（准看護師と同時に指導）	I
180038170	保健師・看護師訪問指導加算（看護補助者と同時に指導）	I
180038270	長時間精神科訪問看護・指導加算	I
180038370	夜間・早朝訪問看護加算（精神科訪問看護・指導料）	I
180038470	深夜訪問看護加算（精神科訪問看護・指導料）	I
180038570	精神科緊急訪問看護加算	I
180038770	精神科特別訪問看護指示加算	I
180038970	重度認知症患者デイ・ケア料夜間ケア加算	I
180039670	重度認知症患者デイ・ケア早期加算	I
180041970	精神科複数回訪問加算（1日に2回）	I
180042070	精神科複数回訪問加算（1日に3回以上）	I
180042210	精神科重症患者早期集中支援管理料1（同一建物居・特定施設等）	I
180042310	精神科重症患者早期集中支援管理料1（同一建物居・特定施設等以外）	I
180042410	精神科重症患者早期集中支援管理料2（同一建物居住以外）	I
180042510	精神科重症患者早期集中支援管理料2（同一建物居・特定施設等）	I
180042610	精神科重症患者早期集中支援管理料2（同一建物居・特定施設等以外）	I
140000190	時間外加算2（イに該当を除く）（処置）	J

140000290	休日加算 2 (イに該当を除く) (処置)	J
140000390	深夜加算 2 (イに該当を除く) (処置)	J
140000490	時間外特例加算 2 (イに該当を除く) (処置)	J
140007910	夜間、休日加算	J
140008170	人工腎臓 (導入期) 加算	J
140008770	腹膜灌流導入期加算	J
140018070	顕微鏡下加算	J
140023650	無水アルコール吸入療法 (5 時間超)	J
140030050	オキシゲンエアーロック (呼吸不能児の蘇生)	J
140031870	6 歳未満乳幼児加算 (処置) (1 0 0)	J
140033770	障害者等加算 (人工腎臓)	J
140035230	電撃傷処置 (6 0 0 0 c m 2 以上)	J
140036430	凍傷処置 (6 0 0 0 c m 2 以上)	J
140037490	腰部固定帯加算	J
140040110	胸部固定帯加算	J
140040270	皮膚レーザー照射療法 (乳幼児) 加算	J
140046150	先天性股関節脱臼プラスチックギプスシーネ	J
140046850	脊椎側弯矯正プラスチックギプスシーネ	J
140049170	3 歳未満乳幼児加算 (処置) (1 0 0)	J
140049370	6 歳未満乳幼児加算 (処置) (7 5)	J
140049470	3 歳未満乳幼児加算 (処置) (5 0)	J
140049570	新生児加算 (非還納性ヘルニア徒手整復法)	J
140050170	ギプス (乳幼児) 加算	J
140050510	練習用仮義手 (義肢装具採型法) (股関節、肩関節離断)	J
140050670	6 歳未満乳幼児加算 (処置) (5 0)	J
140052170	局所陰圧閉鎖処置初回加算 (入院) (1 0 0 c m 2 未満)	J
140052270	局所陰圧閉鎖処置初回加算 (入院) (1 0 0 c m 2 以上)	J
140052370	局所陰圧閉鎖処置初回加算 (入院) (2 0 0 c m 2 以上)	J
140052570	透析液水質確保加算 1	J
140052610	頸部固定帯加算	J
140052970	透析液水質確保加算 2	J
140053670	障害者等加算 (持続緩徐式血液濾過)	J
140054270	局所陰圧閉鎖処置初回加算 (入院外) (1 0 0 c m 2 未満)	J
140054370	局所陰圧閉鎖処置初回加算 (入院外) (1 0 0 c m 2 以上)	J
140054470	局所陰圧閉鎖処置初回加算 (入院外) (2 0 0 c m 2 以上)	J

140054850	腹膜灌流（乳幼児）加算（14日間）	J
140054950	腹膜灌流（乳幼児）加算（15日目以降30日目）	J
140055290	休日加算1（1000点以上）（処置）	J
140055390	時間外加算1（1000点以上）（処置）	J
140055490	深夜加算1（1000点以上）（処置）	J
140055590	時間外特例加算1（1000点以上）（処置）	J
140055650	一酸化窒素吸入療法（心臓手術の周術期における肺高血圧の場合）	J
130009870	中心静脈注射用植込型カテーテル設置（乳幼児）加算	K
150000190	新生児加算（手術）	K
150000290	3歳未満の乳幼児加算（手術）	K
150000490	時間外加算2（手術）	K
150000590	休日加算2（手術）	K
150000690	深夜加算2（手術）	K
150000790	時間外特例医療機関加算2（手術）	K
150001470	真皮縫合加算	K
150001570	デブリードマン加算（汚染された挫創）	K
150007770	生体皮膚移植（提供者の療養上の費用）加算	K
150014750	骨関節結核瘻孔摘出術（肩甲骨）	K
150014850	骨関節結核瘻孔摘出術（上腕）	K
150015050	骨関節結核瘻孔摘出術（前腕）	K
150015250	骨関節結核瘻孔摘出術（鎖骨）	K
150015350	骨関節結核瘻孔摘出術（膝蓋骨）	K
150015450	骨関節結核瘻孔摘出術（手）	K
150023510	骨全摘術（上腕）	K
150023610	骨全摘術（大腿）	K
150023710	骨全摘術（前腕）	K
150023910	骨全摘術（鎖骨）	K
150039410	関節鼠摘出手術（胸鎖）	K
150045510	観血的関節授動術（胸鎖）	K
150049170	関節挿入膜作成加算	K
150050610	人工関節置換術（胸鎖）	K
150068150	レンズ核破壊術（片側）	K
150068250	脳淡蒼球内オイルプロカイン注入療法（脳深部定位手術）（片側）	K
150068410	延髄における脊髄視床路切截術	K
150073750	横隔神経麻痺術	K

150073910	神経捻除術（上眼窩神経）	K
150074150	眼窩下孔部神経切断術	K
150074210	神経捻除術（おとがい神経）	K
150074350	おとがい孔部神経切断術	K
150074410	神経捻除術（下顎神経）	K
150074610	交感神経切除術（股動脈周囲）	K
150074750	尾動脈腺摘出術	K
150075350	下腹部神経叢切除術とクレニッヒ手術	K
150075450	コット手術とクレニッヒ手術	K
150095510	鼓室神経叢切除、鼓索神経切断術	K
150118710	唾液腺管移動術（上顎洞内）	K
150118810	唾液腺管移動術（結膜嚢内）	K
150120310	頸肋切除術	K
150121550	乳癌冷凍凝固摘出術	K
150122850	流注膿瘍切開搔爬術	K
150125610	骨膜外、胸膜外充填術	K
150131450	一次的胸郭形成手術、肺尖剥離、空洞切開術及び空洞縫縮術	K
150145310	大血管転位症手術（ジャテーン手術）（1歳以上）	K
150146450	小児自家血管採取料	K
150146710	単心室症手術（心室中隔造成術）（1歳以上）	K
150147770	補助循環併施加算（人工心肺）	K
150147870	選択的冠灌流併施加算（人工心肺）	K
150154610	胸管内頸静脈吻合術	K
150162250	膀胱後腫瘍摘出術（腸管切除を伴う）	K
150170110	食道下部迷走神経切除術（幹迷切）（単独）	K
150170210	食道下部迷走神経切除術（幹迷切）（ドレナージを併施）	K
150170310	食道下部迷走神経切除術（幹迷切）（胃切除術を併施）	K
150170550	迷走神経切断術、幽門形成術及び胃瘻造設術（十二指腸潰瘍）	K
150182150	ピックレル氏手術	K
150196010	腎（腎盂）腸瘻閉鎖術	K
150196410	生体腎移植術（提供者の療養上の費用）加算	K
150196570	死体腎移植加算	K
150211350	腔絨毛性腫瘍摘出術	K
150214050	腔閉鎖症術（遊離植皮）	K
150214150	腔閉鎖症術（腸管形成）	K

150214710	クレニッヒ手術	K
150214810	子宮位置矯正術（アレキサンダー手術）	K
150224810	自家採血輸血（1回目）	K
150224910	保存血液輸血（1回目）	K
150225010	交換輸血	K
150225110	骨髓内輸血加算（胸骨）	K
150225210	骨髓内輸血加算（その他）	K
150225310	血液型加算（A B O 式及び R h 式）	K
150225410	不規則抗体加算	K
150225510	血液交叉加算	K
150225610	間接クームス加算	K
150225770	輸血（乳幼児）加算	K
150225850	自家製造した血液成分製剤を用いた注射の手技料（1回目）	K
150225910	造血幹細胞移植（骨髓移植）（同種移植）	K
150226010	造血幹細胞移植（提供者の療養上の費用）加算	K
150226170	造血幹細胞移植（乳幼児）加算	K
150226210	術中術後自己血回収術	K
150244370	イオントフォレーゼ加算	K
150244470	頸部郭清術併施加算（片）	K
150247010	自己血輸血（6歳以上）（液状保存）	K
150247110	H L A 型検査クラス 1 加算（A、B、C）	K
150247210	造血幹細胞採取（骨髓採取）（同種移植）	K
150251810	神経血管柄付植皮術（足）	K
150254810	自己血輸血（6歳以上）（凍結保存）	K
150255470	体外衝撃波消耗性電極加算	K
150256210	人工関節再置換術（胸鎖）	K
150256410	人工関節再置換術（手）	K
150256610	人工関節再置換術（肩鎖）	K
150257350	上咽頭ポリープ摘出術（経副鼻腔）	K
150257450	上咽頭ポリープ摘出術（外切開）	K
150262310	顎関節授動術（顎関節鏡下授動術）	K
150262510	顎関節円板整位術（顎関節鏡下）	K
150266310	造血幹細胞移植（末梢造血幹細胞移植）（自家移植）	K
150266410	造血幹細胞移植（骨髓移植）（自家移植）	K
150266670	頸部郭清術併施加算（両）	K

150266970	創外固定器加算	K
150267270	連続歯結紮法（三内式線副子以上）加算	K
150267410	顎関節円板整位術（開放）	K
150268890	H I V 抗体陽性患者の観血的手術加算	K
150268970	2 以上の手術の 5 0 % 併施加算	K
150270950	胸壁外皮膚管形成吻合術（胸部、腹部操作）	K
150271050	胸壁外皮膚管形成吻合術（腹部操作）	K
150275070	下顎埋伏智歯加算	K
150275870	選択的脳灌流併施加算（人工心肺）	K
150277070	乳頭形成加算	K
150278910	H L A 型検査クラス 2 加算（D R、D Q、D P）	K
150279470	副鼻腔手術用内視鏡加算	K
150279770	下顎骨形成術加算	K
150284910	生体部分肝移植術（提供者の療養上の費用）加算	K
150286210	自家採血輸血（2 回目以降）	K
150286310	保存血液輸血（2 回目以降）	K
150286410	自己血輸血（6 歳未満）（液状保存）	K
150286510	自己血輸血（6 歳未満）（凍結保存）	K
150286990	超音波凝固切開装置等加算	K
150287450	自家製造した血液成分製剤を用いた注射の手技料（2 回目以降）	K
150287750	肺縫縮術（肺気腫に対する正中切開）（楔状部分切除）	K
150287850	肺縫縮術（肺気腫に対する正中切開）（区域切除（1 肺葉未満））	K
150287950	肺縫縮術（肺気腫に対する正中切開）（肺葉切除）	K
150288050	肺縫縮術（肺気腫に対する正中切開）（複合切除（1 肺葉を超える））	K
150288150	肺縫縮術（肺気腫に対する正中切開）（1 側肺全摘）	K
150293010	左心低形成症候群手術（ノルウッド手術）（1 歳以上）	K
150293270	止血用加熱凝固切開装置加算	K
150297810	造血幹細胞移植（末梢血幹細胞移植）（同種移植）	K
150297990	院内感染防止措置加算（手術）	K
150300510	人工関節抜去術（胸鎖）	K
150300910	人工関節抜去術（肩鎖）	K
150302770	冠動脈形成術（血栓内膜摘除）併施加算	K
150303410	植込型補助人工心臓（拍動流型）（初日）	K
150303710	植込型補助人工心臓（拍動流型）（9 1 日目以降）	K

150306890	極低出生体重児加算（手術）	K
150309610	関節鏡下関節内異物（挿入物）除去術（胸鎖）	K
150310510	関節鏡下関節滑膜切除術（胸鎖）	K
150311410	関節鏡下滑液膜摘出術（胸鎖）	K
150311810	関節鏡下滑液膜摘出術（肩鎖）	K
150312110	関節鏡下掌指関節滑膜切除術	K
150312510	関節鏡下関節鼠摘出手術（胸鎖）	K
150312910	関節鏡下関節鼠摘出手術（肩鎖）	K
150317670	両側肺移植加算	K
150318210	心腔内粘液腫摘出術（冠動脈血行再建術（2吻合以上））	K
150321710	三尖弁閉鎖症手術（心室中隔造成術）（1歳以上）	K
150322110	心臓脱手術	K
150322510	移植用心肺採取術	K
150322610	同種心肺移植術	K
150327510	自己血貯血（6歳以上）（液状保存）	K
150327610	自己血貯血（6歳以上）（凍結保存）	K
150327710	自己血貯血（6歳未満）（液状保存）	K
150327810	自己血貯血（6歳未満）（凍結保存）	K
150327910	輸血管理料1	K
150328010	輸血管理料2	K
150328110	心拍動下冠動脈、大動脈バイパス移植術用機器加算	K
150328650	有茎腸管移植加算（食道悪性腫瘍手術）	K
150329050	レンズ核破壊術（両側）	K
150329150	脳淡蒼球内オイルプロカイン注入療法（脳深部定位手術）（両側）	K
150330210	単心室症手術（心室中隔造成術）（1歳未満）	K
150330310	三尖弁閉鎖症手術（心室中隔造成術）（1歳未満）	K
150331150	肺縫縮術（肺気腫に対する正中切開）（気管支形成を伴う肺切除）	K
150336510	移植用部分肺採取術（生体）	K
150336610	生体部分肺移植術	K
150336710	生体部分肺移植術（提供者の療養上の費用）加算	K
150338710	焦点式高エネルギー超音波療法	K
150339010	画像等手術支援加算（ナビゲーション）	K
150339110	画像等手術支援加算（実物大臓器立体モデル）	K
150339210	自動縫合器加算	K
150339310	自動吻合器加算	K

150339410	微小血管自動縫合器加算	K
150342050	骨移植術（移植用骨採取のみ）（同種骨移植）（非生体）（棘突起）	K
150342890	3歳以上6歳未満の幼児加算（手術）	K
150342970	深部デブリードマン加算	K
150343070	悪性黒色腫センチネルリンパ節加算	K
150344370	バイパス術併用加算	K
150345870	乳がんセンチネルリンパ節加算1	K
150345970	乳がんセンチネルリンパ節加算2	K
150346870	三次元カラーマッピング加算	K
150347170	逆行性冠灌流併施加算（人工心肺）	K
150347770	有茎腸管移植加算	K
150349510	造血幹細胞採取（骨髄採取）（自家移植）	K
150349610	造血幹細胞採取（末梢血幹細胞採取）（同種移植）	K
150349710	造血幹細胞採取（末梢血幹細胞採取）（自家移植）	K
150349810	造血幹細胞移植（臍帯血移植）	K
150349950	アンカー補強手術（矯正術前提）	K
150350150	レーザー使用加算	K
150353510	関節鏡下関節内骨折観血的手術（胸鎖）	K
150359470	心臓弁再置換術加算（弁置換術）	K
150366370	血管露出術加算	K
150366470	血小板洗浄術加算	K
150366570	輸血適正使用加算（輸血管理料1）	K
150366670	輸血適正使用加算（輸血管理料2）	K
150366770	自己生体組織接着剤作成術	K
150366810	副鼻腔手術用骨軟部組織切除機器加算	K
150367070	抗HLA抗体検査加算	K
150367110	術中血管等描出撮影加算	K
150367210	人工肛門・人工膀胱造設術前処置加算	K
150367310	内視鏡手術用支援機器加算	K
150367710	肝切除術（外側区域切除）（1歳未満）	K
150368110	肝切除術（2区域切除以上で血行再建）（1歳未満）	K
150368370	水圧式デブリードマン加算	K
150368870	多椎間又は多椎弓実施加算（前方椎体固定）	K
150368970	多椎間又は多椎弓実施加算（後方又は後側方固定）	K
150369070	多椎間又は多椎弓実施加算（後方椎体固定）	K

150369170	多椎間又は多椎弓実施加算（前方後方同時固定）	K
150369270	多椎間又は多椎弓実施加算（椎弓切除）	K
150369370	多椎間又は多椎弓実施加算（椎弓形成）	K
150370050	磁気ナビゲーション加算	K
150370370	患者適合型変形矯正ガイド加算（変形治癒骨折矯正手術）	K
150370470	原発性悪性脳腫瘍光線力学療法加算	K
150371290	休日加算 1（手術）	K
150371390	時間外加算 1（手術）	K
150371490	深夜加算 1（手術）	K
150371590	時間外特例医療機関加算 1（手術）	K
150371690	周術期口腔機能管理後手術加算（手術）	K
150372170	患者適合型変形矯正ガイド加算（骨切り術）	K
150372470	脳腫瘍覚醒下マッピング加算	K
150373970	唾石摘出術内視鏡加算	K
150375570	心臓弁再置換術加算（弁輪拡大術を伴う大動脈弁置換術）（1弁）	K
150375670	心臓弁再置換術加算（弁輪拡大術を伴う大動脈弁置換術）（2弁）	K
150375770	心臓弁再置換術加算（弁輪拡大術を伴う大動脈弁置換術）（3弁）	K
150375870	心臓弁再置換術加算（大動脈瘤切除術（吻合又は移植含む））（1弁）	K
150375970	心臓弁再置換術加算（大動脈瘤切除術（吻合又は移植含む））（2弁）	K
150376070	心臓弁再置換術加算（大動脈瘤切除術（吻合又は移植含む））（3弁）	K
150376470	人工血管等再置換術加算（肺動脈閉鎖症手術）	K
150376570	人工血管等再置換術加算（大血管転位症手術）	K
150376670	人工血管等再置換術加算（修正大血管転位症手術）	K
150376770	人工血管等再置換術加算（単心室症又は三尖弁閉鎖症手術）	K
150378870	内視鏡的膀胱除去加算	K
150380070	貯血式自己血輸血管理体制加算	K
150380170	画像等手術支援加算（患者適合型手術支援ガイド）	K
150380370	自家腸骨片充填加算（内視鏡下鼻・副鼻腔手術2型）	K
150380470	自家腸骨片充填加算（鼻内前頭洞根治手術）	K
150380510	胃瘻造設時嚥下機能評価加算	K
150380670	脊髄誘発電位測定等加算（脳、脊椎、脊髄又は大動脈瘤の手術）	K
150380770	脊髄誘発電位測定等加算（甲状腺又は副甲状腺の手術）	K

150381150	オープンステントグラフト術（上行）（弁置換術又は形成術）	K
150381250	オープンステントグラフト術（上行）（人工弁置換を伴う基部置換術）	K
150381350	オープンステントグラフト術（上行）（自己弁温存型基部置換術）	K
150381450	オープンステントグラフト術（上行）（その他）	K
150381750	オープンステントグラフト術（上行弓部同時・人工弁置換基部置換術）	K
150381850	オープンステントグラフト術（上行弓部同時・自己弁温存基部置換術）	K
150382150	オープンステントグラフト術（胸腹部大動脈）	K
150382250	オープンステントグラフト術（腹部大動脈（分枝血管の再建））	K
150382350	オープンステントグラフト術（腹部大動脈（その他））	K
150382490	施設基準不適合減算（手術）（100分の80）	K
150382550	気管支熱形成術（気管支サーモプラスティ）	K
150382650	小児用補助人工心臓装着術（初日）	K
150382750	小児用補助人工心臓装着術（2日目以降30日目まで）	K
150382850	小児用補助人工心臓装着術（31日目以降）	K
150382950	食道悪性腫瘍レーザー焼灼術	K
150383050	髄腔内持続注入用植込型ポンプ設置術（慢性難治性疼痛除去又は軽減）	K
150383150	髄腔内持続注入用植込型ポンプ交換術（慢性難治性疼痛除去又は軽減）	K
150383250	植込型除細動器移植術（皮下植込型電極併用）	K
150231590	新生児（未熟児を除く）加算（麻酔）	L
150231690	乳児加算（麻酔）	L
150231790	時間外加算（麻酔）	L
150231890	休日加算（麻酔）	L
150231990	深夜加算（麻酔）	L
150232090	時間外特例加算（麻酔）	L
150235610	ヒッチコック療法（局所麻酔剤又はボツリヌス毒素）	L
150238710	下垂体ブロック（神経破壊剤又は高周波凝固法）	L
150240210	舌神経ブロック（神経破壊剤又は高周波凝固法）	L
150240910	上喉頭神経ブロック（神経破壊剤又は高周波凝固法）	L
150247470	硬膜外麻酔（頸・胸部）併施加算	L
150247570	硬膜外麻酔（腰部）併施加算	L

150247670	硬膜外麻酔（仙骨部）併施加算	L
150250450	ノンレブリージングバルブ麻酔5	L
150255670	硬膜外麻酔後における麻酔剤の精密持続注入加算	L
150255770	硬膜外ブロックにおける麻酔剤の精密持続注入加算	L
150265390	幼児加算（麻酔）	L
150286690	未熟児加算（麻酔）	L
150331250	ノンレブリージングバルブ麻酔5（麻酔困難な患者）	L
150333370	帝王切開術時麻酔加算	L
150339550	気管内チューブ挿入吹送法麻酔1（麻酔困難な患者）	L
150339650	ノンレブリージングバルブ麻酔1（麻酔困難な患者）	L
150339850	ノンレブリージングバルブ麻酔1	L
150340050	ノンレブリージングバルブ麻酔2（麻酔困難な患者）	L
150340250	ノンレブリージングバルブ麻酔2	L
150340450	ノンレブリージングバルブ麻酔3（麻酔困難な患者）	L
150340650	ノンレブリージングバルブ麻酔3	L
150340850	ノンレブリージングバルブ麻酔4（麻酔困難な患者）	L
150341050	ノンレブリージングバルブ麻酔4	L
150342470	術中経食道心エコー連続監視加算	L
150350670	臓器移植術加算	L
150370870	幼児加算（静脈麻酔）	L
150370970	静脈麻酔実施時間加算（2時間を超えた場合）	L
150371170	長時間麻酔管理加算	L
180009270	術中照射療法加算	M
180016970	体外照射用固定器具加算	M
180018770	食道用アプリケーション加算	M
180018870	気管、気管支用アプリケーション加算	M
180019410	体外照射（エックス線表在治療）（2回目）	M
180020170	放射線治療専任加算	M
180025270	施設基準不適合減算（放射線）（100分の70）	M
180027270	線源使用加算（前立腺癌に対する永久挿入療法）	M
180031870	外来放射線治療加算	M
180033770	画像誘導放射線治療加算	M
180034890	新生児加算（放射線治療）	M
180034990	乳幼児加算（放射線治療）	M
180035090	幼児加算（放射線治療）	M

180035190	小児加算（放射線治療）	M
180035270	体外照射呼吸性移動対策加算	M
180035470	定位放射線治療呼吸性移動対策加算（動体追尾法）	M
180035570	定位放射線治療呼吸性移動対策加算（その他）	M
180043270	1回線量増加加算	M
160184070	標本作製同一月実施加算	N
160184970	4種類以上抗体使用加算	N
160185110	術中迅速細胞診／テレパソロジー	N
160190070	液状化検体細胞診加算	N
160190270	病理診断管理加算1（組織診断）	N
160190370	病理診断管理加算1（細胞診断）	N
160190470	病理診断管理加算2（組織診断）	N
160190570	病理診断管理加算2（細胞診断）	N
160202870	婦人科材料等液状化検体細胞診加算	N

第2回 NDB オープンデータ

診療行為コード	診療行為名称	区分
113015510	外来緩和ケア管理料（特定地域）	B
113016570	地域包括診療料（再診時乳幼児時間外）加算	B
113016670	地域包括診療料（再診時乳幼児休日）加算	B
113016770	地域包括診療料（再診時乳幼児深夜）加算	B
113016970	地域包括診療料（再診時乳幼児時間外特例医療機関）加算	B
113017070	小児科地域包括診療料（再診時乳幼児夜間）加算	B
113017170	小児科地域包括診療料（再診時乳幼児休日）加算	B
113017270	小児科地域包括診療料（再診時乳幼児深夜）加算	B
114002770	海路（波浪）加算（復）	C
114016770	訪問看護・指導料（幼児）加算（同一建物居住者）	C
114021810	在宅植込型補助人工心臓（拍動流型）指導管理料	C
160094430	コロンブラッシュ法（組織切片標本検鏡法）	D
160138910	〈尿〉	D
160139010	〈喀痰〉	D
160139110	〈穿刺液〉	D
160139210	〈胃液〉	D
160139310	〈十二指腸液〉	D

160139410	〈胆汁〉	D
160139510	〈眼分泌液〉	D
160139610	〈鼻腔液〉	D
160139710	〈咽喉液〉	D
160139810	〈口腔液〉	D
160139910	〈精液〉	D
160140010	〈髄液〉	D
160140110	〈腔分泌物〉	D
160140210	〈頸管粘液〉	D
160140310	〈子宮分泌物〉	D
160140410	〈腹水〉	D
160140510	〈膝液〉	D
160140610	〈尿道分泌物〉	D
160140710	〈胸水〉	D
160140810	〈関節液〉	D
160140910	〈前立腺液〉	D
160141010	〈骨髓穿刺液〉	D
160141110	〈乳汁〉	D
160141210	〈その他の穿刺・採取液〉	D
160154010	〈血液〉	D
160160910	顎関節鏡（片）	D
160161030	顎関節鏡（両）	D
160180570	肺臓カテーテル法等（新生児）加算	D
160180670	肺臓カテーテル法等（乳幼児）加算	D
160205650	非侵襲的血行動態モニタリング	D
170006630	パントモグラフィー（他方同時）（診断・撮影）（アナログ撮影）	E
170007130	同時多層撮影（診断・撮影）（アナログ撮影）	E
170007230	同時多層撮影（他方と同時併施）（診断・撮影）（アナログ撮影）	E
170007330	回転横断撮影（診断・撮影）（アナログ撮影）	E
170007430	回転横断撮影（他方と同時併施）（診断・撮影）（アナログ撮影）	E
170011650	エックス線フィルムサブトラクション（アナログ撮影）	E
170019130	特殊撮影（診断・撮影）（新生児）（アナログ撮影）	E
170019230	特殊撮影（診断・撮影）（乳幼児）（アナログ撮影）	E
170019330	特殊撮影（他方同時）（診断・撮影）（新生児）（アナログ撮影）	E
170019730	I・I間接撮影（特殊）（診断・撮影）（新生児）（アナログ撮影）	E

170019830	I・I間接撮影(特殊)(診断・撮影)(乳幼児)(アナログ撮影)	E
170020950	高速心大血管連続撮影装置による撮影(撮影)(アナログ撮影)	E
170023850	単純間接撮影(I)の写真診断(短期2枚以上撮影)	E
170026470	心臓及び冠動脈造影(右心)(新生児)加算	E
170029530	同時多層撮影(診断・撮影)(デジタル撮影)	E
170029630	同時多層撮影(他方と同時併施)(診断・撮影)(デジタル撮影)	E
170029830	回転横断撮影(他方と同時併施)(診断・撮影)(デジタル撮影)	E
170030730	特殊撮影(診断・撮影)(新生児)(デジタル撮影)	E
170031130	I・I間接撮影(特殊)(診断・撮影)(新生児)(デジタル撮影)	E
170031230	I・I間接撮影(特殊)(診断・撮影)(乳幼児)(デジタル撮影)	E
170031650	単純間接撮影(撮影)(短期2枚以上撮影)(デジタル撮影)	E
170032550	単純間接撮影(アナログと同時撮影)(デジタル撮影)	E
170032750	造影剤使用間接撮影(アナログと同時撮影)(デジタル撮影)	E
170033070	心臓及び冠動脈造影(左心)(新生児)加算	E
180042070	精神科複数回訪問加算(1日に3回以上)	I
180042210	精神科重症患者早期集中支援管理料1(同一建物居・特定施設等)	I
180042310	精神科重症患者早期集中支援管理料1(同一建物居・特定施設等以外)	I
180042510	精神科重症患者早期集中支援管理料2(同一建物居・特定施設等)	I
180042610	精神科重症患者早期集中支援管理料2(同一建物居・特定施設等以外)	I
140023650	無水アルコール吸入療法(5時間超)	J
140030050	オキシゲンエアーロック(呼吸不能児の蘇生)	J
140035230	電撃傷処置(6000cm ² 以上)	J
140036430	凍傷処置(6000cm ² 以上)	J
140045650	斜頸矯正ギプス除去料	J
140046850	脊椎側弯矯正プラスチックギプスシーネ	J
140047050	脊椎側弯矯正ギプス除去料	J
140050510	練習用仮義手(義肢装具採型法)(股関節、肩関節離断)	J
150007770	生体皮膚移植(提供者の療養上の費用)加算	K
150014750	骨関節結核瘻孔摘出術(肩甲骨)	K
150014850	骨関節結核瘻孔摘出術(上腕)	K
150015050	骨関節結核瘻孔摘出術(前腕)	K
150015250	骨関節結核瘻孔摘出術(鎖骨)	K
150015450	骨関節結核瘻孔摘出術(手)	K

150023410	骨全摘術（肩甲骨）	K
150023510	骨全摘術（上腕）	K
150023610	骨全摘術（大腿）	K
150023710	骨全摘術（前腕）	K
150026350	多発性軟骨性外骨腫摘出術（手）	K
150027110	骨悪性腫瘍手術（膝蓋骨）	K
150038450	滑液膜摘出術（胸鎖）	K
150039410	関節鼠摘出手術（胸鎖）	K
150050610	人工関節置換術（胸鎖）	K
150068150	レンズ核破壊術（片側）	K
150068250	脳淡蒼球内オイルプロカイン注入療法（脳深部定位手術）（片側）	K
150068410	延髄における脊髄視床路切截術	K
150073750	横隔神経麻痺術	K
150073910	神経捻除術（上眼窩神経）	K
150074150	眼窩下孔部神経切断術	K
150074210	神経捻除術（おとがい神経）	K
150074350	おとがい孔部神経切断術	K
150074410	神経捻除術（下顎神経）	K
150074610	交感神経切除術（股動脈周囲）	K
150074750	尾動脈腺摘出術	K
150075350	下腹部神経叢切除術とクレニッヒ手術	K
150075450	コット手術とクレニッヒ手術	K
150095510	鼓室神経叢切除、鼓索神経切断術	K
150095810	S状洞血栓（静脈炎）手術	K
150099810	萎縮性鼻炎手術（両側）	K
150102210	前頭洞篩骨洞蝶形洞根治手術	K
150107210	気管異物除去術（開胸手術）	K
150118710	唾液腺管移動術（上顎洞内）	K
150118810	唾液腺管移動術（結膜囊内）	K
150121550	乳癌冷凍凝固摘出術	K
150123450	肋骨2本以上切除（第1肋骨含む）と胸骨搔爬	K
150123550	肋骨2本以上切除（その他の肋骨）と胸骨搔爬	K
150130350	心筋損傷、心嚢、横隔膜の縫合、胃腹腔内還納等の手術	K
150146450	小児自家血管採取料	K
150146710	単心室症手術（心室中隔造成術）（1歳以上）	K

150154610	胸管内頸静脈吻合術	K
150157650	脾腎静脈吻合術	K
150162250	膀胱後腫瘍摘出術（腸管切除を伴う）	K
150170450	迷走神経切断術と幽門形成術（十二指腸潰瘍）	K
150170550	迷走神経切断術、幽門形成術及び胃瘻造設術（十二指腸潰瘍）	K
150174810	先天性胆道閉鎖症手術（1歳以上）	K
150182150	ピックレル氏手術	K
150197750	腎部分切除術（腎空洞切開術・腎盂尿管移行部形成術併施）	K
150211350	腔絨毛性腫瘍摘出術	K
150212650	後腔円蓋切開（子宮外妊娠）	K
150214050	腔閉鎖症術（遊離植皮）	K
150214150	腔閉鎖症術（腸管形成）	K
150214710	クレニッヒ手術	K
150214810	子宮位置矯正術（アレキサンダー手術）	K
150224810	自家採血輸血（1回目）	K
150224910	保存血液輸血（1回目）	K
150225010	交換輸血	K
150225110	骨髓内輸血加算（胸骨）	K
150225210	骨髓内輸血加算（その他）	K
150225310	血液型加算（A B O 式及び R h 式）	K
150225410	不規則抗体加算	K
150225510	血液交叉加算	K
150225610	間接クームス加算	K
150225770	輸血（乳幼児）加算	K
150225850	自家製造した血液成分製剤を用いた注射の手技料（1回目）	K
150225910	造血幹細胞移植（骨髓移植）（同種移植）	K
150226010	造血幹細胞移植（提供者の療養上の費用）加算	K
150226170	造血幹細胞移植（乳幼児）加算	K
150226210	術中術後自己血回収術	K
150247010	自己血輸血（6歳以上）（液状保存）	K
150247110	H L A 型検査クラス 1 加算（A、B、C）	K
150247210	造血幹細胞採取（骨髓採取）（同種移植）	K
150249050	内反足足板挺子固定	K
150254810	自己血輸血（6歳以上）（凍結保存）	K
150256210	人工関節再置換術（胸鎖）	K

150256610	人工関節再置換術（肩鎖）	K
150257350	上咽頭ポリープ摘出術（経副鼻腔）	K
150257450	上咽頭ポリープ摘出術（外切開）	K
150262310	顎関節授動術（顎関節鏡下授動術）	K
150262510	顎関節円板整位術（顎関節鏡下）	K
150266310	造血幹細胞移植（末梢血幹細胞移植）（自家移植）	K
150266410	造血幹細胞移植（骨髄移植）（自家移植）	K
150267410	顎関節円板整位術（開放）	K
150271050	胸壁外皮膚管形成吻合術（腹部操作）	K
150278410	造腔術（筋皮弁移植）	K
150278910	H L A型検査クラス2加算（D R、D Q、D P）	K
150280950	腔閉鎖症術（筋皮弁移植）	K
150281150	痕跡副角子宮手術（腔式）	K
150286210	自家採血輸血（2回目以降）	K
150286310	保存血液輸血（2回目以降）	K
150286410	自己血輸血（6歳未満）（液状保存）	K
150286510	自己血輸血（6歳未満）（凍結保存）	K
150287450	自家製造した血液成分製剤を用いた注射の手技料（2回目以降）	K
150287750	肺縫縮術（肺気腫に対する正中切開）（楔状部分切除）	K
150287850	肺縫縮術（肺気腫に対する正中切開）（区域切除（1肺葉未満））	K
150287950	肺縫縮術（肺気腫に対する正中切開）（肺葉切除）	K
150288050	肺縫縮術（肺気腫に対する正中切開）（複合切除（1肺葉を超える））	K
150288150	肺縫縮術（肺気腫に対する正中切開）（1側肺全摘）	K
150297810	造血幹細胞移植（末梢血幹細胞移植）（同種移植）	K
150300510	人工関節抜去術（胸鎖）	K
150300710	人工関節抜去術（手）	K
150303410	植込型補助人工心臓（拍動流型）（初日）	K
150303510	植込型補助人工心臓（拍動流型）（2日目以降30日目まで）	K
150303610	植込型補助人工心臓（拍動流型）（31日目以降90日目まで）	K
150303710	植込型補助人工心臓（拍動流型）（91日目以降）	K
150309610	関節鏡下関節内異物（挿入物）除去術（胸鎖）	K
150311410	関節鏡下滑液膜摘出術（胸鎖）	K
150312510	関節鏡下関節鼠摘出手術（胸鎖）	K
150321710	三尖弁閉鎖症手術（心室中隔造成術）（1歳以上）	K

150322110	心臓脱手術	K
150322510	移植用心肺採取術	K
150322610	同種心肺移植術	K
150327510	自己血貯血（6歳以上）（液状保存）	K
150327610	自己血貯血（6歳以上）（凍結保存）	K
150327710	自己血貯血（6歳未満）（液状保存）	K
150327810	自己血貯血（6歳未満）（凍結保存）	K
150327910	輸血管理料1	K
150328010	輸血管理料2	K
150329050	レンズ核破壊術（両側）	K
150329150	脳淡蒼球内オイルプロカイン注入療法（脳深部定位手術）（両側）	K
150330210	単心室症手術（心室中隔造成術）（1歳未満）	K
150330310	三尖弁閉鎖症手術（心室中隔造成術）（1歳未満）	K
150331850	左室自由壁破裂修復術（弁形成術（1弁）を併施）	K
150332050	心腔内粘液腫摘出術（弁置換術（1弁）を併施）	K
150336510	移植用部分肺採取術（生体）	K
150336610	生体部分肺移植術	K
150336710	生体部分肺移植術（提供者の療養上の費用）加算	K
150338710	焦点式高エネルギー超音波療法	K
150342350	副腎腫瘍摘出術（髄質腫瘍（褐色細胞腫））（脾摘出術を併施）	K
150343110	皮膚移植術（死体）（200cm ² 未満）	K
150343310	皮膚移植術（死体）（500cm ² 以上1000cm ² 未満）	K
150343410	皮膚移植術（死体）（1000cm ² 以上3000cm ² 未満）	K
150343510	皮膚移植術（死体）（3000cm ² 以上）	K
150349510	造血幹細胞採取（骨髓採取）（自家移植）	K
150349610	造血幹細胞採取（末梢血幹細胞採取）（同種移植）	K
150349710	造血幹細胞採取（末梢血幹細胞採取）（自家移植）	K
150349810	造血幹細胞移植（臍帯血移植）	K
150353510	関節鏡下関節内骨折観血の手術（胸鎖）	K
150361910	腹腔鏡下食道下部迷走神経切断術（幹迷切）	K
150365510	腹腔鏡下尿失禁手術	K
150366370	血管露出術加算	K
150366470	血小板洗浄術加算	K
150366570	輸血適正使用加算（輸血管理料1）	K
150366670	輸血適正使用加算（輸血管理料2）	K

150366770	自己生体組織接着剤作成術	K
150367070	抗H L A抗体検査加算	K
150367610	肝切除術（亜区域切除）（1歳未満）	K
150367810	肝切除術（1区域切除（外側区域切除を除く））（1歳未満）	K
150368110	肝切除術（2区域切除以上で血行再建）（1歳未満）	K
150375770	心臓弁再置換術加算（弁輪拡大術を伴う大動脈弁置換術）（3弁）	K
150376070	心臓弁再置換術加算（大動脈瘤切除術（吻合又は移植含む））（3弁）	K
150377110	腹腔鏡下小切開後腹膜リンパ節群郭清術	K
150379010	腹腔鏡下小切開尿管腫瘍摘出術	K
150379110	腹腔鏡下小切開膀胱腫瘍摘出術	K
150380070	貯血式自己血輸血管理体制加算	K
150380470	自家腸骨片充填加算（鼻内前頭洞根治手術）	K
150381150	オープンステントグラフト術（上行）（弁置換術又は形成術）	K
150381250	オープンステントグラフト術（上行）（人工弁置換を伴う基部置換術）	K
150381350	オープンステントグラフト術（上行）（自己弁温存型基部置換術）	K
150382150	オープンステントグラフト術（胸腹部大動脈）	K
150382250	オープンステントグラフト術（腹部大動脈（分枝血管の再建））	K
150382350	オープンステントグラフト術（腹部大動脈（その他））	K
150383050	髄腔内持続注入用植込型ポンプ設置術（慢性難治性疼痛除去又は軽減）	K
150383150	髄腔内持続注入用植込型ポンプ交換術（慢性難治性疼痛除去又は軽減）	K
150235610	ヒッチコック療法（局所麻酔剤又はボツリヌス毒素）	L
150238710	下垂体ブロック（神経破壊剤又は高周波凝固法）	L
150240210	舌神経ブロック（神経破壊剤又は高周波凝固法）	L
150240310	副神経ブロック（神経破壊剤又は高周波凝固法）	L
150240810	横隔神経ブロック（神経破壊剤又は高周波凝固法）	L
150240910	上喉頭神経ブロック（神経破壊剤又は高周波凝固法）	L
150339550	気管内チューブ挿入吹送法麻酔1（麻酔困難な患者）	L
150339650	ノンレブリージングバルブ麻酔1（麻酔困難な患者）	L
150339750	気管内チューブ挿入吹送法麻酔1	L
150339850	ノンレブリージングバルブ麻酔1	L
150340050	ノンレブリージングバルブ麻酔2（麻酔困難な患者）	L

150340250	ノンレブリージングバルブ麻酔 2	L
150340350	気管内チューブ挿入吹送法麻酔 3 (麻酔困難な患者)	L
150340450	ノンレブリージングバルブ麻酔 3 (麻酔困難な患者)	L
150340650	ノンレブリージングバルブ麻酔 3	L
150340850	ノンレブリージングバルブ麻酔 4 (麻酔困難な患者)	L
150341050	ノンレブリージングバルブ麻酔 4	L

第 3 回 NDB オープンデータ

診療行為コード	診療行為名称	区分
113015610	糖尿病透析予防指導管理料 (特定地域)	B
113016570	地域包括診療料 (再診時乳幼児時間外) 加算	B
113016670	地域包括診療料 (再診時乳幼児休日) 加算	B
113016770	地域包括診療料 (再診時乳幼児深夜) 加算	B
113016970	地域包括診療料 (再診時乳幼児時間外特例医療機関) 加算	B
113017070	小児科地域包括診療料 (再診時乳幼児夜間) 加算	B
113017170	小児科地域包括診療料 (再診時乳幼児休日) 加算	B
113017270	小児科地域包括診療料 (再診時乳幼児深夜) 加算	B
113018870	認知症地域包括診療料 (再診時乳幼児時間外) 加算	B
113018970	認知症地域包括診療料 (再診時乳幼児休日) 加算	B
113019070	認知症地域包括診療料 (再診時乳幼児深夜) 加算	B
113019270	認知症地域包括診療料 (再診時乳幼児時間外特例医療機関) 加算	B
113019370	小児科認知症地域包括診療料 (再診時乳幼児夜間) 加算	B
113019470	小児科認知症地域包括診療料 (再診時乳幼児休日) 加算	B
113019570	小児科認知症地域包括診療料 (再診時乳幼児深夜) 加算	B
113021770	小児かかりつけ診療料 (外来診療料乳幼児深夜) 加算	B
113021870	小児かかりつけ診療料 (外来診療料時間外特例医療機関) 加算	B
113021970	小児科小児かかりつけ診療料 (外来診療料乳幼児夜間) 加算	B
113022170	小児科小児かかりつけ診療料 (外来診療料乳幼児深夜) 加算	B
113023770	施設基準不適合減算 (医学管理等) (100分の70)	B
114002670	海路 (波浪) 加算 (往)	C
114002770	海路 (波浪) 加算 (復)	C
114016670	訪問看護・指導料 (乳幼児) 加算 (同一建物居住者)	C
114041870	在医総管 (在支診等以外) (100分の80) 減算	C
114041970	施医総管 (在支診等以外) (100分の80) 減算	C

114042050	在宅人工呼吸指導管理料（交流電場腫瘍治療）	C
160045610	秋疫B抗体	D
160067810	脳循環（笑気法）	D
160089250	モーゼンタール法	D
160090910	赤血球寿命（R I）	D
160091110	血小板寿命（R I）	D
160133550	グルタチオン（尿）	D
160138910	〈尿〉	D
160139010	〈喀痰〉	D
160139110	〈穿刺液〉	D
160139210	〈胃液〉	D
160139310	〈十二指腸液〉	D
160139410	〈胆汁〉	D
160139510	〈眼分泌液〉	D
160139610	〈鼻腔液〉	D
160139710	〈咽喉液〉	D
160139810	〈口腔液〉	D
160139910	〈精液〉	D
160140010	〈髄液〉	D
160140110	〈腔分泌物〉	D
160140210	〈頸管粘液〉	D
160140310	〈子宮分泌物〉	D
160140410	〈腹水〉	D
160140510	〈睪液〉	D
160140610	〈尿道分泌物〉	D
160140710	〈胸水〉	D
160140810	〈関節液〉	D
160140910	〈前立腺液〉	D
160141010	〈骨髓穿刺液〉	D
160141110	〈乳汁〉	D
160141210	〈その他の穿刺・採取液〉	D
160154010	〈血液〉	D
160158550	遊離型フコース（尿）	D
160161030	顎関節鏡（両）	D
160180570	肺臓カテーテル法等（新生児）加算	D

160180670	肺臓カテーテル法等（乳幼児）加算	D
160209850	ヒト精巢上体蛋白4	D
160209950	R O S 1 融合遺伝子	D
160210050	カルプロテクチン（糞便）	D
160210150	細菌核酸・薬剤耐性遺伝子同時検出	D
160210250	E G F R 遺伝子検査（血漿）	D
160210350	インフリキシマブ定性	D
160210450	サイトメガロウイルス核酸検出（尿）	D
160210550	遊離カルニチン	D
160211850	総カルニチン	D
170007130	同時多層撮影（診断・撮影）（アナログ撮影）	E
170007230	同時多層撮影（他方と同時併施）（診断・撮影）（アナログ撮影）	E
170007330	回転横断撮影（診断・撮影）（アナログ撮影）	E
170007430	回転横断撮影（他方と同時併施）（診断・撮影）（アナログ撮影）	E
170019130	特殊撮影（診断・撮影）（新生児）（アナログ撮影）	E
170019730	I・I 間接撮影（特殊）（診断・撮影）（新生児）（アナログ撮影）	E
170019830	I・I 間接撮影（特殊）（診断・撮影）（乳幼児）（アナログ撮影）	E
170020950	高速心大血管連続撮影装置による撮影（撮影）（アナログ撮影）	E
170024050	単純間接撮影（撮影）（短期2枚以上撮影）（アナログ撮影）	E
170026470	心臓及び冠動脈造影（右心）（新生児）加算	E
170029830	回転横断撮影（他方と同時併施）（診断・撮影）（デジタル撮影）	E
170031130	I・I 間接撮影（特殊）（診断・撮影）（新生児）（デジタル撮影）	E
170031230	I・I 間接撮影（特殊）（診断・撮影）（乳幼児）（デジタル撮影）	E
170032450	単純間接撮影（デジタルと同時撮影）（アナログ撮影）	E
170032550	単純間接撮影（アナログと同時撮影）（デジタル撮影）	E
170032650	造影剤使用間接撮影（デジタルと同時撮影）（アナログ撮影）	E
170032750	造影剤使用間接撮影（アナログと同時撮影）（デジタル撮影）	E
170033070	心臓及び冠動脈造影（左心）（新生児）加算	E
170035230	特殊撮影（診断・撮影）（幼児）（アナログ撮影）	E
170035430	特殊撮影（他方同時）（診断・撮影）（幼児）（アナログ撮影）	E
170035630	I・I 間接撮影（特殊）（診断・撮影）（幼児）（アナログ撮影）	E
170035730	I・I 間接撮影（特殊）（診断・撮影）（幼児）（デジタル撮影）	E
180046370	経口摂取回復促進加算2	H
180042410	精神科重症患者早期集中支援管理料2（単一建物1人）	I
180047810	認知療法・認知行動療法（精神保健指定医と看護師が共同）	I

180048810	精神科重症患者早期集中支援管理料2（単一建物2人以上）	I
180050030	家族在宅精神療法（3種類以上抗うつ薬等減算）（30分以上）	I
140008310	局所灌流（悪性腫瘍）	J
140009450	無水アルコール吸入療法	J
140009950	酸素加圧（気管内挿管下に閉鎖循環式麻酔器）	J
140010150	I M V	J
140015610	陣痛誘発のための卵膜外薬液注入法	J
140017450	クレーデ氏胎盤圧出法	J
140017510	クリステル胎児圧出法	J
140023650	無水アルコール吸入療法（5時間超）	J
140024050	レスピラトール療法（5時間超）	J
140024150	酸素加圧（気管内挿管下に閉鎖循環式麻酔器）（5時間超）	J
140024250	C P A P（5時間超）	J
140024350	I M V（5時間超）	J
140028510	鉄の肺	J
140030050	オキシゲンエアーロック（呼吸不能児の蘇生）	J
140030250	減圧タンク療法	J
140035030	電撃傷処置（500cm ² 以上3000cm ² 未満）	J
140035130	電撃傷処置（3000cm ² 以上6000cm ² 未満）	J
140035230	電撃傷処置（6000cm ² 以上）	J
140035730	薬傷処置（3000cm ² 以上6000cm ² 未満）	J
140035830	薬傷処置（6000cm ² 以上）	J
140036330	凍傷処置（3000cm ² 以上6000cm ² 未満）	J
140036430	凍傷処置（6000cm ² 以上）	J
140038510	熱傷温浴療法	J
140039110	人工羊水注入法	J
140039950	閉鎖循環式麻酔器使用気管内挿管下酸素吸入（5時間超）	J
140045450	斜頸矯正プラスチックギプスシーネ	J
140046150	先天性股関節脱臼プラスチックギプスシーネ	J
140046730	脊椎側弯矯正プラスチックギプス	J
140046850	脊椎側弯矯正プラスチックギプスシーネ	J
140046950	脊椎側弯矯正ギプスシーネ	J
140047150	脊椎側弯矯正ギプス修理料	J
140050410	練習用仮義足（義肢装具採型法）（股関節、肩関節離断）	J
140051750	一酸化窒素吸入療法（新生児低酸素性呼吸不全）	J

140051910	局所陰圧閉鎖処置（入院）（100cm ² 以上）	J
140052270	局所陰圧閉鎖処置初回加算（入院）（100cm ² 以上）	J
140055650	一酸化窒素吸入療法（その他）	J
140056010	人工臍臓療法	J
140056170	一酸化窒素ガス加算（新生児低酸素性呼吸不全）	J
140056270	一酸化窒素ガス加算（その他）	J
140057250	気管支肺胞洗浄用カテーテルによる検体採取（人工気道を有する患者）	J
140700110	長期療養患者褥瘡等処置	J
140700310	精神病棟等長期療養患者褥瘡等処置	J
150007770	生体皮膚移植（提供者の療養上の費用）加算	K
150014750	骨関節結核瘻孔摘出術（肩甲骨）	K
150014850	骨関節結核瘻孔摘出術（上腕）	K
150015250	骨関節結核瘻孔摘出術（鎖骨）	K
150023410	骨全摘術（肩甲骨）	K
150023510	骨全摘術（上腕）	K
150023610	骨全摘術（大腿）	K
150023710	骨全摘術（前腕）	K
150023810	骨全摘術（下腿）	K
150026150	多発性軟骨性外骨腫摘出術（鎖骨）	K
150030210	変形治癒骨折矯正手術（膝蓋骨）	K
150039410	関節鼠摘出手術（胸鎖）	K
150044610	非観血的関節授動術（胸鎖）	K
150050610	人工関節置換術（胸鎖）	K
150052410	四肢関節離断術（肘）	K
150068410	延髄における脊髄視床路切截術	K
150073750	横隔神経麻痺術	K
150073910	神経捻除術（上眼窩神経）	K
150074150	眼窩下孔部神経切断術	K
150074210	神経捻除術（おとがい神経）	K
150074350	おとがい孔部神経切断術	K
150074410	神経捻除術（下顎神経）	K
150074510	交感神経切除術（頸動脈周囲）	K
150074610	交感神経切除術（股動脈周囲）	K
150074750	尾動脈腺摘出術	K

150095810	S 状洞血栓（静脈炎）手術	K
150096910	迷路摘出術（全摘出）	K
150107210	気管異物除去術（開胸手術）	K
150118710	唾液腺管移動術（上顎洞内）	K
150118810	唾液腺管移動術（結膜囊内）	K
150125610	骨膜外、胸膜外充填術	K
150132510	食道周囲膿瘍切開誘導術（胸骨切開）	K
150137150	横隔膜レラクサチオ手術（経胸及び経腹）	K
150142510	大血管転位症手術（マスタート・セニング手術）	K
150144810	肺静脈血栓除去術	K
150146710	単心室症手術（心室中隔造成術）	K
150154610	胸管内頸静脈吻合術	K
150165910	胃縮小術	K
150170110	食道下部迷走神経切除術（幹迷切）（単独）	K
150170610	食道下部迷走神経選択的切除術（単独）	K
150172010	胃横断術（静脈瘤手術）	K
150175810	肝膿瘍切開術（開胸）	K
150182150	ピックレル氏手術	K
150184610	腹壁外腸管前置術	K
150193410	腎切半術	K
150193610	腎被膜剥離術	K
150197750	腎部分切除術（腎空洞切開術・腎盂尿管移行部形成術併施）	K
150211350	腔絨毛性腫瘍摘出術	K
150212650	後腔円蓋切開（子宮外妊娠）	K
150214050	腔閉鎖症術（遊離植皮）	K
150214150	腔閉鎖症術（腸管形成）	K
150214710	クレニッヒ手術	K
150214810	子宮位置矯正術（アレキサンダー手術）	K
150225110	骨髓内輸血加算（胸骨）	K
150225210	骨髓内輸血加算（その他）	K
150251810	神経血管柄付植皮術（足）	K
150256210	人工関節再置換術（胸鎖）	K
150256410	人工関節再置換術（手）	K
150256610	人工関節再置換術（肩鎖）	K
150257350	上咽頭ポリープ摘出術（経副鼻腔）	K

150257450	上咽頭ポリープ摘出術（外切開）	K
150262510	顎関節円板整位術（顎関節鏡下）	K
150267410	顎関節円板整位術（開放）	K
150267550	胸壁外皮膚管形成吻合術（バイパスのみ作成）	K
150270950	胸壁外皮膚管形成吻合術（胸部、腹部操作）	K
150271050	胸壁外皮膚管形成吻合術（腹部操作）	K
150280950	腔閉鎖症術（筋皮弁移植）	K
150281150	痕跡副角子宮手術（腔式）	K
150286510	自己血輸血（6歳未満）（凍結保存）	K
150300510	人工関節抜去術（胸鎖）	K
150300710	人工関節抜去術（手）	K
150300910	人工関節抜去術（肩鎖）	K
150309610	関節鏡下関節内異物（挿入物）除去術（胸鎖）	K
150311410	関節鏡下滑液膜摘出術（胸鎖）	K
150312510	関節鏡下関節鼠摘出手術（胸鎖）	K
150312910	関節鏡下関節鼠摘出手術（肩鎖）	K
150321410	修正大血管転位症手術（心室中隔欠損パッチ閉鎖術）	K
150321710	三尖弁閉鎖症手術（心室中隔造成術）	K
150322010	心室憩室切除術	K
150322110	心臓脱手術	K
150327810	自己血貯血（6歳未満）（凍結保存）	K
150334910	多発性骨腫摘出術（鎖骨）	K
150335010	多発性骨腫摘出術（膝蓋骨）	K
150336510	移植用部分肺採取術（生体）	K
150336610	生体部分肺移植術	K
150336710	生体部分肺移植術（提供者の療養上の費用）加算	K
150338710	焦点式高エネルギー超音波療法	K
150343210	皮膚移植術（死体）（200cm ² 以上500cm ² 未満）	K
150343310	皮膚移植術（死体）（500cm ² 以上1000cm ² 未満）	K
150343410	皮膚移植術（死体）（1000cm ² 以上3000cm ² 未満）	K
150353510	関節鏡下関節内骨折観血的手術（胸鎖）	K
150361910	腹腔鏡下食道下部迷走神経切断術（幹迷切）	K
150368750	植込型骨導補聴器交換術	K
150376670	人工血管等再置換術加算（修正大血管転位症手術）	K
150379010	腹腔鏡下小切開尿管腫瘍摘出術	K

150379110	腹腔鏡下小切開膀胱腫瘍摘出術	K
150391450	皮膚採取（培養用、筋肉等に達する、長径5 cm以上10 cm未満）	K
150391550	皮膚採取（培養用、筋肉等に達する、長径20 cm以上、頭頸部）	K
150391650	皮膚採取（培養用、筋肉等に達する、長径10 cm以上、その他）	K
150392350	骨移植術（移植用骨採取のみ、同種骨移植、非生体、特殊、腸骨翼）	K
150392650	骨格筋採取（筋肉等に達する、長径5 cm以上10 cm未満）	K
150392950	骨格筋採取（筋肉等に達しない、長径5 cm未満）	K
150393050	骨格筋採取（筋肉等に達しない、長径5 cm以上10 cm未満）	K
150393150	骨格筋採取（筋肉等に達しない、長径10 cm以上）	K
150393450	小児皮膚採取（培養用、筋肉等に達する、5 cm～10 cm未満）	K
150393550	小児皮膚採取（培養用、筋肉等に達する、10 cm以上）	K
150393650	小児皮膚採取（培養用、筋肉等に達しない、2.5 cm未満）	K
150393850	小児皮膚採取（培養用、筋肉等に達しない、5 cm～10 cm未満）	K
150393950	小児皮膚採取（培養用、筋肉等に達しない、10 cm以上）	K
150394150	小児骨格筋採取（筋肉等に達する、長径2.5 cm～5 cm未満）	K
150394250	小児骨格筋採取（筋肉等に達する、長径5 cm～10 cm未満）	K
150394750	小児骨格筋採取（筋肉等に達しない、長径10 cm以上）	K
150394850	人工中耳植込術	K
150395250	左心耳閉塞用クリップ加算	K
150395350	植込み型リードレス心臓ペースメーカー移植術（経カテーテル）	K
150395450	補助循環用ポンプカテーテルによる経皮的心肺補助（初日）	K
150395550	補助循環用ポンプカテーテルによる経皮的心肺補助（2日目以降）	K
150235610	ヒッチコック療法（局所麻酔剤又はボツリヌス毒素）	L
150238710	下垂体ブロック（神経破壊剤又は高周波凝固法）	L
150240210	舌神経ブロック（神経破壊剤又は高周波凝固法）	L
150240310	副神経ブロック（神経破壊剤又は高周波凝固法）	L
150240910	上喉頭神経ブロック（神経破壊剤又は高周波凝固法）	L
180019410	体外照射（エックス線表在治療）（2回目）	M

第4回 NDB オープンデータ

診療行為コード	診療行為名称	区分
113015510	外来緩和ケア管理料（特定地域）	B
113015610	糖尿病透析予防指導管理料（特定地域）	B
113016570	地域包括診療料（再診時乳幼児時間外）加算	B

113016670	地域包括診療料（再診時乳幼児休日）加算	B
113016970	地域包括診療料（再診時乳幼児時間外特例医療機関）加算	B
113017070	小児科地域包括診療料（再診時乳幼児夜間）加算	B
113017170	小児科地域包括診療料（再診時乳幼児休日）加算	B
113017270	小児科地域包括診療料（再診時乳幼児深夜）加算	B
113018870	認知症地域包括診療料（再診時乳幼児時間外）加算	B
113018970	認知症地域包括診療料（再診時乳幼児休日）加算	B
113019070	認知症地域包括診療料（再診時乳幼児深夜）加算	B
113019270	認知症地域包括診療料（再診時乳幼児時間外特例医療機関）加算	B
113019370	小児科認知症地域包括診療料（再診時乳幼児夜間）加算	B
113019470	小児科認知症地域包括診療料（再診時乳幼児休日）加算	B
113019570	小児科認知症地域包括診療料（再診時乳幼児深夜）加算	B
113022170	小児科小児かかりつけ診療料（外来診療料乳幼児深夜）加算	B
114002670	海路（波浪）加算（往）	C
114002770	海路（波浪）加算（復）	C
114016770	訪問看護・指導料（幼児）加算（同一建物居住者）	C
114027810	在宅患者共同診療料（訪問診療）（同一建物居住者）	C
160038950	フェニール・アラニン（尿）	D
160067810	脳循環（笑気法）	D
160090510	循環血液量（R I）	D
160090910	赤血球寿命（R I）	D
160138910	〈尿〉	D
160139010	〈喀痰〉	D
160139110	〈穿刺液〉	D
160139210	〈胃液〉	D
160139310	〈十二指腸液〉	D
160139410	〈胆汁〉	D
160139510	〈眼分泌液〉	D
160139610	〈鼻腔液〉	D
160139710	〈咽喉液〉	D
160139810	〈口腔液〉	D
160139910	〈精液〉	D
160140010	〈髄液〉	D
160140110	〈腔分泌物〉	D
160140210	〈頸管粘液〉	D

160140310	〈子宮分泌物〉	D
160140410	〈腹水〉	D
160140510	〈睥液〉	D
160140610	〈尿道分泌物〉	D
160140710	〈胸水〉	D
160140810	〈関節液〉	D
160140910	〈前立腺液〉	D
160141010	〈骨髓穿刺液〉	D
160141110	〈乳汁〉	D
160141210	〈その他の穿刺・採取液〉	D
160154010	〈血液〉	D
160180570	肺臓カテーテル法等（新生児）加算	D
170007130	同時多層撮影（診断・撮影）（アナログ撮影）	E
170007230	同時多層撮影（他方と同時併施）（診断・撮影）（アナログ撮影）	E
170007330	回転横断撮影（診断・撮影）（アナログ撮影）	E
170007430	回転横断撮影（他方と同時併施）（診断・撮影）（アナログ撮影）	E
170019130	特殊撮影（診断・撮影）（新生児）（アナログ撮影）	E
170019230	特殊撮影（診断・撮影）（乳幼児）（アナログ撮影）	E
170019330	特殊撮影（他方同時）（診断・撮影）（新生児）（アナログ撮影）	E
170019430	特殊撮影（他方同時）（診断・撮影）（乳幼児）（アナログ撮影）	E
170019730	Ⅰ・Ⅰ間接撮影（特殊）（診断・撮影）（新生児）（アナログ撮影）	E
170019830	Ⅰ・Ⅰ間接撮影（特殊）（診断・撮影）（乳幼児）（アナログ撮影）	E
170020950	高速心大血管連続撮影装置による撮影（撮影）（アナログ撮影）	E
170021150	椎間板造影（撮影）（アナログ撮影）	E
170021850	単純間接撮影（撮影）（手前2枚以上撮影）（アナログ撮影）	E
170023850	単純間接撮影（Ⅰ）の写真診断（短期2枚以上撮影）	E
170024050	単純間接撮影（撮影）（短期2枚以上撮影）（アナログ撮影）	E
170024350	単純間接撮影（Ⅱ）の写真診断（短期2枚以上撮影）	E
170026470	心臓及び冠動脈造影（右心）（新生児）加算	E
170026670	心臓及び冠動脈造影（右心）（乳幼児）加算	E
170029830	回転横断撮影（他方と同時併施）（診断・撮影）（デジタル撮影）	E
170030230	上顎骨曲面断層撮影（診断・撮影）（デジタル撮影）	E
170030730	特殊撮影（診断・撮影）（新生児）（デジタル撮影）	E
170031130	Ⅰ・Ⅰ間接撮影（特殊）（診断・撮影）（新生児）（デジタル撮影）	E
170031230	Ⅰ・Ⅰ間接撮影（特殊）（診断・撮影）（乳幼児）（デジタル撮影）	E

170031650	単純間接撮影（撮影）（短期2枚以上撮影）（デジタル撮影）	E
170032150	単純撮影（アナログと同時撮影）（デジタル撮影）	E
170032350	造影剤使用撮影（アナログと同時撮影）（デジタル撮影）	E
170032450	単純間接撮影（デジタルと同時撮影）（アナログ撮影）	E
170032550	単純間接撮影（アナログと同時撮影）（デジタル撮影）	E
170032650	造影剤使用間接撮影（デジタルと同時撮影）（アナログ撮影）	E
170032750	造影剤使用間接撮影（アナログと同時撮影）（デジタル撮影）	E
170033070	心臓及び冠動脈造影（左心）（新生児）加算	E
170035230	特殊撮影（診断・撮影）（幼児）（アナログ撮影）	E
170035630	I・I間接撮影（特殊）（診断・撮影）（幼児）（アナログ撮影）	E
170035730	I・I間接撮影（特殊）（診断・撮影）（幼児）（デジタル撮影）	E
180042410	精神科重症患者早期集中支援管理料2（単一建物1人）	I
180048710	精神科重症患者早期集中支援管理料1（単一建物2人以上）	I
180048810	精神科重症患者早期集中支援管理料2（単一建物2人以上）	I
140009450	無水アルコール吸入療法	J
140023650	無水アルコール吸入療法（5時間超）	J
140030050	オキシゲンエアーロック（呼吸不能児の蘇生）	J
140036430	凍傷処置（6000cm ² 以上）	J
140045650	斜頸矯正ギプス除去料	J
140046150	先天性股関節脱臼プラスチックギプスシーネ	J
140046630	脊椎側弯矯正ギプスシャーレ	J
140046850	脊椎側弯矯正プラスチックギプスシーネ	J
140057250	気管支肺胞洗浄用カテーテルによる検体採取（人工気道を有する患者）	J
150007770	生体皮膚移植（提供者の療養上の費用）加算	K
150014750	骨関節結核瘻孔摘出術（肩甲骨）	K
150014950	骨関節結核瘻孔摘出術（大腿）	K
150015150	骨関節結核瘻孔摘出術（下腿）	K
150015250	骨関節結核瘻孔摘出術（鎖骨）	K
150015350	骨関節結核瘻孔摘出術（膝蓋骨）	K
150023510	骨全摘術（上腕）	K
150023710	骨全摘術（前腕）	K
150023910	骨全摘術（鎖骨）	K
150024550	中手骨摘除術（2本以上）	K
150026250	多発性軟骨性外骨腫摘出術（膝蓋骨）	K

150027110	骨悪性腫瘍手術（膝蓋骨）	K
150029610	変形治癒骨折矯正手術（肩甲骨）	K
150045510	観血的関節授動術（胸鎖）	K
150050210	人工骨頭挿入術（指）	K
150050610	人工関節置換術（胸鎖）	K
150068410	延髄における脊髄視床路切截術	K
150073750	横隔神経麻痺術	K
150073910	神経捻除術（上眼窩神経）	K
150074150	眼窩下孔部神経切断術	K
150074210	神経捻除術（おとがい神経）	K
150074350	おとがい孔部神経切断術	K
150074410	神経捻除術（下顎神経）	K
150074510	交感神経切除術（頸動脈周囲）	K
150074610	交感神経切除術（股動脈周囲）	K
150074750	尾動脈腺摘出術	K
150095510	鼓室神経叢切除、鼓索神経切断術	K
150095810	S状洞血栓（静脈炎）手術	K
150096910	迷路摘出術（全摘出）	K
150099810	萎縮性鼻炎手術（両側）	K
150103710	上咽頭腫瘍摘出術（外切開）	K
150118710	唾液腺管移動術（上顎洞内）	K
150118810	唾液腺管移動術（結膜囊内）	K
150121550	乳癌冷凍凝固摘出術	K
150134450	胸壁外皮膚管形成吻合術（頸部、胸部、腹部操作）	K
150137150	横隔膜レラクサチオ手術（経胸及び経腹）	K
150146450	小児自家血管採取料	K
150154610	胸管内頸静脈吻合術	K
150157650	脾腎静脈吻合術	K
150160950	結核性腹膜炎手術	K
150163710	胃吊上げ固定術（胃下垂症手術）	K
150165910	胃縮小術	K
150170110	食道下部迷走神経切除術（幹迷切）（単独）	K
150170610	食道下部迷走神経選択的切除術（単独）	K
150175810	肝膿瘍切開術（開胸）	K
150182150	ピックレル氏手術	K

150188950	モルガニー氏洞及び肛門管切開術	K
150193410	腎切半術	K
150193610	腎被膜剥離術	K
150196010	腎（腎盂）腸瘻閉鎖術	K
150211350	腔絨毛性腫瘍摘出術	K
150212650	後腔円蓋切開（子宮外妊娠）	K
150214710	クレニッヒ手術	K
150214810	子宮位置矯正術（アレキサンダー手術）	K
150225210	骨髓内輸血加算（その他）	K
150251810	神経血管柄付植皮術（足）	K
150256210	人工関節再置換術（胸鎖）	K
150256410	人工関節再置換術（手）	K
150256610	人工関節再置換術（肩鎖）	K
150257450	上咽頭ポリープ摘出術（外切開）	K
150262510	顎関節円板整位術（顎関節鏡下）	K
150267550	胸壁外皮膚管形成吻合術（バイパスのみ作成）	K
150270950	胸壁外皮膚管形成吻合術（胸部、腹部操作）	K
150271050	胸壁外皮膚管形成吻合術（腹部操作）	K
150281150	痕跡副角子宮手術（腔式）	K
150300510	人工関節抜去術（胸鎖）	K
150300910	人工関節抜去術（肩鎖）	K
150310510	関節鏡下関節滑膜切除術（胸鎖）	K
150311410	関節鏡下滑液膜摘出術（胸鎖）	K
150312110	関節鏡下掌指関節滑膜切除術	K
150312510	関節鏡下関節鼠摘出手術（胸鎖）	K
150312910	関節鏡下関節鼠摘出手術（肩鎖）	K
150321710	三尖弁閉鎖症手術（心室中隔造成術）	K
150322010	心室憩室切除術	K
150322110	心臓脱手術	K
150322510	移植用心肺採取術	K
150322610	同種心肺移植術	K
150327810	自己血貯血（6歳未満）（凍結保存）	K
150334410	多発性骨腫摘出術（肩甲骨）	K
150334510	多発性骨腫摘出術（上腕）	K
150334910	多発性骨腫摘出術（鎖骨）	K

150336510	移植用部分肺採取術（生体）	K
150336610	生体部分肺移植術	K
150336710	生体部分肺移植術（提供者の療養上の費用）加算	K
150338710	焦点式高エネルギー超音波療法	K
150343110	皮膚移植術（死体）（200cm ² 未満）	K
150343210	皮膚移植術（死体）（200cm ² 以上500cm ² 未満）	K
150353510	関節鏡下関節内骨折観血的手術（胸鎖）	K
150361910	腹腔鏡下食道下部迷走神経切断術（幹迷切）	K
150368750	植込型骨導補聴器交換術	K
150376670	人工血管等再置換術加算（修正大血管転位症手術）	K
150379110	腹腔鏡下小切開膀胱腫瘍摘出術	K
150383950	骨移植術（移植用骨採取のみ、同種骨移植、非生体、その他、棘突起）	K
150391450	皮膚採取（培養用、筋肉等に達する、長径5cm以上10cm未満）	K
150391550	皮膚採取（培養用、筋肉等に達する、長径20cm以上、頭頸部）	K
150391650	皮膚採取（培養用、筋肉等に達する、長径10cm以上、その他）	K
150392350	骨移植術（移植用骨採取のみ、同種骨移植、非生体、特殊、腸骨翼）	K
150392650	骨格筋採取（筋肉等に達する、長径5cm以上10cm未満）	K
150392950	骨格筋採取（筋肉等に達しない、長径5cm未満）	K
150393150	骨格筋採取（筋肉等に達しない、長径10cm以上）	K
150393250	小児皮膚採取（培養用、筋肉等に達する、2.5cm未満）	K
150393350	小児皮膚採取（培養用、筋肉等に達する、2.5cm～5cm未満）	K
150393450	小児皮膚採取（培養用、筋肉等に達する、5cm～10cm未満）	K
150393550	小児皮膚採取（培養用、筋肉等に達する、10cm以上）	K
150393750	小児皮膚採取（培養用、筋肉等に達しない、2.5cm～5cm未満）	K
150393850	小児皮膚採取（培養用、筋肉等に達しない、5cm～10cm未満）	K
150393950	小児皮膚採取（培養用、筋肉等に達しない、10cm以上）	K
150394150	小児骨格筋採取（筋肉等に達する、長径2.5cm～5cm未満）	K
150394250	小児骨格筋採取（筋肉等に達する、長径5cm～10cm未満）	K
150394350	小児骨格筋採取（筋肉等に達する、長径10cm以上）	K
150394650	小児骨格筋採取（筋肉等に達しない、長径5cm～10cm未満）	K
150394750	小児骨格筋採取（筋肉等に達しない、長径10cm以上）	K
150235610	ヒッチコック療法（局所麻酔剤又はボツリヌス毒素）	L
150238710	下垂体ブロック（神経破壊剤又は高周波凝固法）	L

150240210	舌神経ブロック（神経破壊剤又は高周波凝固法）	L
150240310	副神経ブロック（神経破壊剤又は高周波凝固法）	L
150240710	迷走神経ブロック（神経破壊剤又は高周波凝固法）	L
150240810	横隔神経ブロック（神経破壊剤又は高周波凝固法）	L
150240910	上喉頭神経ブロック（神経破壊剤又は高周波凝固法）	L
180019410	体外照射（エックス線表在治療）（2回目）	M

第5回 NDB オープンデータ

診療行為コード	診療行為名称	区分
113015510	外来緩和ケア管理料（特定地域）	B
113016570	乳幼児時間外加算（再診）（地域包括診療料）	B
113016670	乳幼児休日加算（再診）（地域包括診療料）	B
113016770	乳幼児深夜加算（再診）（地域包括診療料）	B
113016970	乳幼児時間外特例医療機関加算（再診）（地域包括診療料）	B
113017070	乳幼児夜間加算（小児科再診）（地域包括診療料）	B
113017170	乳幼児休日加算（小児科再診）（地域包括診療料）	B
113017270	乳幼児深夜加算（小児科再診）（地域包括診療料）	B
113018870	乳幼児時間外加算（再診）（認知症地域包括診療料）	B
113018970	乳幼児休日加算（再診）（認知症地域包括診療料）	B
113019070	乳幼児深夜加算（再診）（認知症地域包括診療料）	B
113019270	乳幼児時間外特例医療機関加算（再診）（認知症地域包括診療料）	B
113019370	乳幼児夜間加算（小児科再診）（認知症地域包括診療料）	B
113019470	乳幼児休日加算（小児科再診）（認知症地域包括診療料）	B
113019570	乳幼児深夜加算（小児科再診）（認知症地域包括診療料）	B
113021870	乳幼児時間外特例医療機関加算（外来診療料・小児かかりつけ診療料）	B
113022170	乳幼児深夜加算（小児科・外来診療料）（小児かかりつけ診療料）	B
113026870	深夜加算（初診）（小児かかりつけ診療料）	B
113026970	時間外特例医療機関加算（初診）（小児かかりつけ診療料）	B
113027070	時間外加算（再診）（小児かかりつけ診療料）	B
113027270	深夜加算（再診）（小児かかりつけ診療料）	B
113027370	時間外特例医療機関加算（再診）（小児かかりつけ診療料）	B
113027470	時間外加算（外来診療料）（小児かかりつけ診療料）	B
113027570	休日加算（外来診療料）（小児かかりつけ診療料）	B

113027670	深夜加算（外来診療料）（小児かかりつけ診療料）	B
113027770	時間外特例医療機関加算（外来診療料）（小児かかりつけ診療料）	B
114002670	海路（波浪）加算（往）	C
114002770	海路（波浪）加算（復）	C
114027810	在宅患者共同診療料（訪問診療）（同一建物居住者）	C
114046650	持続血糖測定器加算（間歇注入インスリンポンプ非連動・4個以下）	C
114046850	横隔神経電気刺激装置指導管理料（脊髄損傷等患者）	C
114046950	横隔神経電気刺激装置加算	C
160067810	脳循環（笑気法）	D
160072030	亜硝酸アミル吸入心音図	D
160088610	胆道機能テスト	D
160138910	〈尿〉	D
160139010	〈喀痰〉	D
160139110	〈穿刺液〉	D
160139210	〈胃液〉	D
160139310	〈十二指腸液〉	D
160139410	〈胆汁〉	D
160139510	〈眼分泌液〉	D
160139610	〈鼻腔液〉	D
160139710	〈咽喉液〉	D
160139810	〈口腔液〉	D
160139910	〈精液〉	D
160140010	〈髄液〉	D
160140110	〈腔分泌物〉	D
160140210	〈頸管粘液〉	D
160140310	〈子宮分泌物〉	D
160140410	〈腹水〉	D
160140510	〈睪液〉	D
160140610	〈尿道分泌物〉	D
160140710	〈胸水〉	D
160140810	〈関節液〉	D
160140910	〈前立腺液〉	D
160141010	〈骨髓穿刺液〉	D
160141110	〈乳汁〉	D
160141210	〈その他の穿刺・採取液〉	D

160154010	〈血液〉	D
160175550	S A R S コロナウイルス核酸検出	D
160180010	鼻アレルギー誘発試験（22箇所以上）	D
160180110	過敏性転嫁（22箇所以上）	D
160180570	新生児加算（肺臓カテーテル法等）	D
160180670	乳幼児加算（肺臓カテーテル法等）	D
160215950	遊離メタネフリン・遊離ノルメタネフリン分画	D
160216150	クロストリジオイデス・ディフィシルのトキシンB 遺伝子検出	D
160216250	悪性腫瘍遺伝子検査（シークエンサーシステム・4項目一括）	D
160216350	悪性腫瘍遺伝子検査（シークエンサーシステム・2項目一括）	D
160216450	遺伝学的検査（シークエンサーシステム・プロファイリング）	D
160216550	遺伝学的検査（プロファイル、検討・説明料）	D
170006630	パントモグラフィー（他方同時）（診断・撮影）（アナログ撮影）	E
170007130	同時多層撮影（診断・撮影）（アナログ撮影）	E
170007230	同時多層撮影（他方と同時併施）（診断・撮影）（アナログ撮影）	E
170007330	回転横断撮影（診断・撮影）（アナログ撮影）	E
170007430	回転横断撮影（他方と同時併施）（診断・撮影）（アナログ撮影）	E
170019130	特殊撮影（診断・撮影）（新生児）（アナログ撮影）	E
170019230	特殊撮影（診断・撮影）（乳幼児）（アナログ撮影）	E
170019330	特殊撮影（他方同時）（診断・撮影）（新生児）（アナログ撮影）	E
170020950	高速心大血管連続撮影装置による撮影（撮影）（アナログ撮影）	E
170021850	単純間接撮影（撮影）（手前2枚以上撮影）（アナログ撮影）	E
170023850	単純間接撮影（イ）の写真診断（短手2枚以上撮影）	E
170024050	単純間接撮影（撮影）（短手2枚以上撮影）（アナログ撮影）	E
170024170	短期滞在手術等基本料による2枚以上撮影	E
170029630	同時多層撮影（他方と同時併施）（診断・撮影）（デジタル撮影）	E
170029830	回転横断撮影（他方と同時併施）（診断・撮影）（デジタル撮影）	E
170032450	単純間接撮影（デジタルと同時撮影）（アナログ撮影）	E
170032550	単純間接撮影（アナログと同時撮影）（デジタル撮影）	E
170032750	造影剤使用間接撮影（アナログと同時撮影）（デジタル撮影）	E
170035230	特殊撮影（診断・撮影）（幼児）（アナログ撮影）	E
170035430	特殊撮影（他方同時）（診断・撮影）（幼児）（アナログ撮影）	E
170035910	遠隔画像診断管理加算3（核医学診断）	E
170036950	コンピューター断層診断（FFRCT解析結果による診断）	E
180046370	経口摂取回復促進加算2	H

180048930	精神科デイ・ケア（小規模）（3年超・週3日超）（入院中の患者）	I
180056330	家族在宅精神療法（3種類以上抗うつ薬等減算）（60分以上）	I
180056970	複数名精神科訪問看護・指導加算（准看護師と同時・1日に3回以上）	I
180057070	看護・介護職員連携強化加算（精神科訪問看護・指導料）	I
180057310	精神科在宅患者支援管理料1（集中的支援必要）（単一建物2人以上）	I
180057810	精神科在宅患者支援管理料2（集中的支援必要）（単一建物1人）	I
180057910	精神科在宅患者支援管理料2（集中的支援必要）（単一建物2人以上）	I
180058110	精神科在宅患者支援管理料2（重度精神障害者）（単一建物2人以上）	I
180058270	精神科オンライン在宅管理料	I
180058530	通院精神療法（入院措置後退院患者・3種類以上減算・継続支援加算）	I
180058650	経頭蓋治療用磁気刺激装置による治療	I
140009450	無水アルコール吸入療法	J
140023650	無水アルコール吸入療法（5時間超）	J
140035830	薬傷処置（6000cm ² 以上）	J
140036430	凍傷処置（6000cm ² 以上）	J
140045650	斜頸矯正ギプス除去料	J
140046150	先天性股関節脱臼プラスチックギプスシーネ	J
140046350	先天性股関節脱臼ギプス除去料	J
140046850	脊椎側弯矯正プラスチックギプスシーネ	J
140047050	脊椎側弯矯正ギプス除去料	J
140050510	練習用仮義手（義肢装具採型法）（股関節、肩関節離断）	J
150023410	骨全摘術（肩甲骨）	K
150023710	骨全摘術（前腕）	K
150023910	骨全摘術（鎖骨）	K
150039410	関節鼠摘出手術（胸鎖）	K
150045510	観血的関節授動術（胸鎖）	K
150050210	人工骨頭挿入術（指）	K
150050610	人工関節置換術（胸鎖）	K
150051010	人工関節置換術（肩鎖）	K
150068310	脳切截術（開頭）	K

150068410	延髄における脊髄視床路切截術	K
150073610	神経捻除術（後頭神経）	K
150074150	眼窩下孔部神経切断術	K
150074210	神経捻除術（おとがい神経）	K
150074410	神経捻除術（下顎神経）	K
150074750	尾動脈腺摘出術	K
150075150	ストッフエル手術	K
150075250	閉鎖神経切除術	K
150095810	S状洞血栓（静脈炎）手術	K
150102210	前頭洞篩骨洞蝶形洞根治手術	K
150104410	鼻咽腔線維腫手術（切除）	K
150107210	気管異物除去術（開胸手術）	K
150118810	唾液腺管移動術（結膜嚢内）	K
150121550	乳癌冷凍凝固摘出術	K
150137050	横隔膜レラクサチオ手術（経腹）	K
150137150	横隔膜レラクサチオ手術（経胸及び経腹）	K
150146450	小児自家血管採取料	K
150146710	単心室症手術（心室中隔造成術）	K
150154610	胸管内頸静脈吻合術	K
150157650	脾腎静脈吻合術	K
150160950	結核性腹膜炎手術	K
150162250	膀胱後腫瘍摘出術（腸管切除を伴う）	K
150170110	食道下部迷走神経切除術（幹迷切）（単独）	K
150184610	腹壁外腸管前置術	K
150188150	子宮脱手術及び卵管結紮術	K
150188950	モルガニー氏洞及び肛門管切開術	K
150193410	腎切半術	K
150193610	腎被膜剥離術	K
150197750	腎部分切除術（腎空洞切開術・腎盂尿管移行部形成術併施）	K
150212650	後腔円蓋切開（異所性妊娠）	K
150214050	腔閉鎖症術（遊離植皮）	K
150214150	腔閉鎖症術（腸管形成）	K
150214710	クレニッヒ手術	K
150214810	子宮位置矯正術（アレキサンダー手術）	K
150225110	骨髓内輸血加算（胸骨）	K

150251810	神経血管柄付植皮術（足）	K
150256210	人工関節再置換術（胸鎖）	K
150257450	上咽頭ポリープ摘出術（外切開）	K
150262510	顎関節円板整位術（顎関節鏡下）	K
150270950	胸壁外皮膚管形成吻合術（胸部、腹部操作）	K
150271050	胸壁外皮膚管形成吻合術（腹部操作）	K
150280950	腔閉鎖症術（筋皮弁移植）	K
150286510	自己血輸血（6歳未満）（凍結保存）	K
150288310	食道腫瘍摘出術（縦隔鏡下）	K
150300510	人工関節抜去術（胸鎖）	K
150309610	関節鏡下関節内異物（挿入物を含む）除去術（胸鎖）	K
150311410	関節鏡下滑液膜摘出術（胸鎖）	K
150312910	関節鏡下関節鼠摘出手術（肩鎖）	K
150321710	三尖弁閉鎖症手術（心室中隔造成術）	K
150322010	心室憩室切除術	K
150322510	移植用心肺採取術	K
150322610	同種心肺移植術	K
150327110	子宮頸部異形成光線力学療法	K
150327810	自己血貯血（6歳未満）（凍結保存）	K
150336510	移植用部分肺採取術（生体）	K
150336610	生体部分肺移植術	K
150336710	生体部分肺移植術（提供者の療養上の費用）加算	K
150343210	皮膚移植術（死体）（200cm ² 以上500cm ² 未満）	K
150353510	関節鏡下関節内骨折観血的手術（胸鎖）	K
150361910	腹腔鏡下食道下部迷走神経切断術（幹迷切）	K
150391450	皮膚採取（培養用、筋肉等に達する、長径5cm以上10cm未満）	K
150391650	皮膚採取（培養用、筋肉等に達する、長径10cm以上、その他）	K
150392250	骨移植術（移植用骨採取のみ、同種骨移植、非生体、特殊、棘突起）	K
150392350	骨移植術（移植用骨採取のみ、同種骨移植、非生体、特殊、腸骨翼）	K
150392750	骨格筋採取（筋肉等に達する、長径20cm以上、頭頸部）	K
150392950	骨格筋採取（筋肉等に達しない、長径5cm未満）	K
150393150	骨格筋採取（筋肉等に達しない、長径10cm以上）	K
150393350	小児皮膚採取（培養用、筋肉等に達する、2.5cm～5cm未満）	K
150393450	小児皮膚採取（培養用、筋肉等に達する、5cm～10cm未満）	K
150393550	小児皮膚採取（培養用、筋肉等に達する、10cm以上）	K

150393750	小児皮膚採取（培養用、筋肉等に達しない、2.5cm～5cm未満）	K
150393850	小児皮膚採取（培養用、筋肉等に達しない、5cm～10cm未満）	K
150393950	小児皮膚採取（培養用、筋肉等に達しない、10cm以上）	K
150394250	小児骨格筋採取（筋肉等に達する、長径5cm～10cm未満）	K
150394350	小児骨格筋採取（筋肉等に達する、長径10cm以上）	K
150394550	小児骨格筋採取（筋肉等に達しない、長径2.5cm～5cm未満）	K
150394650	小児骨格筋採取（筋肉等に達しない、長径5cm～10cm未満）	K
150394750	小児骨格筋採取（筋肉等に達しない、長径10cm以上）	K
150396410	関節鏡下関節授動術（胸鎖）	K
150399270	両側肺移植加算（生体部分肺移植術）	K
150401610	移植用部分小腸採取術（生体）	K
150401710	生体部分小腸移植術	K
150401810	生体部分小腸移植術（提供者の療養上の費用）加算	K
150401910	移植用小腸採取術（死体）	K
150402010	同種死体小腸移植術	K
150402810	腎（腎盂）腸瘻閉鎖術（内視鏡）	K
150402910	腎（腎盂）腸瘻閉鎖術（その他）	K
150403110	尿管腸瘻閉鎖術（内視鏡）	K
150407910	尿道下裂形成手術（性同一性障害）	K
150408010	陰茎形成術（性同一性障害）	K
150408310	会陰形成手術（筋層に及ばない）（性同一性障害）	K
150408510	腔閉鎖症術（遊離植皮）（性同一性障害）	K
150408610	造腔術（腸管形成）（性同一性障害）	K
150408710	腔閉鎖症術（腸管形成）（性同一性障害）	K
150408910	腔閉鎖症術（筋皮弁移植）（性同一性障害）	K
150409010	子宮全摘術（性同一性障害）	K
150409110	腹腔鏡下腔式子宮全摘術（性同一性障害）	K
150409410	子宮附属器腫瘍摘出術（両側）（開腹）（性同一性障害）	K
150409710	腹腔鏡下腔式子宮全摘術（性同一性障害・内視鏡手術用支援機器使用）	K
150410050	腹部開放創用局所陰圧閉鎖キット交換（長径5cm未満）	K
150410150	腹部開放創用局所陰圧閉鎖キット交換（長径5cm以上10cm未満）	K
150410350	無心体双胎に対するラジオ波焼灼術	K

150410450	末梢血単核球採取（チサゲンレクルユーセル投与予定）	K
150410550	チサゲンレクルユーセルの投与	K
150410650	脊椎固定術、椎弓切除術、椎弓形成術（頸椎人工椎間板置換術）	K
150410750	横隔神経電気刺激装置植込術	K
150410850	左心耳永久閉鎖術	K
150235610	ヒッチコック療法（局所麻酔剤又はボツリヌス毒素）	L
150238710	下垂体ブロック（神経破壊剤又は高周波凝固法）	L
150240210	舌神経ブロック（神経破壊剤又は高周波凝固法）	L
150240310	副神経ブロック（神経破壊剤又は高周波凝固法）	L
150240910	上喉頭神経ブロック（神経破壊剤又は高周波凝固法）	L
180034890	新生児加算（放射線治療）	M
180058750	MRガイド下集束超音波治療器による集束超音波治療	M
160216650	HER2 遺伝子標本作製（シークエンサーシステム）	N

第6回 NDB オープンデータ

診療行為コード	診療行為名称	区分
113015510	外来緩和ケア管理料（特定地域）	B
113016670	乳幼児休日加算（再診）（地域包括診療料）	B
113016770	乳幼児深夜加算（再診）（地域包括診療料）	B
113016970	乳幼児時間外特例医療機関加算（再診）（地域包括診療料）	B
113017070	乳幼児夜間加算（小児科再診）（地域包括診療料）	B
113017170	乳幼児休日加算（小児科再診）（地域包括診療料）	B
113017270	乳幼児深夜加算（小児科再診）（地域包括診療料）	B
113018870	乳幼児時間外加算（再診）（認知症地域包括診療料）	B
113018970	乳幼児休日加算（再診）（認知症地域包括診療料）	B
113019070	乳幼児深夜加算（再診）（認知症地域包括診療料）	B
113019270	乳幼児時間外特例医療機関加算（再診）（認知症地域包括診療料）	B
113019370	乳幼児夜間加算（小児科再診）（認知症地域包括診療料）	B
113019470	乳幼児休日加算（小児科再診）（認知症地域包括診療料）	B
113019570	乳幼児深夜加算（小児科再診）（認知症地域包括診療料）	B
113021870	乳幼児時間外特例医療機関加算（外来診療料・小児かかりつけ診療料）	B
113022170	乳幼児深夜加算（小児科・外来診療料）（小児かかりつけ診療料）	B
113025670	薬剤適正使用連携加算（地域包括診療料）	B

113026570	薬剤適正使用連携加算（認知症地域包括診療料）	B
113027570	休日加算（外来診療料）（小児かかりつけ診療料）	B
113027670	深夜加算（外来診療料）（小児かかりつけ診療料）	B
113027770	時間外特例医療機関加算（外来診療料）（小児かかりつけ診療料）	B
114002670	海路（波浪）加算（往）	C
114002770	海路（波浪）加算（復）	C
160090810	吸収機能（R I）	D
160090910	赤血球寿命（R I）	D
160091110	血小板寿命（R I）	D
160094430	コロンブラッシュ法（組織切片標本検鏡法）	D
160138910	〈尿〉	D
160139010	〈喀痰〉	D
160139110	〈穿刺液〉	D
160139210	〈胃液〉	D
160139310	〈十二指腸液〉	D
160139410	〈胆汁〉	D
160139510	〈眼分泌液〉	D
160139610	〈鼻腔液〉	D
160139710	〈咽喉液〉	D
160139810	〈口腔液〉	D
160139910	〈精液〉	D
160140010	〈髄液〉	D
160140110	〈腔分泌物〉	D
160140210	〈頸管粘液〉	D
160140310	〈子宮分泌物〉	D
160140410	〈腹水〉	D
160140510	〈膝液〉	D
160140610	〈尿道分泌物〉	D
160140710	〈胸水〉	D
160140810	〈関節液〉	D
160140910	〈前立腺液〉	D
160141010	〈骨髓穿刺液〉	D
160141110	〈乳汁〉	D
160141210	〈その他の穿刺・採取液〉	D
160154010	〈血液〉	D

160160910	顎関節鏡（片）	D
160161030	顎関節鏡（両）	D
160180570	新生児加算（肺臓カテーテル法等）	D
160180670	乳幼児加算（肺臓カテーテル法等）	D
170006630	パントモグラフィー（他方同時）（診断・撮影）（アナログ撮影）	E
170006930	断層撮影（診断・撮影）（アナログ撮影）	E
170007130	同時多層撮影（診断・撮影）（アナログ撮影）	E
170007230	同時多層撮影（他方と同時併施）（診断・撮影）（アナログ撮影）	E
170007330	回転横断撮影（診断・撮影）（アナログ撮影）	E
170007430	回転横断撮影（他方と同時併施）（診断・撮影）（アナログ撮影）	E
170008130	側頭骨曲面断層撮影（診断・撮影）（アナログ撮影）	E
170008230	上顎骨曲面断層撮影（診断・撮影）（アナログ撮影）	E
170008330	副鼻腔曲面断層撮影（診断・撮影）（アナログ撮影）	E
170019130	特殊撮影（診断・撮影）（新生児）（アナログ撮影）	E
170019230	特殊撮影（診断・撮影）（乳幼児）（アナログ撮影）	E
170019330	特殊撮影（他方同時）（診断・撮影）（新生児）（アナログ撮影）	E
170020950	高速心大血管連続撮影装置による撮影（撮影）（アナログ撮影）	E
170021850	単純間接撮影（撮影）（手前2枚以上撮影）（アナログ撮影）	E
170024050	単純間接撮影（撮影）（短手2枚以上撮影）（アナログ撮影）	E
170024350	単純間接撮影（口）の写真診断（短手2枚以上撮影）	E
170029630	同時多層撮影（他方と同時併施）（診断・撮影）（デジタル撮影）	E
170029830	回転横断撮影（他方と同時併施）（診断・撮影）（デジタル撮影）	E
170030730	特殊撮影（診断・撮影）（新生児）（デジタル撮影）	E
170031650	単純間接撮影（撮影）（短手2枚以上撮影）（デジタル撮影）	E
170032450	単純間接撮影（デジタルと同時撮影）（アナログ撮影）	E
170032550	単純間接撮影（アナログと同時撮影）（デジタル撮影）	E
170032650	造影剤使用間接撮影（デジタルと同時撮影）（アナログ撮影）	E
170032750	造影剤使用間接撮影（アナログと同時撮影）（デジタル撮影）	E
170035230	特殊撮影（診断・撮影）（幼児）（アナログ撮影）	E
170035430	特殊撮影（他方同時）（診断・撮影）（幼児）（アナログ撮影）	E
180045410	廃用症候群リハビリテーション料（3）（要介護・入院外）	H
180046370	経口摂取回復促進加算2	H
180052130	廃用症候群リハビリテーション料（2）（要介護・入院外）（り減）	H
180052330	廃用症候群リハビリテーション料（3）（要介護・入院外）（り減）	H
180049430	在宅精神療法（初診日に60分以上・3種類以上抗うつ薬等減算）	I

180056130	在宅精神療法（入院措置後退院患者・3種類以上抗うつ薬等減算）	I
180056970	複数名精神科訪問看護・指導加算（准看護師と同時・1日に3回以上）	I
180057070	看護・介護職員連携強化加算（精神科訪問看護・指導料）	I
180057310	精神科在宅患者支援管理料1（集中的支援必要）（単一建物2人以上）	I
180057810	精神科在宅患者支援管理料2（集中的支援必要）（単一建物1人）	I
180057910	精神科在宅患者支援管理料2（集中的支援必要）（単一建物2人以上）	I
180058110	精神科在宅患者支援管理料2（重度精神障害者）（単一建物2人以上）	I
180058270	精神科オンライン在宅管理料	I
140009950	酸素加圧（気管内挿管下に閉鎖循環式麻酔器）	J
140023650	無水アルコール吸入療法（5時間超）	J
140028510	鉄の肺	J
140030050	オキシゲンエアーロック（呼吸不能児の蘇生）	J
140030250	減圧タンク療法	J
140035230	電撃傷処置（6000cm ² 以上）	J
140035830	薬傷処置（6000cm ² 以上）	J
140036430	凍傷処置（6000cm ² 以上）	J
140044650	鎖骨ギプス除去料（片）	J
140045650	斜頸矯正ギプス除去料	J
140046150	先天性股関節脱臼プラスチックギプスシーネ	J
140047150	脊椎側弯矯正ギプス修理料	J
140050510	練習用仮義手（義肢装具採型法）（股関節、肩関節離断）	J
150007770	生体皮膚移植（提供者の療養上の費用）加算	K
150023410	骨全摘術（肩甲骨）	K
150023510	骨全摘術（上腕）	K
150023610	骨全摘術（大腿）	K
150023710	骨全摘術（前腕）	K
150023910	骨全摘術（鎖骨）	K
150030210	変形治癒骨折矯正手術（膝蓋骨）	K
150038450	滑液膜摘出術（胸鎖）	K
150039410	関節鼠摘出手術（胸鎖）	K
150045510	観血的関節授動術（胸鎖）	K

150050610	人工関節置換術（胸鎖）	K
150051010	人工関節置換術（肩鎖）	K
150068410	延髄における脊髄視床路切截術	K
150073610	神経捻除術（後頭神経）	K
150073750	横隔神経麻痺術	K
150074150	眼窩下孔部神経切断術	K
150074350	おとがい孔部神経切断術	K
150074410	神経捻除術（下顎神経）	K
150074510	交感神経切除術（頸動脈周囲）	K
150074750	尾動脈腺摘出術	K
150095510	鼓室神経叢切除、鼓索神経切断術	K
150095810	S状洞血栓（静脈炎）手術	K
150096510	経迷路の内耳道開放術	K
150099810	萎縮性鼻炎手術（両側）	K
150102210	前頭洞篩骨洞蝶形洞根治手術	K
150103710	上咽頭腫瘍摘出術（外切開）	K
150107210	気管異物除去術（開胸手術）	K
150118710	唾液腺管移動術（上顎洞内）	K
150118810	唾液腺管移動術（結膜囊内）	K
150121550	乳癌冷凍凝固摘出術	K
150137150	横隔膜レラクサチオ手術（経胸及び経腹）	K
150144810	肺静脈血栓除去術	K
150146450	小児自家血管採取料	K
150146710	単心室症手術（心室中隔造成術）	K
150154610	胸管内頸静脈吻合術	K
150157650	脾腎静脈吻合術	K
150160950	結核性腹膜炎手術	K
150165910	胃縮小術	K
150170110	食道下部迷走神経切除術（幹迷切）（単独）	K
150170210	食道下部迷走神経切除術（幹迷切）（ドレナージを併施）	K
150170310	食道下部迷走神経切除術（幹迷切）（胃切除術を併施）	K
150171210	胃冠状静脈結紮及び切除術	K
150182150	ピックレル氏手術	K
150184610	腹壁外腸管前置術	K
150188150	子宮脱手術及び卵管結紮術	K

150193510	癒合腎離断術	K
150197750	腎部分切除術（腎空洞切開術・腎盂尿管移行部形成術併施）	K
150211350	腔絨毛性腫瘍摘出術	K
150212650	後腔円蓋切開（異所性妊娠）	K
150214050	腔閉鎖症術（遊離植皮）	K
150214150	腔閉鎖症術（腸管形成）	K
150214710	クレニッヒ手術	K
150214810	子宮位置矯正術（アレキサンダー手術）	K
150219650	卵管口切開術（開腹）	K
150225110	骨髓内輸血加算（胸骨）	K
150251810	神経血管柄付植皮術（足）	K
150256210	人工関節再置換術（胸鎖）	K
150256410	人工関節再置換術（手）	K
150256610	人工関節再置換術（肩鎖）	K
150257350	上咽頭ポリープ摘出術（経副鼻腔）	K
150257450	上咽頭ポリープ摘出術（外切開）	K
150262510	顎関節円板整位術（顎関節鏡下）	K
150267410	顎関節円板整位術（開放）	K
150270950	胸壁外皮膚管形成吻合術（胸部、腹部操作）	K
150271050	胸壁外皮膚管形成吻合術（腹部操作）	K
150281150	痕跡副角子宮手術（腔式）	K
150286510	自己血輸血（6歳未満）（凍結保存）	K
150294410	縦隔切開術（経食道）	K
150300510	人工関節抜去術（胸鎖）	K
150300910	人工関節抜去術（肩鎖）	K
150309610	関節鏡下関節内異物（挿入物を含む）除去術（胸鎖）	K
150310510	関節鏡下関節滑膜切除術（胸鎖）	K
150311410	関節鏡下滑液膜摘出術（胸鎖）	K
150312510	関節鏡下関節鼠摘出手術（胸鎖）	K
150312910	関節鏡下関節鼠摘出手術（肩鎖）	K
150315110	神経交差縫合術（指）	K
150321710	三尖弁閉鎖症手術（心室中隔造成術）	K
150322110	心臓脱手術	K
150322510	移植用心肺採取術	K
150322610	同種心肺移植術	K

150336510	移植用部分肺採取術（生体）	K
150336610	生体部分肺移植術	K
150336710	生体部分肺移植術（提供者の療養上の費用）加算	K
150338710	焦点式高エネルギー超音波療法	K
150343110	皮膚移植術（死体）（200cm ² 未満）	K
150353510	関節鏡下関節内骨折観血的手術（胸鎖）	K
150376670	人工血管等再置換術加算（修正大血管転位症手術）	K
150391450	皮膚採取（培養用、筋肉等に達する、長径5cm以上10cm未満）	K
150391550	皮膚採取（培養用、筋肉等に達する、長径20cm以上、頭頸部）	K
150391650	皮膚採取（培養用、筋肉等に達する、長径10cm以上、その他）	K
150392250	骨移植術（移植用骨採取のみ、同種骨移植、非生体、特殊、棘突起）	K
150392750	骨格筋採取（筋肉等に達する、長径20cm以上、頭頸部）	K
150393150	骨格筋採取（筋肉等に達しない、長径10cm以上）	K
150393250	小児皮膚採取（培養用、筋肉等に達する、2.5cm未満）	K
150393350	小児皮膚採取（培養用、筋肉等に達する、2.5cm～5cm未満）	K
150393450	小児皮膚採取（培養用、筋肉等に達する、5cm～10cm未満）	K
150393550	小児皮膚採取（培養用、筋肉等に達する、10cm以上）	K
150393750	小児皮膚採取（培養用、筋肉等に達しない、2.5cm～5cm未満）	K
150393850	小児皮膚採取（培養用、筋肉等に達しない、5cm～10cm未満）	K
150393950	小児皮膚採取（培養用、筋肉等に達しない、10cm以上）	K
150394150	小児骨格筋採取（筋肉等に達する、長径2.5cm～5cm未満）	K
150394250	小児骨格筋採取（筋肉等に達する、長径5cm～10cm未満）	K
150394350	小児骨格筋採取（筋肉等に達する、長径10cm以上）	K
150394650	小児骨格筋採取（筋肉等に達しない、長径5cm～10cm未満）	K
150394750	小児骨格筋採取（筋肉等に達しない、長径10cm以上）	K
150396410	関節鏡下関節授動術（胸鎖）	K
150399270	両側肺移植加算（生体部分肺移植術）	K
150401610	移植用部分小腸採取術（生体）	K
150401710	生体部分小腸移植術	K
150401810	生体部分小腸移植術（提供者の療養上の費用）加算	K
150402310	腸管延長術	K
150402810	腎（腎盂）腸瘻閉鎖術（内視鏡）	K
150403110	尿管腸瘻閉鎖術（内視鏡）	K
150407910	尿道下裂形成手術（性同一性障害）	K

150408010	陰茎形成術（性同一性障害）	K
150408310	会陰形成手術（筋層に及ばない）（性同一性障害）	K
150408510	腔閉鎖症術（遊離植皮）（性同一性障害）	K
150408610	造腔術（腸管形成）（性同一性障害）	K
150408710	腔閉鎖症術（腸管形成）（性同一性障害）	K
150408910	腔閉鎖症術（筋皮弁移植）（性同一性障害）	K
150409010	子宮全摘術（性同一性障害）	K
150409110	腹腔鏡下腔式子宮全摘術（性同一性障害）	K
150410150	腹部開放創用局所陰圧閉鎖キット交換（長径5cm以上10cm未満）	K
150410750	横隔神経電気刺激装置植込術	K
150240210	舌神経ブロック（神経破壊剤又は高周波凝固法）	L
150240710	迷走神経ブロック（神経破壊剤又は高周波凝固法）	L
150240810	横隔神経ブロック（神経破壊剤又は高周波凝固法）	L
150351510	前頭神経ブロック（神経破壊剤又は高周波凝固法）	L
150391270	低体温迅速導入加算	L

第7回 NDB オープンデータ

診療行為コード	診療行為名称	区分
113015510	外来緩和ケア管理料（特定地域）	B
113015610	糖尿病透析予防指導管理料（特定地域）	B
113016670	乳幼児休日加算（再診）（地域包括診療料）	B
113016770	乳幼児深夜加算（再診）（地域包括診療料）	B
113016970	乳幼児時間外特例医療機関加算（再診）（地域包括診療料）	B
113017070	乳幼児夜間加算（小児科再診）（地域包括診療料）	B
113017170	乳幼児休日加算（小児科再診）（地域包括診療料）	B
113017270	乳幼児深夜加算（小児科再診）（地域包括診療料）	B
113018770	深夜加算（再診）（認知症地域包括診療料）	B
113018870	乳幼児時間外加算（再診）（認知症地域包括診療料）	B
113018970	乳幼児休日加算（再診）（認知症地域包括診療料）	B
113019070	乳幼児深夜加算（再診）（認知症地域包括診療料）	B
113019270	乳幼児時間外特例医療機関加算（再診）（認知症地域包括診療料）	B
113019370	乳幼児夜間加算（小児科再診）（認知症地域包括診療料）	B
113019470	乳幼児休日加算（小児科再診）（認知症地域包括診療料）	B

113019570	乳幼児深夜加算（小児科再診）（認知症地域包括診療料）	B
113021870	乳幼児時間外特例医療機関加算（外来診療料・小児かかりつけ診療料）	B
113022170	乳幼児深夜加算（小児科・外来診療料）（小児かかりつけ診療料）	B
113025670	薬剤適正使用連携加算（地域包括診療料）	B
113027470	時間外加算（外来診療料）（小児かかりつけ診療料）	B
113027570	休日加算（外来診療料）（小児かかりつけ診療料）	B
113027670	深夜加算（外来診療料）（小児かかりつけ診療料）	B
113027770	時間外特例医療機関加算（外来診療料）（小児かかりつけ診療料）	B
113033450	ニコチン依存症管理料1（初回）（診療報酬上臨時的取扱）	B
113033550	ニコチン依存症管理料1（5回目）（診療報酬上臨時的取扱）	B
114002670	海路（波浪）加算（往）	C
114002770	海路（波浪）加算（復）	C
114046950	横隔神経電気刺激装置加算	C
114051150	緊急往診加算（在支診等以外）（臨時的取扱）	C
114051250	緊急往診加算（機能強化した支診等）（病床なし）（臨時的取扱）	C
114051350	緊急往診加算（在支診等）（臨時的取扱）	C
114051450	緊急往診加算（機能強化した支診等）（病床あり）（臨時的取扱）	C
114051550	在宅抗菌薬吸入療法指導管理料	C
114051670	導入初期加算（在宅抗菌薬吸入療法指導管理料）	C
114051750	在宅超音波ネブライザ加算（初回月）	C
114051850	在宅超音波ネブライザ加算（初回月以外）	C
114051950	舌下神経電気刺激療法指導管理料	C
114053050	緊急訪問看護加算（診療報酬上臨時的取扱）	C
114053150	在宅酸素療法指導管理料（その他）（診療報酬上臨時的取扱）	C
114053250	在宅移行管理加算（診療報酬上臨時的取扱）	C
114053650	在宅患者訪問看護・指導料（保健師等・週3日目まで）（臨時的取扱）	C
114053750	在宅患者訪問看護・指導料（保健師等・週4日目以降）（臨時的取扱）	C
114053850	在宅患者訪問看護・指導料（准看護師・週3日目まで）（臨時的取扱）	C
114053950	在宅患者訪問看護・指導料（准看護師・週4日目以降）（臨時的取扱）	C
114054050	特別訪問看護指示加算（診療報酬上臨時的取扱）	C

114054150	訪問看護・指導料（同一）（保健師等2人・3日目まで・臨時的取扱）	C
114054250	訪問看護・指導料（同一）（保健師等2人・4日目以降・臨時的取扱）	C
114054350	訪問看護・指導料（同一）（保健師等3人・3日目まで・臨時的取扱）	C
114054450	訪問看護・指導料（同一）（保健師等3人・4日目以降・臨時的取扱）	C
114054550	訪問看護・指導料（同一）（准看護師2人・3日目まで・臨時的取扱）	C
114054650	訪問看護・指導料（同一）（准看護師2人・4日目以降・臨時的取扱）	C
114054750	訪問看護・指導料（同一）（准看護師3人・3日目まで・臨時的取扱）	C
114054850	訪問看護・指導料（同一）（准看護師3人・4日目以降・臨時的取扱）	C
114054950	長時間訪問看護・指導加算（診療報酬上臨時的取扱）	C
160067810	脳循環測定（笑気法）	D
160090910	赤血球寿命（R I）	D
160091010	造血機能（R I）	D
160091110	血小板寿命（R I）	D
160094430	コロンブラッシュ法（組織切片標本検鏡法）	D
160138910	〈尿〉	D
160139010	〈喀痰〉	D
160139110	〈穿刺液〉	D
160139210	〈胃液〉	D
160139310	〈十二指腸液〉	D
160139410	〈胆汁〉	D
160139510	〈眼分泌液〉	D
160139610	〈鼻腔液〉	D
160139710	〈咽喉液〉	D
160139810	〈口腔液〉	D
160139910	〈精液〉	D
160140010	〈髄液〉	D
160140110	〈腔分泌物〉	D

160140210	〈頸管粘液〉	D
160140310	〈子宮分泌物〉	D
160140410	〈腹水〉	D
160140510	〈睥液〉	D
160140610	〈尿道分泌物〉	D
160140710	〈胸水〉	D
160140810	〈関節液〉	D
160140910	〈前立腺液〉	D
160141010	〈骨髓穿刺液〉	D
160141110	〈乳汁〉	D
160141210	〈その他の穿刺・採取液〉	D
160154010	〈血液〉	D
160161030	顎関節鏡検査（両）	D
160180570	新生児加算（肺臓カテーテル法等）	D
160220170	乳幼児加算（前房水採取）	D
160220270	乳幼児加算（副腎静脈サンプリング）	D
160225550	H I V - 1 特異抗体及びH I V - 2 特異抗体	D
160225850	S C C A 2	D
160226250	T F P I 2	D
160226350	百日咳菌抗原定性	D
160226550	レプチン	D
160226650	V E G F	D
160226750	鳥特異的 I g G 抗体	D
160226850	小腸内視鏡検査（スパイラルフィン内視鏡）	D
160226950	F G F R 2 融合遺伝子検査（胆道癌）	D
160227050	T A R C (C O V I D - 1 9)	D
160227150	赤痢アメーバ抗原定性	D
160227250	s F I t - 1 / P I G F 比	D
160227350	R O S 1 融合遺伝子検査（肺癌）（血液）	D
160227450	A L K 融合遺伝子検査（肺癌）（血液）	D
160227550	N T R K 融合遺伝子検査（固形癌）（血液）	D
160227650	がんゲノムプロファイリング検査（検体提出時）（血液）	D
160227750	R O S 1 融合遺伝子、A L K 融合遺伝子（2項目）	D
160227850	R O S 1 融合遺伝子、E G F R 遺伝子（2項目）	D
160227950	A L K 融合遺伝子、E G F R 遺伝子（2項目）	D

160228050	R O S 1 融合遺伝子、A L K 融合遺伝子、E G F R 遺伝子（3項目）	D
160228150	M E T e x 1 4 遺伝子検査、N T R K 融合遺伝子（2項目）	D
160228250	血中微生物検査（多項目自動血球分析装置）	D
160228350	抗P/Q型V G C C 抗体	D
160228450	マイクロサテライト不安定性検査（固形癌）	D
160228550	E Z H 2 遺伝子検査（濾胞性リンパ腫）	D
160228650	染色体ゲノムDNAのコピー数変化及びヘテロ接合性の喪失測定	D
160228750	抗カルジオリピン I g M 抗体	D
160228850	抗β 2 グリコプロテイン I I g G 抗体	D
160228950	抗β 2 グリコプロテイン I I g M 抗体	D
160229050	m i n o r B C R - A B L m R N A	D
160229150	p h i	D
160229350	R E T 融合遺伝子検査	D
160229450	S A R S - C o V - 2 核酸検出（検査委託）	D
160229550	S A R S - C o V - 2 核酸検出（検査委託以外）	D
160229650	S A R S - C o V - 2 ・ インフルエンザ核酸同時検出（検査委託）	D
160229750	S A R S - C o V - 2 ・ インフルエンザ核酸同時検出（検査委託以外）	D
160229850	S A R S - C o V - 2 抗原検出（定性）	D
160229950	S A R S - C o V - 2 抗原検出（定量）	D
160230050	S A R S - C o V - 2 ・ インフルエンザウイルス抗原同時検出（定性）	D
160230150	B R A F 遺伝子検査（肺癌）（次世代シーケンシングを除く。）	D
160230250	M E T e x 1 4 遺伝子検査（次世代シーケンシングを除く。）	D
160230350	E G F R、R O S 1、A L K、B R A F、M E T e x 1 4（同時実施）	D
160230450	肺炎クラミジア核酸検出	D
160230550	白癬菌抗原定性	D
160230610	腫瘍遺伝子変異量検査	D
170006630	パントモグラフィー（他方同時）（診断・撮影）（アナログ撮影）	E
170007130	同時多層撮影（診断・撮影）（アナログ撮影）	E
170007230	同時多層撮影（他方と同時併施）（診断・撮影）（アナログ撮影）	E
170007330	回転横断撮影（診断・撮影）（アナログ撮影）	E
170007430	回転横断撮影（他方と同時併施）（診断・撮影）（アナログ撮影）	E
170008230	上顎骨曲面断層撮影（診断・撮影）（アナログ撮影）	E

170008330	副鼻腔曲面断層撮影（診断・撮影）（アナログ撮影）	E
170008530	児頭骨盤不均衡特殊撮影（他方同時）（診断・撮影）（アナログ撮影）	E
170011650	エックス線フィルムサブトラクション（アナログ撮影）	E
170019130	特殊撮影（診断・撮影）（新生児）（アナログ撮影）	E
170019230	特殊撮影（診断・撮影）（乳幼児）（アナログ撮影）	E
170019330	特殊撮影（他方同時）（診断・撮影）（新生児）（アナログ撮影）	E
170019430	特殊撮影（他方同時）（診断・撮影）（乳幼児）（アナログ撮影）	E
170020950	高速心大血管連続撮影装置による撮影（撮影）（アナログ撮影）	E
170021850	単純間接撮影（撮影）（手前2枚以上撮影）（アナログ撮影）	E
170023850	単純間接撮影（イ）の写真診断（短手2枚以上撮影）	E
170024050	単純間接撮影（撮影）（短手2枚以上撮影）（アナログ撮影）	E
170024170	短期滞在手術等基本料による2枚以上撮影	E
170029830	回転横断撮影（他方と同時併施）（診断・撮影）（デジタル撮影）	E
170030730	特殊撮影（診断・撮影）（新生児）（デジタル撮影）	E
170031650	単純間接撮影（撮影）（短手2枚以上撮影）（デジタル撮影）	E
170032450	単純間接撮影（デジタルと同時撮影）（アナログ撮影）	E
170032550	単純間接撮影（アナログと同時撮影）（デジタル撮影）	E
170032650	造影剤使用間接撮影（デジタルと同時撮影）（アナログ撮影）	E
170032750	造影剤使用間接撮影（アナログと同時撮影）（デジタル撮影）	E
170035230	特殊撮影（診断・撮影）（幼児）（アナログ撮影）	E
170035430	特殊撮影（他方同時）（診断・撮影）（幼児）（アナログ撮影）	E
170037370	新生児加算（ポジトロン断層等）（施設基準不適合）	E
170038530	ポジトロン・MRI複合撮影（18FDG使用）施設基準不適合	E
180041410	精訪看（3）（准看護師・日2人・週4日目以降30分未満）	I
180048930	精神科デイ・ケア（小規模）（3年超・週3日超）（入院中の患者）	I
180049030	精神科デイ・ケア（大規模）（3年超・週3日超）（入院中の患者）	I
180056330	家族在宅精神療法（3種類以上抗うつ薬等減算）（60分以上）	I
180057070	看護・介護職員連携強化加算（精神科訪問看護・指導料）	I
180057310	精神科在宅患者支援管理料1（集中的支援必要）（単一建物2人以上）	I
180057810	精神科在宅患者支援管理料2（集中的支援必要）（単一建物1人）	I
180057910	精神科在宅患者支援管理料2（集中的支援必要）（単一建物2人以上）	I
180059910	精訪看（3）（作業療法士・日2人・週4日目以降30分未満）	I

180061010	精訪看（3）（精神保健福祉士・日3人～・週4日目以降30分以上）	I
180061970	複数名精神科訪問看護・指導加算（イ・日3回～・同一建物内2人）	I
180062570	複数名精神科訪問看護・指導加算（ロ・日2回・同一建物内2人）	I
180062670	複数名精神科訪問看護・指導加算（ロ・日2回・同一建物内3人～）	I
180062770	複数名精神科訪問看護・指導加算（ロ・日3回～・同一建物内1人）	I
180062870	複数名精神科訪問看護・指導加算（ロ・日3回～・同一建物内2人）	I
180062970	複数名精神科訪問看護・指導加算（ロ・日3回～・同一建物内3人～）	I
180063570	精神科複数回訪問加算（日2回・同一建物内3人～）	I
180063770	精神科複数回訪問加算（日3回～・同一建物内2人）	I
180063870	精神科複数回訪問加算（日3回～・同一建物内3人～）	I
180066050	長時間精神科訪問看護・指導加算（診療報酬上臨時的取扱）	I
140023650	無水アルコール吸入療法（5時間超）	J
140028510	鉄の肺	J
140030250	減圧タンク療法	J
140035230	電撃傷処置（6000cm ² 以上）	J
140035830	薬傷処置（6000cm ² 以上）	J
140036430	凍傷処置（6000cm ² 以上）	J
140045230	斜頸矯正ギプスシャーレ	J
140045650	斜頸矯正ギプス除去料	J
140046150	先天性股関節脱臼プラスチックギプスシーネ	J
140046350	先天性股関節脱臼ギプス除去料	J
140046850	脊椎側弯矯正プラスチックギプスシーネ	J
140047150	脊椎側弯矯正ギプス修理料	J
150007770	生体皮膚移植（提供者の療養上の費用）加算	K
150023410	骨全摘術（肩甲骨）	K
150023510	骨全摘術（上腕）	K
150023610	骨全摘術（大腿）	K
150023710	骨全摘術（前腕）	K
150029610	変形治癒骨折矯正手術（肩甲骨）	K
150032610	関節切開術（肩鎖）	K
150039410	関節鼠摘出手術（胸鎖）	K
150045510	観血的関節授動術（胸鎖）	K
150050610	人工関節置換術（胸鎖）	K

150068410	延髄における脊髄視床路切截術	K
150073610	神経捻除術（後頭神経）	K
150074210	神経捻除術（おとがい神経）	K
150074350	おとがい孔部神経切断術	K
150074410	神経捻除術（下顎神経）	K
150074610	交感神経切除術（股動脈周囲）	K
150074750	尾動脈腺摘出術	K
150074810	交感神経節切除術（頸部）	K
150075250	閉鎖神経切除術	K
150095510	鼓室神経叢切除、鼓索神経切断術	K
150096910	迷路摘出術（全摘出）	K
150102210	前頭洞篩骨洞蝶形洞根治手術	K
150103710	上咽頭腫瘍摘出術（外切開）	K
150107210	気管異物除去術（開胸手術）	K
150118710	唾液腺管移動術（上顎洞内）	K
150118810	唾液腺管移動術（結膜囊内）	K
150121550	乳癌冷凍凝固摘出術	K
150129310	気管支異物除去術（開胸手術）	K
150134450	胸壁外皮膚管形成吻合術（頸部、胸部、腹部操作）	K
150137050	横隔膜レラクサチオ手術（経腹）	K
150137150	横隔膜レラクサチオ手術（経胸及び経腹）	K
150142510	大血管転位症手術（マスタートド・セニング手術）	K
150146450	小児自家血管採取料	K
150146710	単心室症手術（心室中隔造成術）	K
150154610	胸管内頸静脈吻合術	K
150157650	脾腎静脈吻合術	K
150165910	胃縮小術	K
150170110	食道下部迷走神経切除術（幹迷切）（単独）	K
150170210	食道下部迷走神経切除術（幹迷切）（ドレナージを併施）	K
150170310	食道下部迷走神経切除術（幹迷切）（胃切除術を併施）	K
150170610	食道下部迷走神経選択的切除術（単独）	K
150170810	食道下部迷走神経選択的切除術（胃切除術を併施）	K
150182150	ピックレル氏手術	K
150184610	腹壁外腸管前置術	K
150188950	モルガニー氏洞及び肛門管切開術	K

150193410	腎切半術	K
150193510	癒合腎離断術	K
150193610	腎被膜剝離術（除神経術を含む）	K
150197750	腎部分切除術（腎空洞切開術・腎盂尿管移行部形成術併施）	K
150211350	腔絨毛性腫瘍摘出術	K
150212650	後腔円蓋切開（異所性妊娠）	K
150214050	腔閉鎖症術（遊離植皮）	K
150214150	腔閉鎖症術（腸管形成）	K
150214710	クレニッヒ手術	K
150214810	子宮位置矯正術（アレキサンダー手術）	K
150217050	痕跡副角子宮手術（腹式）	K
150219650	卵管口切開術（開腹）	K
150225110	骨髓内輸血加算（胸骨）	K
150256210	人工関節再置換術（胸鎖）	K
150257450	上咽頭ポリープ摘出術（外切開）	K
150262510	顎関節円板整位術（顎関節鏡下）	K
150267410	顎関節円板整位術（開放）	K
150267550	胸壁外皮膚管形成吻合術（バイパスのみ作成）	K
150270950	胸壁外皮膚管形成吻合術（胸部、腹部操作）	K
150271050	胸壁外皮膚管形成吻合術（腹部操作）	K
150280950	腔閉鎖症術（筋皮弁移植）	K
150281150	痕跡副角子宮手術（腔式）	K
150286510	自己血輸血（6歳未満）（凍結保存）	K
150287450	自家製造した血液成分製剤を用いた注射の手技料（2回目以降）	K
150300910	人工関節抜去術（肩鎖）	K
150308210	鶏眼・胼胝切除術（露出部以外で縫合）（長径6cm以上）	K
150309610	関節鏡下関節内異物（挿入物を含む）除去術（胸鎖）	K
150310510	関節鏡下関節滑膜切除術（胸鎖）	K
150311410	関節鏡下滑液膜摘出術（胸鎖）	K
150312510	関節鏡下関節鼠摘出手術（胸鎖）	K
150315110	神経交差縫合術（指）	K
150320210	大動脈肺動脈中隔欠損症手術（心内奇形手術を伴う）	K
150321710	三尖弁閉鎖症手術（心室中隔造成術）	K
150322510	移植用心肺採取術	K
150322610	同種心肺移植術	K

150327810	自己血貯血（6歳未満）（凍結保存）	K
150336510	移植用部分肺採取術（生体）	K
150336610	生体部分肺移植術	K
150336710	生体部分肺移植術（提供者の療養上の費用）加算	K
150343110	皮膚移植術（死体）（200cm ² 未満）	K
150343210	皮膚移植術（死体）（200cm ² 以上500cm ² 未満）	K
150343310	皮膚移植術（死体）（500cm ² 以上1000cm ² 未満）	K
150350450	植込み型病変識別マーカー留置術	K
150361910	腹腔鏡下食道下部迷走神経切断術（幹迷切）	K
150375770	心臓弁再置換術加算（弁輪拡大術を伴う大動脈弁置換術）（3弁）	K
150376670	人工血管等再置換術加算（修正大血管転位症手術）	K
150377110	腹腔鏡下小切開後腹膜リンパ節群郭清術	K
150379010	腹腔鏡下小切開尿管腫瘍摘出術	K
150379110	腹腔鏡下小切開膀胱腫瘍摘出術	K
150385910	顎関節授動術（徒手の授動術）（関節腔洗浄療法を併用）	K
150391450	皮膚採取（培養用、筋肉等に達する、長径5cm以上10cm未満）	K
150391550	皮膚採取（培養用、筋肉等に達する、長径20cm以上、頭頸部）	K
150393250	小児皮膚採取（培養用、筋肉等に達する、2.5cm未満）	K
150393350	小児皮膚採取（培養用、筋肉等に達する、2.5cm～5cm未満）	K
150393450	小児皮膚採取（培養用、筋肉等に達する、5cm～10cm未満）	K
150393550	小児皮膚採取（培養用、筋肉等に達する、10cm以上）	K
150393650	小児皮膚採取（培養用、筋肉等に達しない、2.5cm未満）	K
150393750	小児皮膚採取（培養用、筋肉等に達しない、2.5cm～5cm未満）	K
150393850	小児皮膚採取（培養用、筋肉等に達しない、5cm～10cm未満）	K
150393950	小児皮膚採取（培養用、筋肉等に達しない、10cm以上）	K
150394050	小児骨格筋採取（筋肉等に達する、長径2.5cm未満）	K
150394250	小児骨格筋採取（筋肉等に達する、長径5cm～10cm未満）	K
150394350	小児骨格筋採取（筋肉等に達する、長径10cm以上）	K
150394550	小児骨格筋採取（筋肉等に達しない、長径2.5cm～5cm未満）	K
150394650	小児骨格筋採取（筋肉等に達しない、長径5cm～10cm未満）	K
150394750	小児骨格筋採取（筋肉等に達しない、長径10cm以上）	K
150396410	関節鏡下関節授動術（胸鎖）	K
150399270	両側肺移植加算（生体部分肺移植術）	K
150401610	移植用部分小腸採取術（生体）	K

150401710	生体部分小腸移植術	K
150401810	生体部分小腸移植術（提供者の療養上の費用）加算	K
150401910	移植用小腸採取術（死体）	K
150402010	同種死体小腸移植術	K
150402810	腎（腎盂）腸瘻閉鎖術（内視鏡）	K
150402910	腎（腎盂）腸瘻閉鎖術（その他）	K
150403110	尿管腸瘻閉鎖術（内視鏡）	K
150407910	尿道下裂形成手術（性同一性障害）	K
150408010	陰茎形成術（性同一性障害）	K
150408310	会陰形成手術（筋層に及ばない）（性同一性障害）	K
150408410	造腔術（遊離植皮）（性同一性障害）	K
150408510	腔閉鎖症術（遊離植皮）（性同一性障害）	K
150408610	造腔術（腸管形成）（性同一性障害）	K
150408710	腔閉鎖症術（腸管形成）（性同一性障害）	K
150408910	腔閉鎖症術（筋皮弁移植）（性同一性障害）	K
150409010	子宮全摘術（性同一性障害）	K
150409110	腹腔鏡下腔式子宮全摘術（性同一性障害）	K
150409410	子宮附属器腫瘍摘出術（両側）（開腹）（性同一性障害）	K
150409510	子宮附属器腫瘍摘出術（両側）（腹腔鏡）（性同一性障害）	K
150409710	腹腔鏡下腔式子宮全摘術（性同一性障害・内視鏡手術用支援機器使用）	K
150413210	顎関節人工関節全置換術	K
150414670	抗H L A抗体検査加算（生体部分肺移植術）	K
150416370	抗H L A抗体検査加算（同種心肺移植術）	K
150419070	移植臓器提供加算（同種死体膵移植術）	K
150419170	抗H L A抗体検査加算（同種死体膵移植術）	K
150419410	同種死体膵島移植術	K
150419570	移植臓器提供加算（同種死体膵島移植術）	K
150419670	抗H L A抗体検査加算（同種死体膵島移植術）	K
150419870	抗H L A抗体検査加算（生体部分小腸移植術）	K
150419970	抗H L A抗体検査加算（同種死体小腸移植術）	K
150422850	自家培養角膜上皮移植術	K
150422950	角膜輪部組織採取	K
150423570	画像等手術支援加算（患者適合型単回使用骨手術用器械）	K
150423650	内視鏡的頭頸部悪性腫瘍レーザー光照射療法	K

150423850	経カテーテル肺動脈弁置換術	K
150423950	滲出液持続除去（術後縫合層）	K
150424050	舌下神経電気刺激装置植込術	K
150424150	副腎腫瘍ラジオ波焼灼療法（一連として）（1cm未満のもの）	K
150424250	副腎腫瘍ラジオ波焼灼療法（一連として）（1cm以上のもの）	K
150424370	患者適合型変形矯正ガイド・プレート使用加算（骨切り術）	K
150424470	患者適合型変形矯正ガイド・プレート使用加算（変形治療骨折矯正術）	K
150424570	スパイラルフィン内視鏡加算	K
150424650	不整脈手術（左心耳閉鎖術）（胸腔鏡下手術）	K
150424750	植込型骨導補聴器（直接振動型）植込術	K
150424850	自家培養口腔粘膜上皮移植術	K
150424950	口腔粘膜組織採取術	K
150425070	画像等手術支援加算（術中MRI撮像）	K
150235610	ヒッチコック療法（局所麻酔剤又はボツリヌス毒素）	L
150240210	舌神経ブロック（神経破壊剤又は高周波凝固法）	L
150240810	横隔神経ブロック（神経破壊剤又は高周波凝固法）	L
150240910	上喉頭神経ブロック（神経破壊剤又は高周波凝固法）	L
150351510	前頭神経ブロック（神経破壊剤又は高周波凝固法）	L
180019410	体外照射（エックス線表在治療）（2回目）	M
180034890	小児放射線治療加算（新生児）	M

厚生労働行政推進調査事業費補助金
政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業）
「保険収載されている医療技術の再評価方法を策定するための研究」
分担研究報告書（令和4年度）

NDB オープンデータと医科診療行為マスタを用いた医療技術の再評価方法の構築
- 職能団体とのヒアリングによる調整 -

研究分担者 小野 孝二（東京医療保健大学 教授）

研究分担者 明神 大也（奈良県立医科大学 助教）

研究協力者 田極 春美（中央大学大学院 戦略経営研究科 客員教授）

研究要旨

新規医療技術の評価及び既存医療技術の再評価については、診療報酬改定毎に学会等から提出された医療技術評価分科会（以下、「分科会」という。）において、中央社会保険医療協議会（以下、「中医協」という。）総会へ報告を行なってきた。

2年に1度の診療報酬改定では、診療報酬における医療技術（医師等による手技など）の適正な評価の観点から、分科会において、学会等から提出された医療技術評価・再評価提案書（以下「提案書」という。）に基づき、新規医療技術の評価及び既存医療技術の再評価に関する検討を行っている。具体的には、診療報酬改定の度に約1000件程度の提案書が提出され、150～400件程度が新規医療技術として保険適用されている。

しかしながら、既存医療技術の再評価については、十分に実施されておらず、中医協総会においても指摘されており、中立的かつ専門的な観点から適切に議論されるよう、具体的な評価方法を検討することが必要とされている。

医療保険の財政状況を踏まえ、薬価については薬価専門部会にて薬価の再算定を、保険医療材料については保険医療材料専門部会にて外国価格調整や再算定を議論・実施してきた。医療技術の再評価を恒久的に行うためには、薬価や保険医療材料と同様、スクリーニング基準を策定し、スクリーニングに該当した技術を精査するとともに、その基準を適時更新していくことが望ましいとされる。

そこで、本分担研究では、医科診療行為マスタに存在しているのにNDBオープンデータに存在しなかった項目を抽出し、その項目内容について実際の臨床の医療技術として活用されていない診療行為内容なのか慎重に分析を行なった。

分析には、今回は医科診療報酬のE画像診断とM放射線治療を対象とし、診療行為に関連する職能団体として公益社団法人日本診療放射線技師会の協力を得てヒアリングを実施した。その上で、日本診療放射線技師会の内部組織のひとつである診療報酬政策立案委員会と本研究分担者および研究協力者にて、診療報酬についての理解を深めるための勉強会を開催し、既存の医療技術の再評価についてのあり方について議論する体制を図ることは、保険収載されている医療技術の再評価方法の策定に有効ではないかと結論付けられた。勉強会の主な内容は、①診療報酬の基本として診療報酬の決まるフローの理解、②職能団体として要望可能となり得る新たな診療報酬について提案するためにはどうあるべきか、③診療報酬に記載されるためのエビデンスの考え方について、④職能団体として今後の医療技術の再評価の協力のあり方についてである。さらに、職能団体は関連する医療メーカーなどの協力も得るなどすることで、利用されていない医療技術の情報収集の精度向上に繋がることが明らかとなった。

このようにNDBオープンデータと医科診療行為マスタを用い、医科診療行為マスタに存在しているのにNDBオープンデータに存在しなかった項目を抽出し、その項目について関連する職能団体との協力をもとに医療技術の再評価できるひとつの方法を構築した。今後は、今回検討していない医科診療報酬の診療科について、関連する職能団体の協力を得るなどして、保険収載されている医療技術の再評価方法を策定するための研究を継続して進めていく必要がある。

A. 研究目的

【背景】

新規医療技術の評価及び既存医療技術の再評価については、診療報酬改定毎に学会等から提出された医療技術評価分科会（以下、「分科会」という。）において、中央社会保険医療協議会（以下、「中医協」という。）総会へ報告を行なってきた。

2年に1度の診療報酬改定では、診療報酬における医療技術（医師等による手技など）の適正な評価の観点から、分科会において、学会等から提出された医療技術評価・再評価提案書（以下「提案書」という。）に基づき、新規医療技術の評価及び既存医療技術の再評価に関する検討を行っている。具体的には、診療報酬改定の度に約1000件程度の提案書が提出され、150～400件程度が新規医療技術として保険適用されている。

しかしながら、既存医療技術の再評価については、十分に実施されておらず、中医協総会においても指摘されており、中立的かつ専門的な観点から適切に議論されるよう、具体的な評価方法を検討することが必要とされている。

医療保険の財政状況を踏まえ、薬価については薬価専門部会にて薬価の再算定を、保険医療材料については保険医療材料専門部会にて外国価格調整や再算定を議論・実施してきた。医療技術の再評価を恒久的に行うためには、薬価や保険医療材料と同様、スクリーニング基準を策定し、スクリーニ

ングに該当した技術を精査するとともに、その基準を適時更新していくことが望ましいとされる。

そこで本研究の初年度は、保険収掲されている医療技術の再評価方法を策定するための研究として、医科診療行為マスタに存在しているのにリアルワールドデータである厚生労働省のレセプト情報・特定健診等情報データベース（National Data Base、以下 NDB という）、NDB オープンデータに存在しなかった項目を抽出し、抽出された項目内容について、関連する職能団体の協力を得ることで、医療技術の再評価の可能性について検討した。NDB は、高齢者の医療確保に関する法律に基づき、厚生労働省において匿名化されたレセプト情報および特定健康診査・特定保健指導情報を全国の医療機関などから収集し、構築したビッグ・データで、近年では国民皆保険制度を有する日本の保険診療の悉皆調査に利用されている。

【目的】

本研究の目的は、保険収掲されている医療技術の再評価方法を策定するための方法を構築することである。

B. 研究方法

医科診療行為マスタに存在しているのに NDB オープンデータに存在していない医科診療報酬の項目を抽出し、その項目内容の医療技術が実際に行われていない状況にあ

るかについて、関連する職能団体へのヒアリングを実施した。さらに職能団体の組織内の設置されている関連委員会との協力体制の構築およびその職能団体と関連する医療メーカーの協力を得て情報収集の質を向上させ、医療技術の再評価を策定するための方法を構築した。

データ

・第6回 NDB オープンデータ

(平成31年度診療分)

・医科行為マスタ

(平成31年度、令和2年度分)

ヒアリング対象

公益社団法人 日本診療放射線技師会

会長及び専任理事1名

職能団体との協力体制の構築のための勉強会の開催

公益社団法人 日本診療放射線技師会

会長及び理事1名

診療報酬制作立案委員会 委員6名

分担研究者2名、研究協力者1名

C. 研究結果

1. 医科診療行為マスタに存在しているのに NDB オープンデータに存在していない医科診療報酬の項目

医科診療行為の A 基本診察料を除く B 医

学管理等から N 病理診断の13項目についての結果は、B 医学管理等 253 件中 21 項目、C 在宅医療 339 件中 2 項目、D 検査 1464 件中 33 項目、E 画像検査 227 件中 26 項目、F 投薬 33 件中 0 項目、G 注射 63 件中 0 項目、H リハビリテーション 103 件中 4 項目、I 精神科専門療法 152 件中 9 項目、J 処置 434 件中 13 項目、K 手術 2738 件中 125 項目、L 麻酔 163 件中 5 項目、M 放射線治療 78 件中 0 項目、N 病理診断 41 件中 0 項目であった。具体的な診療行為の項目は資料 1 に記載する。

このうち、E 画像検査については、外来(加算含)と入院別(加算含)の診療行為 10 件未満、10 件以上から 100 件未満、100 件以上 200 件未満、200 件以上 500 件未満について抽出した。診療行為 10 件未満は外来 23 項目・入院 29 項目、10 件以上から 100 件未満は外来 18 項目・入院 25 項目、100 件以上 200 件未満は外来 4 項目・入院 9 項目、200 件以上 500 件未満は外来 5 項目・入院 12 項目であった。E 画像検査の具体的な診療行為の項目は資料 2 に記載する。M 放射線治療については、外来(加算含)と入院別(加算含)の診療行為 10 件未満は外来 7 項目・入院 6 項目、10 件以上から 100 件未満は外来 3 項目・入院 9 項目、100 件以上 200 件未満は外来 3 項目・入院 6 項目、200 件以上 500 件未満は外来 6 項目・入院 2 項目を抽出した。M 放射線治療の具体的な診療行為の項目は資料 3 に記載する。

2. 診療放射線技師へのヒアリング

医科診療行為マスタに存在しているのに NDB オープンデータに存在していない医科診療報酬の項目の E 画像検査 26 項目について、意見を伺った。その結果、画像検査についてはアナログからデジタル化に移行し、現在、臨床現場では利用されていない医療技術であることが確認された。確実にその医療技術が利用されていないかどうかの検証のためには医療メーカーとの連携も必要であるとの認識に至った。医科診療行為マスタに存在しているのに NDB オープンデータに存在していない医科診療報酬の項目以外にも、不必要な項目があることについて日本診療放射線技師会から指摘を受けた。例えば、診療点数早見表 2022 年 4 月版の画像診断〔エックス線診断料〕E002 撮影には、「造影剤使用撮影について、心臓及び冠動脈造影を行なった場合は、一連につき区分番号 D206 に掲げる心臓カテーテル法による諸検査の所定点数により算定するものとし、造影剤使用撮影に係る費用及び造影剤注入手技に係る費用は含まれるものとする。」の記載がある。そうすると、NDB オープンデータ上の心臓及び冠動脈造影（右心カテーテル）（一連につき）、心臓及び冠動脈造影（左心カテーテル）（一連につき）などの各項目はそもそも請求が発生しない項目となるので、医科診療行為マスタから削除しても影響は発生しないことが考えられ

る。

また、これまで日本診療放射線技師会と関連する新規の医療技術の診療項目の追加の提案については、組織内に設置されている診療報酬制作立案委員会で協議され、日本診療放射線技師会の独自の判断のみで厚生労働省保健局課長へ要望書を提出されており、追加実現された実績については不明であるとのことであった。今後はチーム医療を鑑み、日本医学放射線医師会との連携について検討していくとのことであった。また診療報酬について勉強と情報が不足であるとの認識から、診療報酬政策立案委員会と本研究分担者および研究協力者との勉強会の開催に至った（資料 4）。主な内容は、①診療報酬の基本として診療報酬の決まるフローの理解、②職能団体として要望可能となり得る新たな診療報酬について提案するためにはどうあるべきか、③診療報酬に記載されるためのエビデンスの考え方について、④職能団体として今後の医療技術の再評価の協力のあり方についてである。以上の結果より、保険収掲されている医療技術の再評価方法を策定するには、医科行為マスタに存在しているのに NDB オープンデータに存在しなかった医療技術項目から、関連する職能団体、医療メーカーなどへのヒアリングと確認作業を行う方法は有効であると示唆された。

D. 考察

本研究によって、医科診療行為マスタに存在しているのに NDB オープンデータに存在していない医科診療報酬の項目について抽出したことにより、医療技術を再評価すべき診療項目の存在について確認することができた。今回は、医科診療行為の E 画像検査および M 放射線治療について関連する職能団体である日本診療放射線技師会と内部組織である診療報酬政策立案委員会の協力を得て、医療技術として臨床現場で使用されなくなっている技術かどうかの確認をすることができた。ただし、紙媒体で診療報酬請求している施設も極小ではあるが存在するため、医療メーカの協力も必要で、例えば市場に商品が販売されていないことの確認も必要と考察する。

E. 結論

NDB オープンデータと医科診療行為マスタを用い、医科診療行為マスタに存在しているのに NDB オープンデータに存在しなかった項目を抽出し、その項目について関連する職能団体との協力をもとに医療技術の再評価を行う仕組みは有効であることが示唆された。また、将来的に医療技術の再評価に該当すると思われる件数の少ない診療項目についても整理し、これについても職能団体との協力により、将来、使用されなくなる診療項目を予測することは可能である。今後は、今回検討していない医科診療報酬の診療科について、関連する職能団体の協

力を得るなどして、保険収掲されている医療技術の再評価方法を策定するための研究を継続して進めていく必要がある。

F. 健康危険情報 なし

G. 研究発表 なし

H. 論文発表 なし

I. 知的財産権の出願・登録状況（予定を含む）

1. 特許取得 なし

2. 実用新案登録 なし

3. その他 なし

【 医科診療行為マスタに存在しているのに N D B オープンデータに存在しなかった項目】

用いたデータ：

- ・第 6 回 N D B オープンデータ (H31 年度診療分)
- ・医科診療行為マスタ H 31 年度分、R2 年度分

S	170006630	30	パントモグラフィ（他方同時）（診断・撮影）（アナログ撮影）	11	パントモグラフィ
S	170006930	19	断層撮影（診断・撮影）（アナログ撮影）	9	断層撮影
S	170007130	21	同時多層撮影（診断・撮影）（アナログ撮影）	12	同時多層撮影
S	170007230	30	同時多層撮影（他方と同時併施）（診断・撮影）（アナログ撮影）	12	同時多層撮影
S	170007330	21	回転横断撮影（診断・撮影）（アナログ撮影）	13	回転横断撮影
S	170007430	30	回転横断撮影（他方と同時併施）（診断・撮影）（アナログ撮影）	13	回転横断撮影
S	170008130	24	側頭骨曲面断層撮影（診断・撮影）（アナログ撮影）	20	側頭骨曲面断層撮影
S	170008230	24	上顎骨曲面断層撮影（診断・撮影）（アナログ撮影）	20	上顎骨曲面断層撮影
S	170008330	24	副鼻腔曲面断層撮影（診断・撮影）（アナログ撮影）	20	副鼻腔曲面断層撮影

1

S	170019130	24	特殊撮影（診断・撮影）（新生児）（アナログ撮影）	8	特殊撮影
S	170019230	24	特殊撮影（診断・撮影）（乳幼児）（アナログ撮影）	8	特殊撮影
S	170019330	30	特殊撮影（他方同時）（診断・撮影）（新生児）（アナログ撮影）	8	特殊撮影
S	170020950	29	高速心大血管連続撮影装置による撮影（撮影）（アナログ撮影）	20	高速心大血管連続撮影装置による撮影
S	170021850	28	単純間接撮影（撮影）（手前 2 枚以上撮影）（アナログ撮影）	14	単純間接撮影
S	170024050	28	単純間接撮影（撮影）（短手 2 枚以上撮影）（アナログ撮影）	14	単純間接撮影
S	170024350	24	単純間接撮影（口）の写真診断（短手 2 枚以上撮影）	20	単純間接撮影
S	170029630	30	同時多層撮影（他方と同時併施）（診断・撮影）（デジタル撮影）	12	同時多層撮影
S	170029830	30	回転横断撮影（他方と同時併施）（診断・撮影）（デジタル撮影）	13	回転横断撮影
S	170030730	24	特殊撮影（診断・撮影）（新生児）（デジタル撮影）	8	特殊撮影
S	170031650	28	単純間接撮影（撮影）（短手 2 枚以上撮影）（デジタル撮影）	14	単純間接撮影
S	170032450	25	単純間接撮影（デジタルと同時撮影）（アナログ撮影）	14	単純間接撮影
S	170032550	25	単純間接撮影（アナログと同時撮影）（デジタル撮影）	14	単純間接撮影

2

S	170032650	28	造影剤使用間接撮影（デジタルと同時撮影）（アナログ撮影）	19	ゾウエイイシヨウカンセツサツエイ
S	170032750	28	造影剤使用間接撮影（アナログと同時撮影）（デジタル撮影）	19	ゾウエイイシヨウカンセツサツエイ
S	170035230	23	特殊撮影（診断・撮影）（幼児）（アナログ撮影）	8	トクシュツエイ
S	170035430	29	特殊撮影（他方同時）（診断・撮影）（幼児）（アナログ撮影）	8	トクシュツエイ
S	180010510	13	開放型病院共同指導料（１）	20	カイホウガ タビ ヨウインキョウド ウン
S	180012010	15	入院精神療法（２）（６月以内）	14	ニューインセイシヨウホク
S	180012110	14	入院精神療法（２）（６月超）	14	ニューインセイシヨウホク
S	180012210	13	通院精神療法（３０分以上）	13	ツウインセイシヨウホク
S	180012410	10	心身医学療法（入院）	13	シンシイガ クリヨウホク
S	180012610	18	持続性抗精神病注射薬剤治療指導管理料	20	ジゾウ ケイコウセイシンビ ヨウチュウ
S	180016110	10	診療情報提供料（１）	19	シンリョウジ ヨウホクテイキョウリョウ
S	180016610	13	摂食機能療法（３０分以上）	13	セツショクキノウリョウホク
S	180016710	8	入院集団精神療法	20	ニューインシュウダウ セイシヨウホク

3

S	180016810	15	入院生活技能訓練療法（６月超）	20	ニューインセイカツギ ノウケンレンリョウ
S	180017210	12	精神科デイ・ナイト・ケア	13	セイシンカテ イナイトケア
S	180017910	14	難病患者リハビリテーション料	20	ナンビ ヨウカンジ ユリハビ リテーショ
S	180018110	9	入院精神療法（１）	14	ニューインセイシヨウホク
S	180018210	16	入院生活技能訓練療法（６月以内）	20	ニューインセイカツギ ノウケンレンリョウ
S	180018310	11	精神科退院前訪問指導料	20	セイシンカタイインマエホウモンシト ウリ
S	180019910	20	精神科電気痙攣療法（閉鎖循環式全身麻酔）	18	セイシンカテ ンケイレリョウホク
S	180020010	16	心身医学療法（入院外）（再診時）	13	シンシイガ クリヨウホク
S	180020410	17	通院精神療法（初診日に６０分以上）	13	ツウインセイシヨウホク
S	180020570	18	通院・在宅精神療法（２０歳未満）加算	20	ツウインガ イタクセイシヨウホクカガ
S	180020610	16	心身医学療法（入院外）（初診時）	13	シンシイガ クリヨウホク
S	180024710	17	リハビリテーション総合計画評価料 1	20	リハビ リテーショソウゴウ ケイカケヒ
S	180026270	30	保健師、看護師、作業療法士又は精神保健福祉士共同訪問指導加算	20	ホケンシンコウ シヤキ ヨウリョウホクソウ

4

S	180026370	31	複数名精神科訪問看護・指導加算（他保健師等と同時）（1日1回）	20	フクスマイセイシンカホウモクゴシ
S	180026410	10	医療保護入院等診療料	20	イリヨホコ ニュウイントウシンリョウリ
S	180027410	19	心大血管疾患リハビリテーション料（1）	20	シタ イケツカンシツカンリハビ リテー
S	180027510	19	心大血管疾患リハビリテーション料（2）	20	シタ イケツカンシツカンリハビ リテー
S	180027610	19	脳血管疾患等リハビリテーション料（1）	20	ノウケツカンシツカントウリハビ リテー
S	180027710	19	脳血管疾患等リハビリテーション料（2）	20	ノウケツカンシツカントウリハビ リテー
S	180027810	16	運動器リハビリテーション料（2）	19	ウンド ウキリハビ リテー
S	180027910	16	運動器リハビリテーション料（3）	19	ウンド ウキリハビ リテー
S	180028010	16	呼吸器リハビリテーション料（1）	18	コキュウキリハビ リテー
S	180028110	16	呼吸器リハビリテーション料（2）	18	コキュウキリハビ リテー
S	180028210	22	障害児（者）リハビリテーション料（6歳未満）	20	ショウガ イジ リハビ リテー
S	180028310	27	障害児（者）リハビリテーション料（6歳以上18歳未満）	20	ショウガ イジ リハビ リテー
S	180028410	23	障害児（者）リハビリテーション料（18歳以上）	20	ショウガ イジ リハビ リテー

5

S	180028570	15	心身医学療法（20歳未満）加算	16	シンシンイガ クリョウホウカサン
S	180028610	15	精神科ショート・ケア（小規模）	11	セイシンカショートケア
S	180028710	15	精神科ショート・ケア（大規模）	11	セイシンカショートケア
S	180028850	11	家族入院精神療法（1）	18	カゾ クニウインセイシンリョウホウ
S	180028950	17	家族入院精神療法（2）（6月以内）	18	カゾ クニウインセイシンリョウホウ
S	180029050	16	家族入院精神療法（2）（6月超）	18	カゾ クニウインセイシンリョウホウ
S	180030770	13	早期リハビリテーション加算	16	ソウキリハビ リテー
S	180030810	19	脳血管疾患等リハビリテーション料（3）	20	ノウケツカンシツカントウリハビ リテー
S	180030910	14	集団コミュニケーション療法料	20	シュウダウ コミュニケーションリョウホウ
S	180031010	13	通院精神療法（30分未満）	13	ツウインセイシンリョウホウ
S	180031210	15	家族通院精神療法（30分未満）	17	カゾ ツウインセイシンリョウホウ
S	180031410	13	精神科継続外来支援・指導料	20	セイシンカケイゾウ カガ イライエンシ
S	180031570	12	療養生活環境整備支援加算	20	リョウヨウセイカヅカンキョウセイビ シエ

6

S	180031670	11	精神科地域移行支援加算	17	セイシカチキイコウシエンカザン
S	180032710	16	運動器リハビリテーション料（１）	19	ウンドウキリハビリテシヨウリョウ
S	180032970	28	短期集中リハビリテーション実施加算（退院日から１月以内）	20	タンキシュウチュウリハビリテシヨウシヨウ
S	180033070	31	短期集中リハビリテーション実施加算（退院日から１月超３月以内）	20	タンキシュウチュウリハビリテシヨウシヨウ
S	180033110	14	がん患者リハビリテーション料	20	ガンカンジヤリハビリテシヨウリョウ
S	180033370	16	早期加算（精神科ショート・ケア）	6	ソウキカザン
S	180033470	14	早期加算（精神科デイ・ケア）	6	ソウキカザン
S	180033870	16	初期加算（リハビリテーション料）	6	ショウキカザン
S	180033910	28	脳血管疾患等リハビリテーション料（１）（要介護・入院外）	20	ノウケツカンシツカントウリハビリテシヨウ
S	180034110	28	脳血管疾患等リハビリテーション料（２）（要介護・入院外）	20	ノウケツカンシツカントウリハビリテシヨウ
S	180034310	28	脳血管疾患等リハビリテーション料（３）（要介護・入院外）	20	ノウケツカンシツカントウリハビリテシヨウ
S	180034510	25	運動器リハビリテーション料（１）（要介護・入院外）	19	ウンドウキリハビリテシヨウリョウ
S	180034610	25	運動器リハビリテーション料（２）（要介護・入院外）	19	ウンドウキリハビリテシヨウリョウ

7

S	180034710	25	運動器リハビリテーション料（３）（要介護・入院外）	19	ウンドウキリハビリテシヨウリョウ
S	180035670	22	特定薬剤副作用評価加算（通院・在宅精神療法）	20	トクテイヤクザイフクサヨウヒョウカカザ
S	180035870	26	特定薬剤副作用評価加算（精神科継続外来支援・指導料）	20	トクテイヤクザイフクサヨウヒョウカカザ
S	180036030	23	精神科ショート・ケア（小規模）（入院中の患者）	11	セイシカショウトケア
S	180036130	21	精神科デイ・ケア（小規模）（入院中の患者）	10	セイシカデイケア
S	180036270	15	早期加算（精神科ナイト・ケア）	6	ソウキカザン
S	180036370	18	早期加算（精神科デイ・ナイト・ケア）	6	ソウキカザン
S	180036470	24	疾患別等診療計画加算（精神科デイ・ナイト・ケア）	20	シツカンベツツクシヨウケイカカザ
S	180036510	32	精神科訪問看護・指導料（１）（保健師等・週３日目まで３０分未満）	20	セイシカホウモンカンゴシトウリョウ
S	180036610	32	精神科訪問看護・指導料（１）（保健師等・週４日目以降３０分以上）	20	セイシカホウモンカンゴシトウリョウ
S	180036710	32	精神科訪問看護・指導料（１）（保健師等・週４日目以降３０分未満）	20	セイシカホウモンカンゴシトウリョウ
S	180036810	32	精神科訪問看護・指導料（１）（准看護師・週３日目まで３０分以上）	20	セイシカホウモンカンゴシトウリョウ
S	180036910	32	精神科訪問看護・指導料（１）（准看護師・週３日目まで３０分未満）	20	セイシカホウモンカンゴシトウリョウ

8

S	180037010	32	精神科訪問看護・指導料（１）（准看護師・週４日目で降３０分以上）	20	セイシカホリモンカンゴ`シト`ウリョウ
S	180037110	32	精神科訪問看護・指導料（１）（准看護師・週４日目で降３０分未満）	20	セイシカホリモンカンゴ`シト`ウリョウ
S	180038070	31	複数名精神科訪問看護・指導加算（准看護師と同時）（１日に１回）	20	フクスイセイシカホリモンカンゴ`シ
S	180038170	25	複数名精神科訪問看護・指導加算（看護補助者と同時）	20	フクスイセイシカホリモンカンゴ`シ
S	180038270	15	長時間精神科訪問看護・指導加算	20	チョウジ`カンセイシカホリモンカンゴ`
S	180038370	24	夜間・早朝訪問看護加算（精神科訪問看護・指導料）	19	ヤカンゾウチョウホリモンカンゴ`カザン
S	180038470	21	深夜訪問看護加算（精神科訪問看護・指導料）	14	シンヤホリモンカンゴ`カザン
S	180038570	11	精神科緊急訪問看護加算	20	セイシカキンキョウホリモンカンゴ`カサ
S	180038610	10	精神科訪問看護指示料	19	セイシカホリモンカンゴ`ジシ`リョウ
S	180038770	13	精神科特別訪問看護指示加算	20	セイシカトクベ`ツホリモンカンゴ`シ
S	180038810	17	治療抵抗性統合失調症治療指導管理料	20	チリョウテイクウセイトクゴ`ウシツチョウ
S	180038970	19	重度認知症患者デイ・ケア料夜間ケア加算	20	ジ`ユウド`ニンチョウカンジ`ヤデ`イ
S	180039030	23	精神科ショート・ケア（大規模）（入院中の患者）	11	セイシカショートケア

9

S	180039130	26	精神科ショート・ケア（小規模）（早期・入院中の患者）	11	セイシカショートケア
S	180039230	26	精神科ショート・ケア（大規模）（早期・入院中の患者）	11	セイシカショートケア
S	180039330	21	精神科デイ・ケア（大規模）（入院中の患者）	10	セイシカデ`イケア
S	180039430	24	精神科デイ・ケア（小規模）（早期・入院中の患者）	10	セイシカデ`イケア
S	180039530	24	精神科デイ・ケア（大規模）（早期・入院中の患者）	10	セイシカデ`イケア
S	180039670	19	早期加算（重度認知症患者デイ・ケア料）	6	ソウキカザン
S	180039710	17	在宅精神療法（初診日に６０分以上）	14	ザ`イタクセイシニョウホク
S	180039810	18	在宅精神療法（３０分以上６０分未満）	14	ザ`イタクセイシニョウホク
S	180039910	13	在宅精神療法（３０分未満）	14	ザ`イタクセイシニョウホク
S	180040050	20	家族在宅精神療法（３０分以上６０分未満）	18	カゾ`クザ`イタクセイシニョウホク
S	180040150	15	家族在宅精神療法（３０分未満）	18	カゾ`クザ`イタクセイシニョウホク
S	180040310	30	精訪看（３）（保健師等・週３日目まで３０分以上）（同日２人）	6	セイホクカン
S	180040410	30	精訪看（３）（保健師等・週３日目まで３０分未満）（同日２人）	6	セイホクカン

10

S	180040510	30	精訪看（3）（保健師等・週4日目で降30分以上）（同日2人）	6	セイホカ
S	180040610	30	精訪看（3）（保健師等・週4日目で降30分未満）（同日2人）	6	セイホカ
S	180040710	32	精訪看（3）（保健師等・週3日目まで30分以上）（同日3人以上）	6	セイホカ
S	180040810	32	精訪看（3）（保健師等・週3日目まで30分未満）（同日3人以上）	6	セイホカ
S	180040910	32	精訪看（3）（保健師等・週4日目で降30分以上）（同日3人以上）	6	セイホカ
S	180041010	32	精訪看（3）（保健師等・週4日目で降30分未満）（同日3人以上）	6	セイホカ
S	180041110	30	精訪看（3）（准看護師・週3日目まで30分以上）（同日2人）	6	セイホカ
S	180041210	30	精訪看（3）（准看護師・週3日目まで30分未満）（同日2人）	6	セイホカ
S	180041310	30	精訪看（3）（准看護師・週4日目で降30分以上）（同日2人）	6	セイホカ
S	180041410	30	精訪看（3）（准看護師・週4日目で降30分未満）（同日2人）	6	セイホカ
S	180041510	32	精訪看（3）（准看護師・週3日目まで30分以上）（同日3人以上）	6	セイホカ
S	180041610	32	精訪看（3）（准看護師・週3日目まで30分未満）（同日3人以上）	6	セイホカ
S	180041710	32	精訪看（3）（准看護師・週4日目で降30分以上）（同日3人以上）	6	セイホカ

11

S	180041810	32	精訪看（3）（准看護師・週4日目で降30分未満）（同日3人以上）	6	セイホカ
S	180041970	17	精神科複数回訪問加算（1日に2回）	18	セイシンカフスクカイホノモカザン
S	180042070	19	精神科複数回訪問加算（1日に3回以上）	18	セイシンカフスクカイホノモカザン
S	180042870	9	入院時訪問指導加算	18	ニューインジ ホノモントウカザン
S	180042910	15	リハビリテーション計画提供料2	20	リハビレーションケイカクテイキョウリ
S	180043070	11	経口摂取回復促進加算1	20	ケイコウセツシュカイフクソクシンカザン1
S	180043110	15	認知症患者リハビリテーション料	20	ニンチョウカシヤンジ ヲリハビレーション
S	180047270	21	児童思春期精神科専門管理加算（16歳未満）	20	ジドウシヤンキセイシンカセンモカ
S	180047370	21	児童思春期精神科専門管理加算（20歳未満）	20	ジドウシヤンキセイシンカセンモカ
S	180047610	16	救急患者精神科継続支援料（入院）	20	キュウキュウカンジ ヲセイシンカケイジ
S	180047710	17	救急患者精神科継続支援料（入院外）	20	キュウキュウカンジ ヲセイシンカケイジ
S	180047810	23	認知療法・認知行動療法（医師及び看護師が共同）	20	ニンチョウカシヤンジニシヨウトウ ヲリョウホ
S	180047910	7	依存症集団療法	18	イゾシヤンシヤウダニリョウホ

12

S	180048030	23	精神科デイ・ケア（小規模）（3年超・週3日超）	10	セイシカテ イケ7
S	180048130	23	精神科デイ・ケア（大規模）（3年超・週3日超）	10	セイシカテ イケ7
S	180048430	19	精神科ナイト・ケア（3年超・週3日超）	10	セイシカイトケ7
S	180048530	22	精神科デイ・ナイト・ケア（3年超・週3日超）	13	セイシカテ イナイトケ7
S	180048670	21	衛生材料等提供加算（精神科訪問看護指示料）	20	エイセイ リョウトウテキョウカサン
S	180048930	31	精神科デイ・ケア（小規模）（3年超・週3日超）（入院中の患者）	10	セイシカテ イケ7
S	180049030	31	精神科デイ・ケア（大規模）（3年超・週3日超）（入院中の患者）	10	セイシカテ イケ7
S	180049130	30	通院精神療法（初診日に60分以上・3種類以上抗うつ薬等減算）	13	ツウインセイシヨウホク
S	180049230	27	通院精神療法（3種類以上抗うつ薬等減算）（30分以上）	13	ツウインセイシヨウホク
S	180049330	27	通院精神療法（3種類以上抗うつ薬等減算）（30分未満）	13	ツウインセイシヨウホク
S	180049430	30	在宅精神療法（初診日に60分以上・3種類以上抗うつ薬等減算）	14	ザ イタクセイシヨウホク
S	180049630	32	在宅精神療法（3種類以上抗うつ薬等減算）（30分以上60分未満）	14	ザ イタクセイシヨウホク
S	180049730	27	在宅精神療法（3種類以上抗うつ薬等減算）（30分未満）	14	ザ イタクセイシヨウホク

S	180049830	29	家族通院精神療法（3種類以上抗うつ薬等減算）（30分以上）	17	カザ ツウインセイシヨウホク
S	180049930	29	家族通院精神療法（3種類以上抗うつ薬等減算）（30分未満）	17	カザ ツウインセイシヨウホク
S	180050030	32	家族在宅精神療法（3種類以上抗うつ薬等減算30分以上60分未満）	18	カザ カザ イタクセイシヨウホク
S	180050130	29	家族在宅精神療法（3種類以上抗うつ薬等減算）（30分未満）	18	カザ カザ イタクセイシヨウホク
S	180050230	32	精神科継続外来支援・指導料（3種類以上抗うつ薬等減算・注2除く）	20	セイシカケイゾウ カガ イライエンツト
S	180050330	23	脳血管疾患等リハビリテーション料（1）（リ減）	20	ノウケカンシツカントウリハビ リテン
S	180050430	23	脳血管疾患等リハビリテーション料（2）（リ減）	20	ノウケカンシツカントウリハビ リテン
S	180050530	23	脳血管疾患等リハビリテーション料（3）（リ減）	20	ノウケカンシツカントウリハビ リテン
S	180050630	31	脳血管疾患等リハビリテーション料（1）（要介護・入院）（リ減）	20	ノウケカンシツカントウリハビ リテン
S	180050730	32	脳血管疾患等リハビリテーション料（1）（要介護・入院外）（リ減）	20	ノウケカンシツカントウリハビ リテン
S	180050830	31	脳血管疾患等リハビリテーション料（2）（要介護・入院）（リ減）	20	ノウケカンシツカントウリハビ リテン
S	180050930	32	脳血管疾患等リハビリテーション料（2）（要介護・入院外）（リ減）	20	ノウケカンシツカントウリハビ リテン
S	180051030	31	脳血管疾患等リハビリテーション料（3）（要介護・入院）（リ減）	20	ノウケカンシツカントウリハビ リテン

S	180051130	32	脳血管疾患等リハビリテーション料（３）（要介護・入院外）（リ減）	20	ノウケツカンシツカントウリハビ'リテーシ
S	180051230	32	脳血管疾患等リハビリテーション料（１）（要介護）基準不適合・リ減	20	ノウケツカンシツカントウリハビ'リテーシ
S	180051330	32	脳血管疾患等リハビリテーション料（２）（要介護）基準不適合・リ減	20	ノウケツカンシツカントウリハビ'リテーシ
S	180051430	32	脳血管疾患等リハビリテーション料（３）（要介護）基準不適合・リ減	20	ノウケツカンシツカントウリハビ'リテーシ
S	180051530	22	廃用症候群リハビリテーション料（１）（リ減）	20	ハイヨウショウコウケ'ンリハビ'リテーシ
S	180051630	22	廃用症候群リハビリテーション料（２）（リ減）	20	ハイヨウショウコウケ'ンリハビ'リテーシ
S	180051730	22	廃用症候群リハビリテーション料（３）（リ減）	20	ハイヨウショウコウケ'ンリハビ'リテーシ
S	180051830	30	廃用症候群リハビリテーション料（１）（要介護・入院）（リ減）	20	ハイヨウショウコウケ'ンリハビ'リテーシ
S	180051930	31	廃用症候群リハビリテーション料（１）（要介護・入院外）（リ減）	20	ハイヨウショウコウケ'ンリハビ'リテーシ
S	180052030	30	廃用症候群リハビリテーション料（２）（要介護・入院）（リ減）	20	ハイヨウショウコウケ'ンリハビ'リテーシ
S	180052130	31	廃用症候群リハビリテーション料（２）（要介護・入院外）（リ減）	20	ハイヨウショウコウケ'ンリハビ'リテーシ
S	180052230	30	廃用症候群リハビリテーション料（３）（要介護・入院）（リ減）	20	ハイヨウショウコウケ'ンリハビ'リテーシ
S	180052330	31	廃用症候群リハビリテーション料（３）（要介護・入院外）（リ減）	20	ハイヨウショウコウケ'ンリハビ'リテーシ

15

S	180052430	31	廃用症候群リハビリテーション料（１）（要介護）基準不適合・リ減	20	ハイヨウショウコウケ'ンリハビ'リテーシ
S	180052530	31	廃用症候群リハビリテーション料（２）（要介護）基準不適合・リ減	20	ハイヨウショウコウケ'ンリハビ'リテーシ
S	180052630	31	廃用症候群リハビリテーション料（３）（要介護）基準不適合・リ減	20	ハイヨウショウコウケ'ンリハビ'リテーシ
S	180052730	20	運動器リハビリテーション料（１）（リ減）	19	ウンド'ウキリハビ'リテーシヨウ
S	180052830	20	運動器リハビリテーション料（２）（リ減）	19	ウンド'ウキリハビ'リテーシヨウ
S	180052930	20	運動器リハビリテーション料（３）（リ減）	19	ウンド'ウキリハビ'リテーシヨウ
S	180053030	28	運動器リハビリテーション料（１）（要介護・入院）（リ減）	19	ウンド'ウキリハビ'リテーシヨウ
S	180053130	29	運動器リハビリテーション料（１）（要介護・入院外）（リ減）	19	ウンド'ウキリハビ'リテーシヨウ
S	180053230	28	運動器リハビリテーション料（２）（要介護・入院）（リ減）	19	ウンド'ウキリハビ'リテーシヨウ
S	180053330	29	運動器リハビリテーション料（２）（要介護・入院外）（リ減）	19	ウンド'ウキリハビ'リテーシヨウ
S	180053430	28	運動器リハビリテーション料（３）（要介護・入院）（リ減）	19	ウンド'ウキリハビ'リテーシヨウ
S	180053530	29	運動器リハビリテーション料（３）（要介護・入院外）（リ減）	19	ウンド'ウキリハビ'リテーシヨウ
S	180053630	29	運動器リハビリテーション料（１）（要介護）基準不適合・リ減	19	ウンド'ウキリハビ'リテーシヨウ

16

S	180053730	29	運動器リハビリテーション料（２）（要介護）基準不適合・リ減	19	ウツド`ウキリハビ`リテ`ションリョウ
S	180053830	29	運動器リハビリテーション料（３）（要介護）基準不適合・リ減	19	ウツド`ウキリハビ`リテ`ションリョウ
S	180053910	17	リハビリテーション総合計画評価料 2	20	リハビ`リテ`ションソウゴ`ウケイカク
S	180054010	15	リハビリテーション計画提供料 1	20	リハビ`リテ`ションケイカクテイキョウリ
S	180054270	7	電子化連携加算	12	デン`シカレンケイカサン
S	180054310	13	摂食機能療法（３０分未満）	13	セツショクキノウリョウホク
S	180055470	25	麻酔医師加算（許可を受けた医師が麻酔を行った場合）	8	マスイシカサン
S	180055510	32	通院精神療法（入院措置後退院患者・支援計画の療養担当精神科医師）	13	ツウインセイシンリョウホク
S	180055610	32	在宅精神療法（入院措置後退院患者・支援計画の療養担当精神科医師）	14	ザ`イタクセイシンリョウホク
S	180055710	13	在宅精神療法（６０分以上）	14	ザ`イタクセイシンリョウホク
S	180055850	15	家族在宅精神療法（６０分以上）	18	カゾ`クザ`イタクセイシンリョウホク
S	180055970	30	措置入院後継続支援加算（通院精神療法（入院措置後退院患者））	20	ゾチニユウインゴ`ケイゾ`クシエンカサン
S	180056030	30	通院精神療法（入院措置後退院患者・３種類以上抗うつ薬等減算）	13	ツウインセイシンリョウホク

17

S	180056130	30	在宅精神療法（入院措置後退院患者・３種類以上抗うつ薬等減算）	14	ザ`イタクセイシンリョウホク
S	180056230	27	在宅精神療法（３種類以上抗うつ薬等減算）（６０分以上）	14	ザ`イタクセイシンリョウホク
S	180056330	29	家族在宅精神療法（３種類以上抗うつ薬等減算）（６０分以上）	18	カゾ`クザ`イタクセイシンリョウホク
S	180056410	15	認知療法・認知行動療法（医師）	20	ニチリョウホクニチコウト`ウリョウホク
S	180056570	32	疾患別等専門プログラム加算（精神科ショート・ケア、小規模なもの）	20	シツカンヘ`ツトウケンモンブ`ロガ`ラム
S	180056670	31	複数名精神科訪問看護・指導加算（他保健師等と同時）（１日２回）	20	フクサウメイセイシンカホクモンカンゴ`シ
S	180056770	32	複数名精神科訪問看護・指導加算（他保健師等と同時・１日３回以上）	20	フクサウメイセイシンカホクモンカンゴ`シ
S	180056870	31	複数名精神科訪問看護・指導加算（准看護師と同時）（１日に２回）	20	フクサウメイセイシンカホクモンカンゴ`シ
S	180056970	32	複数名精神科訪問看護・指導加算（准看護師と同時・１日に３回以上）	20	フクサウメイセイシンカホクモンカンゴ`シ
S	180057070	26	看護・介護職員連携強化加算（精神科訪問看護・指導料）	20	カンゴ`カイゴ`ショウクインレンケイキョウ
S	180057170	23	特別地域訪問看護加算（精神科訪問看護・指導料）	19	トクベ`チイキホクモンカンゴ`カサン
S	180057210	30	精神科在宅患者支援管理料 1（集中的支援必要）（単一建物 1 人）	20	セイシンカザ`イタクカンジ`ヤシエンカン
S	180057310	32	精神科在宅患者支援管理料 1（集中的支援必要）（単一建物 2 人以上）	20	セイシンカザ`イタクカンジ`ヤシエンカン

18

S	180057410	30	精神科在宅患者支援管理料1（重度精神障害者）（単一建物1人）	20	セイシカザ イタクカンジ ヲシエンカン
S	180057510	32	精神科在宅患者支援管理料1（重度精神障害者）（単一建物2人以上）	20	セイシカザ イタクカンジ ヲシエンカン
S	180057610	29	精神科在宅患者支援管理料1（イ及びロ以外）（単一建物1人）	20	セイシカザ イタクカンジ ヲシエンカン
S	180057710	31	精神科在宅患者支援管理料1（イ及びロ以外）（単一建物2人以上）	20	セイシカザ イタクカンジ ヲシエンカン
S	180057810	30	精神科在宅患者支援管理料2（集中的支援必要）（単一建物1人）	20	セイシカザ イタクカンジ ヲシエンカン
S	180057910	32	精神科在宅患者支援管理料2（集中的支援必要）（単一建物2人以上）	20	セイシカザ イタクカンジ ヲシエンカン
S	180058010	30	精神科在宅患者支援管理料2（重度精神障害者）（単一建物1人）	20	セイシカザ イタクカンジ ヲシエンカン
S	180058110	32	精神科在宅患者支援管理料2（重度精神障害者）（単一建物2人以上）	20	セイシカザ イタクカンジ ヲシエンカン
S	180058270	13	精神科オンライン在宅管理料	20	セイシカオンラインザ イタクカンリヨ
S	180058530	32	通院精神療法（入院措置後退院患者・3種類以上減算・継続支援加算）	13	ツウインセイシシリョウホク
S	180058650	17	経頭蓋治療用磁気刺激装置による治療	20	ケイトウカ イチリョウヨウジ キンゲキ

以上

【E 画像診断抽出データ】

1. 10件未満

診療年月：H31年04月～R02年03月 E 画像診断 ※集計結果が10未満の場合は「-」で表示（10未満の箇所が1箇所の場合は10以上の最小値を全て「-」で表示）※集計対象期間内に名称や点数・金額等に変更がある場合、集計対象期間当初の情報で表示

外来

分類コード	区分名称	診療行為コード	診療行為	点数	総計
E001	写真診断	170021650	単純間接撮影（頭部、胸部、腹部又は脊椎）の写真診断（手前2枚以上撮影）	0	-
E001	写真診断	170023850	単純間接撮影（頭部、胸部、腹部又は脊椎）の写真診断（短手2枚以上撮影）	0	-
E002	撮影	170002310	心臓及び冠動脈造影（右心カテーテル）（一連につき）	3,600	-
E002	撮影	170006530	パントモグラフィー（診断・撮影）（一連につき）（アナログ撮影）	356	-
E002	撮影	170007030	断層撮影（他方と同時併施）（診断・撮影）（一連につき）（アナログ撮影）	308	-
E002	撮影	170008530	児頭骨盤不均衡特殊撮影（他方と同時併施）（診断・撮影）（一連につき）（アナログ撮影）	308	-
E002	撮影	170011650	エックス線フィルムサブトラクション（一連につき）（アナログ撮影）	60	-
E002	撮影	170019430	特殊撮影（他方と同時併施）（診断・撮影）（一連につき）（3歳未満の乳幼児）（アナログ撮影）	438	-
E002	撮影	170020710	心臓及び冠動脈造影（左心カテーテル）（一連につき）	4,000	-
E002	撮影	170021750	単純撮影（撮影）（手前2枚以上撮影）（アナログ撮影）	0	-
E002	撮影	170023950	単純撮影（撮影）（短手2枚以上撮影）（アナログ撮影）	0	-

1

E002	撮影	170030230	上顎骨曲面断層撮影（診断・撮影）（一連につき）（デジタル撮影）	366	-
E002	撮影	170030930	特殊撮影（他方と同時併施）（診断・撮影）（一連につき）（新生児）（デジタル撮影）	534	-
E002	撮影	170031450	単純間接撮影（撮影）（手前2枚以上撮影）（デジタル撮影）	0	-
E002	撮影	170031950	高速心大血管連続撮影装置による撮影（撮影）（デジタル撮影）	154	-
E002	撮影	170032250	造影剤使用撮影（デジタルと同時撮影）（アナログ撮影）	72	-
E002	撮影	170032350	造影剤使用撮影（アナログと同時撮影）（デジタル撮影）	77	-
E002	撮影	170035330	特殊撮影（診断・撮影）（一連につき）（3歳以上6歳未満の幼児）（デジタル撮影）	447	-
E003	造影剤注入手技	170012610	造影剤注入手技（気管支ファイバースコープ挿入）	2,500	-
E003	造影剤注入手技	170027550	リンパ管造影を行うときの観血手術及び造影剤注入手技	1,200	-
E003	造影剤注入手技	170034610	造影剤注入手技（動脈注射）（内臓の場合）（1日につき）	155	-

外来(加算)

加算	診療行為コード	診療行為	点数	総計
通則加算・注加算	170020370	胆管・膵管鏡加算（画像診断）	2,800	-
通則加算・注加算	170026010	遠隔画像診断による画像診断管理加算1（核医学診断）	70	-

入院

分類コード	区分名称	診療行為コード	診療行為	点数	総計
E001	写真診断	170021650	単純間接撮影（頭部、胸部、腹部又は脊椎）の写真診断（手前2枚以上撮影）	0	-

2

E002	撮影	170002410	単純間接撮影（アナログ撮影）	30	-
E002	撮影	170005530	特殊撮影（診断・撮影）（一連につき）（アナログ撮影）	356	-
E002	撮影	170006530	パントモグラフィ（診断・撮影）（一連につき）（アナログ撮影）	356	-
E002	撮影	170008530	児頭骨盤不均衡特殊撮影（他方と同時併施）（診断・撮影）（一連につき）（アナログ撮影）	308	-
E002	撮影	170011650	エックス線フィルムサブトラクション（一連につき）（アナログ撮影）	60	-
E002	撮影	170019430	特殊撮影（他方と同時併施）（診断・撮影）（一連につき）（3歳未満の乳幼児）（アナログ撮影）	438	-
E002	撮影	170021150	椎間板造影（撮影）（アナログ撮影）	144	-
E002	撮影	170021750	単純撮影（撮影）（手前2枚以上撮影）（アナログ撮影）	0	-
E002	撮影	170023950	単純撮影（撮影）（短手2枚以上撮影）（アナログ撮影）	0	-
E002	撮影	170024170	短期滞在手術等基本料による2枚以上撮影	0	-
E002	撮影	170029530	同時多層撮影（診断・撮影）（一連につき）（デジタル撮影）	366	-
E002	撮影	170030130	側頭骨曲面断層撮影（診断・撮影）（一連につき）（デジタル撮影）	366	-
E002	撮影	170030230	上顎骨曲面断層撮影（診断・撮影）（一連につき）（デジタル撮影）	366	-
E002	撮影	170030830	特殊撮影（診断・撮影）（一連につき）（3歳未満の乳幼児）（デジタル撮影）	501	-
E002	撮影	170030930	特殊撮影（他方と同時併施）（診断・撮影）（一連につき）（新生児）（デジタル撮影）	534	-
E002	撮影	170031450	単純間接撮影（撮影）（手前2枚以上撮影）（デジタル撮影）	0	-
E002	撮影	170031950	高速心大血管連続撮影装置による撮影（撮影）（デジタル撮影）	154	-
E002	撮影	170032050	単純撮影（デジタルと同時撮影）（アナログ撮影）	30	-
E002	撮影	170032150	単純撮影（アナログと同時撮影）（デジタル撮影）	34	-
E002	撮影	170032250	造影剤使用撮影（デジタルと同時撮影）（アナログ撮影）	72	-
E002	撮影	170032350	造影剤使用撮影（アナログと同時撮影）（デジタル撮影）	77	-

3

E002	撮影	170035530	特殊撮影（他方と同時併施）（診断・撮影）（一連につき）（3歳以上6歳未満の幼児）（デジタル撮影）	399	-
E003	造影剤注入手技	170013350	造影剤注入手技（上顎洞穿刺注入）	120	-
E003	造影剤注入手技	170017750	造影剤注入手技（唾液腺注入）	120	-
E203	コンピュータ一断層診断	170036950	コンピュータ一断層診断（FFRCT解析結果による診断）	9,850	-

入院（加算）

加算	診療行為コード	診療行為	点数	総計
通則加算・注加算	170026010	遠隔画像診断による画像診断管理加算1（核医学診断）	70	-
通則加算・注加算	170026470	心臓及び冠動脈造影（右心）（新生児）加算	10,800	-
通則加算・注加算	170033070	心臓及び冠動脈造影（左心）（新生児）加算	12,000	-

4

2. E 画像診断 10件以上100件未満

診療年月：H31年04月～R02年03月

外来

分類コード	区分名称	診療行為コード	診療行為	点数	総計
E001	写真診断	170024250	単純撮影（その他の部位）の写真診断（短手2枚以上撮影）	0	30
E002	撮影	170002410	単純間接撮影（アナログ撮影）	30	55
E002	撮影	170005530	特殊撮影（診断・撮影）（一連につき）（アナログ撮影）	356	38
E002	撮影	170007530	スポット撮影（診断・撮影）（一連につき）（アナログ撮影）	356	46
E002	撮影	170029230	バントモグラフィー（他方と同時併施）（診断・撮影）（一連につき）（デジタル撮影）	318	69
E002	撮影	170030130	側頭骨曲面断層撮影（診断・撮影）（一連につき）（デジタル撮影）	366	12
E002	撮影	170031030	特殊撮影（他方と同時併施）（診断・撮影）（一連につき）（3歳未満の乳幼児）（デジタル撮影）	453	41
E002	撮影	170032050	単純撮影（デジタルと同時撮影）（アナログ撮影）	30	43
E002	撮影	170035530	特殊撮影（他方と同時併施）（診断・撮影）（一連につき）（3歳以上6歳未満の幼児）（デジタル撮影）	399	13
E003	造影剤注入手技	170013450	造影剤注入手技（気管内注入）	120	25
E003	造影剤注入手技	170013850	経皮経肝胆管造影における造影剤注入手技	2,160	47
E003	造影剤注入手技	170016350	造影剤注入手技（胸椎穿刺注入）	120	21
E003	造影剤注入手技	170016450	造影剤注入手技（頸椎穿刺注入）	120	76
E003	造影剤注入手技	170017750	造影剤注入手技（唾液腺注入）	120	49

5

E003	造影剤注入手技	170034310	造影剤注入手技（点滴注射）（乳幼児）（1日分の注射量が100mL以上の場合）（1日につき）	98	67
E200	コンピューター断層撮影（CT撮影）	170012110	脳槽CT撮影（造影を含む。）（一連につき）	2,300	78

外来(加算)

加算	診療コード	診療行為	点数	総計
通則加算・注加算	170015670	胆管・膵管造影法加算（画像診断）	600	24
通則加算・注加算	170016170	粘膜点墨法加算（画像診断）	60	72
通則加算・注加算	170034270	狭帯域光強調加算（画像診断）	200	14

入院

分類コード	区分名称	診療行為コード	診療行為	点数	総計
E001	写真診断	170001850	他医療機関間接撮影の写真診断（造影剤使用撮影）	36	53
E001	写真診断	170024250	単純撮影（その他の部位）の写真診断（短手2枚以上撮影）	0	10
E001	写真診断	170027530	乳房撮影の写真診断（他方と同時併施）	153	11
E002	撮影	170002510	造影剤使用間接撮影（アナログ撮影）	72	75
E002	撮影	170005630	特殊撮影（他方と同時併施）（診断・撮影）（一連につき）（アナログ撮影）	308	38
E002	撮影	170007530	スポット撮影（診断・撮影）（一連につき）（アナログ撮影）	356	24
E002	撮影	170008430	児頭骨盤不均衡特殊撮影（診断・撮影）（一連につき）（アナログ撮影）	356	53

6

E002	撮影	170027010	乳房撮影（一連につき）（アナログ撮影）	192	38
E002	撮影	170030530	児頭骨盤不均衡特殊撮影（他方と同時併施）（診断・撮影）（一連につき）（デジタル撮影）	318	13
E002	撮影	170031030	特殊撮影（他方と同時併施）（診断・撮影）（一連につき）（3歳未満の乳幼児）（デジタル撮影）	453	18
E003	造影剤注入手技	170012610	造影剤注入手技（気管支ファイバースコープ挿入）	2,500	69
E003	造影剤注入手技	170013450	造影剤注入手技（気管内注入）	120	17
E003	造影剤注入手技	170013550	造影剤注入手技（子宮卵管内注入）	120	43
E003	造影剤注入手技	170014050	精嚢撮影を行うための精管切開	2,550	38
E003	造影剤注入手技	170027550	リンパ管造影を行うときの観血手術及び造影剤注入手技	1,200	89
E003	造影剤注入手技	170034310	造影剤注入手技（点滴注射）（乳幼児）（1日分の注射量が100mL以上の場合）（1日につき）	98	28
E003	造影剤注入手技	170034510	造影剤注入手技（点滴注射）（その他の場合）（入院中の患者以外の患者に限る）（1日につき）	49	98
E003	造影剤注入手技	170034610	造影剤注入手技（動脈注射）（内臓の場合）（1日につき）	155	94
E101-2	ポジトロン断層撮影	170033210	ポジトロン断層撮影（13N標識アンモニア剤を用いた場合）（一連の検査につき）	9,000	97
E101-3	ポジトロン断層・コンピューター断層複合撮影	170027210	ポジトロン断層・コンピューター断層複合撮影（15O標識ガス剤を用いた場合）（一連の検査につき）	7,625	63

7

入院(加算)

加算	診療行為コード	診療行為	点数	総計
通則加算・注加算	170020370	胆管・膵管鏡加算（画像診断）	2,800	23
通則加算・注加算	170032970	血流予備能測定検査加算（選択的血管造影）	400	41
通則加算・注加算	170033670	血流予備能測定検査加算（イ以外の場合）	400	41
通則加算・注加算	170034270	狭帯域光強調加算（画像診断）	200	28
通則加算・注加算	170035910	遠隔画像診断による画像診断管理加算3（核医学診断）	300	43

3. 100件以上200件未満

診療年月：H31年04月～R02年03月

外来

分類コード	区分名称	診療行為コード	診療行為	点数	総計
E002	撮影	170012710	胆管・膵管造影（胃・十二指腸ファイバースコープ）（一連につき）（画像診断）	1,140	196
E101-2	ポジトロン断層撮影	170020610	ポジトロン断層撮影（15O標識ガス剤を用いた場合）（一連の検査につき）	7,000	160
E101-3	ポジトロン断層・コンピューター断層複合撮影	170027210	ポジトロン断層・コンピューター断層複合撮影（15O標識ガス剤を用いた場合）（一連の検査につき）	7,625	112

8

外来（加算）

加算	診療行為 コード	診療行為	点数	総計
通則加算・注加算	170035910	遠隔画像診断による画像診断管理加算3（核医学診断）	300	116

入院

分類 コード	区分名称	診療行為 コード	診療行為	点数	総計
E001	写真診断	170001750	他医療機関間接撮影の写真診断（単純撮影・その他）	22	117
E002	撮影	170029430	断層撮影（他方と同時併施）（診断・撮影）（一連につき）（デジタル撮影）	318	100
E002	撮影	170029730	回転横断撮影（診断・撮影）（一連につき）（デジタル撮影）	366	178
E002	撮影	170031750	エックス線フィルムサブトラクション（一連につき）（デジタル撮影）	68	134
E101-4	ポジトロン断層・磁気共鳴コンピューター断層複合撮影	170033750	ポジトロン断層・磁気共鳴コンピューター断層複合撮影（18FDGを用いた場合）（一連の検査につき）	9,160	100

入院（加算）

加算	診療行為 コード	診療行為	点数	総計
通則加算・注加算	170016170	粘膜点墨法加算（画像診断）	60	108
通則加算・注加算	170025910	遠隔画像診断による画像診断管理加算1（基本的エックス線診断）	70	151
通則加算・注加算	170026670	心臓及び冠動脈造影（右心）（3歳未満の乳幼児）加算	3,600	164
通則加算・注加算	170033170	心臓及び冠動脈造影（左心）（3歳未満の乳幼児）加算	4,000	172

9

4. 200件以上500件未満

診療年月：H31年04月～R02年03月

外来

分類 コード	区分名称	診療行為 コード	診療行為	点数	総計
E001	写真診断	170027530	乳房撮影の写真診断（他方と同時併施）	153	384
E002	撮影	170008430	児頭骨盤不均衡特殊撮影（診断・撮影）（一連につき）（アナログ撮影）	356	215
E003	造影剤注入手技	170012410	造影剤注入手技（静脈造影カテーテル法）	3,600	206
E203	コンピューター断層診断	170036950	コンピューター断層診断（F R C T解析結果による診断）	9,850	216

外来（加算）

加算	診療行為 コード	診療行為	点数	総計
通則加算・注加算	170036170	小児鎮静下MRI撮影加算		327

10

入院

分類コード	区分名称	診療行為コード	診療行為	点数	総計
E001	写真診断	170023750	単純撮影（頭部、胸部、腹部又は脊椎）の写真診断（短手2枚以上撮影）	0	427
E001	写真診断	170027450	他医療機関撮影の写真診断（乳房撮影）	306	213
E002	撮影	170002310	心臓及び冠動脈造影（右心カテーテル）（一連につき）	3,600	333
E002	撮影	170007630	スポット撮影（他方と同時併施）（診断・撮影）（一連につき）（アナログ撮影）	308	430
E002	撮影	170031550	単純撮影（撮影）（短手2枚以上撮影）（デジタル撮影）	0	436
E002	撮影	170031850	椎間板造影（撮影）（デジタル撮影）	154	262
E003	造影剤注入手技	170016350	造影剤注入手技（胸椎穿刺注入）	120	234
E003	造影剤注入手技	170034710	造影剤注入手技（動脈注射）（その他の場合）（1日につき）	45	485
E101-2	ポジトロン断層撮影	170020610	ポジトロン断層撮影（150標識ガス剤を用いた場合）（一連の検査につき）	7,000	205

入院(加算)

加算	診療行為コード	診療行為	点数	総計
通則加算・注加算	170026210	遠隔画像診断による画像診断管理加算2（核医学診断）	180	478
通則加算・注加算	170034870	頸動脈閉塞試験加算（選択的血管造影）	1,000	495
通則加算・注加算	170035170	乳房MRI撮影加算	100	390

以上

【M放射線治療抽出データ】

1. 10件未満

診療年月：H31年04月～R02年03月 M放射線治療 ※集計結果が10未満の場合は「-」で表示（10未満の箇所が1箇所の場合は10以上の最小値を全て「-」で表示）※集計対象期間内に名称や点数・金額等に変更がある場合、集計対象期間当初の情報で表示

外来

分類コード	区分名称	診療行為コード	診療行為	点数	総計
M001-1	体外照射	180008810	体外照射（エックス線表在治療）（1回目）	110	-
M004	密封小線源治療	180009510	密封小線源治療（一連につき）（腔内照射）（その他の場合）	5,000	-
M004	密封小線源治療	180009610	密封小線源治療（一連につき）（組織内照射）（その他の場合）	19,000	-

外来（加算）

加算	診療行為コード	診療行為	点数	総計
通則加算・注加算	180009270	術中照射療法加算（体外照射）	5,000	-
通則加算・注加算	180018770	食道用アプリケーター加算（密封小線源治療）（一連につき）	6,700	-
通則加算・注加算	180018870	気管、気管支用アプリケーター加算（密封小線源治療）（一連につき）	4,500	-
通則加算・注加算	180034990	乳幼児加算（放射線治療）		-

1

入院

分類コード	区分名称	診療行為コード	診療行為	点数	総計
M000-2	放射性同位元素内用療法管理料	180033510	放射性同位元素内用療法管理料（固形癌骨転移による疼痛に対するもの）	1,700	-
M001	体外照射	180019410	体外照射（エックス線表在治療）（2回目）	33	-
M003	密封小線源治療	180009410	密封小線源治療（一連につき）（外部照射）	80	-
M003	密封小線源治療	180009510	密封小線源治療（一連につき）（腔内照射）（その他の場合）	5,000	-

入院（加算）

加算	診療行為コード	診療行為	点数	総計
通則加算・注加算	180018770	食道用アプリケーター加算（密封小線源治療）（一連につき）	6,700	-
通則加算・注加算	180034890	新生児加算（放射線治療）		-

2

2. 10件以上100件未満

診療年月：H31年04月～R02年03月

外来

分類コード	区分名称	診療行為コード	診療行為	点数	総計
M000	放射線治療管理料	180026810	放射線治療管理料（分布図の作成1回につき）（外部照射を行った場合）	2,700	95
M004	密封小線源治療	180009410	密封小線源治療（一連につき）（外部照射）	80	17
M004	密封小線源治療	180032310	密封小線源治療（一連につき）（組織内照射）（新型コバルト小線源治療装置を用いた場合）	23,000	11

外来（加算）該当なし

入院

分類コード	区分名称	診療行為コード	診療行為	点数	総計
M000-2	放射性同位元素内用療法管理料	180054510	放射性同位元素内用療法管理料（骨転移のある去勢抵抗性前立腺癌に対するもの）	2,630	48
M001-2	ガンマナイフによる定位放射線治療	180058750	MRガイド下集束超音波治療器による集束超音波治療	105,000	55
M003	密封小線源治療	180009610	密封小線源治療（一連につき）（組織内照射）（その他の場合）	19,000	32
M003	密封小線源治療	180009710	密封小線源治療（一連につき）（放射性粒子照射）（本数に関係なく）	8,000	64
M003	密封小線源治療	180032310	密封小線源治療（一連につき）（組織内照射）（新型コバルト小線源治療装置を用いた場合）	23,000	47

3

入院（加算）

加算	診療行為コード	診療行為	点数	総計
通則加算・注加算	180009270	術中照射療法加算（体外照射）	5,000	21
通則加算・注加算	180018870	気管、気管支用アプリケータ加算（密封小線源治療）（一連につき）	4,500	18
通則加算・注加算	180031870	外来放射線治療加算（放射線治療管理料）（分布図の作成1回につき）	100	80
通則加算・注加算	180054470	遠隔放射線治療計画加算（放射線治療管理料）（分布図の作成1回につき）	2,000	52

3. 100件以上200件未満

診療年月：H31年04月～R02年03月

外来

分類コード	区分名称	診療行為コード	診療行為	点数	総計
M001-4	粒子線治療	180055010	粒子線治療（一連につき）（希少な疾病に対して実施した場合）（重粒子線治療の場合）	187,500	170

外来（加算）

加算	診療行為コード	診療行為	点数	総計
通則加算・注加算	180035090	幼児加算（放射線治療）		115
通則加算・注加算	180054470	遠隔放射線治療計画加算（放射線治療管理料）（分布図の作成1回につき）	2,000	103

4

入院

分類コード	区分名称	診療行為コード	診療行為	点数	総計
M000	放射線治療管理料	180026810	放射線治療管理料（分布図の作成1回につき）（外部照射を行った場合）	2,700	157
M000-2	放射性同位元素内用療法管理料	180033610	放射性同位元素内用療法管理料（B細胞性非ホジキンリンパ腫に対するもの）	3,000	125
M001-4	粒子線治療	180055210	粒子線治療（一連につき）（1以外の特定の疾病に対して実施した場合）（重粒子線治療の場合）	110,000	106
M001-4	粒子線治療	180055310	粒子線治療（一連につき）（1以外の特定の疾病に対して実施した場合）（陽子線治療の場合）	110,000	119
M003	電磁波温熱療法	180012910	電磁波温熱療法（一連につき）（浅在性悪性腫瘍）	6,000	103

入院（加算）

加算	診療行為コード	診療行為	点数	総計
通則加算・注加算	180035470	定位放射線治療呼吸性移動対策加算（動体追尾法）	10,000	166

5

4. 200件以上500件未満

診療年月：H31年04月～R02年03月

外来

分類コード	区分名称	診療行為コード	診療行為	点数	総計
M000-2	放射性同位元素内用療法管理料	180033510	放射性同位元素内用療法管理料（固形癌骨転移による疼痛に対するもの）	1,700	292
M000-2	放射性同位元素内用療法管理料	180033610	放射性同位元素内用療法管理料（B細胞性非ホジキンリンパ腫に対するもの）	3,000	215
M001-4	粒子線治療	180055110	粒子線治療（一連につき）（希少な疾病に対して実施した場合）（陽子線治療の場合）	187,500	267
M004	密封小線源治療	180018610	密封小線源治療（一連につき）（組織内照射）（高線量率イリジウム照射を行った場合）	23,000	412
M004	密封小線源治療	180032110	密封小線源治療（一連につき）（腔内照射）（新型コバルト小線源治療装置を用いた場合）	10,000	381

外来（加算）

加算	診療行為コード	診療行為	点数	総計
通則加算・注加算	180035470	定位放射線治療呼吸性移動対策加算（動体追尾法）	10,000	433

6

入院

分類コード	区分名称	診療行為コード	診療行為	点数	総計
M001-4	粒子線治療	180055010	粒子線治療（一連につき）（希少な疾病に対して実施した場合）（重粒子線治療の場合）	187,500	277
M001-4	粒子線治療	180055110	粒子線治療（一連につき）（希少な疾病に対して実施した場合）（陽子線治療の場合）	187,500	298

入院（加算）該当なし

以上

厚生労働行政推進調査事業費補助金
政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業）
「保険収載されている医療技術の再評価方法を策定するための研究」
総括研究報告書（令和5年度）

保険収載されている医療技術の再評価方法を策定するための研究

研究代表者	今村 知明（奈良県立医科大学 教授）
研究分担者	小野 孝二（東京医療保健大学 教授）
研究分担者	野田 龍也（奈良県立医科大学 准教授）
研究分担者	西岡 祐一（奈良県立医科大学 助教）
研究協力者	明神 大也（奈良県立医科大学 講師）
研究協力者	田極 春美（中央大学大学院 戦略経営研究科 客員教授）
研究協力者	板橋 匠美（東京医療保健大学 総合研究所 客員准教授）

研究要旨

はじめに：本研究は、既存の保険収載医療技術の再評価方法を策定することを目的としている。現在、日本では2年ごとに診療報酬改定が行われ、新規医療技術の評価と既存医療技術の再評価が実施されるが、既存技術の再評価は十分に行われていない。この問題に対処するため、本研究では再評価のための具体的かつ中立的な方法を検討した。

方法と結果：本研究は①海外ヒアリング、②NDB オープンデータの分析、③関係団体へのヒアリング、④NDB 特別抽出データ分析の4点に分けて実施した。海外ヒアリングでは、医療技術再評価の現状を把握するために、フランスや韓国などの関係者にヒアリングを行った。これにより、各国の医療技術評価の実態と課題を明らかにした。また、NDB（匿名医療保険等関連情報）オープンデータとNDB 特別抽出データを用いて、日本における診療行為の実施状況を詳細に分析し、算定回数が極めて少ない技術を抽出した。さらに、日本臨床衛生検査技師会などの職能団体へのヒアリングを通じて、実際の臨床現場における技術の利用状況やその有用性についての意見を集めた。その結果、フランスでは医療材料の保険償還期間が3～5年に定められており、再評価が必要である一方、包括的な医療技術の再評価制度は確立されていないことが分かった。韓国では、RBRVS（Resource Based Relative Value Scale）を用いた詳細な技術評価が行われているが、新技術導入に伴う既存技術の廃止は進んでいないことが分かった。NDB データの分析では、診療行為マスターに存在するものの、実際には算定されていない技術が多く見付き、これらの技術について再評価が必要であることが示唆された。

結論：海外の再評価の実態と日本のデータ分析を基に、算定回数が極めて少ない医療技術を特定し、関連団体等の協力を得て、再評価の基準を策定することの必要性が確認された。本研究の成果は、将来の診療報酬改定において、当該医療技術の再評価が期待される。

A. 研究目的

【背景】

2年に1度の診療報酬改定では、診療報酬における医療技術（医師等による手技など）の適正な評価の観点から、医療技術評価分科会（以下「分科会」という。）において、学会等から提出された医療技術評価・再評価提案書（以下「提案書」という。）に基づき、新規医療技術の評価及び既存医療技術の再評価に関する検討を行っている。具体的には、診療報酬改定の度に約1000件程度の提案書が提出され、150～400件程度が新規医療技術として保険適用されている。しかしながら、既存医療技術の再評価については、十分に実施されておらず、中医協総会においても指摘されている。

【目的】

本研究では、既存医療技術の再評価手法を中立的かつ専門的な観点から適切に議論されるよう、具体的な評価方法を検討することを目的とする。

B. 研究方法

本研究では下記4点から医療技術の再評価にかかる情報収集・検証を行った。

① 海外の医療技術再評価ヒアリング

海外の医療技術再評価の状況を把握するため、フランスの政府関係者にヒアリングを行った。フランスは日本と同様に社会保険方式による国民皆保険を取っており、特定保険医療材料の外国参照価格制度の対象国（英米独仏豪）の1つである。また、ペースメーカーや人工関節など高額医療機器について公定価格がある国は多くない中、フランスでは保険償還価格として公定価格を設定しており、当該医療機器を使用する手技との整理など参考となる点が多い。そこで、本研究では、フ

ランス高等保健機構（HAS）内部に設置された、医療材料・医療技術評価委員会（CNEDiMTS）にヒアリングを行った。CNEDiMTSは、医療材料及び医療技術の保険償還を認可する上で必要な科学的な評価を行う専門委員会である。少なくとも医薬品・医療材料についてはHASが科学的評価を行い、それに基づきCEPS（医療製品経済委員会で保険者もメンバーに入っている）が業界団体と価格交渉を行い、保険償還価格を定める仕組みとなっている。

その他フィンランド、韓国、台湾の有識者、政府機関の担当者にもヒアリングを行った。いずれの国も原則として（医療扶助等を除く）国民皆保険となっている。

韓国では日本の医療保険制度を倣い、1963年に医療保険制度が成立した。その後、多様な医療保険制度がもたらす運用の煩雑性を解消するべく、1999年に公的医療保険制度が成立・2000年1月に施行され、単一保険者となった。その単一保険者は英語でNational Health Insurance Corporation（NHIC）と呼ばれ、公的医療保険であるNational Health Insurance Service（NHIS）を提供している。それと同時に、Health Insurance Review Agency（HIRA）を独立組織として設立し、医療評価や医療費の審査を行い、結果をNHIS・医療機関に知らせる役割を負っている。また、韓国は混合診療（自費と保険適用の医療を同時に実施すること）が認められている。

台湾の医療保険制度は、1950年代から実施された職業別の総合保険（日本にも船員保険が存在）に端を発している。その後、対象者の拡大に伴い、保険制度が乱立・複雑化するとともに給付の格差などの問題も発生した。そこで1995年に保険者を一本化し、台湾政府の衛生福利部中央健康保険署（National Health Insurance Administration,

NHIA) が所掌する「全民健康保険」制度が確立した。日本と同様に診療報酬制度となっており、外来の自己負担額は定額・入院の自己負担額は定率で、残りは保険料と税金で賄っている。また、韓国と同様、混合診療が認められている。

フィンランドでは公立病院（特定病院を含む）の割合は約 80%、私立病院・診療所の割合は約 20%となっている。また、診療報酬に占める自己負担の割合は2018年時点で20.1%となっており、残りは地方自治体が負担しているが、医療費全体の3分の1をフィンランド政府が補助している。また、医療費は、公的医療機関・民間のクリニック・受けた医療の内容・地域により、自己負担額は異なる。

② NDB オープンデータの分析

厚生労働省は、審査支払機関において審査後に匿名化処理を施された電子レセプト情報（健康保険または医療扶助を使った場合に限る）を医療保険等関連情報データベース（NDB）に格納しており、平成26年度診療分以降の診療行為等の情報をNDBオープンデータとして公開している。NDBには紙レセプト（返戻再請求時に紙になった場合を含む）算定件数は含まれず、NDBオープンデータには全額公費（主に医療扶助）の情報が除外されている。しかし何らかの健康保険を使い、電子請求されたレセプト情報は網羅的に格納・集計されており、研究遂行に有用である。

本研究では昨年度行った第1回から第7回までのNDBオープンデータ¹⁾（平成26年度～令和2年度診療分）に加え、第8回NDBオープンデータ（令和3年度診療分）と社会保険診療報酬支払基金が公開している診療行為マスター²⁻⁵⁾を用いて、算定されなかった医科診療行為（第1章の基本診療料を除く）を検索した。

③ ヒアリング

②の結果をもとに、臨床検査関連の診療行為の実情を把握するため、職能団体である日本臨床衛生検査技師会にヒアリングを行った。

④ NDB 特別抽出データの分析

NDBオープンデータではDPCレセプトのCDレコード（包括算定部分）が含まれていることに加え、全額公費レセプトの算定回数は含まれておらず、過剰・過小評価になっている可能性がある。そこで、NDB特別抽出データの第三者提供申請を行い、平成30年度から令和3年度診療分の入院・外来合わせて年度ごとに10件未満の診療行為を改めて抽出した。

また、②との差分も明らかにした。

1) 厚生労働省 NDB オープンデータ
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunit-suite/bunya/0000177182.html>

2) 社会保険診療報酬支払基金
<https://www.ssk.or.jp/seikyushi-harai/tensuhyo/kihonmasta/h28/index.html>

3) 社会保険診療報酬支払基金
<https://www.ssk.or.jp/seikyushi-harai/tensuhyo/kihonmasta/h30/index.html>

4) 社会保険診療報酬支払基金
<https://www.ssk.or.jp/seikyushi-harai/tensuhyo/kihonmasta/r01/index.html>

5) 社会保険診療報酬支払基金
<https://www.ssk.or.jp/seikyushi-harai/tensuhyo/kihonmasta/r02/index.html>

C. 研究結果

① 海外ヒアリング

フランスにおいては在フランス日本国大使館に仲介いただき、CNEDiMTS に Web ヒアリングを行った。議事概要を参考資料 1 に示す。

日本の特定保険医療材料に該当するような医療機器については、保険償還期間が 3 年から 5 年に定められており、引き続き保険償還対象とするためには企業はデータを提出し CNEDiMTS の再評価を受ける必要がある。一方、医療行為の中で評価される、いわば包括医療材料についてはそのような再評価の仕組みはない。このため、医療技術として一度保険収載されると、価格の見直しはあるものの比較的長期間保険収載される。医療技術の定期的な再評価の仕組みはないが、新たな技術が導入・保険償還対象となる場合に代替関係のある既存技術の削除や保険給付範囲の縮小が行われる。また、医療従事者や医療保険者から、明らかに陳腐化した技術であると再評価を求められた場合に HAS は科学的立場で再評価を行う。しかし、これらについて定期的あるいは基準を持った再評価の仕組みあるわけではないという点ではわが国と同じ状況といえる。なお、フランスでも再評価に使用するための学会等でのエビデンス蓄積が課題となっている。

韓国においては保険者である NHIS 及びレセプト審査機関である HIRA の担当者にヒアリングを行った。韓国の診療行為は資源ベースの相対評価尺度である RBRVS を 2001 年から採用している。RBRVS はアメリカに端を発し、医師の技術提供に伴う医療資源消費を定量化したものであり、医療機関の携帯によって異なる単科に換算係数を適用している。そして保険診療において、2022 年 10 月 1 日時点で 8799 種類の診療行為は保険適用されている一方、382 種類の診療行為は保険適用から除外されている。適用外は美容治療や形成手術などの日常生活に支障をきたさないものや身体

機能の本質的な改善を目的としない症状に対する診療行為が中心で、他に付加的な診断検査やロボット手術など既存の診療と比較して臨床的・経済的根拠が不十分な診療行為が該当する。新しい医療技術が保険適用を受けるかは NECA (National Evidence-based Healthcare Collaborating Agency) において多面的で綿密な審査を受ける。その一環で、既存技術の検証を HIRA の小委員会で行っている。これはすでに保険適用を受ける技術と対照・目的・方法が類似しているかを検討するもので、差がないと判断されたら同じ RBRV (Resource Based Relative Value) スコアで保険適用となる。一方、差があり新しい医療技術と判断されると、保険適用かどうか、経済的影響や医学的重要性、医学的妥当性、外部参照価格などの要素が考慮され、判断される。この委員会の委員には医療団体や消費者団体、行政関係者、保険者などが含まれる。このように新しい技術の採用についてはシステムが整備されているが、新しい技術が採用されたからといって、すでに保険適用された技術を適用除外する動きは現時点ではない。その理由としては医師の団体の反対が強いためであるとの回答であった。

台湾においては高雄医学大学・国立成功大学・国立台湾大学の研究者（臨床医を含む）にヒアリングを行った。台湾において医療技術が保険適用するかどうかは NHIA 内にある「全民健康保険医療給付費用醫院総額」（おそらく日本の中医協に該当するとみられる）内で議論を経て判断しているが、詳細は不明瞭であった。また、フィンランドにおいては国立保健福祉研究所（日本でいう厚生労働省の施設等機関、国立保健医療科学院に該当）の研究者にヒアリングを行った。フィンランドの医療技術においては保険者である Kela（フィンランド社会保険機関）が判断している。

② NDB オープンデータの分析

診療行為マスターには存在するのに NDB オープンデータには算定されなかった診療報酬項目ごとの件数を表 1 に示した。具体的な診療行為は参考資料 2 に示した。

第 8 回オープンデータ（令和 3 年 4 月～令和 4 年 3 月診療分）ではマスターに存在する診療行為が NDB オープンデータでは算定されなかったのが、区分番号 B では 293 件中 22 項目、区分番号 C では 403 件中 7 項目、区分番号 D では 1556 件中 12 項目、区分番号 E では 248 件中 35 項目、区分番号 F では 35 件中 0 項目、区分番号 G では 65 件中 0 項目、区分番号 H では 67 件中 0 項目、区分番号 I では 200 件中 18 項目、区分番号 J では 449 件中 11 項目、区分番号 K では 2839 件中 153 項目、区分番号 L では 164 件中 4 項目、区分番号 M では 82 件中 1 項目、区分番号 N では 40 件中 0 項目であった。

③ ヒアリング

②の結果をもとに、日本臨床衛生検査技師会に対してヒアリングを行った。同技師会及び日本臨床検査振興協議会診療報酬改定 小委員会としては、①検査/測定する際に使用する体外診断用医薬品が製造販売終了等でなくなり、今後も開発の見込みがない項目の中で、臨床的な意義/有用性がほとんどないと考えられる項目、②有用な検査法が開発されるなど他の検査法に代替もしくは集約等されることにより、その検査法自身は医療現場においては既に実施されなくなっており、臨床的な意義/有用性がほとんどないと考えられる項目、③診療報酬点数表での算定留意事項等の記載内容が重複しているため、記載整備的な観点から不要と考えられる項目の 3 種類に分類でき

る。検査件数が少ないことだけで削除候補とすることはなく、その検査の臨床的意義/有用性を検討し、医療への影響を考慮して提案をしているとのことであった。

しかし算定件数が大きく減った項目や少ない項目等を抽出し実態を把握する方法が医療技術の再評価を行うための一つの指標として有効であり、項目の関連団体の協力を得て医療技術の再評価策定規準案を提示する仕組みは十分受け入れられるようであった。

④ NDB 特別抽出データの分析

診療行為マスターには存在するのに NDB 特別抽出データに含まれていなかったものは、算定なしの診療行為としてその件数を表 2 に、具体的な診療行為名称を参考資料 3 に示した。1 件以上 10 件未満の診療行為の件数を表 3 に、具体的な診療行為名称を参考資料 4 に示した。

令和 3 年 4 月～令和 4 年 3 月診療分ではマスターに存在する診療行為が算定されなかった/算定件数が 1 件以上 10 件未満ものが、区分番号 B では 293 件中 23 項目/15 項目、区分番号 C では 403 件中 7 項目/8 項目、区分番号 D では 1556 件中 19 項目/55 項目、区分番号 E では 248 件中 44 項目/25 項目、区分番号 F では 35 件中 0 項目/0 項目、区分番号 G では 65 件中 0 項目/1 項目、区分番号 H では 67 件中 0 項目/0 項目、区分番号 I では 200 件中 14 項目/13 項目、区分番号 J では 449 件中 19 項目/27 項目、区分番号 K では 2839 件中 152 項目/300 項目、区分番号 L では 164 件中 14 項目/14 項目、区分番号 M では 82 件中 1 項目/5 項目、区分番号 N では 40 件中 0 項目/1 項目であった。

NDB オープンデータには 1 件以上算定されているのに NDB 特別抽出データでは算定されていないものは、区分番号 B の薬剤適正使用連携加算

(認知症地域包括診療料) や、区分番号Eの椎間板造影(撮影(アナログ撮影)、新生児加算(心臓および冠動脈造影(右心))、乳幼児加算(心臓および冠動脈造影(右心))などであった。一方、NDB 特別抽出データには1件以上算定されているのにNDB オープンデータでは算定されていないものは、区分番号Iの「精神科複数回訪問加算(日2回・同一建物内3人〜)」や「精訪看(3)(作業療法士・日2人・週4日目以降30分未満)」などであった。このように、参考資料2又は3のどちらかにしか存在しない診療行為を黄色抜きにした。

D. 考察

本研究を通じて、海外の動向と日本でほとんど利用されていない医療技術の抽出を行った。

海外の動向については、いずれも公表資料にはほとんど記載されておらずヒアリングが中心となった。フランスも韓国も医師団体の意向が強く、新たな医療技術を投入する仕組みは確立している、陳旧化した医療技術を終了させる仕組みは存在していなかった。

日本でほとんど利用されていない医療技術の抽出については、NDB オープンデータとNDB 特別抽出データを用いて集計した。両者に一部差はあり、医療扶助が多いとされる精神科領域の区分番号IではNDB オープンデータではゼロ件だったのに、NDB 特別抽出では1件以上算定されていた診療行為がやや目立ったが、全体として大きな差はなかったとみられる。令和5年12月27日に開催された第576回中央社会保険医療協議会総会にて、本研究結果の一部が報告され、「算定回数が極めて少ない項目のうち特に他の技術により置き換えられているようなものは、学会等の意向を踏まえつつ、一定の経過措置を置いたうえで削除を検

討してはどうか」という旨が諮問され、了承されたことから、本研究で示した算定回数を再評価の基準の1つとする点は一定のオーソライズが取れたものと考えられる。

E. 結論

本研究を通じて、海外の医療技術再評価の動向と日本における算定回数が極めて少ない項目の抽出を行った。次回改定以降に、十分な検討の上、削除される医療技術項目があることに期待したい。

F. 健康危険情報

該当なし

G. 研究発表

1. 論文発表

該当なし

2. 学会発表

明神大也、小野孝二、田極春美、今村 知明 NDB オープンデータを用いた、算定されていない医療技術抽出の試み 第43回医療情報学会

H. 知的財産権の出願・登録状況

1. 特許取得

該当なし

2. 実用新案登録

該当なし

3. その他

該当なし

表1 NDB オープンデータで算定されていない診療行為コードの数

	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021
B (医学管理等)	54	8	20	16	26	21	25	22
C (在宅医療)	136	3	6	4	6	2	29	7
D (検査)	125	31	44	30	39	33	79	12
E (画像診断)	74	24	22	34	22	26	29	35
F (投薬)	27	-	-	-	-	-	-	-
G (注射)	63	-	-	-	-	-	-	-
H (リハビリテーション)	6	-	1	-	1	4	-	-
I (精神科専門療法)	29	5	4	3	11	9	20	18
J (処置)	43	8	42	9	10	13	12	11
K (手術)	252	165	117	112	116	124	161	153
L (麻酔)	34	17	5	7	5	5	5	4
M (放射線治療)	18	-	1	1	2	-	2	1
N (病理診断)	9	-	-	-	1	-	-	-
総計	870	261	262	216	239	237	362	263

表2 NDB で算定されていない診療行為コードの数

	2018	2019	2020	2021	総計
B (医学管理等)	26	21	25	23	95
C (在宅医療)	6	2	29	7	44
D (検査)	21	19	60	19	119
E (画像診断)	28	31	38	44	141
F (投薬)		-	-	-	0
G (注射)		-	1	-	1
H (リハビリテーション)	1	3	-	-	4
I (精神科専門療法)	9	5	16	14	44
J (処置)	17	18	15	19	69
K (手術)	116	122	158	152	548
L (麻酔)	5	5	5	14	29
M (放射線治療)	2	-	2	1	5
N (病理診断)	1	-	-	-	1
総計	232	226	349	293	1,100

表3 NDBで算定回数が10未満(0を除く)診療行為コードの数

	2018	2019	2020	2021	総計
B (医学管理等)	13	12	14	15	54
C (在宅医療)	2	4	5	8	19
D (検査)	36	31	49	55	171
E (画像診断)	27	23	26	25	101
F (投薬)	-	-	-	-	0
G (注射)	2	2	1	1	6
H (リハビリテーション)	-	-	-	-	0
I (精神科専門療法)	9	10	14	13	46
J (処置)	20	24	26	27	97
K (手術)	281	289	301	300	1,171
L (麻酔)	14	13	10	14	51
M (放射線治療)	2	5	1	5	13
N (病理診断)	1	2	2	2	7
総計	407	415	449	465	1,736

フランスヒアリング調査記録

高等保健機関 (Haute Autorité de santé (HAS))

■日時：2023年12月20日 22:00~23:30 (フランス時間 14:00~15:30)

■場所等：オンライン (先方設定 teams による)

※当方 TKP ガーデンシティ会議室、日仏通訳同席

■先方：

- M. Hubert GALMICHE, adjoint à la directrice de l'évaluation et l'accès à l'innovation (DEAI), Chef du service évaluation des dispositifs médicaux (SED)

※個人使用の医療機器評価担当する部門の部長

※HASの部長+評価とイノベーションへのアクセスを担当する部門の副部長

- M. Cédric CARBONNEIL, adjoint à la directrice de l'évaluation et l'accès à l'innovation (DEAI), Chef du service évaluation des actes et procédures (SEAP)

※専門職行為評価部門の責任者。当部門では、診断または治療を目的とした手順を評価し、それには潜在的に集団使用される医療機器も含まれる。医療機器を使用する可能性のある診断および治療手技の評価を担当。個人使用の医療機器、集団使用の医療機器の評価を担当。

※HASの部長+評価とイノベーションへのアクセスを担当する部門の副部長

- Mme Marie CASANOVA, Conseillère technique, Mission Internationale (MI), Direction
- Mme Sophie ALBERT, Directrice de projet, Mission internationale (MI), Direction

■当方：

- 今村 知明 奈良県立医科大学 教授 (冒頭挨拶)
- 明神 大也 奈良県立医科大学 講師
- 小野 孝二 東京医療保健大学 教授
- 田極 春美 中央大学大学院 戦略経営研究科 客員教授

1. 挨拶、自己紹介

2. HASの役割について

- HASは、約20年前に設立された科学的な独立機関。医薬品や医療機器の評価および勧告を行うことが主要な役割。
- HASの活動は利用者、意思決定者、医療従事者、医療産業(企業)を対象としており、これらの4つのグループがHASの顧客である。
- HASの3つの重要なミッションは以下の通り。
 - 1) 医療機器、医薬品や専門職行為を通じて使用される医療機器を評価すること

- 2) ワクチンの使用や使用戦略に関する勧告、優れた実践や専門家に対する勧告を行うこと
 - 3) 病院、診療所、プライマリケア、社会的・医療的施設の質を評価・測定すること
- ・ HAS の CNEDiMTS (Commission nationale d'évaluation des dispositifs médicaux et technologies de santé) は、個々の医療機器の評価を担当する委員会。
 - ・ CNEDiMTS が評価する医療機器の範囲は非常に広く、人工股関節、車椅子、冠動脈ステント、心臓弁のような単独で使用される医療機器から、聴力を改善するためのインプラントなども含まれる。
 - ・ 最近、多くなっているのは「コネクテッド」医療デバイスである。多くのネットワークとの複雑な関連があり、データを収集し、委員会の評価を受ける医療機器である。特に、糖尿病治療や痛みを和らげるための神経刺激装置、または欠損を補うための人工肢などが、CNEDiMTS によって評価される。
 - ・ この他、AI を使用できる製品、この人工知能と連動する医療機器が製造されることも増えており、これらも現在、評価対象となっている。
 - ・ 製品が流通する上で必要なすべての承認 (CE マーキング) を得た後、最終段階で HAS が関わる。ヨーロッパ内で医療機器を販売するためには CE マーキングの取得が必要である。
 - ・ 医療機器や医薬品を償還対象とするかどうかについて保健担当大臣に意見を提出することが HAS の主な役割である。具体的には、製品の保険償還対象の可否について大臣を助言することである。
 - ・ 医薬品および医療製品の安全を担当する国家機関である ANSM (Agence nationale de sécurité du médicament des produits de santé) (国立医薬品安全庁) の活動と HAS の活動は補完関係となっている。ANSM は、医療機器市場を監視する、サーベイランスをするという役割を担っている。
 - ・ 保険償還対象を希望する企業は HAS 内の CNEDiMTS による審査を受けるため申請書を提出する。CNEDiMTS では公的保険適用を視野に入れた評価を科学的な立場から行う。
 - ・ CNEDiMTS の意見書は連帯保健大臣に提出される。連帯保健省内にある CEPS (Comité économique des produits de santé、医療製品経済委員会) が、医療機器等製品の保険収載を録し、製品の価格を決定するために企業と交渉する責任を負う。
 - ・ フランスの規定では、企業が申請してから償還対象の決定まで、合計 180 日以内とすることとされている。

3. CNEDiMTS の役割と評価について

- ・ 委員会の構成は社会保障法典 R165-18 条によって定義されている。
- ・ 委員会のメンバーは 29 名 (投票権を持つ正会員 22 名 + 代理委員 7 名) である。

- ・ 医療従事者専門家と患者代表だけが委員会のメンバーであり、議決権を有する。
- ・ この他、ANSM、DGS、DSS、DGOS、CNAM (Caisse nationale d'Assurance Maladie、保険者) が議決権のない諮問委員となっている。会議に参加し、質問を行うことはできるが議決権はない。
- ・ さらに、委員会は、治療上の問題や、委員会のメンバーが持っていない専門知識を必要とする場合、特定の問題について外部の専門家に依頼することもある。
- ・ 委員会の主な役割は、保険償還を視野に入れた医療機器の評価である。評価対象となっているのは大きく分けて2種類の医療機器。個人使用の医療機器と最近増えているデジタル医療機器である。
- ・ 委員会は、必要に応じて、既に保険収載されている製品の再評価も行う。
- ・ 委員会では、HAS の評議会の審議事項となっているテーマについて準備を行う（委員会は意見をまとめるが決定は HAS の評議会）。具体的には、①医療機器に関する適正使用に関する勧告や、②医療技術評価報告書の採択、③手技やサービスの登録条件や診療行為リスト (CCAM、NABM、NGAP) への収載の可否に関する意見、④診断または治療行為・処置・技術及び方法の実施に関する監督についての意見で公衆衛生上の理由から特定の監督を必要とするもの、または不当な支出をもたらす可能性のあるもの (CSP の L.1151-1 条) についての審議準備である。
- ・ 個人用医療機器は、委員会の評価を受け LPP で償還される。
- ・ 開業医が使用するデジタル遠隔監視医療機器については、今年から新しいスキームが導入され、LATM という特定の遠隔監視医療機器のリストに収載され保険償還が認められる。個人使用ではなく、医療機器が1つの医療行為・医療技術に関連して使われるものは、その医療行為の一部としてみなされ、医療機器の価格も医療行為の価格の中に含まれるので毎回再評価されるわけではない。
- ・ 病院で使用される医療機器については、個人用製品や特定の行為に関連する製品の場合、いわゆる「イントラ GHS」の枠組み内で報酬が提供される。これは、入院料の一部として支払われるのが原則である。ただし、例外的に、非常に高額な製品については、その製品の利点を評価した結果に基づき、財源を受けられる。委員会はこの評価を行う。
- ・ 医療機器の特定の 카테고리については、委員会が再評価を行う。カテゴリーを医学的に定義し、製品の使用を改善し、患者により効果的なサービスを提供することを目的に行うものである。
- ・ 製造業者は HAS に申請書を提出すると、HAS のプロジェクトマネージャーによって審査が行われる。このプロジェクトマネージャーによって要約された資料のプレゼンテーションをもとに、CNEDiMTS は意見をとりまとめ、製造業者に通知する。製造業者は、自身に送られた意見案に対して異議を申し立てることができ、委員会での聴聞会への出席を要求する、または書面による意見を提出することが可能となっている。この対

審が完了すると、意見書が CEPS に送られる。CEPS が企業と議論し、製品の価格と保険収載を決定する（大臣承認）。

- ・ 製品・サービスのリストへの収載には、主に 2 つの規制基準がある。一つ目の基準は、「サービス・アタンデュ（Service Attendu：SA）」と呼ばれており、製品が提供する期待される効果・効能を指す。この SA の評価は、「不十分」または「十分」の 2 つである。（SA）の評価結果は、製品を償還対象として収載するかどうかを CEPS が判断する際の基準となる。
- ・ 二つ目の基準は「アミリオラシオン・デュ・サービス・アタンデュ」（サービス・アタンデュの改善：ASA）と呼ばれるものであり、製品が既存の治療オプションと比較してどの程度改善を提供するかを評価するものである。この基準は 1 大きな改善、2 重要な改善、3 適度な改善、4 わずかな改善、5 改善なし、の 5 段階で評価される。
- ・ ASA は、製品が既存の治療オプションと比べてどれだけ価値があるかを判定するために用いられる。つまり、新しい製品が既存のものに対してどの程度の改善を提供するかを評価することで、その製品の価値を決定する。
- ・ 委員会ではターゲットになる、あるいは対象になる患者の数についても検討する。これにより、製品の潜在的な影響や適用範囲をより適切に把握し、その適用がどれほど広範にわたるかを評価することができる。
- ・ また、委員会では、登録後試験と呼ばれる追加試験を要求することがある。次の評価時に解消しておく必要がある不確実性の部分に対応するためである。通常、製品は 3 年から 5 年後に再評価されることになっている。
- ・ 委員会では、質の高い試験を実施するために可能なすべての方法を説明した方法論ガイドを作成した。
- ・ 毎年約 250 から 300 件の申請が提出され、委員会ではその数だけ意見書を作成している。

4. 意見交換

- （当方）180 日以内に処理、回答するということが、実際に 180 日以内で処理完了しているのか。それとも期間を超えるケースもあるのか。
⇒（先方）大体この 180 日間という期限は守られている。昨年度実績では、平均処理日数は 88 日だった。しかし、これは平均値で、ケースによってはこの期間より長くなったり短くなったりすることがある。さらに、この計算では、企業に質問が行われ、その回答を待っている間の「クロックストップ」期間は除外されている。これは、実際の審査作業が一時停止しているため、その期間は総審査時間には含まれない。
- （当方）3 年または 5 年後に再評価を行うということだったが、それは新たに新しく適用された医療機器もしくは医療技術に対して、ここで言うと ASA が 4、5 等の場合は再評

償の対象になるということか。

⇒ (先方) フランスにおける再評価の原則は、フランスでは償還対象となった場合は、償還対象となっている期間が3年から5年であって、その期間が終了すると、この償還の許可を更新する必要がある。この更新申請の一環として、企業から提出された、3年ないし5年の間に集められたデータ、あるいは我々が別途入手したデータ等を用いて、再評価を実施する。

○ (当方) 全てのものということによいか。

⇒ (先方) 個人使用で償還対象のリストに載った全ての機器が対象となっている。一方で、医療行為の中で使用され、支払いが行われる製品は別の扱いとなる。プロフェッショナルな医療行為、例えば外科的技術や、集団使用の医療機器が必要な行為（例えばイメージングや外科用ロボットなど）に関しては、この医療機器の再評価とは異なる。つまり5年ごとに再評価が行われるわけではない。一度、医療行為リストに収載されると、非常に長い間、そのリストに残ることができる。5年ごとに行われるのは、その行為の料金の再評価のみで、これは直接健康保険によって行われる。

自動的な再評価はないが、ターゲットを決めて再評価を行うことが可能となっている。その場合、2つの状況が考えられる。一つは、新しい技術が導入され、それが他の技術に取って代わろうとする場合。この場合、新しい技術の保険償還と同時に、古い技術の保険償還の取り消し、あるいは保険償還の範囲の縮小が決定される。もう一つは、医療従事者や医療保険者から、陳腐化したと思われる製品の再評価を明確に求められた場合である。

○ (当方) 一つ目の評価のケースは CNEDiMTS が選ぶのか。

⇒ (先方) このプロセスは毎年設定される HAS の年間作業計画の枠内で行われる。この計画では、新技術の評価が決定される。評価の段階では、比較対象となる技術の全面的または部分的な償還停止が提案されるかどうかはまだ決定されていない。評価が完了した後に、新しい医療行為の償還を提案し、同時に比較技術に対する全面的または部分的な償還停止を決定する機会がある。このプロセスは社会保障法典 L 162-1-7 条に基づいており、評価の結果に基づき、新しい医療行為に対しては「十分なサービス」を、古い医療行為に対しては「不十分なサービス」とするかどうかを決定する。これにより、医療サービスの質を維持し、公共の健康保護に寄与することが目指されている。

○ (当方) 新しい技術が提案されると、それに対して古い技術が削除されるという話があったが、その場合に、今まで使っていた技術が保険収載から削除されることに対して、医療現場、例えば医師から反対はないのか。あるいは本当に使われない技術というエビデンス

があるのか。

⇒ (先方) 医師たちの反応は、不満があるのは明らかである。しかし、その不満の度合いは、提供される代替手段に大きく依存する。古くなった技術を新しい医療行為で置き換える場合、通常は不満が少ないが、異なる医療専門分野間での技術の移行がある場合は例外である。例えば、脳動脈瘤の治療において、神経外科の技術から介入神経学の技術への置き換えが行われた場合、一方の専門分野から他方への不満が生じることがある。しかし、評価が堅牢であり、技術が陳腐化していることが明確に示された場合、不満は通常短期間で収まる。評価プロセスが透明で、新しい技術のメリットが明確であれば、最終的には多くの医療提供者がその変更を受け入れることになる。このプロセスは、患者への最善の治療を提供し、医療技術の進歩を促進することを目指している。

○ (当方) 日本では2年に1度、診療報酬などの見直しがあり、その際、価格は引き下げられることが多い。フランスでも同じか。それとも逆に、昨今のインフレの状況、給与コストの上昇を考えると、医療行為の価格設定を見直す方が適切という雰囲気になっているのか。

⇒ (先方) 医療行為の料金の再評価については、法律上は5年ごとに行うことが定められているが、しかし実際には2005年から2007年に設立されたCCM(中央調整委員会)以来、一度も実施されたことはない。そのため、現在、専門家と保険者間で基本的な作業が行われており、これまで行われなかった料金の見直しを進めている。その結果、料金が上がったのか下がったのかについては、現在進行中のため具体的にお答えすることは難しい。インフレーションなどの要因が考慮されているか、あるいは料金が下がっているのかについても、詳細はまだ明らかになっていない。

ただし、医療生物学に関する特定の分類については、料金の更新がより頻繁に行われており、規模の経済が見られるため、通常は料金が下がる方向で再評価が行われている。このように、一部の分野では再評価が定期的に行われているものの、全体としてはまだ完全な再評価が行われていない状況が続いている。

○ (当方) 関連手技がCCAMに掲載されていない医療機器の登録申請があった場合、委員会は医療機器と関連手技を同時に審査するのか。

⇒ (先方) その部分は個人使用のデバイスを評価するために行われた活動に関連している。その時点で、使用されている方法に従って、デバイスとそれに関連する行為の評価が行われる。古い技術はこの枠組みの中で必ずしも再評価されるわけではないが、再評価が行われる可能性もある。

医療機器に関連する手技の取載を提案しなければならない場合、一般的には、その手技を実施する人々の専門的な同意が必要である。逆に、ある手技を登録抹消しなけ

ればならない時は、その手技に関わるすべての専門家の同意が必要である。つまり、ある手技の収載廃止を提案する際には、我々は少し違ったやり方で、もう少し広く協議しなければならない。そのため、DMに関連した手技という次元が必要な場合、この2つを組み合わせるのは非常に難しい。このため、二段階に分けて作業を進める必要がある。

- （当方）日本では、最近の診療報酬の改定で新しく適用された医療技術の一部が厚生労働省・国ではなくて、学会・アカデミアがエビデンス確立に向けて調査をすることになった。例えば人工知能を用いた画像診断補助加算というのが、今後、日本の放射線学会が加算の基準を検討することになっている。フランスでも同じような状況があるか。例えば、保健行政が仕事をする上で、学会にそのような基準を決めてもらい、そのデータに基づいて結論を出すことはあるのか。それとも検討されているか。また、もしそのような状況があったとしたら、フランスの利害関係者はどのように反応するか。
- ⇒（先方）個々の医療機器については、産業界が登録後のデータを提供している。データ収集プロトコルの作成について学会に相談することはできるが、今のところ学会は財源がなく、データを収集する能力がない。実際、これはフランスのシステムにおいてデータを収集するために直面している課題の一つである。現在、学会が収集するケースは試験的には、パイロット的な形であっても、非常に明確に構築されたものはない。したがって、むしろそれができる日本の状況はうらやましい。
- （当方）フランスでは、デジタル機器のおかげで医療者、つまり医師や看護師の仕事が減り、負担が軽減され、その結果、医療費の削減につながるという議論はあるか。
- ⇒（先方）それは長い間一つの仮説だった。なぜなら、我々は2017年から健康保険に、これらのデバイスがフランスでどのように償還されるべきかについて疑問を呈してきた。そして、最近になって、健康保険の立場は変わった。それまでは、一方でデジタルデバイスのコストを考慮して行為の料金を上げる必要があると言われていたが、逆に専門家の知的時間を削減するため、行為の料金を下げる必要があるとされていた。この結果、料金は似たり寄ったり、あるいはわずかに低減されることになるとされていた。しかし、この見解は医療専門家や産業界からは明確に受け入れられなかった。最近になって、健康保険の立場が強化した。彼らは現在、これらのデバイスがどのようにサポートされるかをより詳細に検討することを考えている。それは行為を通じてか、LPPRで償還されるのか、それともGHSや特定の固定料金など他の措置で償還させるのか、現時点では議論が進行中であり、私たちにはまだ確定した結論はないが、2024年にはいくつかの追加情報が得られるだろう。

以上

C (医学管理等)

2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021
海路(波浪)加算(復)	海路(波浪)加算(往)	海路(波浪)加算(往)	海路(波浪)加算(往)	海路(波浪)加算(往)	海路(波浪)加算(往)	海路(波浪)加算(往)
訪問看護・指導料(幼児)加算(同一建物居住者)	海路(波浪)加算(復)	海路(波浪)加算(復)	海路(波浪)加算(復)	海路(波浪)加算(復)	海路(波浪)加算(復)	海路(波浪)加算(復)
在宅植込型補助人工心臓(拍動流型)指導管理料	訪問看護・指導料(乳幼児)加算(同一建物居住者)	訪問看護・指導料(幼児)加算(同一建物居住者)	在宅患者共同診療料(訪問診療)(同一建物居住者)	訪問看護・指導料(同一)(保健師等3人・4日目以降・臨時的取扱)	在宅患者訪問栄養食事指導料2(単一建物診療患者が10人～)	在宅患者訪問栄養食事指導料2(単一建物診療患者が10人～)
	在医総管(在支診等以外)(100分の80)減算	在宅患者共同診療料(訪問診療)(同一建物居住者)		緊急往診加算(在支診等以外)(臨時的取扱)	緊急往診加算(在支診等以外)(臨時的取扱)	緊急往診加算(在支診等以外)(臨時的取扱)
	施医総管(在支診等以外)(100分の80)減算			緊急往診加算(機能強化した支診等)(病床なし)(臨時的取扱)	緊急往診加算(機能強化した支診等)(病床あり)(臨時的取扱)	緊急往診加算(機能強化した支診等)(臨時的取扱)
	在宅人工呼吸指導管理料(交流電場腫瘍治療)			在宅抗菌薬吸入療法指導管理料	在宅抗菌薬吸入療法指導管理料	在宅抗菌薬吸入療法指導管理料
				導入初期加算(在宅抗菌薬吸入療法指導管理料)	在宅超音波ネブライザ加算(初回月)	在宅超音波ネブライザ加算(初回月)
					在宅超音波ネブライザ加算(初回月以外)	在宅超音波ネブライザ加算(初回月以外)
					舌下神経電気刺激療法指導管理料	舌下神経電気刺激療法指導管理料
					緊急訪問看護加算(診療報酬上臨時的取扱)	緊急訪問看護加算(診療報酬上臨時的取扱)
					在宅酸素療法指導管理料(その他)(診療報酬上臨時的取扱)	在宅酸素療法指導管理料(その他)(診療報酬上臨時的取扱)
					在宅移行管理加算(診療報酬上臨時的取扱)	在宅移行管理加算(診療報酬上臨時的取扱)
					在宅患者訪問看護・指導料(保健師等・週3日目まで)(臨時的取扱)	在宅患者訪問看護・指導料(保健師等・週3日目まで)(臨時的取扱)
					在宅患者訪問看護・指導料(保健師等・週4日目以降)(臨時的取扱)	在宅患者訪問看護・指導料(保健師等・週4日目以降)(臨時的取扱)
					在宅患者訪問看護・指導料(准看護師・週3日目まで)(臨時的取扱)	在宅患者訪問看護・指導料(准看護師・週3日目まで)(臨時的取扱)
					在宅患者訪問看護・指導料(准看護師・週4日目以降)(臨時的取扱)	在宅患者訪問看護・指導料(准看護師・週4日目以降)(臨時的取扱)
					特別訪問看護指示加算(診療報酬上臨時的取扱)	特別訪問看護指示加算(診療報酬上臨時的取扱)
					訪問看護・指導料(同一)(保健師等2人・3日目まで・臨時的取扱)	訪問看護・指導料(同一)(保健師等2人・3日目まで・臨時的取扱)
					訪問看護・指導料(同一)(保健師等2人・4日目以降・臨時的取扱)	訪問看護・指導料(同一)(保健師等2人・4日目以降・臨時的取扱)
					訪問看護・指導料(同一)(保健師等3人・3日目まで・臨時的取扱)	訪問看護・指導料(同一)(保健師等3人・3日目まで・臨時的取扱)
					訪問看護・指導料(同一)(保健師等3人・4日目以降・臨時的取扱)	訪問看護・指導料(同一)(保健師等3人・4日目以降・臨時的取扱)
					訪問看護・指導料(同一)(准看護師2人・3日目まで・臨時的取扱)	訪問看護・指導料(同一)(准看護師2人・3日目まで・臨時的取扱)
					訪問看護・指導料(同一)(准看護師2人・4日目以降・臨時的取扱)	訪問看護・指導料(同一)(准看護師2人・4日目以降・臨時的取扱)
					訪問看護・指導料(同一)(准看護師3人・3日目まで・臨時的取扱)	訪問看護・指導料(同一)(准看護師3人・3日目まで・臨時的取扱)
					訪問看護・指導料(同一)(准看護師3人・4日目以降・臨時的取扱)	訪問看護・指導料(同一)(准看護師3人・4日目以降・臨時的取扱)
					長時間訪問看護・指導加算(診療報酬上臨時的取扱)	長時間訪問看護・指導加算(診療報酬上臨時的取扱)

D (検査)

2018	2019	2020	2021
脳循環 (笑気法)	吸収機能 (R I)	脳循環測定 (笑気法)	亜硝酸アミル吸入心音図検査
亜硝酸アミル吸入心音図	赤血球寿命 (R I)	赤血球寿命 (R I)	吸収機能 (R I)
胆道機能テスト	血小板寿命 (R I)	造血機能 (R I)	血小板寿命 (R I)
SARSコロナウイルス核酸検出	コロンプラッシュ法 (組織切片標本検査法)	血小板寿命 (R I)	ヘパトグラム (R I)
鼻アレルギー誘発試験 (22菌所以上)	顎関節鏡 (片)	コロンプラッシュ法 (組織切片標本検査法)	コロンプラッシュ法 (組織切片標本検査法)
過敏性転嫁 (22菌所以上)	顎関節鏡 (両)	顎関節鏡検査 (両)	顎関節鏡検査 (片)
新生児加算 (肺臓カテーテル法等)	新生児加算 (肺臓カテーテル法等)	新生児加算 (肺臓カテーテル法等)	顎関節鏡検査 (両)
乳幼児加算 (肺臓カテーテル法等)	乳幼児加算 (肺臓カテーテル法等)	乳幼児加算 (前房水採取)	過敏性転嫁検査 (22菌所以上)
遊離メタネフリン・遊離ノルメタネフリン分画		乳幼児加算 (副腎静脈サンプリング)	新生児加算 (肺臓カテーテル法等)
クロストリジオイデス・ディフィシルのトキシンB遺伝子検出		H I V - 1 特異抗体及びH I V - 2 特異抗体	乳幼児加算 (副腎静脈サンプリング)
悪性腫瘍遺伝子検査 (シークエンサーシステム・4項目一括)		S C C A 2	小腸内視鏡検査 (スバイラルフィン内視鏡)
悪性腫瘍遺伝子検査 (シークエンサーシステム・2項目一括)		T F P I 2	N T R K 融合遺伝子検査 (固形癌) (血液)
遺伝学的検査 (シークエンサーシステム・プロファイリング)		百日咳菌抗原定性	
遺伝学的検査 (プロファイル、検討・説明料)		レプテン	
		V E G F	
		鳥特異的 I g G 抗体	
		小腸内視鏡検査 (スバイラルフィン内視鏡)	
		F G F R 2 融合遺伝子検査 (胆道癌)	
		T A R C (C O V I D - 1 9)	
		赤痢アムニオン抗原定性	
		s F I t - 1 / P I G F 比	
		R O S 1 融合遺伝子検査 (肺癌) (血液)	
		A L K 融合遺伝子検査 (肺癌) (血液)	
		N T R K 融合遺伝子検査 (固形癌) (血液)	
		がんゲノムプロファイリング検査 (検体提出時) (血液)	
		R O S 1 融合遺伝子、A L K 融合遺伝子 (2項目)	
		R O S 1 融合遺伝子、E G F R 遺伝子 (2項目)	
		A L K 融合遺伝子、E G F R 遺伝子 (2項目)	
		R O S 1 融合遺伝子、A L K 融合遺伝子、E G F R 遺伝子 (3項目)	
		M E T e x 1 4 遺伝子検査、N T R K 融合遺伝子 (2項目)	
		血中微生物検査 (多項目自動血球分析装置)	
		抗P/Q型VGCC抗体	
		マイクロサテライト不安定性検査 (固形癌)	
		E Z H 2 遺伝子検査 (濾胞性リンパ腫)	
		染色体ゲノムDNAのコピー数変化及びヘテロ接合性の喪失測定	
		抗カルジオリピン I g M 抗体	
		抗β2グリコプロテイン I I g G 抗体	
		抗β2グリコプロテイン I I g M 抗体	
		m i n o r B C R - A B L m R N A	
		p h i	
		R E T 融合遺伝子検査	
		S A R S - C o V - 2 核酸検出 (検査委託)	
		S A R S - C o V - 2 核酸検出 (検査委託以外)	
		S A R S - C o V - 2 ・インフルエンザ核酸同時検出 (検査委託)	
		S A R S - C o V - 2 ・インフルエンザ核酸同時検出 (検査委託以外)	
		S A R S - C o V - 2 抗原検出 (定性)	
		S A R S - C o V - 2 抗原検出 (定量)	
		S A R S - C o V - 2 ・インフルエンザウイルス抗原同時検出 (定性)	
		B R A F 遺伝子検査 (肺癌) (次世代シーケンシングを除く。)	
		M E T e x 1 4 遺伝子検査 (次世代シーケンシングを除く。)	
		E G F R、R O S 1、A L K、B R A F、M E T e x 1 4 (同時実施)	
		肺炎クラミジア核酸検出	
		白痢菌抗原定性	
		腫瘍遺伝子変異量検査	

	特殊撮影（他方同時）（診断・撮影）（幼児）（アナログ撮影）	特殊撮影（診断・撮影）（幼児）（アナログ撮影）	造影剤使用撮影（アナログと同時撮影）（デジタル撮影）
		特殊撮影（他方同時）（診断・撮影）（幼児）（アナログ撮影）	単純間接撮影（デジタルと同時撮影）（アナログ撮影）
		新生児加算（ポジトロン断層等）（施設基準不適合）	単純間接撮影（アナログと同時撮影）（デジタル撮影）
		ポジトロン・MRI 複合撮影（18FDG使用）施設基準不適合	造影剤使用間接撮影（アナログと同時撮影）（デジタル撮影）
			特殊撮影（診断・撮影）（幼児）（アナログ撮影）
			特殊撮影（他方同時）（診断・撮影）（幼児）（アナログ撮影）
			新生児加算（ポジトロン断層等）（施設基準不適合）
			ポジトロン・MRI 複合撮影（18FDG使用）施設基準不適合
			乳房用ポジトロン断層撮影（施設基準不適合）
			脳槽CT撮影（造影含む）頭部外傷

H (リハビリテーション)

2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021
	経口摂取回復促進加算 2					
経口摂取回復促進加算 2	廃用症候群リハビリテーション料 (3) (要介護・入院外)					
	経口摂取回復促進加算 2					
	廃用症候群リハビリテーション料 (2) (要介護・入院外) (リ減)					
	廃用症候群リハビリテーション料 (3) (要介護・入院外) (リ減)					

I (精神科専門療法)

2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021
精神科複数回訪問加算 (1日に3回以上)	精神科重症患者早期集中支援管理料 2 (単一建物 1人)	精神科重症患者早期集中支援管理料 2 (単一建物 1人)				
精神科重症患者早期集中支援管理料 1 (同一建物居・特定施設等)	認知療法・認知行動療法 (精神保健指定医と看護師が共同)	精神科重症患者早期集中支援管理料 1 (単一建物 2人以上)				
精神科重症患者早期集中支援管理料 1 (同一建物居・特定施設等以外)	精神科重症患者早期集中支援管理料 2 (単一建物 2人以上)	精神科重症患者早期集中支援管理料 2 (単一建物 2人以上)				
精神科重症患者早期集中支援管理料 2 (同一建物居・特定施設等)	家族在宅精神療法 (3種類以上抗うつ薬等減算) (30分以上)					
精神科重症患者早期集中支援管理料 2 (同一建物居・特定施設等以外)						
精神科デイ・ケア (小規模) (3年超・週3日起) (入院中の患者)	在宅精神療法 (初診日に60分以上・3種類以上抗うつ薬等減算)	精訪看 (3) (准看護師・日2人・週4日目で降30分未満)	精神科デイ・ケア (小規模) (3年超・週3日起) (入院中の患者)	在宅精神療法 (入院措置後退院患者・3種類以上抗うつ薬等減算)	精訪看 (3) (准看護師・日2人・週4日目で降30分未満)	精訪看 (3) (准看護師・日2人・週4日目で降30分未満)
家族在宅精神療法 (3種類以上抗うつ薬等減算) (60分以上)	在宅精神療法 (入院措置後退院患者・3種類以上抗うつ薬等減算)	精神科デイ・ケア (大規模) (3年超・週3日起) (入院中の患者)	家族在宅精神療法 (3種類以上抗うつ薬等減算) (60分以上)	在宅精神療法 (入院措置後退院患者・3種類以上抗うつ薬等減算)	精神科デイ・ケア (大規模) (3年超・週3日起) (入院中の患者)	家族在宅精神療法 (3種類以上抗うつ薬等減算) (60分以上)
複数名精神科訪問看護・指導加算 (准看護師と同時・1日に3回以上)	複数名精神科訪問看護・指導加算 (准看護師と同時・1日に3回以上)	精神科在宅患者支援管理料 2 (集中的支援必要) (単一建物 2人以上)	複数名精神科訪問看護・指導加算 (准看護師と同時・1日に3回以上)	複数名精神科訪問看護・指導加算 (准看護師と同時・1日に3回以上)	精神科在宅患者支援管理料 1 (集中的支援必要) (単一建物 2人以上)	精神科在宅患者支援管理料 2 (集中的支援必要) (単一建物 2人以上)
看護・介護職員連携強化加算 (精神科訪問看護・指導料)	看護・介護職員連携強化加算 (精神科訪問看護・指導料)	精神科在宅患者支援管理料 1 (集中的支援必要) (単一建物 2人以上)	看護・介護職員連携強化加算 (精神科訪問看護・指導料)	看護・介護職員連携強化加算 (精神科訪問看護・指導料)	精神科在宅患者支援管理料 2 (集中的支援必要) (単一建物 1人)	精神科在宅患者支援管理料 1 (集中的支援必要) (単一建物 2人以上)
精神科在宅患者支援管理料 1 (集中的支援必要) (単一建物 2人以上)	精神科在宅患者支援管理料 1 (集中的支援必要) (単一建物 2人以上)	精神科在宅患者支援管理料 2 (集中的支援必要) (単一建物 2人以上)	精神科在宅患者支援管理料 1 (集中的支援必要) (単一建物 2人以上)			
精神科在宅患者支援管理料 2 (集中的支援必要) (単一建物 1人)	精神科在宅患者支援管理料 2 (集中的支援必要) (単一建物 1人)	精神科在宅患者支援管理料 2 (集中的支援必要) (単一建物 2人以上)	精神科在宅患者支援管理料 2 (集中的支援必要) (単一建物 1人)	精神科在宅患者支援管理料 2 (集中的支援必要) (単一建物 1人)	精神科在宅患者支援管理料 2 (集中的支援必要) (単一建物 2人以上)	精神科在宅患者支援管理料 2 (集中的支援必要) (単一建物 2人以上)
精神科在宅患者支援管理料 2 (集中的支援必要) (単一建物 2人以上)	精神科在宅患者支援管理料 2 (集中的支援必要) (単一建物 2人以上)	精神科在宅患者支援管理料 2 (集中的支援必要) (単一建物 1人)	精神科在宅患者支援管理料 2 (集中的支援必要) (単一建物 2人以上)	精神科在宅患者支援管理料 2 (集中的支援必要) (単一建物 2人以上)	精神科在宅患者支援管理料 2 (集中的支援必要) (単一建物 1人)	精神科在宅患者支援管理料 2 (集中的支援必要) (単一建物 2人以上)
精神科在宅患者支援管理料 2 (重度精神障害者) (単一建物 2人以上)	精神科在宅患者支援管理料 2 (重度精神障害者) (単一建物 2人以上)	精神科在宅患者支援管理料 2 (集中的支援必要) (単一建物 2人以上)	精神科在宅患者支援管理料 2 (重度精神障害者) (単一建物 2人以上)	精神科在宅患者支援管理料 2 (重度精神障害者) (単一建物 2人以上)	精神科在宅患者支援管理料 2 (集中的支援必要) (単一建物 2人以上)	精神科在宅患者支援管理料 2 (集中的支援必要) (単一建物 2人以上)
精神科オンライン在宅管理料	精神科オンライン在宅管理料	精訪看 (3) (作業療法士・日2人・週4日目で降30分未満)	精神科オンライン在宅管理料	精神科オンライン在宅管理料	精訪看 (3) (作業療法士・日2人・週4日目で降30分未満)	精訪看 (3) (作業療法士・日2人・週4日目で降30分未満)
通院精神療法 (入院措置後退院患者・3種類以上減算・継続支援加算)	通院精神療法 (入院措置後退院患者・3種類以上減算・継続支援加算)	精訪看 (3) (精神保健福祉士・日3人・週4日目で降30分以上)	通院精神療法 (入院措置後退院患者・3種類以上減算・継続支援加算)	通院精神療法 (入院措置後退院患者・3種類以上減算・継続支援加算)	精訪看 (3) (精神保健福祉士・日3人・週4日目で降30分以上)	精訪看 (3) (精神保健福祉士・日3人・週4日目で降30分以上)
経頭蓋治療用磁気刺激装置による治療		複数名精神科訪問看護・指導加算 (イ・日3回～・同一建物内2人)	経頭蓋治療用磁気刺激装置による治療		複数名精神科訪問看護・指導加算 (ロ・日2回・同一建物内2人)	複数名精神科訪問看護・指導加算 (ロ・日2回・同一建物内2人)
		複数名精神科訪問看護・指導加算 (ロ・日2回・同一建物内2人)			複数名精神科訪問看護・指導加算 (ロ・日2回・同一建物内3人～)	複数名精神科訪問看護・指導加算 (ロ・日2回・同一建物内3人～)
		複数名精神科訪問看護・指導加算 (ロ・日2回・同一建物内3人～)			複数名精神科訪問看護・指導加算 (ロ・日3回～・同一建物内1人)	複数名精神科訪問看護・指導加算 (ロ・日3回～・同一建物内1人)
		複数名精神科訪問看護・指導加算 (ロ・日3回～・同一建物内1人)			複数名精神科訪問看護・指導加算 (ロ・日3回～・同一建物内2人)	複数名精神科訪問看護・指導加算 (ロ・日3回～・同一建物内2人)
		複数名精神科訪問看護・指導加算 (ロ・日3回～・同一建物内2人)			複数名精神科訪問看護・指導加算 (ロ・日3回～・同一建物内3人～)	複数名精神科訪問看護・指導加算 (ロ・日3回～・同一建物内3人～)
		複数名精神科訪問看護・指導加算 (ロ・日3回～・同一建物内3人～)			精神科複数回訪問加算 (日2回・同一建物内3人～)	精神科複数回訪問加算 (日2回・同一建物内3人～)
		精神科複数回訪問加算 (日2回・同一建物内3人～)			精神科複数回訪問加算 (日3回～・同一建物内2人)	精神科複数回訪問加算 (日3回～・同一建物内2人)
		精神科複数回訪問加算 (日3回～・同一建物内2人)			精神科複数回訪問加算 (日3回～・同一建物内3人～)	精神科複数回訪問加算 (日3回～・同一建物内3人～)
		精神科複数回訪問加算 (日3回～・同一建物内3人～)				
		長時間精神科訪問看護・指導加算 (診療報酬上臨時的取扱)				

J (処置)

2015	2016	2017	
無水アルコール吸入療法 (5時間超)	局所灌流 (悪性腫瘍)	無水アルコール吸入療法	
オキシゲンエアロロック (呼吸不能児の蘇生)	無水アルコール吸入療法	無水アルコール吸入療法 (5時間超)	
電撃傷処置 (6000cm2以上)	酸素加圧 (気管内挿管下に閉鎖循環式麻酔器)	オキシゲンエアロロック (呼吸不能児の蘇生)	
凍傷処置 (6000cm2以上)	IMV	凍傷処置 (6000cm2以上)	
斜頸矯正ギプス除去料	陣痛誘発のための卵膜外薬液注入法	斜頸矯正ギプス除去料	
脊椎側弯矯正プラスチックギプスシーネ	クレーデ氏胎盤圧出法	先天性股関節脱臼プラスチックギプスシーネ	
脊椎側弯矯正ギプス除去料	クリステル胎児圧出法	脊椎側弯矯正ギプスシャーレ	
練習用仮義手 (義肢装具採型法) (股関節、肩関節離断)	無水アルコール吸入療法 (5時間超)	脊椎側弯矯正プラスチックギプスシーネ	
	レスピラートル療法 (5時間超)	気管支肺胞洗浄用カテーテルによる検体採取 (人工気道を有する患者)	
	酸素加圧 (気管内挿管下に閉鎖循環式麻酔器) (5時間超)		
	C P A P (5時間超)		
	IMV (5時間超)		
	鉄の肺		
	オキシゲンエアロロック (呼吸不能児の蘇生)		
	減圧タンク療法		
	電撃傷処置 (500cm2以上3000cm2未満)		
	電撃傷処置 (3000cm2以上6000cm2未満)		
	電撃傷処置 (6000cm2以上)		
	薬傷処置 (3000cm2以上6000cm2未満)		
	薬傷処置 (6000cm2以上)		
	凍傷処置 (3000cm2以上6000cm2未満)		
	凍傷処置 (6000cm2以上)		
	熱傷温浴療法		
	人工羊水注入法		
	閉鎖循環式麻酔器使用気管内挿管下酸素吸入 (5時間超)		
	斜頸矯正プラスチックギプスシーネ		
	先天性股関節脱臼プラスチックギプスシーネ		
	脊椎側弯矯正プラスチックギプス		
	脊椎側弯矯正プラスチックギプスシーネ		
	脊椎側弯矯正ギプスシーネ		
	脊椎側弯矯正ギプス修理料		
	練習用仮義足 (義肢装具採型法) (股関節、肩関節離断)		
	一酸化窒素吸入療法 (新生児低酸素性呼吸不全)		
	局所陰圧閉鎖処置 (入院) (100cm2以上)		
	局所陰圧閉鎖処置初回加算 (入院) (100cm2以上)		
	一酸化窒素吸入療法 (その他)		
	人工臓器療法		
	一酸化窒素ガス加算 (新生児低酸素性呼吸不全)		
	一酸化窒素ガス加算 (その他)		
	気管支肺胞洗浄用カテーテルによる検体採取 (人工気道を有する患者)		
	長期療養患者褥瘡等処置		
	精神病棟等長期療養患者褥瘡等処置		
2018	2019	2020	2021
無水アルコール吸入療法	酸素加圧 (気管内挿管下に閉鎖循環式麻酔器)	無水アルコール吸入療法 (5時間超)	無水アルコール吸入療法
無水アルコール吸入療法 (5時間超)	無水アルコール吸入療法 (5時間超)	鉄の肺	鉄の肺
薬傷処置 (6000cm2以上)	鉄の肺	減圧タンク療法	オキシゲンエアロロック (呼吸不能児の蘇生)
凍傷処置 (6000cm2以上)	オキシゲンエアロロック (呼吸不能児の蘇生)	電撃傷処置 (6000cm2以上)	減圧タンク療法
斜頸矯正ギプス除去料	減圧タンク療法	薬傷処置 (6000cm2以上)	電撃傷処置 (6000cm2以上)
先天性股関節脱臼プラスチックギプスシーネ	電撃傷処置 (6000cm2以上)	凍傷処置 (6000cm2以上)	薬傷処置 (6000cm2以上)
先天性股関節脱臼ギプス除去料	薬傷処置 (6000cm2以上)	斜頸矯正ギプスシャーレ	凍傷処置 (6000cm2以上)
脊椎側弯矯正プラスチックギプスシーネ	凍傷処置 (6000cm2以上)	斜頸矯正ギプス除去料	先天性股関節脱臼プラスチックギプスシーネ
脊椎側弯矯正ギプス除去料	鎖骨ギプス除去料 (片)	先天性股関節脱臼プラスチックギプスシーネ	先天性股関節脱臼ギプス除去料
練習用仮義手 (義肢装具採型法) (股関節、肩関節離断)	斜頸矯正ギプス除去料	先天性股関節脱臼ギプス除去料	脊椎側弯矯正ギプスシャーレ
	先天性股関節脱臼プラスチックギプスシーネ	脊椎側弯矯正プラスチックギプスシーネ	練習用仮義手採型法 (股関節、肩関節離断)
	脊椎側弯矯正ギプス修理料	脊椎側弯矯正ギプス修理料	
	練習用仮義手 (義肢装具採型法) (股関節、肩関節離断)		

K (手術)

2015	2016	2017
生体皮膚移植 (提供者の療養上の費用) 加算	生体皮膚移植 (提供者の療養上の費用) 加算	生体皮膚移植 (提供者の療養上の費用) 加算
骨関節結核瘻孔摘出術 (肩甲骨)	骨関節結核瘻孔摘出術 (肩甲骨)	骨関節結核瘻孔摘出術 (肩甲骨)
骨関節結核瘻孔摘出術 (上腕)	骨関節結核瘻孔摘出術 (上腕)	骨関節結核瘻孔摘出術 (大腿)
骨関節結核瘻孔摘出術 (前腕)	骨関節結核瘻孔摘出術 (鎖骨)	骨関節結核瘻孔摘出術 (下腿)
骨関節結核瘻孔摘出術 (鎖骨)	骨全摘術 (肩甲骨)	骨関節結核瘻孔摘出術 (鎖骨)
骨関節結核瘻孔摘出術 (手)	骨全摘術 (上腕)	骨関節結核瘻孔摘出術 (膝蓋骨)
骨全摘術 (肩甲骨)	骨全摘術 (大腿)	骨全摘術 (上腕)
骨全摘術 (上腕)	骨全摘術 (前腕)	骨全摘術 (前腕)
骨全摘術 (大腿)	骨全摘術 (下腿)	骨全摘術 (鎖骨)
骨全摘術 (前腕)	多発性軟骨性外骨腫摘出術 (鎖骨)	中手骨摘除術 (2本以上)
多発性軟骨性外骨腫摘出術 (手)	変形治癒骨折矯正手術 (膝蓋骨)	多発性軟骨性外骨腫摘出術 (膝蓋骨)
骨悪性腫瘍手術 (膝蓋骨)	関節鼠摘出手術 (胸鎖)	骨悪性腫瘍手術 (膝蓋骨)
滑液膜摘出術 (胸鎖)	非観血的関節授動術 (胸鎖)	変形治癒骨折矯正手術 (肩甲骨)
関節鼠摘出手術 (胸鎖)	人工関節置換術 (胸鎖)	観血的関節授動術 (胸鎖)
人工関節置換術 (胸鎖)	四肢関節離断術 (肘)	人工骨頭挿入術 (指)
レンズ核破壊術 (片側)	延髄における脊髄視床路切断術	人工関節置換術 (胸鎖)
脳深蒼球内オイルプロカイン注入療法 (脳深部定位手術) (片側)	横隔神経麻痺術	延髄における脊髄視床路切断術
延髄における脊髄視床路切断術	神経捻除術 (上眼高神経)	横隔神経麻痺術
横隔神経麻痺術	眼窩下孔部神経切断術	神経捻除術 (上眼高神経)
神経捻除術 (上眼高神経)	神経捻除術 (おとがい神経)	眼窩下孔部神経切断術
眼窩下孔部神経切断術	おとがい孔部神経切断術	神経捻除術 (おとがい神経)
神経捻除術 (おとがい神経)	神経捻除術 (下顎神経)	おとがい孔部神経切断術
おとがい孔部神経切断術	交感神経切断術 (頸動脈周囲)	神経捻除術 (下顎神経)
神経捻除術 (下顎神経)	交感神経切断術 (股動脈周囲)	交感神経切断術 (頸動脈周囲)
交感神経切断術 (股動脈周囲)	尾動脈摘出術	交感神経切断術 (股動脈周囲)
尾動脈摘出術	S状洞血栓 (静脈炎) 手術	尾動脈摘出術
下腹部神経叢切除術とクレニッヒ手術	迷路摘出術 (全摘出)	鼓室神経叢切除、鼓索神経切断術
コット手術とクレニッヒ手術	気管異物除去術 (開胸手術)	S状洞血栓 (静脈炎) 手術
鼓室神経叢切除、鼓索神経切断術	唾液腺管移動術 (上顎洞内)	迷路摘出術 (全摘出)
S状洞血栓 (静脈炎) 手術	唾液腺管移動術 (結膜嚢内)	萎縮性鼻炎手術 (両側)
萎縮性鼻炎手術 (両側)	骨膜外、胸膜外充填術	上咽頭腫瘍摘出術 (外切開)
前頭洞篩骨洞蝶形洞根治手術	食道周囲膿瘍切開誘導術 (胸骨切開)	唾液腺管移動術 (上顎洞内)
気管異物除去術 (開胸手術)	横隔膜レラクサチオ手術 (経胸及び経腹)	唾液腺管移動術 (結膜嚢内)
唾液腺管移動術 (上顎洞内)	大血管転位症手術 (マスタート・セニング手術)	乳癌冷凍凝固摘出術
唾液腺管移動術 (結膜嚢内)	肺静脈血栓除去術	胸壁外皮膚管形成吻合術 (頸部、胸部、腹部操作)
乳癌冷凍凝固摘出術	単心室症手術 (心室中隔造成術)	横隔膜レラクサチオ手術 (経胸及び経腹)
肋骨2本以上切除 (第1肋骨含む) と胸骨掻爬	胸管内頸静脈吻合術	小児自家血管採取料
肋骨2本以上切除 (その他の肋骨) と胸骨掻爬	胃縮小術	胸管内頸静脈吻合術
心筋損傷、心嚢、横隔膜の縫合、胃腹腔内遷納等の手術	食道下部迷走神経切除術 (幹迷切) (単独)	脾胃静脈吻合術
小児自家血管採取料	食道下部迷走神経選択的切除術 (単独)	結核性腹膜炎手術
単心室症手術 (心室中隔造成術) (1歳以上)	胃横断術 (静脈瘤手術)	胃吊上げ固定術 (胃下垂症手術)
胸管内頸静脈吻合術	肝膿瘍切開術 (開胸)	胃縮小術
脾胃静脈吻合術	ビックレル氏手術	食道下部迷走神経切除術 (幹迷切) (単独)
膀胱後腫瘍摘出術 (腸管切除を伴う)	腹壁外腸管前置術	食道下部迷走神経選択的切除術 (単独)
迷走神経切断術と幽門形成術 (十二指腸潰瘍)	腎切半術	肝膿瘍切開術 (開胸)
迷走神経切断術、幽門形成術及び胃瘻造設術 (十二指腸潰瘍)	腎被膜剥離術	ビックレル氏手術
先天性胆道閉鎖症手術 (1歳以上)	腎部分切除術 (腎空洞切開術・腎盂尿管移行部形成術併施)	モルガニー氏洞及び肛門管切開術
ビックレル氏手術	腔鏡毛性腫瘍摘出術	腎切半術
腎部分切除術 (腎空洞切開術・腎盂尿管移行部形成術併施)	後腔門蓋切開 (子宮外妊娠)	腎被膜剥離術
腔鏡毛性腫瘍摘出術	腔閉鎖症術 (遊離植皮)	腎 (腎盂) 腸腰閉鎖術
後腔門蓋切開 (子宮外妊娠)	腔閉鎖症術 (腸管形成)	腔鏡毛性腫瘍摘出術
腔閉鎖症術 (遊離植皮)	クレニッヒ手術	後腔門蓋切開 (子宮外妊娠)
腔閉鎖症術 (腸管形成)	子宮位置矯正術 (アレキサンダー手術)	クレニッヒ手術
クレニッヒ手術	骨髄内輸血加算 (胸骨)	子宮位置矯正術 (アレキサンダー手術)
子宮位置矯正術 (アレキサンダー手術)	骨髄内輸血加算 (その他)	骨髄内輸血加算 (その他)
自家採血輸血 (1回目)	神経血管柄付植皮術 (足)	神経血管柄付植皮術 (足)
保存血液輸血 (1回目)	人工関節再置換術 (胸鎖)	人工関節再置換術 (胸鎖)
交換輸血	人工関節再置換術 (手)	人工関節再置換術 (手)
骨髄内輸血加算 (胸骨)	人工関節再置換術 (肩鎖)	人工関節再置換術 (肩鎖)
骨髄内輸血加算 (その他)	上咽頭ポリープ摘出術 (経副鼻腔)	上咽頭ポリープ摘出術 (外切開)

血液型加算 (A B O式及びR h式)	上咽頭ポリープ摘出術 (外切開)	顎関節円板整位術 (顎関節鏡下)
不規則抗体加算	顎関節円板整位術 (顎関節鏡下)	胸壁外皮膚管形成吻合術 (バイパスのみ作成)
血液交叉加算	顎関節円板整位術 (開放)	胸壁外皮膚管形成吻合術 (胸部、腹部操作)
間接クームス加算	胸壁外皮膚管形成吻合術 (バイパスのみ作成)	胸壁外皮膚管形成吻合術 (腹部操作)
輸血 (乳幼児) 加算	胸壁外皮膚管形成吻合術 (胸部、腹部操作)	痕跡副角子宮手術 (腔式)
自家製造した血液成分製剤を用いた注射の手術料 (1回目)	胸壁外皮膚管形成吻合術 (腹部操作)	人工関節抜去術 (胸鎖)
造血幹細胞移植 (骨髄移植) (同種移植)	腔閉鎖症術 (筋皮弁移植)	人工関節抜去術 (肩鎖)
造血幹細胞移植 (提供者の療養上の費用) 加算	痕跡副角子宮手術 (腔式)	関節鏡下関節滑膜切除術 (胸鎖)
造血幹細胞移植 (乳幼児) 加算	自己血輸血 (6歳未満) (凍結保存)	関節鏡下滑液膜摘出術 (胸鎖)
術中術後自己血回収術	人工関節抜去術 (胸鎖)	関節鏡下掌指関節滑膜切除術
自己血輸血 (6歳以上) (液状保存)	人工関節抜去術 (手)	関節鏡下関節鼠摘出手術 (胸鎖)
H L A型検査クラス1加算 (A、B、C)	人工関節抜去術 (肩鎖)	関節鏡下関節鼠摘出手術 (肩鎖)
造血幹細胞採取 (骨髄採取) (同種移植)	関節鏡下関節内異物 (挿入物) 除去術 (胸鎖)	三尖弁閉鎖症手術 (心室中隔造成術)
内反足板擬子固定	関節鏡下滑液膜摘出術 (胸鎖)	心室憩室切除術
自己血輸血 (6歳以上) (凍結保存)	関節鏡下関節鼠摘出手術 (胸鎖)	心臓脱手術
人工関節再置換術 (胸鎖)	関節鏡下関節鼠摘出手術 (肩鎖)	多発性骨腫瘍摘出術 (肩甲骨)
人工関節再置換術 (肩鎖)	修正大血管転位症手術 (心室中隔欠損パッチ閉鎖術)	同種心臓移植術
上咽頭ポリープ摘出術 (経副鼻腔)	三尖弁閉鎖症手術 (心室中隔造成術)	自己血貯血 (6歳未満) (凍結保存)
上咽頭ポリープ摘出術 (外切開)	心室憩室切除術	多発性骨腫瘍摘出術 (肩甲骨)
顎関節授動術 (顎関節鏡下授動術)	心臓脱手術	多発性骨腫瘍摘出術 (上腕)
顎関節円板整位術 (顎関節鏡下)	自己血貯血 (6歳未満) (凍結保存)	多発性骨腫瘍摘出術 (鎖骨)
造血幹細胞移植 (末梢血幹細胞移植) (自家移植)	多発性骨腫瘍摘出術 (鎖骨)	移植用部分肺採取術 (生体)
造血幹細胞移植 (骨髄移植) (自家移植)	多発性骨腫瘍摘出術 (膝蓋骨)	生体部分肺移植術
顎関節円板整位術 (開放)	移植用部分肺採取術 (生体)	生体部分肺移植術 (提供者の療養上の費用) 加算
胸壁外皮膚管形成吻合術 (腹部操作)	生体部分肺移植術	焦点式高エネルギー超音波療法
造脛術 (筋皮弁移植)	生体部分肺移植術 (提供者の療養上の費用) 加算	皮膚移植術 (死体) (200cm2未満)
H L A型検査クラス2加算 (D R、D Q、D P)	焦点式高エネルギー超音波療法	皮膚移植術 (死体) (200cm2以上500cm2未満)
腔閉鎖症術 (筋皮弁移植)	皮膚移植術 (死体) (200cm2以上500cm2未満)	関節鏡下関節内骨折観血的手術 (胸鎖)
痕跡副角子宮手術 (腔式)	皮膚移植術 (死体) (500cm2以上1000cm2未満)	腹腔鏡下食道下部迷走神経切断術 (幹迷切)
自家採血輸血 (2回目を以降)	皮膚移植術 (死体) (1000cm2以上3000cm2未満)	植込型骨導補聴器交換術
保存血液輸血 (2回目を以降)	関節鏡下関節内骨折観血的手術 (胸鎖)	人工血管等再置換術加算 (修正大血管転位症手術)
自己血輸血 (6歳未満) (液状保存)	腹腔鏡下食道下部迷走神経切断術 (幹迷切)	腹腔鏡下小切開膀胱腫瘍摘出術
自己血輸血 (6歳未満) (凍結保存)	植込型骨導補聴器交換術	骨移植術 (移植用骨採取のみ、同種骨移植、非生体、その他、棘突起)
自家製造した血液成分製剤を用いた注射の手術料 (2回目を以降)	人工血管等再置換術加算 (修正大血管転位症手術)	皮膚採取 (培養用、筋肉等に達する、長径5cm以上10cm未満)
肺縫縮術 (肺気腫に対する正中切開) (楔状部分切除)	腹腔鏡下小切開尿管腫瘍摘出術	皮膚採取 (培養用、筋肉等に達する、長径20cm以上、頭頸部)
肺縫縮術 (肺気腫に対する正中切開) (区域切除 (1肺葉未満))	腹腔鏡下小切開膀胱腫瘍摘出術	皮膚採取 (培養用、筋肉等に達する、長径10cm以上、その他)
肺縫縮術 (肺気腫に対する正中切開) (肺葉切除)	皮膚採取 (培養用、筋肉等に達する、長径5cm以上10cm未満)	骨移植術 (移植用骨採取のみ、同種骨移植、非生体、特殊、腸骨翼)
肺縫縮術 (肺気腫に対する正中切開) (複合切除 (1肺葉を超える))	皮膚採取 (培養用、筋肉等に達する、長径20cm以上、頭頸部)	骨格筋採取 (筋肉等に達する、長径5cm以上10cm未満)
肺縫縮術 (肺気腫に対する正中切開) (1側肺全摘)	皮膚採取 (培養用、筋肉等に達する、長径10cm以上、その他)	骨格筋採取 (筋肉等に達しない、長径5cm未満)
造血幹細胞移植 (末梢血幹細胞移植) (同種移植)	骨移植術 (移植用骨採取のみ、同種骨移植、非生体、特殊、腸骨翼)	骨格筋採取 (筋肉等に達しない、長径10cm以上)
人工関節抜去術 (胸鎖)	骨格筋採取 (筋肉等に達する、長径5cm以上10cm未満)	小児皮膚採取 (培養用、筋肉等に達する、2.5cm未満)
人工関節抜去術 (手)	骨格筋採取 (筋肉等に達しない、長径5cm未満)	小児皮膚採取 (培養用、筋肉等に達する、2.5cm~5cm未満)
植込型補助人工心臓 (拍動流型) (初日)	骨格筋採取 (筋肉等に達しない、長径5cm以上10cm未満)	小児皮膚採取 (培養用、筋肉等に達する、5cm~10cm未満)
植込型補助人工心臓 (拍動流型) (2日目以降30日目まで)	骨格筋採取 (筋肉等に達しない、長径10cm以上)	小児皮膚採取 (培養用、筋肉等に達する、10cm以上)
植込型補助人工心臓 (拍動流型) (31日目以降90日目まで)	小児皮膚採取 (培養用、筋肉等に達する、5cm~10cm未満)	小児皮膚採取 (培養用、筋肉等に達しない、2.5cm~5cm未満)
植込型補助人工心臓 (拍動流型) (91日目以降)	小児皮膚採取 (培養用、筋肉等に達する、10cm以上)	小児皮膚採取 (培養用、筋肉等に達しない、5cm~10cm未満)
関節鏡下関節内異物 (挿入物) 除去術 (胸鎖)	小児皮膚採取 (培養用、筋肉等に達しない、2.5cm未満)	小児皮膚採取 (培養用、筋肉等に達しない、10cm以上)
関節鏡下滑液膜摘出術 (胸鎖)	小児皮膚採取 (培養用、筋肉等に達しない、5cm~10cm未満)	小児骨格筋採取 (筋肉等に達する、長径2.5cm~5cm未満)
関節鏡下関節鼠摘出手術 (胸鎖)	小児皮膚採取 (培養用、筋肉等に達しない、10cm以上)	小児骨格筋採取 (筋肉等に達する、長径5cm~10cm未満)
三尖弁閉鎖症手術 (心室中隔造成術) (1歳以上)	小児骨格筋採取 (筋肉等に達する、長径2.5cm~5cm未満)	小児骨格筋採取 (筋肉等に達する、長径10cm以上)
心臓脱手術	小児骨格筋採取 (筋肉等に達する、長径5cm~10cm未満)	小児骨格筋採取 (筋肉等に達しない、長径5cm~10cm未満)
移植用心臓採取術	小児骨格筋採取 (筋肉等に達しない、長径10cm以上)	小児骨格筋採取 (筋肉等に達しない、長径10cm以上)
同種心臓移植術	人工中耳植込術	
自己血貯血 (6歳以上) (液状保存)	左心耳閉塞用クリップ加算	
自己血貯血 (6歳以上) (凍結保存)	植込み型リードレス心臓ペースメーカー移植術 (経カテーテル)	
自己血貯血 (6歳未満) (液状保存)	補助循環用ポンプカテーテルによる経皮的肺補助 (初日)	
自己血貯血 (6歳未満) (凍結保存)	補助循環用ポンプカテーテルによる経皮的肺補助 (2日目以降)	
輸血管理料1		
輸血管理料2		
レンズ核破壊術 (両側)		
脳深蒼球内オイルプロカイン注入療法 (脳深部定位手術) (両側)		
単心室症手術 (心室中隔造成術) (1歳未満)		

三尖弁閉鎖症手術（心室中隔造成術）（1歳未満）		
左室自由壁破裂修復術（弁形成術（1弁）を併施）		
心腔内粘液腫摘出術（弁置換術（1弁）を併施）		
移植用部分肺採取術（生体）		
生体部分肺移植術		
生体部分肺移植術（提供者の療養上の費用）加算		
焦点式高エネルギー超音波療法		
副腎腫瘍摘出術（髄質腫瘍（褐色細胞腫））（脾摘出術を併施）		
皮膚移植術（死体）（200cm ² 未満）		
皮膚移植術（死体）（500cm ² 以上1000cm ² 未満）		
皮膚移植術（死体）（1000cm ² 以上3000cm ² 未満）		
皮膚移植術（死体）（3000cm ² 以上）		
造血幹細胞採取（骨髓採取）（自家移植）		
造血幹細胞採取（末梢血幹細胞採取）（同種移植）		
造血幹細胞採取（末梢血幹細胞採取）（自家移植）		
造血幹細胞移植（臍帯血移植）		
関節鏡下関節内骨折親血的手術（胸鎖）		
腹腔鏡下食道下部迷走神経切断術（幹迷切）		
腹腔鏡下尿失禁手術		
血管露出術加算		
血小板洗浄術加算		
輸血適正使用加算（輸血管理料1）		
輸血適正使用加算（輸血管理料2）		
自己生体組織接着剤作成術		
抗H L A抗体検査加算		
肝切除術（亜区域切除）（1歳未満）		
肝切除術（1区域切除（外側区域切除を除く））（1歳未満）		
肝切除術（2区域切除以上で血行再建）（1歳未満）		
心臓弁再置換術加算（弁輪拡大術を伴う大動脈弁置換術）（3弁）		
心臓弁再置換術加算（大動脈瘤切除術（吻合又は移植含む））（3弁）		
腹腔鏡下小切開後腹膜リンパ節群郭清術		
腹腔鏡下小切開尿管腫瘍摘出術		
腹腔鏡下小切開膀胱腫瘍摘出術		
貯血式自己血輸血管理体制加算		
自家腸骨片充填加算（鼻内前頭洞根治手術）		
オーブンステントグラフト術（上行）（弁置換術又は形成術）		
オーブンステントグラフト術（上行）（人工弁置換を伴う基部置換術）		
オーブンステントグラフト術（上行）（自己弁温存型基部置換術）		
オーブンステントグラフト術（胸腹部大動脈）		
オーブンステントグラフト術（腹部大動脈（分枝血管の再建））		
オーブンステントグラフト術（腹部大動脈（その他））		
髄腔内持続注入用植込型ポンプ設置術（慢性難治性疼痛除去又は軽減）		
髄腔内持続注入用植込型ポンプ交換術（慢性難治性疼痛除去又は軽減）		

2018	2019	2020	2021
骨全摘術（肩甲骨）	生体皮膚移植（提供者の療養上の費用）加算	生体皮膚移植（提供者の療養上の費用）加算	生体皮膚移植（提供者の療養上の費用）加算
骨全摘術（前腕）	骨全摘術（肩甲骨）	骨全摘術（肩甲骨）	骨全摘術（肩甲骨）
骨全摘術（鎖骨）	骨全摘術（上腕）	骨全摘術（上腕）	骨全摘術（上腕）
関節鼠摘出手術（胸鎖）	骨全摘術（大腿）	骨全摘術（大腿）	骨全摘術（大腿）
親血的関節授動術（胸鎖）	骨全摘術（前腕）	骨全摘術（前腕）	骨全摘術（前腕）
人工骨頭挿入術（指）	骨全摘術（鎖骨）	変形治療骨折矯正手術（肩甲骨）	骨全摘術（下腿）
人工関節置換術（胸鎖）	変形治療骨折矯正手術（膝蓋骨）	関節切開術（肩鎖）	骨全摘術（鎖骨）
人工関節置換術（肩鎖）	滑液膜摘出手術（胸鎖）	関節鼠摘出手術（胸鎖）	変形治療骨折矯正手術（肩甲骨）
脳切取術（開頭）	関節鼠摘出手術（胸鎖）	親血的関節授動術（胸鎖）	関節鼠摘出手術（胸鎖）
延髄における脊髄視床路切取術	親血的関節授動術（胸鎖）	人工関節置換術（胸鎖）	親血的関節授動術（胸鎖）
神経捻除術（後頭神経）	人工関節置換術（胸鎖）	延髄における脊髄視床路切取術	親血的関節固定術（胸鎖）
眼窩下孔部神経切断術	人工関節置換術（肩鎖）	神経捻除術（後頭神経）	関節形成手術（胸鎖）
神経捻除術（おとがい神経）	延髄における脊髄視床路切取術	神経捻除術（おとがい神経）	人工関節置換術（胸鎖）
神経捻除術（下顎神経）	神経捻除術（後頭神経）	おとがい孔部神経切断術	斜指症手術（軟部形成のみ）
尾動脈摘出手術	横隔神経麻痺術	神経捻除術（下顎神経）	延髄における脊髄視床路切取術
ストッフエル手術	眼窩下孔部神経切断術	交感神経切断術（股動脈周囲）	脊髄視床路切取術
閉鎖神経切断術	おとがい孔部神経切断術	尾動脈摘出手術	神経捻除術（後頭神経）
S状洞血栓（静脈炎）手術	神経捻除術（下顎神経）	交感神経切断術（頸部）	横隔神経麻痺術
前頭洞節骨洞蝶形洞根治手術	交感神経切断術（頸動脈周囲）	閉鎖神経切断術	神経捻除術（下顎神経）
鼻咽喉線維腫手術（切除）	尾動脈摘出手術	鼓室神経叢切除、鼓索神経切断術	交感神経切断術（頸動脈周囲）
気管異物除去術（開胸手術）	鼓室神経叢切除、鼓索神経切断術	迷路摘出手術（全摘出）	交感神経切断術（股動脈周囲）
唾液腺管移動術（結膜嚢内）	S状洞血栓（静脈炎）手術	前頭洞節骨洞蝶形洞根治手術	尾動脈摘出手術
乳癌冷凍凝固摘出術	経迷路の内耳道開放術	上咽頭腫瘍摘出術（外切開）	閉鎖神経切断術
横隔膜レラクサチオ手術（経腹）	萎縮性鼻炎手術（両側）	気管異物除去術（開胸手術）	鼓室神経叢切除、鼓索神経切断術
横隔膜レラクサチオ手術（経胸及び経腹）	前頭洞節骨洞蝶形洞根治手術	唾液腺管移動術（上顎洞内）	S状洞血栓（静脈炎）手術
小児自家血管採取料	上咽頭腫瘍摘出術（外切開）	唾液腺管移動術（結膜嚢内）	迷路摘出手術（全摘出）
単心室症手術（心室中隔造成術）	気管異物除去術（開胸手術）	乳癌冷凍凝固摘出術	上咽頭腫瘍摘出術（外切開）
胸管内頸静脈吻合術	唾液腺管移動術（上顎洞内）	気管異物除去術（開胸手術）	気管異物除去術（開胸手術）
脾腎静脈吻合術	唾液腺管移動術（結膜嚢内）	胸壁外皮膚管形成吻合術（頸部、胸部、腹部操作）	舌根甲状腺腫瘍摘出術
結核性腹膜炎手術	乳癌冷凍凝固摘出術	横隔膜レラクサチオ手術（経腹）	唾液腺管移動術（上顎洞内）
膀胱後腫瘍摘出術（腸管切除を伴う）	横隔膜レラクサチオ手術（経胸及び経腹）	横隔膜レラクサチオ手術（経胸及び経腹）	唾液腺管移動術（結膜嚢内）
食道下部迷走神経切断術（幹迷切）（単独）	肺静脈血栓除去術	大血管転位症手術（マスタード・セニング手術）	乳癌冷凍凝固摘出術
腹壁外腸管前置術	小児自家血管採取料	小児自家血管採取料	漏斗胸手術（胸骨翻転法）
子宮脱手術及び卵管結紮術	単心室症手術（心室中隔造成術）	単心室症手術（心室中隔造成術）	横隔膜レラクサチオ手術（経腹）
モルガニー氏洞及び肛門管切開術	胸管内頸静脈吻合術	胸管内頸静脈吻合術	横隔膜レラクサチオ手術（経胸及び経腹）
腎切半術	脾腎静脈吻合術	脾腎静脈吻合術	閉鎖式僧帽弁交連切開術
腎被膜剥離術	結核性腹膜炎手術	胃縮小術	小児自家血管採取料
腎部分切除術（腎空洞切開術・腎盂尿管移行部形成術併施）	胃縮小術	食道下部迷走神経切断術（幹迷切）（単独）	単心室症手術（心室中隔造成術）
後腔門蓋切開（異所性妊娠）	食道下部迷走神経切断術（幹迷切）（単独）	食道下部迷走神経切断術（幹迷切）（ドレナージを併施）	胸管内頸静脈吻合術
腔閉鎖症術（遊離植皮）	食道下部迷走神経切断術（幹迷切）（ドレナージを併施）	食道下部迷走神経切断術（幹迷切）（胃切除術を併施）	胃縮小術
腔閉鎖症術（腸管形成）	食道下部迷走神経切断術（幹迷切）（胃切除術を併施）	食道下部迷走神経選択的切除術（単独）	食道下部迷走神経切断術（幹迷切）（単独）
クレニヒ手術	胃冠状静脈結紮及び切除術	食道下部迷走神経選択的切除術（胃切除術を併施）	食道下部迷走神経切断術（幹迷切）（ドレナージを併施）
子宮位置矯正術（アレキサンダー手術）	ビッケル氏手術	食道下部迷走神経選択的切除術（単独）	食道下部迷走神経選択的切除術（単独）
骨髄内輸血加算（胸骨）	腹壁外腸管前置術	腹壁外腸管前置術	食道下部迷走神経選択的切除術（ドレナージを併施）
神経血管柄付植皮術（足）	子宮脱手術及び卵管結紮術	モルガニー氏洞及び肛門管切開術	肝腫瘍切開術（開胸）
人工関節再置換術（胸鎖）	癒合腎離断術	腎切半術	ビッケル氏手術
上咽頭ボリーブ摘出術（外切開）	腎部分切除術（腎空洞切開術・腎盂尿管移行部形成術併施）	癒合腎離断術	腹壁外腸管前置術
顎関節臼板整位術（顎関節鏡下）	腔鏡毛性腫瘍摘出術	腎被膜剥離術（除神経術を含む）	盲腸縫縮術
胸壁外皮膚管形成吻合術（胸部、腹部操作）	後腔門蓋切開（異所性妊娠）	腎部分切除術（腎空洞切開術・腎盂尿管移行部形成術併施）	モルガニー氏洞及び肛門管切開術
胸壁外皮膚管形成吻合術（腹部操作）	腔閉鎖症術（遊離植皮）	腔鏡毛性腫瘍摘出術	癒合腎離断術
腔閉鎖症術（筋皮弁移植）	腔閉鎖症術（腸管形成）	後腔門蓋切開（異所性妊娠）	腎被膜剥離術（除神経術を含む）
自己血輸血（6歳未満）（凍結保存）	クレニヒ手術	腔閉鎖症術（遊離植皮）	腎部分切除術（腎空洞切開術・腎盂尿管移行部形成術併施）
食道腫瘍摘出術（縦隔鏡下）	子宮位置矯正術（アレキサンダー手術）	腔閉鎖症術（腸管形成）	後腔門蓋切開（異所性妊娠）
人工関節置換術（胸鎖）	卵管口切開術（開腹）	クレニヒ手術	腔閉鎖症術（遊離植皮）
関節鏡下関節内異物（挿入物を含む）除去術（胸鎖）	骨髄内輸血加算（胸骨）	子宮位置矯正術（アレキサンダー手術）	腔閉鎖症術（腸管形成）
関節鏡下関節鼠摘出手術（肩鎖）	神経血管柄付植皮術（足）	痕跡副角子宮手術（腹式）	クレニヒ手術
関節鏡下関節鼠摘出手術（肩鎖）	人工関節再置換術（胸鎖）	卵管口切開術（開腹）	子宮位置矯正術（アレキサンダー手術）
三尖弁閉鎖症手術（心室中隔造成術）	人工関節再置換術（手）	骨髄内輸血加算（胸骨）	痕跡副角子宮手術（腹式）
心室憩室切除術	人工関節再置換術（肩鎖）	人工関節再置換術（胸鎖）	骨髄内輸血加算（胸骨）
移植用心肺採取術	上咽頭ボリーブ摘出術（経副鼻腔）	上咽頭ボリーブ摘出術（外切開）	神経血管柄付植皮術（足）
同種心肺移植術	上咽頭ボリーブ摘出術（外切開）	顎関節臼板整位術（顎関節鏡下）	人工関節再置換術（胸鎖）

子宮頸部異形成光線力学療法	顎関節円板整位術（顎関節鏡下）	顎関節円板整位術（開放）	人工関節再置換術（手）
自己血貯血（6歳未満）（凍結保存）	顎関節円板整位術（開放）	胸壁外皮膚管形成吻合術（バイパスのみ作成）	上咽頭ポリープ摘出術（経副鼻腔）
移植用部分肺採取術（生体）	胸壁外皮膚管形成吻合術（胸部、腹部操作）	胸壁外皮膚管形成吻合術（胸部、腹部操作）	上咽頭ポリープ摘出術（外切開）
生体部分肺移植術	胸壁外皮膚管形成吻合術（腹部操作）	胸壁外皮膚管形成吻合術（腹部操作）	顎関節円板整位術（顎関節鏡下）
生体部分肺移植術（提供者の療養上の費用）加算	痕跡副角子宮手術（膣式）	腔閉鎖症術（筋皮弁移植）	顎関節円板整位術（開放）
皮膚移植術（死体）（200cm2以上500cm2未満）	自己血輸血（6歳未満）（凍結保存）	痕跡副角子宮手術（膣式）	胸壁外皮膚管形成吻合術（バイパスのみ作成）
関節鏡下関節内骨折観血的手術（胸鎖）	経腸閉手術（経食道）	自己血輸血（6歳未満）（凍結保存）	胸壁外皮膚管形成吻合術（胸部、腹部操作）
腹腔鏡下食道下部迷走神経切断術（幹迷切）	人工関節抜去術（胸鎖）	自家製造した血液成分製剤を用いた注射の手法料（2回目以降）	胸壁外皮膚管形成吻合術（腹部操作）
皮膚採取（培養用、筋肉等に達する、長径5cm以上10cm未満）	人工関節抜去術（肩鎖）	人工関節抜去術（肩鎖）	腔閉鎖症術（筋皮弁移植）
皮膚採取（培養用、筋肉等に達する、長径10cm以上、その他）	関節鏡下関節内異物（挿入物を含む）除去術（胸鎖）	鶏眼・跖底切除術（露出部以外で縫合）（長径6cm以上）	痕跡副角子宮手術（膣式）
骨移植術（移植用骨採取のみ、同種骨移植、非生体、特殊、棘突起）	関節鏡下関節滑膜切除術（胸鎖）	関節鏡下関節内異物（挿入物を含む）除去術（胸鎖）	自己血輸血（6歳未満）（凍結保存）
骨移植術（移植用骨採取のみ、同種骨移植、非生体、特殊、腸骨翼）	関節鏡下滑液膜摘出術（胸鎖）	関節鏡下関節滑膜切除術（胸鎖）	肺縫縮術（肺気腫に対する正中切開）（楔状部分切除）
骨格筋採取（筋肉等に達する、長径20cm以上、頭頸部）	関節鏡下関節鼠摘出手術（胸鎖）	関節鏡下滑液膜摘出術（胸鎖）	人工関節抜去術（胸鎖）
骨格筋採取（筋肉等に達しない、長径5cm未満）	関節鏡下関節鼠摘出手術（肩鎖）	関節鏡下関節鼠摘出手術（胸鎖）	人工関節抜去術（肩鎖）
骨格筋採取（筋肉等に達しない、長径10cm以上）	神経交差縫合術（指）	神経交差縫合術（指）	関節鏡下関節内異物（挿入物を含む）除去術（胸鎖）
小児皮膚採取（培養用、筋肉等に達する、2.5cm～5cm未満）	三尖弁閉鎖症手術（心室中隔造成術）	大動脈肺動脈中隔欠損症手術（心内奇形手術を伴う）	関節鏡下滑液膜摘出術（胸鎖）
小児皮膚採取（培養用、筋肉等に達する、5cm～10cm未満）	心臓脱手術	三尖弁閉鎖症手術（心室中隔造成術）	関節鏡下関節鼠摘出手術（胸鎖）
小児皮膚採取（培養用、筋肉等に達する、10cm以上）	移植用心肺採取術	移植用心肺採取術	大動脈肺動脈中隔欠損症手術（心内奇形手術を伴う）
小児皮膚採取（培養用、筋肉等に達しない、2.5cm～5cm未満）	同種心肺移植術	同種心肺移植術	三尖弁閉鎖症手術（心室中隔造成術）
小児皮膚採取（培養用、筋肉等に達しない、5cm～10cm未満）	移植用部分肺採取術（生体）	自己血貯血（6歳未満）（凍結保存）	心室憩室切除術
小児皮膚採取（培養用、筋肉等に達しない、10cm以上）	生体部分肺移植術	移植用部分肺採取術（生体）	心臓脱手術
小児骨格筋採取（筋肉等に達する、長径5cm～10cm未満）	生体部分肺移植術（提供者の療養上の費用）加算	生体部分肺移植術	移植用心肺採取術
小児骨格筋採取（筋肉等に達する、長径10cm以上）	焦点式高エネルギー超音波療法	生体部分肺移植術（提供者の療養上の費用）加算	同種心肺移植術
小児骨格筋採取（筋肉等に達しない、長径2.5cm～5cm未満）	皮膚移植術（死体）（200cm2未満）	皮膚移植術（死体）（200cm2未満）	自己血貯血（6歳未満）（凍結保存）
小児骨格筋採取（筋肉等に達しない、長径5cm～10cm未満）	関節鏡下関節内骨折観血的手術（胸鎖）	皮膚移植術（死体）（200cm2以上500cm2未満）	移植用部分肺採取術（生体）
小児骨格筋採取（筋肉等に達しない、長径10cm以上）	人工血管等再置換術加算（修正大血管転位症手術）	皮膚移植術（死体）（500cm2以上1000cm2未満）	生体部分肺移植術
関節鏡下関節授動術（胸鎖）	皮膚採取（培養用、筋肉等に達する、長径5cm以上10cm未満）	植込成型病変識別ローカー留置術	生体部分肺移植術（提供者の療養上の費用）加算
両側肺移植加算（生体部分肺移植術）	皮膚採取（培養用、筋肉等に達する、長径20cm以上、頭頸部）	腹腔鏡下食道下部迷走神経切断術（幹迷切）	焦点式高エネルギー超音波療法
移植用部分小腸採取術（生体）	皮膚採取（培養用、筋肉等に達する、長径10cm以上、その他）	心臓弁再置換術加算（弁輪拡大術を伴う大動脈弁置換術）（3弁）	皮膚移植術（死体）（200cm2未満）
生体部分小腸移植術	骨移植術（移植用骨採取のみ、同種骨移植、非生体、特殊、棘突起）	人工血管等再置換術加算（修正大血管転位症手術）	皮膚移植術（死体）（200cm2以上500cm2未満）
生体部分小腸移植術（提供者の療養上の費用）加算	骨格筋採取（筋肉等に達する、長径20cm以上、頭頸部）	腹腔鏡下小切開後腹膜リンパ節群郭清術	皮膚移植術（死体）（500cm2以上1000cm2未満）
移植用小腸採取術（死体）	骨格筋採取（筋肉等に達しない、長径10cm以上）	腹腔鏡下小切開尿管腫瘍摘出術	関節鏡下関節内骨折観血的手術（股）
同種死体小腸移植術	小児皮膚採取（培養用、筋肉等に達する、2.5cm未満）	腹腔鏡下小切開膀胱腫瘍摘出術	腹腔鏡下食道下部迷走神経切断術（幹迷切）
腎（腎盂）膀胱閉鎖術（内視鏡）	小児皮膚採取（培養用、筋肉等に達する、2.5cm～5cm未満）	顎関節授動術（徒手的授動術）（関節腔洗浄療法を併用）	腹腔鏡下尿失禁手術
腎（腎盂）膀胱閉鎖術（その他）	小児皮膚採取（培養用、筋肉等に達する、5cm～10cm未満）	皮膚採取（培養用、筋肉等に達する、長径5cm以上10cm未満）	腹腔鏡下小切開尿管腫瘍摘出術
尿管膀胱閉鎖術（内視鏡）	小児皮膚採取（培養用、筋肉等に達する、10cm以上）	皮膚採取（培養用、筋肉等に達する、長径20cm以上、頭頸部）	腹腔鏡下小切開膀胱腫瘍摘出術
尿道下裂形成手術（性同一性障害）	小児皮膚採取（培養用、筋肉等に達しない、2.5cm～5cm未満）	小児皮膚採取（培養用、筋肉等に達する、2.5cm未満）	顎関節授動術（徒手的授動術）（関節腔洗浄療法を併用）
陰茎形成術（性同一性障害）	小児皮膚採取（培養用、筋肉等に達しない、5cm～10cm未満）	小児皮膚採取（培養用、筋肉等に達する、2.5cm～5cm未満）	皮膚採取（培養用、筋肉等に達する、長径5cm以上10cm未満）
会陰形成手術（筋層に及ばない）（性同一性障害）	小児皮膚採取（培養用、筋肉等に達しない、10cm以上）	小児皮膚採取（培養用、筋肉等に達する、5cm～10cm未満）	皮膚採取（培養用、筋肉等に達する、長径20cm以上、頭頸部）
腔閉鎖症術（遊離植皮）（性同一性障害）	小児骨格筋採取（筋肉等に達する、長径2.5cm～5cm未満）	小児皮膚採取（培養用、筋肉等に達する、10cm以上）	骨格筋採取（筋肉等に達しない、長径5cm未満）
造脛術（腸管形成）（性同一性障害）	小児骨格筋採取（筋肉等に達する、長径5cm～10cm未満）	小児皮膚採取（培養用、筋肉等に達しない、2.5cm未満）	骨格筋採取（筋肉等に達しない、長径10cm以上）
腔閉鎖症術（腸管形成）（性同一性障害）	小児皮膚筋採取（筋肉等に達する、長径10cm以上）	小児皮膚採取（培養用、筋肉等に達しない、2.5cm～5cm未満）	小児皮膚採取（培養用、筋肉等に達する、2.5cm未満）
腔閉鎖症術（筋皮弁移植）（性同一性障害）	小児骨格筋採取（筋肉等に達しない、長径5cm～10cm未満）	小児皮膚採取（培養用、筋肉等に達しない、5cm～10cm未満）	小児皮膚採取（培養用、筋肉等に達する、2.5cm～5cm未満）
子宮全摘術（性同一性障害）	小児骨格筋採取（筋肉等に達しない、長径10cm以上）	小児皮膚採取（培養用、筋肉等に達しない、10cm以上）	小児皮膚採取（培養用、筋肉等に達する、5cm～10cm未満）
腹腔鏡下腔式子宮全摘術（性同一性障害）	関節鏡下関節授動術（胸鎖）	小児骨格筋採取（筋肉等に達する、長径2.5cm未満）	小児皮膚採取（培養用、筋肉等に達する、10cm以上）
腹腔鏡下腔式子宮全摘術（性同一性障害・内視鏡手術用支援機器使用）	両側肺移植加算（生体部分肺移植術）	小児骨格筋採取（筋肉等に達する、長径5cm～10cm未満）	小児皮膚採取（培養用、筋肉等に達しない、2.5cm未満）
腹部開放創用局所陰圧閉鎖キット交換（長径5cm未満）	移植用部分小腸採取術（生体）	小児骨格筋採取（筋肉等に達する、長径10cm以上）	小児皮膚採取（培養用、筋肉等に達しない、5cm～10cm未満）
腹部開放創用局所陰圧閉鎖キット交換（長径5cm以上10cm未満）	生体部分小腸移植術	小児骨格筋採取（筋肉等に達しない、長径2.5cm～5cm未満）	小児皮膚採取（培養用、筋肉等に達しない、10cm以上）
無心体双胎に対するラジオ波焼灼術	生体部分小腸移植術（提供者の療養上の費用）加算	小児骨格筋採取（筋肉等に達しない、長径5cm～10cm未満）	小児骨格筋採取（筋肉等に達する、長径2.5cm未満）
米箱単核球採取術（チサゲンクルユーセル投与予定）	腸管延長術	小児骨格筋採取（筋肉等に達しない、長径10cm以上）	小児骨格筋採取（筋肉等に達する、長径5cm～10cm未満）
チサゲンクルユーセルの投与	腎（腎盂）膀胱閉鎖術（内視鏡）	関節鏡下関節授動術（胸鎖）	小児骨格筋採取（筋肉等に達する、長径10cm以上）
脊椎固定術、椎弓切除術、椎弓形成術（頸椎人工椎間板置換術）	尿管膀胱閉鎖術（内視鏡）	両側肺移植加算（生体部分肺移植術）	小児骨格筋採取（筋肉等に達しない、長径5cm～10cm未満）
横隔神経電気刺激装置植込術	尿道下裂形成手術（性同一性障害）	移植用部分小腸採取術（生体）	小児骨格筋採取（筋肉等に達しない、長径10cm以上）
左心耳永久閉鎖術	陰茎形成術（性同一性障害）	生体部分小腸移植術	関節鏡下関節授動術（胸鎖）
	会陰形成手術（筋層に及ばない）（性同一性障害）	生体部分小腸移植術（提供者の療養上の費用）加算	両側肺移植加算（生体部分肺移植術）
	腔閉鎖症術（遊離植皮）（性同一性障害）	移植用小腸採取術（死体）	移植用部分小腸採取術（生体）
	造脛術（腸管形成）（性同一性障害）	同種死体小腸移植術	生体部分小腸移植術
	腔閉鎖症術（腸管形成）（性同一性障害）	腎（腎盂）膀胱閉鎖術（内視鏡）	生体部分小腸移植術（提供者の療養上の費用）加算
	腔閉鎖症術（筋皮弁移植）（性同一性障害）	腎（腎盂）膀胱閉鎖術（その他）	腎（腎盂）膀胱閉鎖術（内視鏡）
	子宮全摘術（性同一性障害）	尿管膀胱閉鎖術（内視鏡）	尿管膀胱閉鎖術（その他）
	腹腔鏡下腔式子宮全摘術（性同一性障害）	尿道下裂形成手術（性同一性障害）	腹腔鏡下小切開膀胱悪性腫瘍手術（全摘、代用膀胱利用尿路変更あり）
	腹部開放創用局所陰圧閉鎖キット交換（長径5cm以上10cm未満）	陰茎形成術（性同一性障害）	尿道形成手術（前部尿道）（性同一性障害）

	横隔神経電気刺激装置植込術	会陰形成手術（筋層に及ばない）（性同一性障害）	尿道下裂形成手術（性同一性障害）
		造脛術（遊離植皮）（性同一性障害）	陰莖形成術（性同一性障害）
		腔閉鎖症術（遊離植皮）（性同一性障害）	陰茎全摘術（性同一性障害）
		造脛術（腸管形成）（性同一性障害）	精巣摘出術（性同一性障害）
		腔閉鎖症術（腸管形成）（性同一性障害）	会陰形成手術（筋層に及ばない）（性同一性障害）
		腔閉鎖症術（筋皮弁移植）（性同一性障害）	造脛術（遊離植皮）（性同一性障害）
		子宮全摘術（性同一性障害）	腔閉鎖症術（遊離植皮）（性同一性障害）
		腹腔鏡下腔式子宮全摘術（性同一性障害）	造脛術（腸管形成）（性同一性障害）
		子宮付属器腫瘍摘出術（両側）（開腹）（性同一性障害）	腔閉鎖症術（腸管形成）（性同一性障害）
		子宮付属器腫瘍摘出術（両側）（腹腔鏡）（性同一性障害）	造脛術（筋皮弁移植）（性同一性障害）
		腹腔鏡下腔式子宮全摘術（性同一性障害・内視鏡手術用支援機器使用）	腔閉鎖症術（筋皮弁移植）（性同一性障害）
		顎関節人工関節全置換術	子宮全摘術（性同一性障害）
		抗H L A抗体検査加算（生体部分肺移植術）	子宮付属器腫瘍摘出術（両側）（開腹）（性同一性障害）
		抗H L A抗体検査加算（同種心肺移植術）	腹腔鏡下腔式子宮全摘術（性同一性障害・内視鏡手術用支援機器使用）
		移植臓器提供加算（同種死体肺移植術）	顎関節人工関節全置換術
		抗H L A抗体検査加算（同種死体肺移植術）	抗H L A抗体検査加算（生体部分肺移植術）
		同種死体肺島移植術	抗H L A抗体検査加算（同種心肺移植術）
		移植臓器提供加算（同種死体肺島移植術）	移植臓器提供加算（同種死体肺移植術）
		抗H L A抗体検査加算（同種死体肺島移植術）	抗H L A抗体検査加算（同種死体肺移植術）
		抗H L A抗体検査加算（生体部分小腸移植術）	移植臓器提供加算（同種死体肺腎移植術）
		抗H L A抗体検査加算（同種死体小腸移植術）	移植臓器提供加算（同種死体肺島移植術）
		自家培養角膜上皮移植術	抗H L A抗体検査加算（生体部分小腸移植術）
		角膜輪部組織採取	角膜輪部組織採取
		画像等手術支援加算（患者適合型単回使用骨手術用器械）	経カテーテル肺動脈弁置換術
		内視鏡的頭頸部悪性腫瘍レーザー照射療法	舌下神経電気刺激装置植込術
		経カテーテル肺動脈弁置換術	副腎腫瘍ラジオ波焼灼療法（一連として）（1 c m未満のもの）
		滲出液持続除去（術後縫合層）	患者適合型変形矯正ガイド・プレート使用加算（骨切り術）
		舌下神経電気刺激装置植込術	患者適合型変形矯正ガイド・プレート使用加算（変形治癒骨折矯正術）
		副腎腫瘍ラジオ波焼灼療法（一連として）（1 c m未満のもの）	スパイラルフィン内視鏡加算
		副腎腫瘍ラジオ波焼灼療法（一連として）（1 c m以上のもの）	自家培養口腔粘膜上皮移植術
		患者適合型変形矯正ガイド・プレート使用加算（骨切り術）	
		患者適合型変形矯正ガイド・プレート使用加算（変形治癒骨折矯正術）	
		スパイラルフィン内視鏡加算	
		不整脈手術（左心耳閉鎖術）（胸腔鏡下手術）	
		植込型骨導補聴器（直接振動型）植込術	
		自家培養口腔粘膜上皮移植術	
		口腔粘膜組織採取術	
		画像等手術支援加算（術中M R I撮像）	

L (麻酔)

2015	2016	2017	
ヒッチコック療法 (局所麻酔剤又はボツリヌス毒素)	ヒッチコック療法 (局所麻酔剤又はボツリヌス毒素)	ヒッチコック療法 (局所麻酔剤又はボツリヌス毒素)	
下垂体ブロック (神経破壊剤又は高周波凝固法)	下垂体ブロック (神経破壊剤又は高周波凝固法)	下垂体ブロック (神経破壊剤又は高周波凝固法)	
舌神経ブロック (神経破壊剤又は高周波凝固法)	舌神経ブロック (神経破壊剤又は高周波凝固法)	舌神経ブロック (神経破壊剤又は高周波凝固法)	
副神経ブロック (神経破壊剤又は高周波凝固法)	副神経ブロック (神経破壊剤又は高周波凝固法)	副神経ブロック (神経破壊剤又は高周波凝固法)	
横隔神経ブロック (神経破壊剤又は高周波凝固法)	迷走神経ブロック (神経破壊剤又は高周波凝固法)	迷走神経ブロック (神経破壊剤又は高周波凝固法)	
上喉頭神経ブロック (神経破壊剤又は高周波凝固法)		横隔神経ブロック (神経破壊剤又は高周波凝固法)	
気管内チューブ挿入吹送法麻酔1 (麻酔困難な患者)		上喉頭神経ブロック (神経破壊剤又は高周波凝固法)	
ノンレブリージングバルブ麻酔1 (麻酔困難な患者)			
気管内チューブ挿入吹送法麻酔1			
ノンレブリージングバルブ麻酔1			
ノンレブリージングバルブ麻酔2 (麻酔困難な患者)			
ノンレブリージングバルブ麻酔2			
気管内チューブ挿入吹送法麻酔3 (麻酔困難な患者)			
ノンレブリージングバルブ麻酔3 (麻酔困難な患者)			
ノンレブリージングバルブ麻酔3			
ノンレブリージングバルブ麻酔4 (麻酔困難な患者)			
ノンレブリージングバルブ麻酔4			
2018	2019	2020	2021
ヒッチコック療法 (局所麻酔剤又はボツリヌス毒素)	舌神経ブロック (神経破壊剤又は高周波凝固法)	ヒッチコック療法 (局所麻酔剤又はボツリヌス毒素)	ヒッチコック療法 (局所麻酔剤又はボツリヌス毒素)
下垂体ブロック (神経破壊剤又は高周波凝固法)	迷走神経ブロック (神経破壊剤又は高周波凝固法)	舌神経ブロック (神経破壊剤又は高周波凝固法)	舌神経ブロック (神経破壊剤又は高周波凝固法)
舌神経ブロック (神経破壊剤又は高周波凝固法)	横隔神経ブロック (神経破壊剤又は高周波凝固法)	横隔神経ブロック (神経破壊剤又は高周波凝固法)	横隔神経ブロック (神経破壊剤又は高周波凝固法)
副神経ブロック (神経破壊剤又は高周波凝固法)	前頭神経ブロック (神経破壊剤又は高周波凝固法)	上喉頭神経ブロック (神経破壊剤又は高周波凝固法)	上喉頭神経ブロック (神経破壊剤又は高周波凝固法)
上喉頭神経ブロック (神経破壊剤又は高周波凝固法)	低体温迅速導入加算	前頭神経ブロック (神経破壊剤又は高周波凝固法)	

M (放射線治療)

2015	2016	2017	
	体外照射 (エックス線表在治療) (2回目)	体外照射 (エックス線表在治療) (2回目)	
2018	2019	2020	2021
新生児加算 (放射線治療)		体外照射 (エックス線表在治療) (2回目)	小児放射線治療加算 (新生児)
MRガイド下集束超音波治療器による集束超音波治療		小児放射線治療加算 (新生児)	

N (病理診断)

2015	2016	2017	
2018	2019	2020	2021
H E R 2 遺伝子標本作製 (シークエンサーシステム)			

参考資料3) NDBで算定されていない診療行為コードの救

B (医学管理等)

2018_0	2019_0	2020_0	2021_0
外来緩和ケア管理料 (特定地域)	外来緩和ケア管理料 (特定地域)	外来緩和ケア管理料 (特定地域)	外来緩和ケア管理料 (特定地域)
乳幼児時間外加算 (再診) (地域包括診療料)	乳幼児休日加算 (再診) (地域包括診療料)	糖尿病透析予防指導管理料 (特定地域)	糖尿病透析予防指導管理料 (特定地域)
乳幼児休日加算 (再診) (地域包括診療料)	乳幼児深夜加算 (再診) (地域包括診療料)	乳幼児休日加算 (再診) (地域包括診療料)	乳幼児時間外加算 (再診) (地域包括診療料)
乳幼児深夜加算 (再診) (地域包括診療料)	乳幼児時間外特例医療機関加算 (再診) (地域包括診療料)	乳幼児深夜加算 (再診) (地域包括診療料)	乳幼児休日加算 (再診) (地域包括診療料)
乳幼児時間外特例医療機関加算 (再診) (地域包括診療料)	乳幼児夜間加算 (小児科再診) (地域包括診療料)	乳幼児時間外特例医療機関加算 (再診) (地域包括診療料)	乳幼児深夜加算 (再診) (地域包括診療料)
乳幼児夜間加算 (小児科再診) (地域包括診療料)	乳幼児休日加算 (小児科再診) (地域包括診療料)	乳幼児夜間加算 (小児科再診) (地域包括診療料)	乳幼児時間外特例医療機関加算 (再診) (地域包括診療料)
乳幼児休日加算 (小児科再診) (地域包括診療料)	乳幼児深夜加算 (小児科再診) (地域包括診療料)	乳幼児休日加算 (小児科再診) (地域包括診療料)	乳幼児夜間加算 (小児科再診) (地域包括診療料)
乳幼児深夜加算 (小児科再診) (地域包括診療料)	乳幼児時間外加算 (再診) (認知症地域包括診療料)	乳幼児深夜加算 (小児科再診) (地域包括診療料)	乳幼児休日加算 (小児科再診) (地域包括診療料)
乳幼児時間外加算 (再診) (認知症地域包括診療料)	乳幼児休日加算 (再診) (認知症地域包括診療料)	深夜加算 (再診) (認知症地域包括診療料)	乳幼児深夜加算 (小児科再診) (地域包括診療料)
乳幼児休日加算 (再診) (認知症地域包括診療料)	乳幼児深夜加算 (再診) (認知症地域包括診療料)	乳幼児時間外加算 (再診) (認知症地域包括診療料)	深夜加算 (再診) (認知症地域包括診療料)
乳幼児深夜加算 (再診) (認知症地域包括診療料)	乳幼児時間外特例医療機関加算 (再診) (認知症地域包括診療料)	乳幼児休日加算 (再診) (認知症地域包括診療料)	乳幼児時間外加算 (再診) (認知症地域包括診療料)
乳幼児時間外特例医療機関加算 (再診) (認知症地域包括診療料)	乳幼児夜間加算 (小児科再診) (認知症地域包括診療料)	乳幼児深夜加算 (再診) (認知症地域包括診療料)	乳幼児休日加算 (再診) (認知症地域包括診療料)
乳幼児夜間加算 (小児科再診) (認知症地域包括診療料)	乳幼児休日加算 (小児科再診) (認知症地域包括診療料)	乳幼児時間外特例医療機関加算 (再診) (認知症地域包括診療料)	乳幼児深夜加算 (再診) (認知症地域包括診療料)
乳幼児休日加算 (小児科再診) (認知症地域包括診療料)	乳幼児深夜加算 (小児科再診) (認知症地域包括診療料)	乳幼児夜間加算 (小児科再診) (認知症地域包括診療料)	乳幼児時間外特例医療機関加算 (再診) (認知症地域包括診療料)
乳幼児深夜加算 (小児科再診) (認知症地域包括診療料)	乳幼児時間外特例医療機関加算 (外来診療料・小児かかりつけ診療料)	乳幼児休日加算 (小児科再診) (認知症地域包括診療料)	乳幼児夜間加算 (小児科再診) (認知症地域包括診療料)
乳幼児時間外特例医療機関加算 (外来診療料・小児かかりつけ診療料)	乳幼児深夜加算 (小児科・外来診療料) (小児かかりつけ診療料)	乳幼児深夜加算 (小児科再診) (認知症地域包括診療料)	乳幼児休日加算 (小児科再診) (認知症地域包括診療料)
乳幼児深夜加算 (小児科・外来診療料) (小児かかりつけ診療料)	薬剤適正使用連携加算 (地域包括診療料)	乳幼児時間外特例医療機関加算 (外来診療料・小児かかりつけ診療料)	乳幼児深夜加算 (小児科再診) (認知症地域包括診療料)
深夜加算 (初診) (小児かかりつけ診療料)	薬剤適正使用連携加算 (認知症地域包括診療料)	乳幼児深夜加算 (小児科・外来診療料) (小児かかりつけ診療料)	乳幼児深夜加算 (小児科・外来診療料) (小児かかりつけ診療料)
時間外特例医療機関加算 (初診) (小児かかりつけ診療料)	休日加算 (外来診療料) (小児かかりつけ診療料)	薬剤適正使用連携加算 (地域包括診療料)	薬剤適正使用連携加算 (地域包括診療料)
時間外加算 (再診) (小児かかりつけ診療料)	深夜加算 (外来診療料) (小児かかりつけ診療料)	時間外加算 (外来診療料) (小児かかりつけ診療料)	薬剤適正使用連携加算 (認知症地域包括診療料)
深夜加算 (再診) (小児かかりつけ診療料)	時間外特例医療機関加算 (外来診療料) (小児かかりつけ診療料)	休日加算 (外来診療料) (小児かかりつけ診療料)	休日加算 (外来診療料) (小児かかりつけ診療料)
時間外特例医療機関加算 (再診) (小児かかりつけ診療料)		深夜加算 (外来診療料) (小児かかりつけ診療料)	深夜加算 (外来診療料) (小児かかりつけ診療料)
時間外加算 (外来診療料) (小児かかりつけ診療料)		時間外特例医療機関加算 (外来診療料) (小児かかりつけ診療料)	時間外特例医療機関加算 (外来診療料) (小児かかりつけ診療料)
休日加算 (外来診療料) (小児かかりつけ診療料)		ニコチン依存症管理料 1 (初回) (診療報酬上臨時的取扱)	
深夜加算 (外来診療料) (小児かかりつけ診療料)		ニコチン依存症管理料 1 (5 回目) (診療報酬上臨時的取扱)	
時間外特例医療機関加算 (外来診療料) (小児かかりつけ診療料)			

C (在宅医療)

2018_0	2019_0	2020_0	2021_0
海路(波浪)加算(往)	海路(波浪)加算(往)	海路(波浪)加算(往)	海路(波浪)加算(往)
海路(波浪)加算(復)	海路(波浪)加算(復)	海路(波浪)加算(復)	海路(波浪)加算(復)
在宅患者共同診療料(訪問診療)(同一建物居住者)		横隔神経電気刺激装置加算	在宅患者訪問栄養食事指導料2(単一建物診療患者が10人～)
持続血糖測定器加算(間歇注入インスリンポンプ非連動・4個以下)		緊急往診加算(在宅診等以外)(臨時的取扱)	舌下神経電気刺激療法指導管理料
横隔神経電気刺激装置指導管理料(脊髄損傷等患者)		緊急往診加算(機能強化した在宅診等)(病床なし)(臨時的取扱)	訪問看護・指導料(同一)(保健師等3人・4日目以降・臨時的取扱)
横隔神経電気刺激装置加算		緊急往診加算(在宅診等)(臨時的取扱)	訪問看護・指導料(同一)(准看護師2人・4日目以降・臨時的取扱)
		緊急往診加算(機能強化した在宅診等)(病床あり)(臨時的取扱)	訪問看護・指導料(同一)(准看護師3人・4日目以降・臨時的取扱)
		在宅抗菌薬吸入療法指導管理料	
		導入初期加算(在宅抗菌薬吸入療法指導管理料)	
		在宅超音波ネブライザ加算(初回月)	
		在宅超音波ネブライザ加算(初回月以外)	
		舌下神経電気刺激療法指導管理料	
		緊急訪問看護加算(診療報酬上臨時的取扱)	
		在宅酸素療法指導管理料(その他)(診療報酬上臨時的取扱)	
		在宅移行管理加算(診療報酬上臨時的取扱)	
		在宅患者訪問看護・指導料(保健師等・週3日目まで)(臨時的取扱)	
		在宅患者訪問看護・指導料(保健師等・週4日目以降)(臨時的取扱)	
		在宅患者訪問看護・指導料(准看護師・週3日目まで)(臨時的取扱)	
		在宅患者訪問看護・指導料(准看護師・週4日目以降)(臨時的取扱)	
		特別訪問看護指示加算(診療報酬上臨時的取扱)	
		訪問看護・指導料(同一)(保健師等2人・3日目まで・臨時的取扱)	
		訪問看護・指導料(同一)(保健師等2人・4日目以降・臨時的取扱)	
		訪問看護・指導料(同一)(保健師等3人・3日目まで・臨時的取扱)	
		訪問看護・指導料(同一)(保健師等3人・4日目以降・臨時的取扱)	
		訪問看護・指導料(同一)(准看護師2人・3日目まで・臨時的取扱)	
		訪問看護・指導料(同一)(准看護師2人・4日目以降・臨時的取扱)	
		訪問看護・指導料(同一)(准看護師3人・3日目まで・臨時的取扱)	
		訪問看護・指導料(同一)(准看護師3人・4日目以降・臨時的取扱)	
		長時間訪問看護・指導加算(診療報酬上臨時的取扱)	

D (検査)

2018_0	2019_0	2020_0	2021_0
脳循環 (笑気法)	フェニール・アラニン (尿)	脳循環測定 (笑気法)	Watson-Schwartz 反応
エレクトロキモグラフィ	脳循環 (笑気法)	胆道機能テスト	亜硝酸アミル吸入心音図検査
亜硝酸アミル吸入心音図	亜硝酸アミル吸入心音図	吸収機能 (R1)	循環血液量 (R1)
胆道機能テスト	胆道機能テスト	赤血球寿命 (R1)	吸収機能 (R1)
赤血球寿命 (R1)	モーゼンタール法	造血機能 (R1)	赤血球寿命 (R1)
SARSコロナウイルス核酸検出	循環血液量 (R1)	血小板寿命 (R1)	血小板寿命 (R1)
鼻アレルギー誘発試験 (22 箇所以上)	吸収機能 (R1)	コロンプラッシュ法 (組織切片標本検鏡法)	ヘパトグラム (R1)
過敏性転嫁 (22 箇所以上)	赤血球寿命 (R1)	17-KGS (尿)	コロンプラッシュ法 (組織切片標本検鏡法)
新生児加算 (肺臓カテーテル法等)	血小板寿命 (R1)	セクレチン試験	セクレチン試験
乳幼児加算 (肺臓カテーテル法等)	コロンプラッシュ法 (組織切片標本検鏡法)	顎関節鏡検査 (両)	顎関節鏡検査 (片)
センテネルリンパ節生検に係る遺伝子検査	α-ケトグルタル酸 (尿)	新生児加算 (肺臓カテーテル法等)	顎関節鏡検査 (両)
骨髄微小残存病変測定 (遺伝子再構成の同定)	セクレチン試験	デングウイルス抗原・抗体同時測定定性	過敏性転嫁検査 (22 箇所以上)
骨髄微小残存病変測定 (モニタリング)	顎関節鏡 (片)	乳幼児加算 (前房水採取)	新生児加算 (肺臓カテーテル法等)
膀胱がん関連遺伝子検査	顎関節鏡 (両)	乳幼児加算 (副腎静脈サンプリング)	ブルセラ抗体半定量
遊離メタネフリン・遊離ノルメタネフリン分画	新生児加算 (肺臓カテーテル法等)	HIV-1 特異抗体及び HIV-2 特異抗体	乳幼児加算 (副腎静脈サンプリング)
NUDT15 遺伝子多型検査	乳幼児加算 (肺臓カテーテル法等)	SCCA2	センテネルリンパ節生検に係る遺伝子検査 (悪性黒色腫)
クロストリジオイデス・ディフィシルのトキシン B 遺伝子検出	遺伝学的検査 (NTRK 融合遺伝子検査)	大腿骨同時検査加算 (REMS 法)	小腸内視鏡検査 (スパイラルフィン内視鏡)
悪性腫瘍遺伝子検査 (シーケンサーシステム・4 項目一括)	SARS-CoV-2 核酸検出 (検査委託)	TFFI2	FGR2 融合遺伝子検査 (胆道癌)
悪性腫瘍遺伝子検査 (シーケンサーシステム・2 項目一括)	SARS-CoV-2 核酸検出 (検査委託以外)	百日咳菌抗原定性	NTRK 融合遺伝子検査 (固形癌) (血液)
遺伝学的検査 (シーケンサーシステム・プロファイリング)		レプテン	
遺伝学的検査 (アロファイル、検討・説明料)		VEGF	
		鳥特異的 IgG 抗体	
		小腸内視鏡検査 (スパイラルフィン内視鏡)	
		FGR2 融合遺伝子検査 (胆道癌)	
		TARC (COVID-19)	
		赤痢アメーバ抗原定性	
		sFlt-1/PIGF 比	
		ROS1 融合遺伝子検査 (肺癌) (血液)	
		ALK 融合遺伝子検査 (肺癌) (血液)	
		NTRK 融合遺伝子検査 (固形癌) (血液)	
		がんゲノムプロファイリング検査 (検体提出時) (血液)	
		ROS1 融合遺伝子、ALK 融合遺伝子 (2 項目)	
		ROS1 融合遺伝子、EGFR 遺伝子 (2 項目)	
		ALK 融合遺伝子、EGFR 遺伝子 (2 項目)	
		ROS1 融合遺伝子、ALK 融合遺伝子、EGFR 遺伝子 (3 項目)	
		METex14 遺伝子検査、NTRK 融合遺伝子 (2 項目)	
		血中微生物検査 (多項目自動血球分析装置)	
		抗 P/Q 型 VGCC 抗体	
		マイクロサテライト不安定性検査 (固形癌)	
		EZH2 遺伝子検査 (濾胞性リンパ腫)	
		染色体ゲノム DNA のコピー数変化及びヘテロ接合性の喪失測定	
		抗カルジオリピン IgM 抗体	
		抗 β2 グリコプロテイン II IgG 抗体	
		抗 β2 グリコプロテイン II IgM 抗体	
		minor BCR-ABL mRNA	
		phi	
		RET 融合遺伝子検査	
		SARS-CoV-2 核酸検出 (検査委託)	
		SARS-CoV-2 核酸検出 (検査委託以外)	
		SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出 (検査委託)	
		SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出 (検査委託以外)	
		SARS-CoV-2 抗原検出 (定性)	
		SARS-CoV-2 抗原検出 (定量)	
		SARS-CoV-2・インフルエンザウイルス抗原同時検出 (定性)	
		BRAF 遺伝子検査 (肺癌) (次世代シーケンシングを除く。)	
		METex14 遺伝子検査 (次世代シーケンシングを除く。)	
		EGFR、ROS1、ALK、BRAF、METex14 (同時実施)	

		肺炎クラミジア核酸検出	
		白癩菌抗原定性	
		腫瘍遺伝子変異量検査	

E (画像診断)

2018_0	2019_0	2020_0	2021_0
パントモグラフィー (他方同時) (診断・撮影) (アナログ撮影)	パントモグラフィー (他方同時) (診断・撮影) (アナログ撮影)	パントモグラフィー (他方同時) (診断・撮影) (アナログ撮影)	パントモグラフィー (他方同時) (診断・撮影) (アナログ撮影)
同時多層撮影 (診断・撮影) (アナログ撮影)	同時多層撮影 (診断・撮影) (アナログ撮影)	同時多層撮影 (診断・撮影) (アナログ撮影)	断層撮影 (他方と同時併施) (診断・撮影) (アナログ撮影)
同時多層撮影 (他方と同時併施) (診断・撮影) (アナログ撮影)	同時多層撮影 (他方と同時併施) (診断・撮影) (アナログ撮影)	同時多層撮影 (他方と同時併施) (診断・撮影) (アナログ撮影)	同時多層撮影 (診断・撮影) (アナログ撮影)
回転横断撮影 (診断・撮影) (アナログ撮影)	回転横断撮影 (診断・撮影) (アナログ撮影)	回転横断撮影 (診断・撮影) (アナログ撮影)	同時多層撮影 (他方と同時併施) (診断・撮影) (アナログ撮影)
回転横断撮影 (他方と同時併施) (診断・撮影) (アナログ撮影)	回転横断撮影 (他方と同時併施) (診断・撮影) (アナログ撮影)	回転横断撮影 (他方と同時併施) (診断・撮影) (アナログ撮影)	回転横断撮影 (診断・撮影) (アナログ撮影)
特殊撮影 (診断・撮影) (新生児) (アナログ撮影)	側頭骨曲面断層撮影 (診断・撮影) (アナログ撮影)	上顎骨曲面断層撮影 (診断・撮影) (アナログ撮影)	回転横断撮影 (他方と同時併施) (診断・撮影) (アナログ撮影)
特殊撮影 (診断・撮影) (乳幼児) (アナログ撮影)	上顎骨曲面断層撮影 (診断・撮影) (アナログ撮影)	副鼻腔曲面断層撮影 (診断・撮影) (アナログ撮影)	側頭骨曲面断層撮影 (診断・撮影) (アナログ撮影)
特殊撮影 (他方同時) (診断・撮影) (新生児) (アナログ撮影)	副鼻腔曲面断層撮影 (診断・撮影) (アナログ撮影)	児頭骨盤不均衡特殊撮影 (他方同時) (診断・撮影) (アナログ撮影)	上顎骨曲面断層撮影 (診断・撮影) (アナログ撮影)
高速心大血管連続撮影装置による撮影 (撮影) (アナログ撮影)	上顎洞造影剤注射注入手技	エックス線フィルムサブトラクション (アナログ撮影)	副鼻腔曲面断層撮影 (診断・撮影) (アナログ撮影)
単純間接撮影 (撮影) (手前2枚以上撮影) (アナログ撮影)	特殊撮影 (診断・撮影) (新生児) (アナログ撮影)	特殊撮影 (診断・撮影) (新生児) (アナログ撮影)	児頭骨盤不均衡特殊撮影 (他方同時) (診断・撮影) (アナログ撮影)
単純間接撮影 (イ) の写真診断 (短手2枚以上撮影)	特殊撮影 (診断・撮影) (乳幼児) (アナログ撮影)	特殊撮影 (診断・撮影) (乳幼児) (アナログ撮影)	エックス線フィルムサブトラクション (アナログ撮影)
単純間接撮影 (撮影) (短手2枚以上撮影) (アナログ撮影)	特殊撮影 (他方同時) (診断・撮影) (新生児) (アナログ撮影)	特殊撮影 (診断・撮影) (新生児) (アナログ撮影)	特殊撮影 (診断・撮影) (新生児) (アナログ撮影)
短期滞在手術等基本料による2枚以上撮影	高速心大血管連続撮影装置による撮影 (撮影) (アナログ撮影)	特殊撮影 (他方同時) (診断・撮影) (乳幼児) (アナログ撮影)	特殊撮影 (診断・撮影) (乳幼児) (アナログ撮影)
心臓及び冠動脈造影 (右心) (新生児) 加算	単純間接撮影 (撮影) (手前2枚以上撮影) (アナログ撮影)	高速心大血管連続撮影装置による撮影 (撮影) (アナログ撮影)	特殊撮影 (他方同時) (診断・撮影) (新生児) (アナログ撮影)
心臓及び冠動脈造影 (右心) (乳幼児) 加算	単純間接撮影 (撮影) (短手2枚以上撮影) (アナログ撮影)	単純間接撮影 (撮影) (手前2枚以上撮影) (アナログ撮影)	特殊撮影 (他方同時) (診断・撮影) (乳幼児) (アナログ撮影)
同時多層撮影 (他方と同時併施) (診断・撮影) (デジタル撮影)	単純間接撮影 (口) の写真診断 (短手2枚以上撮影)	単純間接撮影 (イ) の写真診断 (短手2枚以上撮影)	高速心大血管連続撮影装置による撮影 (撮影) (アナログ撮影)
回転横断撮影 (他方と同時併施) (診断・撮影) (デジタル撮影)	心臓及び冠動脈造影 (右心) (新生児) 加算	単純間接撮影 (撮影) (短手2枚以上撮影) (アナログ撮影)	椎間板造影 (撮影) (アナログ撮影)
特殊撮影 (診断・撮影) (新生児) (デジタル撮影)	心臓及び冠動脈造影 (右心) (乳幼児) 加算	短期滞在手術等基本料による2枚以上撮影	単純間接撮影 (イ) の写真診断 (短手2枚以上撮影)
単純間接撮影 (デジタルと同時撮影) (アナログ撮影)	同時多層撮影 (他方と同時併施) (診断・撮影) (デジタル撮影)	新生児加算 (心臓及び冠動脈造影 (右心))	単純間接撮影 (撮影) (短手2枚以上撮影) (アナログ撮影)
単純間接撮影 (アナログと同時撮影) (デジタル撮影)	回転横断撮影 (他方と同時併施) (診断・撮影) (デジタル撮影)	乳幼児加算 (心臓及び冠動脈造影 (右心))	短期滞在手術等基本料による2枚以上撮影
造影剤使用間接撮影 (デジタルと同時撮影) (アナログ撮影)	特殊撮影 (診断・撮影) (新生児) (デジタル撮影)	回転横断撮影 (他方と同時併施) (診断・撮影) (デジタル撮影)	単純間接撮影 (口) の写真診断 (短手2枚以上撮影)
造影剤使用間接撮影 (アナログと同時撮影) (デジタル撮影)	単純間接撮影 (撮影) (短手2枚以上撮影) (デジタル撮影)	特殊撮影 (診断・撮影) (新生児) (デジタル撮影)	遠隔画像診断管理加算1 (核医学診断)
心臓及び冠動脈造影 (左心) (新生児) 加算	単純間接撮影 (アナログと同時撮影) (デジタル撮影)	単純間接撮影 (撮影) (短手2枚以上撮影) (デジタル撮影)	新生児加算 (心臓及び冠動脈造影 (右心))
心臓及び冠動脈造影 (左心) (乳幼児) 加算	単純間接撮影 (デジタルと同時撮影) (アナログ撮影)	高速心大血管連続撮影装置による撮影 (撮影) (デジタル撮影)	乳幼児加算 (心臓及び冠動脈造影 (右心))
特殊撮影 (診断・撮影) (幼児) (アナログ撮影)	単純間接撮影 (アナログと同時撮影) (デジタル撮影)	単純撮影 (アナログと同時撮影) (デジタル撮影)	同時多層撮影 (他方と同時併施) (診断・撮影) (デジタル撮影)
特殊撮影 (他方同時) (診断・撮影) (幼児) (アナログ撮影)	造影剤使用間接撮影 (デジタルと同時撮影) (アナログ撮影)	単純間接撮影 (デジタルと同時撮影) (アナログ撮影)	回転横断撮影 (他方と同時併施) (診断・撮影) (デジタル撮影)
遠隔画像診断管理加算3 (核医学診断)	造影剤使用間接撮影 (アナログと同時撮影) (デジタル撮影)	単純間接撮影 (アナログと同時撮影) (デジタル撮影)	特殊撮影 (診断・撮影) (新生児) (デジタル撮影)
コンピューター断層診断 (F R C T 解析結果による診断)	心臓及び冠動脈造影 (左心) (新生児) 加算	造影剤使用間接撮影 (デジタルと同時撮影) (アナログ撮影)	単純間接撮影 (撮影) (短手2枚以上撮影) (デジタル撮影)
	心臓及び冠動脈造影 (左心) (乳幼児) 加算	造影剤使用間接撮影 (アナログと同時撮影) (デジタル撮影)	造影剤使用撮影 (デジタルと同時撮影) (アナログ撮影)
	特殊撮影 (診断・撮影) (幼児) (アナログ撮影)	新生児加算 (心臓及び冠動脈造影 (左心))	造影剤使用撮影 (アナログと同時撮影) (デジタル撮影)
	特殊撮影 (他方同時) (診断・撮影) (幼児) (アナログ撮影)	乳幼児加算 (心臓及び冠動脈造影 (左心))	単純間接撮影 (デジタルと同時撮影) (アナログ撮影)
		特殊撮影 (診断・撮影) (幼児) (アナログ撮影)	単純間接撮影 (アナログと同時撮影) (デジタル撮影)
		特殊撮影 (他方同時) (診断・撮影) (幼児) (アナログ撮影)	造影剤使用間接撮影 (デジタルと同時撮影) (アナログ撮影)
		新生児加算 (ボジトロン断層等)	造影剤使用間接撮影 (アナログと同時撮影) (デジタル撮影)
		新生児加算 (ボジトロン断層等) (施設基準不適合)	新生児加算 (心臓及び冠動脈造影 (左心))
		乳幼児加算 (ボジトロン断層等) (施設基準不適合)	乳幼児加算 (心臓及び冠動脈造影 (左心))
		ボジトロン・MRI 複合撮影 (1 8 F D G 使用) 施設基準不適合	血流予備測定検査加算 (イ以外)
		脳槽 C T 撮影 (造影含む) 頭部外傷	特殊撮影 (診断・撮影) (幼児) (アナログ撮影)
			特殊撮影 (他方同時) (診断・撮影) (幼児) (アナログ撮影)
			新生児加算 (ボジトロン断層等)
			新生児加算 (ボジトロン断層等) (施設基準不適合)
			ボジトロン・MRI 複合撮影 (1 8 F D G 使用) 施設基準不適合
			乳房用ボジトロン断層撮影 (施設基準不適合)
			脳槽 C T 撮影 (造影含む) 頭部外傷

G (注射)

2018_0	2019_0	2020_0	2021_0
		乳幼児加算 (カフ型緊急時ブラッドアクセス用留置カテーテル挿入)	

H (リハビリテーション)

2018_0	2020_0	2021_0
経口摂取回復促進加算 2	廃用症候群リハビリテーション料 (3) (要介護・入院外)	
	経口摂取回復促進加算 2	
	廃用症候群リハビリテーション料 (3) (要介護・入院外) (リ減)	

I (精神科専門療法)

2018_0	2019_0	2020_0	2021_0
精神科デイ・ケア (小規模) (3年超・週3日超) (入院中の患者)	在宅精神療法 (初診日に60分以上・3種類以上抗うつ薬等減算)	精神科デイ・ケア (小規模) (3年超・週3日超) (入院中の患者)	精訪看 (3) (准看護師・日3人～・週4日目で降30分未満)
家族在宅精神療法 (3種類以上抗うつ薬等減算) (60分以上)	看護・介護職員連携強化加算 (精神科訪問看護・指導料)	精神科デイ・ケア (大規模) (3年超・週3日超) (入院中の患者)	家族在宅精神療法 (3種類以上抗うつ薬等減算) (60分以上)
複数名精神科訪問看護・指導加算 (准看護師と同時・1日に3回以上)	精神科在宅患者支援管理料 1 (集中的支援必要) (単一建物2人以上)	家族在宅精神療法 (3種類以上抗うつ薬等減算) (60分以上)	看護・介護職員連携強化加算 (精神科訪問看護・指導料)
看護・介護職員連携強化加算 (精神科訪問看護・指導料)	精神科在宅患者支援管理料 2 (集中的支援必要) (単一建物1人)	看護・介護職員連携強化加算 (精神科訪問看護・指導料)	精神科在宅患者支援管理料 1 (集中的支援必要) (単一建物2人以上)
精神科在宅患者支援管理料 1 (集中的支援必要) (単一建物2人以上)	精神科在宅患者支援管理料 2 (集中的支援必要) (単一建物2人以上)	精神科在宅患者支援管理料 1 (集中的支援必要) (単一建物2人以上)	精神科在宅患者支援管理料 2 (集中的支援必要) (単一建物2人以上)
精神科在宅患者支援管理料 2 (集中的支援必要) (単一建物1人)		精神科在宅患者支援管理料 2 (集中的支援必要) (単一建物1人)	精神科オンライン在宅管理料
精神科在宅患者支援管理料 2 (集中的支援必要) (単一建物2人以上)		精神科在宅患者支援管理料 2 (集中的支援必要) (単一建物2人以上)	精訪看 (3) (作業療法士・日3人～・週4日目で降30分未満)
精神科在宅患者支援管理料 2 (重度精神障害者) (単一建物2人以上)		複数名精神科訪問看護・指導加算 (イ・日3回～・同一建物内2人)	複数名精神科訪問看護・指導加算 (ロ・日2回・同一建物内2人)
経頭蓋治療用磁気刺激装置による治療		複数名精神科訪問看護・指導加算 (ロ・日2回・同一建物内2人)	複数名精神科訪問看護・指導加算 (ロ・日2回・同一建物内3人～)
		複数名精神科訪問看護・指導加算 (ロ・日3回～・同一建物内2人)	複数名精神科訪問看護・指導加算 (ロ・日3回～・同一建物内1人)
		複数名精神科訪問看護・指導加算 (ロ・日3回～・同一建物内3人～)	複数名精神科訪問看護・指導加算 (ロ・日3回～・同一建物内2人)
		精神科複数回訪問加算 (日2回・同一建物内3人～)	精神科複数回訪問加算 (日3回～・同一建物内3人～)
		精神科複数回訪問加算 (日3回～・同一建物内2人)	精神科複数回訪問加算 (日3回～・同一建物内2人)
		精神科複数回訪問加算 (日3回～・同一建物内3人～)	精神科複数回訪問加算 (日3回～・同一建物内3人～)
		長時間精神科訪問看護・指導加算 (診療報酬上臨時的取扱)	

J (処置)

2018_0	2019_0	2020_0	2021_0
無水アルコール吸入療法	酸素加圧 (気管内挿管下に閉鎖循環式麻酔器)	ショックパンツ (2日目で降)	無水アルコール吸入療法
ショックパンツ	1MV	無水アルコール吸入療法 (5時間超)	ショックパンツ
ショックパンツ (2日目で降)	無水アルコール吸入療法 (5時間超)	鉄の肺	ショックパンツ (2日目で降)
無水アルコール吸入療法 (5時間超)	酸素加圧 (気管内挿管下に閉鎖循環式麻酔器) (5時間超)	減圧タンク療法	無水アルコール吸入療法 (5時間超)
鉄の肺	鉄の肺	電撃傷処置 (6000cm2以上)	鉄の肺
減圧タンク療法	オキシゲンエアロック (呼吸不能児の蘇生)	薬傷処置 (6000cm2以上)	オキシゲンエアロック (呼吸不能児の蘇生)
電撃傷処置 (5000cm2以上3000cm2未満)	減圧タンク療法	薬傷処置 (6000cm2以上)	減圧タンク療法
凍傷処置 (6000cm2以上)	薬傷処置 (5000cm2以上3000cm2未満)	凍傷処置 (3000cm2以上6000cm2未満)	電撃傷処置 (5000cm2以上3000cm2未満)
凍傷処置 (3000cm2以上6000cm2未満)	電撃傷処置 (3000cm2以上6000cm2未満)	凍傷処置 (6000cm2以上)	電撃傷処置 (3000cm2以上6000cm2未満)
凍傷処置 (6000cm2以上)	電撃傷処置 (6000cm2以上)	斜頸矯正ギブスシャーレ	電撃傷処置 (6000cm2以上)
斜頸矯正ギブス除去料	薬傷処置 (6000cm2以上)	斜頸矯正ギブス除去料	薬傷処置 (3000cm2以上6000cm2未満)
先天性股関節脱臼プラスチックギブスシーネ	凍傷処置 (3000cm2以上6000cm2未満)	先天性股関節脱臼プラスチックギブスシーネ	薬傷処置 (6000cm2以上)
先天性股関節脱臼ギブス除去料	凍傷処置 (6000cm2以上)	先天性股関節脱臼ギブス除去料	凍傷処置 (3000cm2以上6000cm2未満)
脊椎側弯矯正ギブスシャーレ	鎖骨ギブス除去料 (片)	脊椎側弯矯正プラスチックギブスシーネ	凍傷処置 (6000cm2以上)
脊椎側弯矯正プラスチックギブスシーネ	斜頸矯正ギブス除去料	脊椎側弯矯正ギブス修理料	斜頸矯正ギブスシャーレ
脊椎側弯矯正ギブス除去料	先天性股関節脱臼プラスチックギブスシーネ		先天性股関節脱臼プラスチックギブスシーネ
練習用仮義手 (義肢器具採型法) (股関節、肩関節離断)	脊椎側弯矯正ギブス修理料		先天性股関節脱臼ギブス除去料
	練習用仮義手 (義肢器具採型法) (股関節、肩関節離断)		脊椎側弯矯正ギブスシャーレ
			練習用仮義手採型法 (股関節、肩関節離断)

K (手術)

2018_0	2019_0	2020_0	2021_0
骨全摘術 (肩甲骨)	生体皮膚移植 (提供者の療養上の費用) 加算	生体皮膚移植 (提供者の療養上の費用) 加算	生体皮膚移植 (提供者の療養上の費用) 加算
骨全摘術 (前腕)	骨全摘術 (肩甲骨)	骨全摘術 (肩甲骨)	骨全摘術 (肩甲骨)
骨全摘術 (鎖骨)	骨全摘術 (上腕)	骨全摘術 (上腕)	骨全摘術 (上腕)
関節鼠摘出手術 (胸鎖)	骨全摘術 (大腿)	骨全摘術 (大腿)	骨全摘術 (大腿)
親血的関節授動術 (胸鎖)	骨全摘術 (前腕)	骨全摘術 (前腕)	骨全摘術 (前腕)
人工骨頭挿入術 (指)	骨全摘術 (鎖骨)	関節切開術 (肩鎖)	骨全摘術 (下腿)
人工関節置換術 (胸鎖)	変形治療骨折矯正手術 (膝蓋骨)	関節鼠摘出手術 (胸鎖)	骨全摘術 (鎖骨)
人工関節置換術 (肩鎖)	関節鼠摘出手術 (胸鎖)	親血的関節授動術 (胸鎖)	変形治療骨折矯正手術 (肩甲骨)
延髄における脊髄視床路切断術	親血的関節授動術 (胸鎖)	人工関節置換術 (胸鎖)	関節鼠摘出手術 (胸鎖)
神経捻除術 (後頭神経)	人工関節置換術 (胸鎖)	延髄における脊髄視床路切断術	親血的関節授動術 (胸鎖)
眼窩下孔部神経切断術	人工関節置換術 (肩鎖)	神経捻除術 (後頭神経)	親血的関節固定術 (胸鎖)
神経捻除術 (おとがい神経)	延髄における脊髄視床路切断術	神経捻除術 (おとがい神経)	関節形成手術 (胸鎖)
神経捻除術 (下顎神経)	神経捻除術 (後頭神経)	おとがい孔部神経切断術	人工関節置換術 (胸鎖)
尾動脈腺摘出手術	横隔神経麻痺術	神経捻除術 (下顎神経)	斜指症手術 (軟部形成のみ)
ストッフエル手術	眼窩下孔部神経切断術	交感神経切断術 (股動脈周囲)	延髄における脊髄視床路切断術
閉鎖神経切断術	おとがい孔部神経切断術	尾動脈腺摘出手術	脊髄視床路切断術
S状洞血栓 (静脈炎) 手術	神経捻除術 (下顎神経)	交感神経節切断術 (頸部)	神経捻除術 (後頭神経)
前頭洞篩骨洞蝶形洞根治手術	交感神経切断術 (頸動脈周囲)	閉鎖神経切断術	横隔神経麻痺術
鼻咽腔腫瘍手術 (切除)	尾動脈腺摘出手術	鼓室神経叢切除、鼓索神経切断術	神経捻除術 (下顎神経)
気管異物除去術 (開胸手術)	鼓室神経叢切除、鼓索神経切断術	迷路摘出手術 (全摘出)	交感神経切断術 (頸動脈周囲)
唾液腺管移動術 (結膜嚢内)	S状洞血栓 (静脈炎) 手術	前頭洞篩骨洞蝶形洞根治手術	交感神経切断術 (股動脈周囲)
乳癌冷凍凝固摘出手術	経迷路の内耳道開放術	上咽頭腫瘍摘出手術 (外切開)	尾動脈腺摘出手術
横隔膜レクラサチオ手術 (経腹)	萎縮性鼻炎手術 (両側)	気管異物除去術 (開胸手術)	閉鎖神経切断術
横隔膜レクラサチオ手術 (経胸及び経腹)	前頭洞篩骨洞蝶形洞根治手術	唾液腺管移動術 (上顎洞内)	鼓室神経叢切除、鼓索神経切断術
小児自家血管採取料	上咽頭腫瘍摘出手術 (外切開)	唾液腺管移動術 (結膜嚢内)	S状洞血栓 (静脈炎) 手術
単心室症手術 (心室中隔造成術)	気管異物除去術 (開胸手術)	乳癌冷凍凝固摘出手術	迷路摘出手術 (全摘出)
胸管内頸静脈吻合術	唾液腺管移動術 (上顎洞内)	気管異物除去術 (開胸手術)	上咽頭腫瘍摘出手術 (外切開)
脾腎静脈吻合術	胸壁外皮膚管形成吻合術 (頸部、胸部、腹部操作)	胸壁外皮膚管形成吻合術 (頸部、胸部、腹部操作)	気管異物除去術 (開胸手術)
結核性腹膜炎手術	乳癌冷凍凝固摘出手術	横隔膜レクラサチオ手術 (経腹)	舌根甲状腺腫瘍摘出手術
膀胱後腫瘍摘出手術 (腸管切除を伴う)	横隔膜レクラサチオ手術 (経胸及び経腹)	横隔膜レクラサチオ手術 (経胸及び経腹)	唾液腺管移動術 (上顎洞内)
食道下部迷走神経切断術 (幹迷切) (単独)	肺静脈血栓除去術	大血管転位症手術 (マスタード・セニング手術)	唾液腺管移動術 (結膜嚢内)
腹壁外腸管前置術	小児自家血管採取料	小児自家血管採取料	乳癌冷凍凝固摘出手術
子宮脱手術及び卵管結紮術	単心室症手術 (心室中隔造成術)	単心室症手術 (心室中隔造成術)	横隔膜レクラサチオ手術 (経腹)
モルガニー氏洞及び肛門管切開術	胸管内頸静脈吻合術	胸管内頸静脈吻合術	横隔膜レクラサチオ手術 (経胸及び経腹)
腎切半術	脾腎静脈吻合術	脾腎静脈吻合術	閉鎖式僧帽弁交連切開術
腎被膜剥離術	結核性腹膜炎手術	胃縮小術	小児自家血管採取料
腎部分切除術 (腎空洞切開術・腎盂尿管移行部形成術併施)	胃縮小術	食道下部迷走神経切断術 (幹迷切) (単独)	単心室症手術 (心室中隔造成術)
後陰門蓋切開 (異所性妊娠)	食道下部迷走神経切断術 (幹迷切) (単独)	食道下部迷走神経切断術 (幹迷切) (ドレナージを併施)	胸管内頸静脈吻合術
腔閉鎖症術 (遊離植皮)	食道下部迷走神経切断術 (幹迷切) (胃切除術を併施)	食道下部迷走神経切断術 (幹迷切) (胃切除術を併施)	胃縮小術
腔閉鎖症術 (腸管形成)	胃冠状静脈結紮及び切断術	食道下部迷走神経選択的切除術 (単独)	食道下部迷走神経切断術 (幹迷切) (単独)
クレンジック手術	ビックレル氏手術	食道下部迷走神経選択的切除術 (胃切除術を併施)	食道下部迷走神経切断術 (幹迷切) (ドレナージを併施)
子宮位置矯正術 (アレキサンダー手術)	腹壁外腸管前置術	ビックレル氏手術	食道下部迷走神経選択的切除術 (単独)
骨髄内輸血加算 (胸骨)	子宮脱手術及び卵管結紮術	腹壁外腸管前置術	食道下部迷走神経選択的切除術 (ドレナージを併施)
神経血管柄付植皮術 (足)	癒合腎離断術	モルガニー氏洞及び肛門管切開術	肝膿瘍切開術 (開胸)
人工関節再置換術 (胸鎖)	腎部分切除術 (腎空洞切開術・腎盂尿管移行部形成術併施)	腎切半術	ビックレル氏手術
上咽頭ポリープ摘出手術 (外切開)	腔鏡毛性腫瘍摘出手術	癒合腎離断術	腹壁外腸管前置術
頸関節門板整位術 (頸関節鏡下)	後陰門蓋切開 (異所性妊娠)	腎被膜剥離術 (除神経術を含む)	盲腸縫縮術
胸壁外皮膚管形成吻合術 (胸部、腹部操作)	腔閉鎖症術 (遊離植皮)	腎部分切除術 (腎空洞切開術・腎盂尿管移行部形成術併施)	モルガニー氏洞及び肛門管切開術
胸壁外皮膚管形成吻合術 (腹部操作)	腔閉鎖症術 (腸管形成)	腔鏡毛性腫瘍摘出手術	癒合腎離断術
腔閉鎖症術 (筋皮弁移植)	クレンジック手術	後陰門蓋切開 (異所性妊娠)	腎被膜剥離術 (除神経術を含む)
自己血輸血 (6歳未満) (凍結保存)	子宮位置矯正術 (アレキサンダー手術)	腔閉鎖症術 (遊離植皮)	腎部分切除術 (腎空洞切開術・腎盂尿管移行部形成術併施)
食道腫瘍摘出手術 (縦隔鏡下)	卵管口切開術 (開腹)	腔閉鎖症術 (腸管形成)	後陰門蓋切開 (異所性妊娠)
人工関節除去術 (胸鎖)	骨髄内輸血加算 (胸骨)	クレンジック手術	腔閉鎖症術 (遊離植皮)
関節鏡下関節内異物 (挿入物を含む) 除去術 (胸鎖)	神経血管柄付植皮術 (足)	子宮位置矯正術 (アレキサンダー手術)	腔閉鎖症術 (腸管形成)
関節鏡下滑液膜摘出手術 (胸鎖)	人工関節再置換術 (胸鎖)	痕跡副角子嚢手術 (腹式)	クレンジック手術
関節鏡下関節鼠摘出手術 (肩鎖)	人工関節再置換術 (手)	卵管口切開術 (開腹)	子宮位置矯正術 (アレキサンダー手術)
三尖弁閉鎖症手術 (心室中隔造成術)	人工関節再置換術 (肩鎖)	骨髄内輸血加算 (胸骨)	痕跡副角子嚢手術 (腹式)

心室腔室切除術	上咽頭ポリープ摘出術（経鼻鼻腔）	人工関節再置換術（胸鎖）	骨髄内輸血加算（胸骨）
移植用心肺採取術	上咽頭ポリープ摘出術（外切開）	上咽頭ポリープ摘出術（外切開）	神経血管柄付植皮術（足）
同種心肺移植術	顎関節円板整位術（顎関節鏡下）	顎関節円板整位術（顎関節鏡下）	人工関節再置換術（胸鎖）
子宮頸部異形成光線力学療法	顎関節円板整位術（開放）	顎関節円板整位術（開放）	人工関節再置換術（手）
自己血貯血（6歳未満）（凍結保存）	胸壁外皮膚管形成吻合術（胸部、腹部操作）	胸壁外皮膚管形成吻合術（バイパスのみ作成）	上咽頭ポリープ摘出術（経鼻鼻腔）
移植用部分肺採取術（生体）	胸壁外皮膚管形成吻合術（腹部操作）	胸壁外皮膚管形成吻合術（胸部、腹部操作）	上咽頭ポリープ摘出術（外切開）
生体部分肺移植術	痕跡副角子宮手術（腔式）	胸壁外皮膚管形成吻合術（腹部操作）	顎関節円板整位術（顎関節鏡下）
生体部分肺移植術（提供者の療養上の費用）加算	自己血輸血（6歳未満）（凍結保存）	腔閉鎖術（筋皮弁移植）	顎関節円板整位術（開放）
皮膚移植術（死体）（200cm2以上500cm2未満）	縦隔切開術（経食道）	痕跡副角子宮手術（腔式）	胸壁外皮膚管形成吻合術（バイパスのみ作成）
関節鏡下関節内骨折観血的手術（胸鎖）	人工関節除去術（胸鎖）	自己血輸血（6歳未満）（凍結保存）	胸壁外皮膚管形成吻合術（胸部、腹部操作）
腹腔鏡下食道下部迷走神経切断術（幹迷切）	人工関節除去術（肩鎖）	自家製造した血液成分製剤を用いた注射の手術料（2回目以降）	胸壁外皮膚管形成吻合術（腹部操作）
皮膚採取（培養用、筋肉等に達する、長径5cm以上10cm未満）	関節鏡下関節内異物（挿入物を含む）除去術（胸鎖）	人工関節除去術（肩鎖）	腔閉鎖術（筋皮弁移植）
皮膚採取（培養用、筋肉等に達する、長径10cm以上、その他）	関節鏡下関節滑膜切除術（胸鎖）	関節鏡下関節内異物（挿入物を含む）除去術（胸鎖）	痕跡副角子宮手術（腔式）
骨移植術（移植用骨採取のみ、同種骨移植、非生体、特殊、棘突起）	関節鏡下滑液膜摘出術（胸鎖）	関節鏡下滑液膜摘出術（胸鎖）	自己血輸血（6歳未満）（凍結保存）
骨移植術（移植用骨採取のみ、同種骨移植、非生体、特殊、腸骨翼）	関節鏡下関節鼠摘出手術（胸鎖）	関節鏡下滑液膜摘出術（胸鎖）	肺縫縮術（肺炎腫に対する正中切開）（楔状部分切除）
骨格筋採取（筋肉等に達する、長径20cm以上、頭頸部）	関節鏡下関節鼠摘出手術（肩鎖）	関節鏡下関節鼠摘出手術（胸鎖）	人工関節除去術（胸鎖）
骨格筋採取（筋肉等に達しない、長径5cm未満）	神経交差縫合術（指）	大動脈肺動脈中隔欠損症手術（心内奇形手術を伴う）	人工関節除去術（肩鎖）
骨格筋採取（筋肉等に達しない、長径10cm以上）	三尖弁閉鎖症手術（心室中隔造成術）	三尖弁閉鎖症手術（心室中隔造成術）	関節鏡下関節内異物（挿入物を含む）除去術（胸鎖）
小児皮膚採取（培養用、筋肉等に達する、2.5cm～5cm未満）	心臓脱手術	移植用心肺採取術	関節鏡下滑液膜摘出術（胸鎖）
小児皮膚採取（培養用、筋肉等に達する、5cm～10cm未満）	同種心肺移植術	同種心肺移植術	関節鏡下関節鼠摘出手術（胸鎖）
小児皮膚採取（培養用、筋肉等に達する、10cm以上）	同種心肺移植術	自己血貯血（6歳未満）（凍結保存）	大動脈肺動脈中隔欠損症手術（心内奇形手術を伴う）
小児皮膚採取（培養用、筋肉等に達しない、2.5cm～5cm未満）	移植用部分肺採取術（生体）	移植用部分肺採取術（生体）	三尖弁閉鎖症手術（心室中隔造成術）
小児皮膚採取（培養用、筋肉等に達しない、5cm～10cm未満）	生体部分肺移植術	生体部分肺移植術	心室腔室切除術
小児皮膚採取（培養用、筋肉等に達しない、10cm以上）	生体部分肺移植術（提供者の療養上の費用）加算	生体部分肺移植術（提供者の療養上の費用）加算	心臓脱手術
小児骨格筋採取（筋肉等に達する、長径5cm～10cm未満）	焦点式高エネルギー超音波療法	皮膚移植術（死体）（200cm2未満）	移植用心肺採取術
小児骨格筋採取（筋肉等に達する、長径10cm以上）	皮膚移植術（死体）（200cm2未満）	皮膚移植術（死体）（200cm2以上500cm2未満）	同種心肺移植術
小児骨格筋採取（筋肉等に達しない、長径2.5cm～5cm未満）	関節鏡下関節内骨折観血的手術（胸鎖）	皮膚移植術（死体）（500cm2以上1000cm2未満）	自己血貯血（6歳未満）（凍結保存）
小児骨格筋採取（筋肉等に達しない、長径5cm～10cm未満）	人工血管等再置換術加算（修正大血管転位症手術）	植込み型房室識別マーカ―留置術	移植用部分肺採取術（生体）
小児骨格筋採取（筋肉等に達しない、長径10cm以上）	皮膚採取（培養用、筋肉等に達する、長径5cm以上10cm未満）	腹腔鏡下食道下部迷走神経切断術（幹迷切）	生体部分肺移植術
関節鏡下関節授動術（胸鎖）	皮膚採取（培養用、筋肉等に達する、長径20cm以上、頭頸部）	心臓弁再置換術加算（弁輪拡大術を伴う大動脈弁置換術）（3弁）	生体部分肺移植術（提供者の療養上の費用）加算
両側肺移植加算（生体部分肺移植術）	皮膚採取（培養用、筋肉等に達する、長径10cm以上、その他）	人工血管等再置換術加算（修正大血管転位症手術）	焦点式高エネルギー超音波療法
移植用部分小腸採取術（生体）	骨移植術（移植用骨採取のみ、同種骨移植、非生体、特殊、棘突起）	腹腔鏡下小切開後腹膜リンパ節群郭清術	皮膚移植術（死体）（200cm2未満）
生体部分小腸移植術	骨格筋採取（筋肉等に達する、長径20cm以上、頭頸部）	腹腔鏡下小切開尿管腫瘍摘出術	皮膚移植術（死体）（200cm2以上500cm2未満）
生体部分小腸移植術（提供者の療養上の費用）加算	骨格筋採取（筋肉等に達しない、長径10cm以上）	腹腔鏡下小切開膀胱腫瘍摘出術	皮膚移植術（死体）（500cm2以上1000cm2未満）
移植用小腸採取術（死体）	小児皮膚採取（培養用、筋肉等に達する、2.5cm未満）	顎関節授動術（徒手の授動術）（関節腔洗浄療法を併用）	関節鏡下関節内骨折観血的手術（股）
同種死体小腸移植術	小児皮膚採取（培養用、筋肉等に達しない、2.5cm～5cm未満）	皮膚採取（培養用、筋肉等に達する、長径5cm以上10cm未満）	腹腔鏡下食道下部迷走神経切断術（幹迷切）
腎（腎盂）腸瘻閉鎖術（内視鏡）	小児皮膚採取（培養用、筋肉等に達する、5cm～10cm未満）	皮膚採取（培養用、筋肉等に達する、長径20cm以上、頭頸部）	腹腔鏡下尿失禁手術
腎（腎盂）腸瘻閉鎖術（その他）	小児皮膚採取（培養用、筋肉等に達する、10cm以上）	小児皮膚採取（培養用、筋肉等に達する、2.5cm未満）	腹腔鏡下小切開尿管腫瘍摘出術
尿管腸瘻閉鎖術（内視鏡）	小児皮膚採取（培養用、筋肉等に達しない、2.5cm～5cm未満）	小児皮膚採取（培養用、筋肉等に達する、2.5cm～5cm未満）	腹腔鏡下小切開膀胱腫瘍摘出術
尿道下裂形成手術（性同一性障害）	小児皮膚採取（培養用、筋肉等に達しない、5cm～10cm未満）	小児皮膚採取（培養用、筋肉等に達する、5cm～10cm未満）	顎関節授動術（徒手の授動術）（関節腔洗浄療法を併用）
陰茎形成術（性同一性障害）	小児皮膚採取（培養用、筋肉等に達しない、10cm以上）	小児皮膚採取（培養用、筋肉等に達する、10cm以上）	皮膚採取（培養用、筋肉等に達する、長径5cm以上10cm未満）
会陰形成手術（筋層に及ばない）（性同一性障害）	小児骨格筋採取（筋肉等に達する、長径2.5cm～5cm未満）	小児皮膚採取（培養用、筋肉等に達しない、2.5cm未満）	皮膚採取（培養用、筋肉等に達する、長径20cm以上、頭頸部）
腔閉鎖術（遊離植皮）（性同一性障害）	小児骨格筋採取（筋肉等に達する、長径5cm～10cm未満）	小児骨格筋採取（筋肉等に達する、長径2.5cm～5cm未満）	骨格筋採取（筋肉等に達しない、長径5cm未満）
造脛術（腸管形成）（性同一性障害）	小児骨格筋採取（筋肉等に達する、長径10cm以上）	小児皮膚採取（培養用、筋肉等に達しない、5cm～10cm未満）	骨格筋採取（筋肉等に達しない、長径10cm以上）
腔閉鎖術（腸管形成）（性同一性障害）	小児骨格筋採取（筋肉等に達しない、長径5cm～10cm未満）	小児皮膚採取（培養用、筋肉等に達しない、10cm以上）	小児皮膚採取（培養用、筋肉等に達する、2.5cm未満）
腔閉鎖術（筋皮弁移植）（性同一性障害）	小児骨格筋採取（筋肉等に達しない、長径10cm以上）	小児骨格筋採取（筋肉等に達する、長径2.5cm未満）	小児皮膚採取（培養用、筋肉等に達する、2.5cm～5cm未満）
子宮全摘術（性同一性障害）	関節鏡下関節授動術（胸鎖）	小児骨格筋採取（筋肉等に達する、長径5cm～10cm未満）	小児皮膚採取（培養用、筋肉等に達する、5cm～10cm未満）
腹腔鏡下腔式子宮全摘術（性同一性障害）	両側肺移植加算（生体部分肺移植術）	小児骨格筋採取（筋肉等に達する、長径10cm以上）	小児皮膚採取（培養用、筋肉等に達する、10cm以上）
子宮付属器腫瘍摘出術（両側）（開腹）（性同一性障害）	移植用部分小腸採取術（生体）	小児骨格筋採取（筋肉等に達しない、長径2.5cm～5cm未満）	小児皮膚採取（培養用、筋肉等に達しない、2.5cm未満）
腹腔鏡下腔式子宮全摘術（性同一性障害・内視鏡手術用支援機器使用）	生体部分小腸移植術	小児骨格筋採取（筋肉等に達しない、長径5cm～10cm未満）	小児皮膚採取（培養用、筋肉等に達しない、5cm～10cm未満）
腹部開放創用局所陰圧閉鎖キット交換（長径5cm未満）	生体部分小腸移植術（提供者の療養上の費用）加算	小児骨格筋採取（筋肉等に達しない、長径10cm以上）	小児皮膚採取（培養用、筋肉等に達しない、10cm以上）
腹部開放創用局所陰圧閉鎖キット交換（長径5cm以上10cm未満）	腸管延長術	関節鏡下関節授動術（胸鎖）	小児骨格筋採取（筋肉等に達する、長径2.5cm未満）
腹部開放創用局所陰圧閉鎖キット交換（長径10cm以上）	腎（腎盂）腸瘻閉鎖術（内視鏡）	両側肺移植加算（生体部分肺移植術）	小児骨格筋採取（筋肉等に達する、長径5cm～10cm未満）
無心体双胎に対するラジオ波焼灼術	尿管腸瘻閉鎖術（内視鏡）	移植用部分小腸採取術（生体）	小児骨格筋採取（筋肉等に達する、長径10cm以上）
末梢単球採取術（チサゲンレクルユーセル投与予定）	尿道下裂形成手術（性同一性障害）	生体部分小腸移植術	小児骨格筋採取（筋肉等に達しない、長径5cm～10cm未満）
チサゲンレクルユーセルの投与	陰茎形成術（性同一性障害）	生体部分小腸移植術（提供者の療養上の費用）加算	小児骨格筋採取（筋肉等に達しない、長径10cm以上）
椎骨固定術、椎弓切除術、椎弓形成術（頸椎人工椎間板置換術）	会陰形成手術（筋層に及ばない）（性同一性障害）	移植用小腸採取術（死体）	関節鏡下関節授動術（胸鎖）
横隔神経電気刺激装置植込術	腔閉鎖術（遊離植皮）（性同一性障害）	同種死体小腸移植術	両側肺移植加算（生体部分肺移植術）
左心耳永久閉鎖術	造脛術（腸管形成）（性同一性障害）	腎（腎盂）腸瘻閉鎖術（内視鏡）	移植用部分小腸採取術（生体）

	腔閉鎖症術（腸管形成）（性同一性障害）	腎（腎盂）腸瘻閉鎖術（その他）	生体部分小腸移植術
	腔閉鎖症術（筋皮弁移植）（性同一性障害）	尿管腸瘻閉鎖術（内視鏡）	生体部分小腸移植術（提供者の療養上の費用）加算
	子宮全摘術（性同一性障害）	尿道下裂形成手術（性同一性障害）	腎（腎盂）腸瘻閉鎖術（内視鏡）
	腹腔鏡下腔式子宮全摘術（性同一性障害）	陰茎形成術（性同一性障害）	尿管腸瘻閉鎖術（その他）
	腹部開放創用局所陰圧閉鎖キット交換（長径5cm以上10cm未満）	会陰形成手術（筋層に及ばない）（性同一性障害）	腹腔鏡下小切開膀胱悪性腫瘍手術（全摘、代用膀胱利用尿路変更あり）
	横隔神経電気刺激装置植込術	造陰術（遊離植皮）（性同一性障害）	尿道形成手術（前部尿道）（性同一性障害）
		腔閉鎖症術（遊離植皮）（性同一性障害）	尿道下裂形成手術（性同一性障害）
		造陰術（腸管形成）（性同一性障害）	陰茎形成術（性同一性障害）
		腔閉鎖症術（腸管形成）（性同一性障害）	陰茎全摘術（性同一性障害）
		腔閉鎖症術（筋皮弁移植）（性同一性障害）	精巣摘出術（性同一性障害）
		子宮全摘術（性同一性障害）	会陰形成手術（筋層に及ばない）（性同一性障害）
		腹腔鏡下腔式子宮全摘術（性同一性障害）	造陰術（遊離植皮）（性同一性障害）
		子宮付属器腫瘍摘出術（両側）（開腹）（性同一性障害）	腔閉鎖症術（遊離植皮）（性同一性障害）
		子宮付属器腫瘍摘出術（両側）（腹腔鏡）（性同一性障害）	造陰術（腸管形成）（性同一性障害）
		腹腔鏡下腔式子宮全摘術（性同一性障害・内視鏡手術用支援機器使用）	腔閉鎖症術（腸管形成）（性同一性障害）
		顎関節人工関節全置換術	造陰術（筋皮弁移植）（性同一性障害）
		抗HLA抗体検査加算（生体部分肺移植術）	腔閉鎖症術（筋皮弁移植）（性同一性障害）
		抗HLA抗体検査加算（同種心臓移植術）	子宮全摘術（性同一性障害）
		移植臓器提供加算（同種死体肺移植術）	子宮付属器腫瘍摘出術（両側）（開腹）（性同一性障害）
		抗HLA抗体検査加算（同種死体肺移植術）	腹腔鏡下腔式子宮全摘術（性同一性障害・内視鏡手術用支援機器使用）
		同種死体膵島移植術	顎関節人工関節全置換術
		移植臓器提供加算（同種死体膵島移植術）	抗HLA抗体検査加算（生体部分肺移植術）
		抗HLA抗体検査加算（同種死体膵島移植術）	抗HLA抗体検査加算（同種心臓移植術）
		抗HLA抗体検査加算（生体部分小腸移植術）	移植臓器提供加算（同種死体肺移植術）
		抗HLA抗体検査加算（同種死体小腸移植術）	抗HLA抗体検査加算（同種死体肺移植術）
		自家培養角膜上皮移植術	移植臓器提供加算（同種死体膵臓移植術）
		角膜輪部組織採取	移植臓器提供加算（同種死体膵島移植術）
		画像等手術支援加算（患者適合型単回使用骨手術用器械）	抗HLA抗体検査加算（生体部分小腸移植術）
		内視鏡的頭頸部悪性腫瘍レーザー照射療法	角膜輪部組織採取
		経カテーテル肺動脈弁置換術	経カテーテル肺動脈弁置換術
		滲出液持続除去（術後縫合層）	舌下神経電気刺激装置植込術
		舌下神経電気刺激装置植込術	副腎腫瘍ラジオ波焼灼療法（一連として）（1cm未満のもの）
		副腎腫瘍ラジオ波焼灼療法（一連として）（1cm未満のもの）	患者適合型変形矯正ガイド・プレート使用加算（骨切り術）
		副腎腫瘍ラジオ波焼灼療法（一連として）（1cm以上のもの）	患者適合型変形矯正ガイド・プレート使用加算（変形治療骨折矯正術）
		患者適合型変形矯正ガイド・プレート使用加算（骨切り術）	スパイラルフィン内視鏡加算
		患者適合型変形矯正ガイド・プレート使用加算（変形治療骨折矯正術）	自家培養口腔粘膜上皮移植術
		スパイラルフィン内視鏡加算	
		不整脈手術（左心耳閉鎖術）（胸腔鏡下手術）	
		植込型骨導補聴器（直接振動型）植込術	
		自家培養口腔粘膜上皮移植術	
		口腔粘膜組織採取術	
		画像等手術支援加算（術中MRI撮像）	

L (麻酔)

2018_0	2019_0	2020_0	2021_0
ヒッチコック療法 (局所麻酔剤又はボツリヌス毒素)	舌神経ブロック (神経破壊剤又は高周波凝固法)	ヒッチコック療法 (局所麻酔剤又はボツリヌス毒素)	ヒッチコック療法 (局所麻酔剤又はボツリヌス毒素)
下垂体ブロック (神経破壊剤又は高周波凝固法)	迷走神経ブロック (神経破壊剤又は高周波凝固法)	舌神経ブロック (神経破壊剤又は高周波凝固法)	舌神経ブロック (神経破壊剤又は高周波凝固法)
舌神経ブロック (神経破壊剤又は高周波凝固法)	横隔神経ブロック (神経破壊剤又は高周波凝固法)	横隔神経ブロック (神経破壊剤又は高周波凝固法)	横隔神経ブロック (神経破壊剤又は高周波凝固法)
副神経ブロック (神経破壊剤又は高周波凝固法)	前頭神経ブロック (神経破壊剤又は高周波凝固法)	上喉頭神経ブロック (神経破壊剤又は高周波凝固法)	上喉頭神経ブロック (神経破壊剤又は高周波凝固法)
上喉頭神経ブロック (神経破壊剤又は高周波凝固法)	低温迅速導入加算	前頭神経ブロック (神経破壊剤又は高周波凝固法)	

M (放射線治療)

2018_0	2019_0	2020_0	2021_0
新生児加算 (放射線治療)		体外照射 (エックス線表在治療) (2回目)	小児放射線治療加算 (新生児)
M R ガイド下集束超音波治療器による集束超音波治療		小児放射線治療加算 (新生児)	

N (病理診断)

2018_0	2019_0	2020_0	2021_0
H E R 2 遺伝子標本作製 (シーケンサーシステム)			

【参考資料4】

参考資料4) NDBで算定回数が10未満（0を除く）診療行為コードの数

B（医学管理等）

2018_10	2019_10	2020_10	2021_10
乳幼児休日加算（小児科・外来診療料）（小児かかりつけ診療料）	糖尿病透析予防指導管理料（特定地域）	重度喘息患者治療管理加算（2月目以降6月目まで）	認知症地域包括診療料（情報通信機器）
糖尿病透析予防指導管理料（特定地域）	時間外特例医療機関加算（再診）（認知症地域包括診療料）	乳幼児休日加算（小児科・外来診療料）（小児かかりつけ診療料）	小児加算（外来緩和ケア管理料）（15歳未満）
休日加算（初診）（小児かかりつけ診療料）	時間外加算（外来診療料）（小児かかりつけ診療料）	重度喘息患者治療管理加算（1月目）	重度喘息患者治療管理加算（2月目以降6月目まで）
時間外特例医療機関加算（再診）（認知症地域包括診療料）	乳幼児時間外加算（再診）（地域包括診療料）	薬剤適正使用連携加算（認知症地域包括診療料）	乳幼児休日加算（小児科・外来診療料）（小児かかりつけ診療料）
薬剤適正使用連携加算（認知症地域包括診療料）	深夜加算（再診）（小児かかりつけ診療料）	時間外特例医療機関加算（再診）（認知症地域包括診療料）	重度喘息患者治療管理加算（1月目）
重度喘息患者治療管理加算（1月目）	乳幼児休日加算（小児科・外来診療料）（小児かかりつけ診療料）	糖尿病透析予防指導管理料（情報通信機器）	時間外特例医療機関加算（再診）（認知症地域包括診療料）
時間外加算（初診）（小児かかりつけ診療料）	がん治療連携管理料（小児がん拠点病院）	深夜加算（初診）（小児かかりつけ診療料）	がん治療連携管理料（小児がん拠点病院）
深夜加算（再診）（認知症地域包括診療料）	深夜加算（初診）（小児かかりつけ診療料）	乳幼児時間外加算（再診）（地域包括診療料）	乳幼児時間外加算（外来診療料）（小児かかりつけ診療料）
休日加算（再診）（小児かかりつけ診療料）	深夜加算（再診）（認知症地域包括診療料）	認知症地域包括診療料（情報通信機器）	深夜加算（再診）（小児かかりつけ診療料）
薬剤適正使用連携加算（地域包括診療料）	重度喘息患者治療管理加算（1月目）	深夜加算（再診）（小児かかりつけ診療料）	深夜加算（初診）（小児かかりつけ診療料）
人工呼吸器導入時相談支援加算（小児科療養指導料）	乳幼児時間外加算（外来診療料）（小児かかりつけ診療料）	乳幼児時間外加算（外来診療料）（小児かかりつけ診療料）	糖尿病透析予防指導管理料（情報通信機器）
乳幼児夜間加算（小児科・外来診療料）（小児かかりつけ診療料）	人工呼吸器導入時相談支援加算（小児科療養指導料）	小児加算（外来緩和ケア管理料）（15歳未満）	乳幼児時間外特例医療機関加算（外来診療料・小児かかりつけ診療料）
がん治療連携管理料（小児がん拠点病院）		遠隔連携診療料	地域包括診療料（情報通信機器）
		がん治療連携管理料（小児がん拠点病院）	時間外加算（再診）（認知症地域包括診療料）
			時間外加算（外来診療料）（小児かかりつけ診療料）

C（在宅医療）

2018_10	2019_10	2020_10	2021_10
持続血糖測定器加算（間歌注入インスリンポンプ非連動・2個以下）	横隔神経電気刺激装置加算	在宅患者訪問栄養食事指導料2（単一建物診療患者が10人～）	在宅患者訪問栄養食事指導料2（単一建物診療患者が2人～9人）
滞在時間加算（1号地域）	在宅患者共同診療料（訪問診療）（同一建物居住者以外）	在宅患者共同診療料（訪問診療）（同一建物居住者）	訪問看護・指導料（同一）（准看護師3人・3日目まで・臨時的取扱）
	横隔神経電気刺激装置指導管理料（脊髄損傷等患者）	滞在時間加算（1号地域）	滞在時間加算（1号地域）
	滞在時間加算（1号地域）	在宅患者訪問栄養食事指導料2（単一建物診療患者が2人～9人）	在宅患者共同診療料（訪問診療）（同一建物居住者）
		在宅患者共同診療料（訪問診療）（同一建物居住者以外）	訪問看護・指導料（同一）（准看護師2人・3日目まで・臨時的取扱）
			在宅患者共同診療料（訪問診療）（同一建物居住者以外）
			同一建物居住者訪問看護・指導料（緩和、褥瘡ケア等専門看護師）
			横隔神経電気刺激装置加算

D (検査)

2018_10	2019_10	2020_10	2021_10
吸収機能 (R1)	エレクトロキモグラフ	亜硝酸アミル吸入心音図検査	T波オルタナンス検査
顎関節鏡 (片)	グルタチオン (尿)	グルタチオン (尿)	脳循環測定 (笑気法)
循環血液量 (R1)	血球量 (R1)	ヘパトグラム (R1)	グルタチオン (尿)
コロンプラッシュ法 (組織切片標本鏡法)	センチネルリンパ節生検に係る遺伝子検査	顎関節鏡検査 (片)	肺炎クラミジア核酸検出
γ-GTアイソ (尿)	悪性腫瘍遺伝子検査 (シーケンサーシステム・2項目一括)	モーゼンタール法	Deanand Barnes反応
造血機能 (R1)	鼻アレルギー誘発試験 (22箇所以上)	循環血液量 (R1)	17-KGS (尿)
ヘパトグラム (R1)	Watson-Schwartz	過敏性転嫁検査 (22箇所以上)	フェニール・アラニン (尿)
セクレチン試験	造血機能 (R1)	乳幼児加算 (肺臓カテテル法等)	血管内視鏡検査
フェニール・アラニン (尿)	G-6-Pase	Watson-Schwartz反応	D-アラビニトール
Rimington	ヘパトグラム (R1)	デングウイルス抗原定性	乳幼児加算 (肺臓カテテル法等)
モーゼンタール法	血漿量 (R1)	フェニール・アラニン (尿)	光トポグラフィー (抑うつ症状の鑑別診断) (イ以外の場合)
内服・点滴誘発試験	蛇毒	2, 5-オリゴアデニル酸合成酵素活性	デングウイルス抗原定性
Watson-Schwartz	頭蓋内圧持続	ヒステジジン定量 (血)	モーゼンタール法
血球量 (R1)	クルドスコピー	エレクトロキモグラフ	デングウイルス抗原・抗体同時測定定性
サイトケラチン8・18 (尿)	α-ケトグルタル酸	α-ケトグルタル酸 (尿)	造血機能 (R1)
血小板寿命 (R1)	過敏性転嫁 (22箇所以上)	Deanand Barnes反応	2, 5-オリゴアデニル酸合成酵素活性
顎関節鏡 (両)	血管内視鏡	γ-GTアイソ (尿)	α-ケトグルタル酸 (尿)
グルタチオン (尿)	肺臓カテテル法	ボルフィリン症スクリーニングテスト (尿)	胆道機能テスト
ヒステジジン定量 (血)	Rimington	G-6-PD定性	エレクトロキモグラフ
α-ケトグルタル酸 (尿)	Deanand Barnes	動物使用検査	α-ケトグルタル酸
動物使用検査	2, 5-オリゴアデニル酸合成酵素活性	サイトケラチン8・18 (尿)	蛇毒試験
ヨードカリ	アジスカウント	鼻アレルギー誘発試験 (22箇所以上)	<十二指腸液>
血漿量 (R1)	γ-GTアイソ (尿)	センチネルリンパ節生検に係る遺伝子検査 (悪性黒色腫)	乳幼児加算 (前尿水採取)
D-アラビニトール	ヒステジジン定量 (血)	骨塩定量検査 (REMS法)	ブルセラ抗体定性
クルドスコピー	ブラスミン	Rimington反応	γ-GTアイソ (尿)
蛇毒	G-6-PD定性	クルドスコピー	鼻アレルギー誘発試験 (22箇所以上)
Deanand Barnes	心外膜興奮伝播図	肺臓カテテル法	腫瘍遺伝子変異量検査
2, 5-オリゴアデニル酸合成酵素活性	D-アラビニトール	左右別肺機能検査	循環時間測定
心外膜興奮伝播図	ヒステジジン定量 (尿)	光トポグラフィー (抑うつ症状の鑑別診断) (イ以外の場合)	電子授受式発消色性インジケター-使用皮膚表面温度測定
G-6-PD定性	内服・点滴誘発試験	蛇毒試験	Rimington反応
G-6-Pase	ヨードカリ	抗アデノ随伴ウイルス9型抗体測定	ALK融合遺伝子検査 (肺癌) (血液)
血管内視鏡		血管内視鏡検査	G-6-Pase
α-ケトグルタル酸		血球量 (R1)	頭蓋内圧持続測定
ボルフィリン症スクリーニングテスト (尿)		アジスカウント	特殊染色加算 (末梢血液像 (鏡検法)・脂肪染色)
ヘモベキシン		D-アラビニトール	ボルフィリン症スクリーニングテスト (尿)
肺臓カテテル法		内服・点滴誘発試験	HPL
		眼底血圧 (複雑)	VMA (髄液)
		ポリオウイルス2型抗体価 (定性・半定量・定量)	動物使用検査
		T波オルタナンス検査	心外膜興奮伝播図
		光トポグラフィー (脳外科手術前検査)	血中微生物検査 (多項目自動血球分析装置)
		ウロビリ (糞便)	眼底血圧 (複雑)
		G-6-Pase	白菌菌抗原定性
		ポリオウイルス1型抗体価 (定性・半定量・定量)	ヒステジジン定量 (血)
		脳循環測定 (色素希釈法)	ヨードカリ試験
		ポリオウイルス3型抗体価 (定性・半定量・定量)	ポリオウイルス2型抗体価 (定性・半定量・定量)
		<十二指腸液>	G-6-PD定性
		ポリアミン (尿)	インフルエンザ菌 (無莢膜型) 抗原定性
		自己溶血試験	ROS1融合遺伝子、ALK融合遺伝子 (2項目)
		血漿量 (R1)	血球量 (R1)
			ブラスミン
			ポリオウイルス3型抗体価 (定性・半定量・定量)
			ROS1融合遺伝子検査 (肺癌) (血液)
			血漿量 (R1)
			SYT-SSX遺伝子検査 (悪性骨軟部組織腫瘍)
			クルドスコピー

E (画像診断)

2018_10	2019_10	2020_10	2021_10
単純間接撮影 (イ) の写真診断 (手前 2 枚以上撮影)	高速心大血管連続撮影装置による撮影 (撮影) (デジタル撮影)	単純間接撮影 (撮影) (手前 2 枚以上撮影) (デジタル撮影)	高速心大血管連続撮影装置による撮影 (撮影) (デジタル撮影)
高速心大血管連続撮影装置による撮影 (撮影) (デジタル撮影)	単純間接撮影 (イ) の写真診断 (短手 2 枚以上撮影)	同時多層撮影 (他方と同時併施) (診断・撮影) (デジタル撮影)	単純撮影 (アナログと同時撮影) (デジタル撮影)
同時多層撮影 (診断・撮影) (デジタル撮影)	パントモグラフィー (診断・撮影) (アナログ撮影)	同時多層撮影 (診断・撮影) (デジタル撮影)	同時多層撮影 (診断・撮影) (デジタル撮影)
特殊撮影 (他方同時) (診断・撮影) (乳幼児) (アナログ撮影)	児頭骨盤不均衡特殊撮影 (他方同時) (診断・撮影) (アナログ撮影)	特殊撮影 (診断・撮影) (乳幼児) (デジタル撮影)	上顎骨曲面断層撮影 (診断・撮影) (デジタル撮影)
造影剤使用撮影 (アナログと同時撮影) (デジタル撮影)	造影剤使用撮影 (アナログと同時撮影) (デジタル撮影)	特殊撮影 (他方同時) (診断・撮影) (新生児) (デジタル撮影)	特殊撮影 (診断・撮影) (乳幼児) (デジタル撮影)
児頭骨盤不均衡特殊撮影 (他方同時) (診断・撮影) (アナログ撮影)	断層撮影 (診断・撮影) (アナログ撮影)	造影剤使用撮影 (アナログと同時撮影) (デジタル撮影)	単純間接撮影 (撮影) (手前 2 枚以上撮影) (アナログ撮影)
上顎洞造影剤注入手技	特殊撮影 (他方同時) (診断・撮影) (新生児) (デジタル撮影)	側頭骨曲面断層撮影 (診断・撮影) (アナログ撮影)	パントモグラフィー (診断・撮影) (アナログ撮影)
特殊撮影 (診断・撮影) (乳幼児) (デジタル撮影)	特殊撮影 (診断・撮影) (乳幼児) (デジタル撮影)	上顎骨曲面断層撮影 (診断・撮影) (デジタル撮影)	単純間接撮影 (撮影) (手前 2 枚以上撮影) (デジタル撮影)
上顎骨曲面断層撮影 (診断・撮影) (アナログ撮影)	特殊撮影 (他方同時) (診断・撮影) (乳幼児) (アナログ撮影)	単純間接撮影 (ロ) の写真診断 (短手 2 枚以上撮影)	単純撮影 (撮影) (短手 2 枚以上撮影) (アナログ撮影)
椎間板造影 (撮影) (アナログ撮影)	エックス線フィルムサブトラクション (アナログ撮影)	パントモグラフィー (診断・撮影) (アナログ撮影)	造影剤注入手技 (気管支ファイバースコープ挿入)
造影剤使用撮影 (デジタルと同時撮影) (アナログ撮影)	単純間接撮影 (イ) の写真診断 (手前 2 枚以上撮影)	幼児加算 (ボジトロン断層等) (施設基準不適合)	特殊撮影 (他方同時) (診断・撮影) (新生児) (デジタル撮影)
上顎骨曲面断層撮影 (診断・撮影) (デジタル撮影)	短期滞在手術等基本料による 2 枚以上撮影	造影剤使用撮影 (デジタルと同時撮影) (アナログ撮影)	造影剤注入手技 (動脈注射) (内臓)
単純間接撮影 (撮影) (短手 2 枚以上撮影) (デジタル撮影)	単純間接撮影 (撮影) (手前 2 枚以上撮影) (デジタル撮影)	椎間板造影 (撮影) (アナログ撮影)	ボジトロン断層撮影 (15 O 標識ガス剤使用) 施設基準不適合
特殊撮影 (他方同時) (診断・撮影) (新生児) (デジタル撮影)	単純撮影 (撮影) (手前 2 枚以上撮影) (アナログ撮影)	遠隔画像診断管理加算 1 (核医学診断)	単純撮影 (撮影) (手前 2 枚以上撮影) (アナログ撮影)
エックス線フィルムサブトラクション (アナログ撮影)	造影剤使用撮影 (デジタルと同時撮影) (アナログ撮影)	単純撮影 (撮影) (短手 2 枚以上撮影) (アナログ撮影)	断層撮影 (診断・撮影) (アナログ撮影)
断層撮影 (診断・撮影) (アナログ撮影)	上顎骨曲面断層撮影 (診断・撮影) (デジタル撮影)	断層撮影 (診断・撮影) (アナログ撮影)	造影剤注入手技 (上顎洞穿刺)
単純間接撮影 (ロ) の写真診断 (短手 2 枚以上撮影)	同時多層撮影 (診断・撮影) (デジタル撮影)	乳房用ボジトロン断層撮影 (施設基準不適合)	特殊撮影 (診断・撮影) (幼児) (デジタル撮影)
胆管・膵管鏡加算 (画像診断)	遠隔画像診断管理加算 1 (核医学診断)	ボジトロン断層撮影 (15 O 標識ガス剤使用) 施設基準不適合	単純間接撮影 (イ) の写真診断 (手前 2 枚以上撮影)
単純間接撮影 (撮影) (手前 2 枚以上撮影) (デジタル撮影)	椎間板造影 (撮影) (アナログ撮影)	胆管・膵管鏡加算 (画像診断)	胆管・膵管鏡加算 (画像診断)
副鼻腔曲面断層撮影 (診断・撮影) (アナログ撮影)	胆管・膵管鏡加算 (画像診断)	断層撮影 (他方と同時併施) (診断・撮影) (アナログ撮影)	心臓及び冠動脈造影 (右心カテーテル)
単純撮影 (アナログと同時撮影) (デジタル撮影)	断層撮影 (他方と同時併施) (診断・撮影) (アナログ撮影)	心臓及び冠動脈造影 (右心カテーテル)	単純撮影 (デジタルと同時撮影) (アナログ撮影)
パントモグラフィー (診断・撮影) (アナログ撮影)	単純撮影 (撮影) (短手 2 枚以上撮影) (アナログ撮影)	特殊撮影 (診断・撮影) (幼児) (デジタル撮影)	側頭骨曲面断層撮影 (診断・撮影) (デジタル撮影)
断層撮影 (他方と同時併施) (診断・撮影) (アナログ撮影)	特殊撮影 (診断・撮影) (幼児) (デジタル撮影)	単純間接撮影 (イ) の写真診断 (手前 2 枚以上撮影)	乳幼児加算 (ボジトロン断層等) (施設基準不適合)
遠隔画像診断管理加算 1 (核医学診断)		側頭骨曲面断層撮影 (診断・撮影) (デジタル撮影)	幼児加算 (ボジトロン断層等) (施設基準不適合)
側頭骨曲面断層撮影 (診断・撮影) (デジタル撮影)		造影剤注入手技 (気管支ファイバースコープ挿入)	狭帯域光強調加算 (画像診断)
単純撮影 (撮影) (短手 2 枚以上撮影) (アナログ撮影)		造影剤注入手技 (上顎洞穿刺)	
造影剤注入手技 (気管支ファイバースコープ挿入)			

G (注射)

2018_10	2019_10	2020_10	2021_10
乳幼児加算 (カフ型緊急時ブラッドアクセス用留置カテーテル挿入)	静脈切開法加算 (中心静脈注射用カテーテル挿入)	静脈切開法加算 (中心静脈注射用カテーテル挿入)	乳幼児加算 (カフ型緊急時ブラッドアクセス用留置カテーテル挿入)
静脈切開法加算 (中心静脈注射用カテーテル挿入)	乳幼児加算 (カフ型緊急時ブラッドアクセス用留置カテーテル挿入)		

H (リハビリテーション)

2018_10	2019_10	2020_10	2021_10

I (精神科専門療法)

2018_10	2019_10	2020_10	2021_10
在宅精神療法 (入院措置後退院患者・3種類以上抗うつ薬等減算)	精神科在宅患者支援管理料2 (重度精神障害者) (単一建物2人以上)	在宅精神療法 (入院措置後退院患者・3種類以上抗うつ薬等減算)	精神科デイ・ケア (大規模) (3年超・週3日超) (入院中の患者)
家族在宅精神療法 (3種類以上抗うつ薬等減算30分以上60分未満)	在宅精神療法 (入院措置後退院患者・3種類以上抗うつ薬等減算)	複数名精神科訪問看護・指導加算 (日・日3回～・同一建物内1人)	家族在宅精神療法 (3種類以上抗うつ薬等減算30分以上60分未満)
通院精神療法 (入院措置後退院患者・3種類以上減算・継続支援加算)	家族在宅精神療法 (3種類以上抗うつ薬等減算30分以上60分未満)	療養生活環境整備指導加算 (3種類以上抗うつ薬等減算)	精訪看 (3) (准看護師・日3人～・週4日目以降30分以上)
精神科デイ・ケア (大規模) (3年超・週3日超) (入院中の患者)	家族在宅精神療法 (3種類以上抗うつ薬等減算) (60分以上)	家族在宅精神療法 (3種類以上抗うつ薬等減算30分以上60分未満)	精神科在宅患者支援管理料2 (集中的支援必要) (単一建物1人)
精訪看 (3) (准看護師・週4日目以降30分以上) (同日3人以上)	精神科デイ・ケア (小規模) (3年超・週3日超) (入院中の患者)	精神科複数回訪問加算 (日3回～・同一建物内1人)	精神科複数回訪問加算 (日3回～・同一建物内1人)
複数名精神科訪問看護・指導加算 (准看護師と同時) (1日に2回)	複数名精神科訪問看護・指導加算 (准看護師と同時・1日に3回以上)	精訪看 (3) (准看護師・日2人・週4日目以降30分以上)	在宅精神療法 (初診日に60分以上・3種類以上抗うつ薬等減算)
精神科オンライン在宅管理料	精訪看 (3) (准看護師・週4日目以降30分以上) (同日3人以上)	在宅精神療法 (初診日に60分以上・3種類以上抗うつ薬等減算)	療養生活環境整備指導加算 (3種類以上抗うつ薬等減算)
在宅精神療法 (初診日に60分以上・3種類以上抗うつ薬等減算)	精神科デイ・ケア (大規模) (3年超・週3日超) (入院中の患者)	精神科複数回訪問加算 (日2回・同一建物内2人)	精訪看 (3) (作業療法士・日2人・週4日目以降30分未満)
精神科在宅患者支援管理料1 (重度精神障害者) (単一建物2人以上)	精神科オンライン在宅管理料	精訪看 (3) (作業療法士・日3人～・週4日目以降30分未満)	精訪看 (3) (作業療法士・日3人～・週4日目以降30分未満)
	通院精神療法 (入院措置後退院患者・3種類以上減算・継続支援加算)	精訪看 (3) (精神保健福祉士・日3人～・週4日目以降30分以上)	精訪看 (3) (准看護師・日2人・週4日目以降30分以上)
		通院精神療法 (入院措置後退院患者・3種類以上減算・継続支援加算)	複数名精神科訪問看護・指導加算 (日・日3回～・同一建物内2人)
		精訪看 (3) (作業療法士・日3人～・週4日目以降30分以上)	精訪看 (3) (作業療法士・日2人・週4日目以降30分以上)
		精訪看 (3) (准看護師・日3人～・週4日目以降30分以上)	精訪看 (3) (精神保健福祉士・日3人～・週4日目以降30分未満)
		精訪看 (3) (精神保健福祉士・日2人・週4日目以降30分未満)	

J (処置)

2018_10	2019_10	2020_10	2021_10
電撃傷処置 (3000cm2以上6000cm2未満)	脊椎側弯矯正プラスチックギブスシーネ	脊椎側弯矯正ギブスシャーレ	斜頸矯正ギブス除去料
オキシゲンエアロック (呼吸不能児の蘇生)	斜頸矯正ギブスシャーレ	酸素加圧 (気管内挿管下に閉鎖循環式麻酔器)	脊椎側弯矯正ギブス除去料
酸素加圧 (気管内挿管下に閉鎖循環式麻酔器) (5時間超)	無水アルコール吸入療法	無水アルコール吸入療法	脊椎側弯矯正ギブス修理料
四肢ギブス除去料 (鼻ギブス)	脊椎側弯矯正ギブスシャーレ	脊椎側弯矯正ギブス除去料	電撃傷処置 (100cm2以上500cm2未満)
脊椎側弯矯正ギブス修理料	電撃傷処置 (3000cm2以上6000cm2未満)	電撃傷処置 (100cm2以上500cm2未満)	鎖骨ギブス除去料 (片)
鎖骨ギブス除去料 (片)	斜頸矯正プラスチックギブスシーネ	ショックバンツ	食道ベージング法
酸素加圧 (気管内挿管下に閉鎖循環式麻酔器)	先天性股関節脱臼ギブス除去料	妊娠子宮嵌頓非観血的整復法	四肢ギブス除去料 (鼻ギブス)
斜頸矯正プラスチックギブスシーネ	ショックバンツ (2日目以降)	先天性股関節脱臼ギブス修理料	クレーデ氏胎盤圧出法
斜頸矯正ギブスシャーレ	電撃傷処置 (100cm2以上500cm2未満)	食道ベージング法	酵素注射療法
IMV	脊椎側弯矯正ギブス除去料	鎖骨ギブス除去料 (片)	酸素加圧 (気管内挿管下に閉鎖循環式麻酔器) (5時間超)
電撃傷処置 (6000cm2以上)	凍傷処置 (5000cm2以上3000cm2未満)	練習用仮義手採型法 (股関節、肩関節離断)	斜頸矯正ギブス修理料
練習用仮義足 (義肢器具採型法) (股関節、肩関節離断)	ショックバンツ	酸素加圧 (気管内挿管下に閉鎖循環式麻酔器) (5時間超)	斜頸矯正プラスチックギブスシーネ
電撃傷処置 (100cm2以上500cm2未満)	四肢ギブス除去料 (鼻ギブス)	IMV	酸素加圧 (気管内挿管下に閉鎖循環式麻酔器)
先天性股関節脱臼ギブス修理料	先天性股関節脱臼ギブスシャーレ	電撃傷処置 (3000cm2以上6000cm2未満)	脊椎側弯矯正プラスチックギブスシーネ
水腎症穿刺 (処置)	先天性股関節脱臼ギブス修理料	斜頸矯正ギブス修理料	陣痛誘発のための卵膜外薬液注入法
斜頸矯正ギブス包帯	陣痛誘発のための卵膜外薬液注入法	四肢ギブス除去料 (鼻ギブス)	閉鎖循環式麻酔器使用気管内挿管下酸素吸入
斜頸矯正ギブス修理料	妊娠子宮嵌頓非観血的整復法	斜頸矯正プラスチックギブスシーネ	先天性股関節脱臼ギブス修理料
エタノール局所注入 (副甲状腺に対する)	練習用仮義足 (義肢器具採型法) (股関節、肩関節離断)	水腎症穿刺 (処置)	エンドトキシン選択除去用吸着式血液浄化法 (18歳未満)
陣痛誘発のための卵膜外薬液注入法	時間外・休日加算 (持続緩徐式血液濾過)	練習用仮義足採型法 (股関節、肩関節離断)	斜頸矯正ギブス包帯
四肢ギブス除去料 (内反足矯正) (片)	斜頸矯正プラスチックギブス	斜頸矯正プラスチックギブス	薬傷処置 (500cm2以上3000cm2未満)
	食道ベージング法	先天性股関節脱臼ギブスシーネ	心不全に対する遠赤外線温熱療法
	プラスチックギブスベッド	四肢ギブス除去料 (内反足矯正) (片)	先天性股関節脱臼ギブスシャーレ
	斜頸矯正ギブス包帯	クレーデ氏胎盤圧出法	妊娠子宮嵌頓非観血的整復法
	斜頸矯正ギブス修理料	四肢ギブスシャーレ (鼻ギブス)	水腎症穿刺 (処置)
		閉鎖循環式麻酔器使用気管内挿管下酸素吸入	練習用仮義足採型法 (股関節、肩関節離断)
		陣痛誘発のための卵膜外薬液注入法	四肢ギブス除去料 (内反足矯正) (片)
		腰椎麻酔下直腸内異物除去	

K (手術)

2018_10	2019_10	2020_10	2021_10
排泄腔外反症手術 (外反膀胱閉鎖術)	モルガニー氏洞及び肛門管切開術	腹腔鏡下横隔膜電極植込術	人工関節置換術 (肩鎖)
骨移植術 (移植用骨採取のみ、同種骨移植、非生体、特殊、その他)	小児皮膚採取 (培養用、筋肉等に達しない、2.5 cm未満)	脊髄視床路切取術	膀胱後腫瘍摘出術 (腸管切除を伴う)
四肢関節離断術 (肘)	骨移植術 (移植用骨採取のみ、同種骨移植、非生体、特殊、その他)	子宮位置矯正術 (癒着剥離矯正術)	小児骨格筋採取 (筋肉等に達する、長径2.5 cm~5 cm未満)
胃縮小術	関節鏡下滑液膜摘出術 (肩鎖)	関節鏡下関節内異物 (挿入物を含む) 除去術 (指)	関節鏡下関節内異物 (挿入物を含む) 除去術 (指)
痕跡副子宮手術 (腔式)	関節鏡下関節内異物 (挿入物を含む) 除去術 (指)	骨盤骨 (軟骨) 組織採取術 (試験切取) (棘突起)	腹腔鏡下横隔膜電極植込術
顎関節内板整位術 (開放)	顎関節授動術 (徒手の授動術) (関節腔洗浄療法を併用)	骨格筋採取 (筋肉等に達しない、長径10 cm以上)	卵管口切開術 (開腹)
脊髄視床路切取術	膀胱後腫瘍摘出術 (腸管切除を伴う)	皮膚採取 (培養用、筋肉等に達する、長径10 cm以上、その他)	食道下部迷走神経選択的切除術 (胃切除術を併施)
骨移植術 (移植用骨採取のみ、同種骨移植、生体、その他)	滑液膜摘出術 (胸鎖)	心臓脱手術	骨格筋採取 (筋肉等に達する、長径20 cm以上、頭頸部)
ビックレル氏手術	神経捻除術 (おとがい神経)	神経交差縫合術 (指)	小児骨格筋採取 (筋肉等に達しない、長径2.5 cm~5 cm未満)
骨格筋採取 (筋肉等に達しない、長径5 cm以上10 cm未満)	指癒着症手術 (骨関節、腕の形成を要する)	頸肋切除術	膀胱静脈手術
滑液膜摘出術 (胸鎖)	食道下部迷走神経選択的切除術 (ドレナージを併施)	肺縫縮術 (肺気腫に対する正中切開) (楔状部分切除)	尿管腫瘍閉鎖術 (内視鏡)
関節鏡下関節内異物 (挿入物を含む) 除去術 (指)	胸壁外皮膚管形成吻合術 (頸部、胸部、腹部操作)	変形治療骨折矯正手術 (肩甲骨)	子宮位置矯正術 (癒着剥離矯正術)
大血管転位症手術 (マスタード・セニング手術)	閉鎖神経切除術	尿道形成手術 (前部尿道) (性同一性障害)	変形治療骨折矯正手術 (膝蓋骨)
造脛術 (腸管形成)	交感神経切除術 (股動脈周囲)	子宮頸部形成光線力学療法	皮膚採取 (培養用、筋肉等に達する、長径10 cm以上、その他)
修正大血管転位症手術 (心室中隔欠損パッチ閉鎖術)	変形治療骨折矯正手術 (肩甲骨)	腎固定術	心臓弁再置換術加算 (弁輪拡大術を伴う大動脈弁置換術) (3弁)
不整脈手術 (副伝導路切断術)	腹腔鏡下食道下部迷走神経切断術 (幹迷切)	人工関節再置換術 (手)	純型肺動脈弁閉鎖症手術 (肺動脈弁切開術 (単独))
関節鏡下関節鼠摘出手術 (胸鎖)	造脛術 (遊離植皮) (性同一性障害)	頭蓋内電極植込術 (脳深部電極) (7本以上の電極)	関節鏡下関節滑膜切除術 (胸鎖)
肝腫瘍切開術 (開胸)	心臓弁再置換術加算 (腹腔鏡下弁置換術) (2弁)	小児骨格筋採取 (筋肉等に達する、長径2.5 cm~5 cm未満)	漏斗胸手術 (胸骨翻転法)
先天性食道狭窄症根治手術	排泄腔外反症手術 (膀胱腸閉鎖術)	人工関節再置換術 (肩鎖)	同種死体脾移植術
人工関節抜去術 (肩鎖)	食道下部迷走神経選択的切除術 (胃切除術を併施)	骨格筋採取 (筋肉等に達しない、長径5 cm未満)	腎 (腎盂) 腫瘍閉鎖術 (その他)
子宮位置矯正術 (癒着剥離矯正術)	上咽頭腫瘍摘出術 (経副鼻腔)	神経血管吻合植皮術 (足)	腹腔鏡下腔式子宮全摘術 (性同一性障害)
膀胱結石手術 (膀胱切開)	指移植手術	関節鏡下掌指関節滑膜切除術	神経捻除術 (おとがい神経)
鼓室神経叢切除、鼓索神経切断術	骨格筋採取 (筋肉等に達しない、長径5 cm未満)	肝腫瘍切開術 (開胸)	耳科の硬脳膜外腫瘍切開術
骨髄内輸血加算 (その他)	腹腔鏡下胃全摘術 (単純全摘術) (内視鏡手術用支援機器使用)	脳切取術 (開頭)	観血的関節制動術 (胸鎖)
骨全摘術 (大腿)	皮膚移植術 (死体) (200 cm2以上500 cm2未満)	癩眼・胼胝切除術 (露出部以外で縫合) (長径6 cm以上)	胸壁外皮膚管形成吻合術 (頸部、胸部、腹部操作)
変形治療骨折矯正手術 (肩甲骨)	神経捻除術 (上眼窩神経)	尿道上裂形成手術	神経交差縫合術 (指)
皮膚採取 (培養用、筋肉等に達する、長径20 cm以上、頭頸部)	関節鏡下関節内異物 (挿入物を含む) 除去術 (股)	食道周囲腫瘍切開誘導術 (胸骨切開)	関節鏡下関節授動術 (肩鎖)
交感神経切除術 (頸動脈周囲)	食道下部迷走神経選択的切除術 (単独)	上咽頭ポリープ摘出術 (経副鼻腔)	食道周囲腫瘍切開誘導術 (胸骨切開)
神経捻除術 (上眼窩神経)	脈絡膜腫瘍切除術	神経捻除術 (上眼窩神経)	腹腔鏡下小切開後腹膜リンパ節群郭清術
肺縫縮術 (肺気腫に対する正中切開) (楔状部分切除)	腹腔鏡下小切開尿管腫瘍摘出術	舌根甲状腺腫瘍摘出術	人工関節再置換術 (肩鎖)
食道下部迷走神経選択的切除術 (胃切除術を併施)	尿管皮膚瘻閉鎖術	交感神経切除術 (頸動脈周囲)	胃冠状静脈結紮及び切除術
胸壁外皮膚管形成吻合術 (頸部、胸部、腹部操作)	鼻咽腔線維縮手術 (切除)	尿管腫瘍閉鎖術 (その他)	腔鏡毛性腫瘍摘出術
脈絡膜腫瘍切除術	関節鏡下掌指関節滑膜切除術	人工関節抜去術 (胸鎖)	皮膚採取 (培養用、筋肉等に達しない、長径5 cm以上10 cm未満)
焦点式高エネルギー超音波療法	食道腫瘍摘出術 (縦隔鏡下)	耳科の硬脳膜外腫瘍切開術	同種死体脾骨移植術
人工関節再置換術 (手)	骨移植術 (移植用骨採取のみ、同種骨移植、非生体、特殊、腸骨翼)	自家腸骨片充填加算 (内視鏡下鼻・副鼻腔手術2型)	食道腫瘍摘出術 (縦隔鏡下)
胃冠状静脈結紮及び切除術	子宮付属器腫瘍摘出術 (両側) (開腹) (性同一性障害)	観血的関節制動術 (胸鎖)	心臓弁再置換術加算 (大動脈瘤切除術 (吻合又は移植含む)) (3弁)
小児骨格筋採取 (筋肉等に達する、長径2.5 cm~5 cm未満)	心室憩室切除術	患者適合型変形矯正ガイド加算 (骨切り術)	スタッフェル手術
観血的関節固定術 (胸鎖)	胸壁外皮膚管形成吻合術 (バイパスのみ作成)	骨全摘術 (鎖骨)	腹腔鏡下小切開骨盤内リンパ節群郭清術
指癒着症手術 (骨関節、腕の形成を要する)	腹部開放創用局所陰圧閉鎖キット交換 (長径5 cm未満)	脈絡膜腫瘍切除術	眼窩下孔部神経切断術
関節鏡下掌指関節滑膜切除術	迷路摘出術 (全摘出)	関節鏡下関節鼠摘出手術 (肩鎖)	皮膚移植術 (死体) (1000 cm2以上3000 cm2未満)
おとがい孔部神経切断術	骨移植術 (移植用骨採取のみ、同種骨移植、非生体、その他、腸骨翼)	漏斗胸手術 (胸骨翻転法)	胃横断術 (静脈瘤手術)
食道周囲腫瘍切開誘導術 (胸骨切開)	食道下部迷走神経切断術 (幹迷切) (ドレナージを併施)	スタッフェル手術	骨髄内輸血加算 (その他)
仙骨神経刺激装置交換術	中手骨摘除術 (2本以上)	関節切取術 (肘)	おとがい孔部神経切断術
下顎骨延長術 (片側)	関節形成手術 (胸鎖)	胃冠状静脈結紮及び切除術	関節鏡下関節鼠摘出手術 (肩鎖)
関節鏡下関節滑膜切除術 (胸鎖)	横隔膜レラクサチオ手術 (経腹)	骨全摘術 (下腿)	子宮脱手術及び卵管結紮術併施
皮膚採取 (培養用、筋肉等に達しない、長径5 cm以上10 cm未満)	腎 (腎盂) 皮膚瘻閉鎖術	焦点式高エネルギー超音波療法	腹腔鏡下食道下部迷走神経選択的切除術
小児皮膚採取 (培養用、筋肉等に達する、2.5 cm未満)	滑液膜摘出術 (肩鎖)	滑液膜摘出術 (肩鎖)	脾腎静脈吻合術
人工血管等再置換術加算 (修正大血管転位症手術)	骨悪性腫瘍手術 (膝蓋骨)	関節鏡下関節内異物 (挿入物を含む) 除去術 (股)	食道憩室切除術 (開胸)
心臓脱手術	乳頭形成加算	関節鼠摘出手術 (肩鎖)	大動脈弁狭窄症直视下切開術
食道下部迷走神経切断術 (幹迷切) (ドレナージを併施)	関節切除術 (胸鎖)	関節形成手術 (胸鎖)	前頭洞篩骨洞蝶形滑根治手術
皮膚移植術 (死体) (200 cm2未満)	観血的関節固定術 (胸鎖)	関節鏡下関節内骨折観血的手術 (胸鎖)	食道下部迷走神経切断術 (幹迷切) (胃切除術を併施)
斜指手術 (軟骨形成のみ)	スタッフェル手術	造脛術 (筋皮弁移植)	中手骨摘除術 (2本以上)
子宮付属器腫瘍摘出術 (両側) (腹腔鏡) (性同一性障害)	内反足足板矯正固定	横隔神経麻痺術	経皮的腎萎縮術 (経皮的腎萎縮造設術を含む)
上咽頭ポリープ摘出術 (経副鼻腔)	肝腫瘍切開術 (開胸)	陰茎全摘術 (性同一性障害)	縦隔切開術 (経食道)
腹腔鏡下尿失禁手術	腔閉鎖症術 (筋皮弁移植)	骨悪性腫瘍手術 (膝蓋骨)	骨悪性腫瘍手術 (膝蓋骨)
唾液腺管移動術 (上顎洞内)	食道周囲腫瘍切開誘導術 (胸骨切開)	食道憩室切除術 (開胸)	皮膚移植術 (死体) (3000 cm2以上)
神経交差縫合術 (指)	関節内異物 (挿入物を含む) 除去術 (胸鎖)	関節切開術 (胸鎖)	乳頭形成加算

骨全摘術（上腕）	骨移植術（移植用骨採取のみ、同種骨移植、生体、棘突起）	関節切除術（胸鎖）	血管露出術加算
腫瘍毛性腫瘍摘出術	変形治療骨折矯正手術（その他）	腹腔鏡下食道憩室切除術	内視鏡的表在性胃悪性腫瘍光線力学療法
人工関節再置換術（肩鎖）	患者適合型変形矯正ガイド加算（骨切り術）	膀胱後腫瘍摘出術（膀胱切除を伴わない）	人工骨頭挿入術（指）
腹腔鏡下小切開尿管腫瘍摘出術	漏斗胸手術（胸骨副転法）	抗HLA抗体検査加算（同種死体膵腎移植術）	喉頭粘膜下軟骨片挿入術
脳切取術（開頭）	子宮附屬器腫瘍摘出術（両側）（腹腔鏡）（性同一性障害）	眼窩下孔部神経切断術	自家培養角膜上皮移植術
皮膚採取（培養用、筋肉等に達する、長径5cm未満）	純型肺動脈弁閉鎖症手術（肺動脈弁切開術（単独））	腹腔鏡下尿失禁手術	子宮附屬器腫瘍摘出術（両側）（腹腔鏡）（性同一性障害）
造腔術（遊離植皮）（性同一性障害）	無心体双胎に対するラジオ波焼灼術	迷路摘出術（部分摘出（膜迷路摘出術を含む））	関節鏡下関節内骨折靭血の手術（胸鎖）
胸壁外皮膚管形成吻合術（バイパスのみ作成）	植込型骨導補聴器交換術	腎（腎盂）皮膚瘻閉鎖術	食道・胃静脈瘤手術（食道離断術を主とする）
小児骨格筋採取（筋肉等に達しない、長径2.5cm未満）	関節鏡下関節授動術（肩鎖）	関節鏡下関節内異物（挿入物を含む）除去術（肘）	子宮頸部初期癌光線力学療法
迷路摘出術（全摘出）	骨格筋採取（筋肉等に達する、長径10cm以上、その他）	乳頭形成加算	抗HLA抗体検査加算（同種死体膵島移植術）
関節切開術（胸鎖）	自家腸骨片充填加算（内視鏡下鼻・副鼻腔手術2型）	小児骨格筋採取（筋肉等に達しない、長径2.5cm未満）	腎固定術
中手骨摘除術（2本以上）	同種死体膵移植術	移植用膵採取術（死体）	人工血管等再置換術加算（修正大血管転位症手術）
関節切開術（胸鎖）	関節切開術（肩鎖）	人工骨頭挿入術（指）	腹腔鏡下噴門側胃切除術（単純切除術）（内視鏡手術用支援機器使用）
横隔神経麻痺術	神経切除術（眼窩下神経）	同種死体膵移植術	指移植手術
食道異物摘出術（開腹手術）	人工骨頭挿入術（手）	造腔術（筋皮弁移植）（性同一性障害）	移植用小腸採取術（死体）
関節形成手術（胸鎖）	顎関節形成術	子宮脱手術及び卵管結紮術併施	滑液膜摘出術（肩鎖）
交感神経節切除術（頸部）	腹腔鏡下小切開膀胱腫瘍摘出術	間葉系幹細胞採取	腎切半術
人工関節除去術（手）	植込み型病変識別マーカ―留置術	結核性腹膜炎手術	食道アカラシア形成手術
上咽頭腫瘍摘出術（外切開）	小児骨格筋採取（筋肉等に達する、長径2.5cm未満）	腹腔鏡下噴門側胃切除術（単純切除術）（内視鏡手術用支援機器使用）	骨膜外、胸膜外充填術
腹腔鏡下小切開骨盤内リンパ節群郭清術	腎切半術	人工関節除去術（手）	前頭洞充填術
生体皮膚移植（提供者の療養上の費用）加算	腎被膜剥離術	関節鏡下関節授動術（肩鎖）	気管支異物除去術（開胸手術）
滑液膜摘出術（肩鎖）	骨移植術（移植用骨採取のみ、同種骨移植、生体、腸骨翼）	腹腔鏡下食道下部迷走神経選択的切除術	抗HLA抗体検査加算（同種死体小腸移植術）
胃腸縫縮術	移植用膵採取術（死体）	乳幼児加算（CAR発現生T細胞投与）（6歳未満）	人工骨頭挿入術（手）
大動脈弁狭窄直视下切開術	子宮頸部異形成光線力学療法	人工骨頭挿入術（手）	膀胱子宮瘻閉鎖術
尿管腫瘍閉鎖術（その他）	人工血管等再置換術加算（大血管転位症手術）	大動脈弁狭窄直视下切開術	同種死体小腸移植術
卵管口切開術（開腹）	心臓弁再置換術加算（弁輪拡大術を伴う大動脈弁置換術）（3弁）	靭血の関節固定術（胸鎖）	骨折経皮的鋼線刺入固定術（肩甲骨）
食道下部迷走神経選択的切除術（単独）	脳切取術（開頭）	骨切り術（肩甲骨）	副腎腫瘍ラジオ波焼灼療法（一連として）（1cm以上のもの）
小児骨格筋採取（筋肉等に達する、長径2.5cm未満）	脊髄視床路切取術	滑液膜摘出術（胸鎖）	食道静脈瘤手術（開腹）
食道下部迷走神経切除術（幹切断）（胃切除術を併施）	食道・胃静脈瘤手術（食道離断術を主とする）	膀胱後腫瘍摘出術（膀胱切除を伴う）	結核性腹膜炎手術
骨移植術（移植用骨採取のみ、同種骨移植、生体、棘突起）	骨格筋採取（筋肉等に達する、長径5cm以上10cm未満）	肺静脈血栓除去術（縦隔鏡下）	経迷路的内耳道開放術
顎関節授動術（徒手的授動術）（関節腔洗浄療法を併用）	小児骨格筋採取（筋肉等に達しない、長径2.5cm～5cm未満）	精巣摘出術（性同一性障害）	変形治療骨折矯正手術（鎖骨）
腹腔鏡下小切開膀胱腫瘍摘出術	皮膚移植術（死体）（500cm ² 以上1000cm ² 未満）	食道・胃静脈瘤手術（食道離断術を主とする）	指癒着症手術（骨関節、腱の形成を要する）
純型肺動脈弁閉鎖症手術（肺動脈弁切開術（単独））	腹腔鏡下小切開膀胱悪性腫瘍手術（全摘、代用膀胱利用尿路変更あり）	食道腫瘍摘出術（縦隔鏡下）	脈絡腫瘍切除術
双角子宮手術	大血管転位症手術（マスタード・セニング手術）	腹腔鏡下胃全摘術（単純全摘術）（内視鏡手術用支援機器使用）	画像等手術支援加算（患者適合型単回使用手術用器械）
腹腔鏡下小切開後腹膜リンパ節群郭清術	腹腔鏡下腔式子宮全摘術（性同一性障害・内視鏡手術用支援機器使用）	皮膚採取（培養用、筋肉等に達する、長径5cm未満）	移植用膵採取術（死体）
膈骨摘出術（肩甲骨）	腎（腎盂）腸瘻閉鎖術（その他）	不整脈手術（副伝導路切断術）	不整脈手術（副伝導路切断術）
頸動脈球摘出術	食道静脈瘤手術（開腹）	排泄腔外反症手術（膀胱腸閉鎖術）	坐骨ヘルニア手術
癒合腎腫瘍術	毛様体腫瘍切除術	移植臓器提供加算（同種死体膵腎移植術）	関節鏡下滑液膜摘出術（指）
骨移植術（移植用骨採取のみ、同種骨移植、非生体、その他、腸骨翼）	子宮破裂手術（子宮腔上部切開を行う）	骨膜外、胸膜外充填術	脳血管塞栓摘出術
関節鏡下滑液膜摘出術（指）	胸腔鏡下動脈管開閉鎖術	骨格筋採取（筋肉等に達する、長径20cm以上、頭頸部）	耳性頭蓋内合併症手術
皮膚移植術（死体）（3000cm ² 以上）	骨格筋由来細胞シート心表面移植術	修正大血管転位症手術（心室中隔欠損パッチ閉鎖術）	肺静脈血栓除去術
気管支異物除去術（開胸手術）	胃吊上げ固定術（胃下垂症手術）	顎関節脱臼靭血の手術	胃吊上げ固定術（胃下垂症手術）
顎関節形成術	関節鏡下滑液膜摘出術（指）	経皮的肺動脈穿通・拡大術	腹腔鏡下胃全摘術（単純全摘術）（内視鏡手術用支援機器使用）
関節鏡下関節内骨折靭血の手術（股）	前頭洞充填術	肺動脈狭窄症手術（肺動脈弁切開術（単独））	縦隔気管口形成手術
骨膜外、胸膜外充填術	心臓弁再置換術加算（大動脈瘤切除術（吻合又は移植含む））（3弁）	子宮位置矯正術（開腹による位置矯正術）	自家腸骨片充填加算（内視鏡下鼻・副鼻腔手術2型）
頸肋切取術	子宮位置矯正術（癒着剥離矯正術）	食道静脈瘤手術（開腹）	子宮位置矯正術（開腹による位置矯正術）
骨全摘術（下腿）	不整脈手術（副伝導路切断術）	指癒着症手術（骨関節、腱の形成を要する）	排泄腔外反症手術（外反膀胱閉鎖術）
膀胱子宮瘻閉鎖術	同種死体小腸移植術	人工関節置換術（肩鎖）	小児皮膚採取（培養用、筋肉等に達しない、2.5cm～5cm未満）
肺静脈血栓除去術	植込型骨導補聴器交換術	毛様体腫瘍切除術	毛様体腫瘍切除術
尿道上裂形成手術	冠動脈形成術（血栓内膜摘除）（2箇所以上）	関節鏡下関節内骨折靭血の手術（股）	骨格筋採取（筋肉等に達しない、長径5cm以上10cm未満）
関節鏡下滑液膜摘出術（肩鎖）	肺動脈狭窄症手術（肺動脈弁切開術（単独））	腹腔鏡下小切開膀胱悪性腫瘍手術（全摘、代用膀胱利用尿路変更あり）	関節切開術（胸鎖）
経迷路的内耳道開放術	骨膜外、胸膜外充填術	尿管誘導手術	患者適合型変形矯正ガイド加算（骨切り術）
心臓弁再置換術加算（胸腔鏡下弁置換術）（2弁）	下顎骨延長術（片側）	腸管延長術	骨格筋採取（筋肉等に達する、長径10cm以上、その他）
指移植手術	靭血の関節制動術（胸鎖）	排泄腔外反症手術（外反膀胱閉鎖術）	滑液膜摘出術（胸鎖）
腱縫合術（切創等の創傷）（6歳未満）	骨膜外、胸膜外充填術	小児腱縫合術（切創等の創傷）	腎囊胞切除縮小術
移植用膵採取術（死体）	胃横断術（静脈瘤手術）	毛様体腫瘍切除術	大血管転位症手術（マスタード・セニング手術）
変形治療骨折矯正手術（膝蓋骨）	人工骨頭挿入術（指）	前頭洞充填術	鼻咽腔線維腫手術（切除）
腹腔鏡下胃全摘術（単純全摘術）（内視鏡手術用支援機器使用）	下顎骨延長術（両側）	上顎骨全摘術	関節切開術（肩鎖）
関節鏡下関節内異物（挿入物を含む）除去術（股）	腹壁子宮瘻手術	内耳閉塞術	腸管延長術

修正大血管転位症手術（根治手術（ダブルスイッチ手術））	大動脈肺動脈中隔欠損症手術（単独）	双角子宮手術	神経捻除術（上眼窩神経）
心臓弁再置換術加算（大動脈瘤切除術（吻合又は移植含む））（3弁）	膀胱腸瘻閉鎖術（内視鏡）	S状洞血栓（静脈炎）手術	骨全摘術（膝蓋骨）
膀胱閉鎖術	腹腔鏡下小切開後腹膜リンパ節群郭清術	食道腫瘍摘出術（開胸又は開腹手術）	植込み型病変識別マーカー留置術
胃吊上げ固定術（胃下垂症手術）	腹腔鏡下食道下部迷走神経選択的切除術	脳動脈瘤被包術（2箇所以上）	経尿道的前立腺高温度治療
毛様体腫瘍切除術	痕跡副角子宮手術（腹式）	胃横断術（静脈瘤手術）	腎（腎盂）皮膚瘻閉鎖術
交感神経切除術（股動脈周囲）	肺縫縮術（肺気腫に対する正中切開）（楔状部分切除）	食道下部迷走神経選択的切除術（ドレナージを併施）	神経捻除術（眼窩下神経）
前頭洞充填術	皮膚採取（培養用、筋肉等に達しない、長径5cm以上10cm未満）	胸腔鏡下動脈管開存閉鎖術	下顎骨延長術（片側）
人工骨頭挿入術（手）	腹腔鏡下小切開骨盤内リンパ節群郭清術	骨髄内輸血加算（その他）	迷路摘出術（部分摘出（膜迷路摘出術を含む））
心臓弁再置換術加算（弁輪拡大術を伴う大動脈弁置換術）（3弁）	人工関節抜去術（手）	関節内異物（挿入物を含む）除去術（胸鎖）	先天性食道狭窄症根治手術
小児補助人工心臓（初日）	移植用小腸採取術（死体）	腹腔鏡下鎖肛手術（腹仙骨式）	関節鼠摘出手術（肩鎖）
小児皮膚採取（培養用、筋肉等に達しない、2.5cm未満）	伏在静脈本幹閉塞術	気管支形成手術（楔状切除術）	奇形子宮形成手術（ストラスマン手術）
排泄腔外反症手術（膀胱腸裂閉鎖術）	気管支異物除去術（開胸手術）	腹腔鏡下小切開骨盤内リンパ節群郭清術	尿道上裂形成手術
胸壁冷膿瘍手術	造脛術（筋皮弁移植）（性同一性障害）	鼻咽腔線維腫手術（切除）	小児骨格筋採取（筋肉等に達しない、長径2.5cm未満）
三叉神経節後線維切除術	滑液膜摘出術（肩鎖）	子宮内反症整復手術（腹式）（観血的）	関節内異物（挿入物を含む）除去術（胸鎖）
骨格筋採取（筋肉等に達する、長径10cm以上、その他）	骨悪性腫瘍手術（鎖骨）	下顎骨延長術（片側）	関節切開術（胸鎖）
同種死体膝移植術	骨全摘術（膝蓋骨）	皮膚移植術（死体）（1000cm ² 以上3000cm ² 未満）	脳切除術（開頭）
腹腔鏡下食道下部迷走神経選択的切除術	鼻咽腔線維腫手術（摘出）	恥骨結合離開非観血的整復固定術	関節切除術（肘）

腎固定術	食道アカシア形成手術	皮膚移植術（死体）（3000cm2以上）	人工関節抜去術（手）
関節内異物（挿入物を含む）除去術（胸鎖）	造脛術（筋皮弁移植）	皮膚採取（培養用、筋肉等に達しない、長径5cm以上10cm未満）	上咽頭ガリープ摘出術（経口腔）
上顎骨全摘術	内耳閉塞術	縦隔切開術（経食道）	恥骨結合離開非観血的整復固定術
流注膿瘍切開掻爬術	動脈塞栓除去術（開胸を伴う）	食道異物摘出術（開腹手術）	骨切り術（膝蓋骨）
腹腔鏡下噴門側胃切除術（単純切除術）（内視鏡手術用支援機器使用）	鎖肛手術（腹仙骨式）	脊髄切術	胸腔冷膿瘍手術
漏斗胸手術（胸骨翻転法）	交感神経節切除術（頸部）	盲腸縫縮術	胎児内（双合）回転術
痕跡副角子宮手術（腹式）	骨全摘術（下腿）	経皮的腎萎縮症切除術（経皮的腎萎縮造設術を含む）	重複子宮手術
骨悪性腫瘍手術（膝蓋骨）	陰茎全摘術（性同一性障害）	心室憩室切除術	鼻咽喉線維筋手術（摘出）
縦隔切開術（経食道）	迷路摘出術（部分摘出）	関節滑膜切除術（胸鎖）	神経血管柄付植皮術（手）
自家腸骨片充填加算（内視鏡下鼻・副鼻腔手術2型）	膀胱後腫瘍摘出術（腸管切除を伴わない）	胸膜外肺剥皮術（1肺葉に相当する範囲以内）	交感神経節切除術（頸部）
内耳閉塞術	双角子宮手術	骨全摘術（膝蓋骨）	尿管皮膚瘻閉鎖術
萎縮性鼻炎手術（両側）	胸腔冷膿瘍手術	骨格筋採取（筋肉等に達しない、長径5cm以上10cm未満）	鶏眼・胼胝切除術（露出部以外で縫合）（長径6cm以上）
患者適合型変形矯正ガイド加算（骨切り術）	尿道形成手術（前部尿道）（性同一性障害）	変形治療骨折矯正手術（鎖骨）	胸腔鏡下動脈管開存閉鎖術
関節鼠摘出手術（肩鎖）	頸動脈球摘出術	子宮破裂手術（子宮腔上部切断を行う）	脳動脈瘤被包術（2箇所以上）
血管露出術加算	心腔内枯液腫瘍摘出術（冠動脈血行再建術（2吻合以上））	骨格筋採取（筋肉等に達する、長径10cm以上、その他）	皮膚採取（培養用、筋肉等に達する、長径5cm未満）
造脛術（筋皮弁移植）（性同一性障害）	盲腸縫縮術	人工血管等再置換術加算（大血管転位症手術）	植込型骨導補聴器交換術
冠動脈形成術（血栓内膜摘除）（2箇所以上）	腎固定術	変形治療骨折矯正手術（膝蓋骨）	関節鏡下関節内異物（挿入物を含む）除去術（股）
関節鼠摘出手術（肩）	三叉神経節後線維切取術	オープン型ステントグラフト内挿術（下行）	経皮的卵巣嚢腫内容排除術
精巣摘出術（性同一性障害）	膀胱結石手術（膀胱切開）	指移植手術	胸腹裂孔ヘルニア手術（経胸）
鎖肛手術（腹仙骨式）	尿管腔閉鎖術	胎児輸血術	子宮頸部異形成光線力学療法
尿管腔閉鎖術	閉鎖式僧帽弁交連切開術	鎖肛手術（腹仙骨式）	植込型骨導補聴器（直接振動型）植込術
乳頭形成加算	多発性小腸閉鎖症手術	臍帯還納術	頸動脈切取術
胎児縮小術	骨盤骨（軟骨）組織採取術（試験切除）（棘突起）	鎖肛手術（腹仙骨式）	小児腱縫合術（切創等の創傷）
陰茎全摘術（性同一性障害）	関節内骨折観血的手術（胸鎖）	経迷路的内耳道開放術	変形治療骨折矯正手術（その他）
神経除根術（眼窩下神経）	造脛術（遊離植皮）	骨格筋採取（筋肉等に達する、長径5cm以上10cm未満）	造脛術（遊離植皮）
気管支形成手術（模状切除術）	排泄腔外反症手術（外反膀胱閉鎖術）	純性肺動脈弁閉鎖症手術（肺動脈弁切開術（単独））	腹腔鏡下小切開後腹膜腫瘍摘出術
胃横断術（静脈瘤手術）	耳科的硬脳膜外膿瘍切開術	胃上げ固定術（胃下垂症手術）	尿失禁コーラン注入手術
骨折経皮的鋼線刺入固定術（肩甲骨）	腎破裂縫合術	関節鏡下滑液膜摘出術（肩鎖）	造脛術（腸管形成）
観血的関節制動術（胸鎖）	自家製造した血液成分製剤を用いた注射の手術料（2回目以降）	肝内結石摘出術（開腹）	関節鏡下滑液膜摘出術（肩鎖）
閉鎖式僧帽弁交連切開術	肝内結石摘出術（開腹）	斜角筋切断術	交感神経節切除術（腰部）
自家製造した血液成分製剤を用いた注射の手術料（1回目）	四肢関節離断術（肘）	頸関節授動術（徒手授動術）（バンピングを併用）	上顎骨全摘術
迷路摘出術（部分摘出）	不完全型房室中隔欠損症手術（心房中隔欠損パッチ閉鎖術（単独））	脛骨閉鎖術	心臓弁再置換術加算（胸腔鏡下弁置換術）（2弁）
肺動脈狭窄症手術（肺動脈弁切開術（単独））	修正大血管転位症手術（心室中隔欠損パッチ閉鎖術）	交感神経節切除術（腰部）	腐骨摘出術（肩甲骨）
内反足足板挺子固定	大動脈肺動脈中隔欠損症手術（心内奇形手術を伴う）	神経血管柄付植皮術（手）	口腔粘膜組織採取術
上咽頭腫瘍摘出術（経副鼻腔）	肺悪性腫瘍手術（気管分岐部切除を伴う肺切除）	下顎関節突起骨折観血的手術（両側）	自家製造した血液成分製剤を用いた注射の手術料（1回目）
腹腔鏡下胃切除術（単純切除術）（内視鏡手術用支援機器使用）	骨格筋採取（筋肉等に達しない、長径5cm以上10cm未満）	後胸骨ヘルニア手術	尿管腔閉鎖術
観血的関節授動術（肩鎖）	中咽頭腫瘍摘出術（外切開）	腹壁子宮瘻手術	胎児縮小術（娩出術を含む）
食道憩室切除術（開胸）	関節鏡下関節内異物（挿入物を含む）除去術（肘）	内視鏡的表在性胃悪性腫瘍光線力学療法	頸関節授動術（徒手授動術）（バンピングを併用）
尿道形成手術（前部尿道）（性同一性障害）	頸動脈切取術	造脛術（遊離植皮）	修正大血管転位症手術（心室中隔欠損パッチ閉鎖術）
骨移植術（移植用骨採取のみ、同種骨移植、非生体、その他、棘突起）	卵管結紮術（両側）（開腹）	結腸憩室摘出術	子宮破裂手術（子宮腔上部切断を行う）
皮膚移植術（死体）（500cm2以上1000cm2未満）	骨切り術（肩甲骨）	骨切り術（鎖骨）	鎖肛手術（腹仙骨式）
造脛術（筋皮弁移植）	頸小帯形成手術	神経捻除術（眼窩下神経）	骨格筋採取（筋肉等に達する、長径5cm以上10cm未満）
腹腔鏡下小切開膀胱悪性腫瘍手術（全摘、代用膀胱利用尿路変更あり）	先天性食道狭窄症根治手術	動脈塞栓除去術（開胸を伴う）	四肢関節離断術（肘）
関節切除術（肘）	血管露出術加算	流注膿瘍切開掻爬術	脛骨外側瘻造設術（開腹）
舌根甲状腺腫瘍摘出術	関節滑膜切除術（胸鎖）	頸動脈球摘出術	動脈塞栓除去術（開胸を伴う）
心室中隔欠損閉鎖術（大動脈弁形成を伴う）	食道異物摘出術（開腹手術）	膀胱子宮瘻閉鎖術	関節滑膜切除術（胸鎖）
交感神経節切除術（胸部）	レーザー機器加算3	虫垂瘻造設術	肺動脈閉鎖症手術（巨大閉鎖血管術を伴う）
大動脈肺動脈中隔欠損症手術（心内奇形手術を伴う）	斜指症手術（軟部形成のみ）	自家製造した血液成分製剤を用いた注射の手術料（1回目）	心室中隔欠損閉鎖術（大動脈弁形成を伴う）
骨瘻術（肩甲骨）	大動脈弁狭窄直視下切開術	胎児縮小術（娩出術を含む）	肺動脈狭窄症手術（肺動脈弁切開術（単独））
食道下部迷走神経選択的切除術（ドレナージを併施）	骨髄内輸血加算（その他）	上顎関節骨前頭洞根治手術	鏡視下喉頭悪性腫瘍手術（全摘）
虫垂瘻造設術	骨移植術（移植用骨採取のみ、同種骨移植、非生体、その他、棘突起）	関節鼠摘出手術（肩）	人工血管等再置換術加算（大血管転位症手術）
食道・胃静脈瘤手術（食道離断術を主とする）	皮膚移植術（死体）（1000cm2以上3000cm2未満）	胎児内（双合）回転術	離体部手術
交感神経節切除術（腰部）	食道切除後2次的再建術（皮弁形成）	重複子宮手術	自家製造した血液成分製剤を用いた注射の手術料（2回目以降）
子宮破裂手術（子宮腔上部切断を行う）	尿管腔閉鎖術（その他）	上咽頭腫瘍摘出術（経副鼻腔）	経皮的肺動脈穿通・拡大術
変形治療骨折矯正手術（鎖骨）	精巣摘出術（性同一性障害）	子宮内反症整復術（腹式）（非観血的）	骨盤骨（軟骨）組織採取術（試験切除）（棘突起）
結腸憩室摘出術	皮膚採取（培養用、筋肉等に達する、長径5cm未満）	閉塞性動脈硬化症用吸着式血液浄化法	子宮内反症整復術（腹式）（観血的）
頸関節授動術（徒手授動術）（バンピングを併用）	骨瘻術（肩甲骨）	関節鼠摘出手術（股）	萎縮性鼻炎手術（両側）
膀胱後腫瘍摘出術（腸管切除を伴わない）	小児骨格筋採取（筋肉等に達しない、長径2.5cm未満）	先天性食道狭窄症根治手術	腎破裂手術
骨切り術（肩甲骨）	腹腔鏡下噴門側胃切除術（単純切除術）（内視鏡手術用支援機器使用）	離体部手術	冠動脈形成術（血栓内膜摘除）（2箇所以上）

関節切開術（肩鎖）	耳性頭蓋内合併症手術	鼻咽腔線維腫手術（摘出）	食道異物摘出術（開腹手術）
食道静脈瘤手術（開腹）	斜角筋切断術	胸腔鏡下食道憩室切除術	鎖肛手術（腹会陰式）
子宮卵管留血腫手術（両側）（開腹）	子宮内反症修復手術（腹式）（親血的）	関節鏡下関節内異物（挿入物を含む）除去術（肩鎖）	頸動脈球摘出術
斜角筋切断術	心膜嚢胞、心膜腫瘍切除術	小児補助人工心臓（初日）	脳血管栓摘出術
嚢帯還納術	自己血貯血（6歳未満）（凍結保存）	尿管腸吻合術	間葉系幹細胞採取
心腔内粘液腫摘出術（冠動脈血行再建術（2吻合以上））	関節切開術（胸鎖）	筋膜移植術（指）	内耳閉塞術
腎破裂縫合術	重複子宮手術	中手骨摘除術（2本以上）	心腔内粘液腫摘出術（冠動脈血行再建術（2吻合以上））
骨盤切断術	放射線治療用合成吸収性材料留置	非親血的関節授動術（胸鎖）	関節鏡下関節内異物（挿入物を含む）除去術（肩鎖）
腔腸瘻閉鎖術（内視鏡）	鶏眼・脚底切除術（露出部以外で縫合）（長径6cm以上）	大動脈肺動脈中隔欠損症手術（単独）	篩骨洞蝶形洞根治手術
耳科の硬脳膜外膿瘍切開術	縫合手術（切創等の創傷）（6歳未満）	心臓弁再置換術加算（胸腔鏡下弁置換術）（2弁）	双角子宮手術
腹腔鏡下小切開後腹膜腫瘍摘出術	尿道悪性腫瘍摘出術（尿路変更を行う場合）	閉鎖式僧帽弁交連切開術	内反足足板挺子固定
門脈体循環静脈吻合術（門脈圧亢進症手術）	皮膚移植術（死体）（3000cm2以上）	坐骨ヘルニア手術	オープン型ステントグラフト内挿術（下行）
肝内結石摘出術（開腹）	流注膿瘍切開掻爬術	卵管結紮術（腔式を含む）（両側）（腹腔鏡）	卵管結紮術（腔式を含む）（両側）（腹腔鏡）
胸腔鏡下動脈管開閉鎖術	上咽頭ポリープ摘出術（経口腔）	斜指症手術（軟部形成のみ）	造脛術（筋皮弁移植）
植込型骨導補聴器交換術	関節鼠摘出手術（肩）	心臓弁再置換術加算（大動脈瘤切除術（吻合又は移植含む））（3弁）	植込型除細動器移植術（心筋リード）
骨移植術（移植用骨採取のみ、同種骨移植、非生体、その他）	顎関節授動術（徒手の授動術）（バンピングを併用）	多発性小腸閉鎖症手術	関節鼠摘出手術（肩）
偽関節手術（肩甲骨）	親血的修復固定術（インプラント周囲骨折）（肩甲骨）	鏡視下喉頭悪性腫瘍手術（全摘）	指癒着症手術（軟部形成のみ）
肝内胆管外瘻造設術（開腹）	人工関節除去術（足）	仙骨神経刺激装置交換術	下顎骨延長術（両側）
膵管誘導手術	顎関節授動術（顎関節鏡下授動術）	骨折経皮的鋼線刺入固定術（肩甲骨）	上咽頭腫瘍摘出術（経副鼻腔）
膵腸管癒着手術（膵管切除を伴う）	卵管結紮術（両側）（腹腔鏡）	関節鏡下関節鼠摘出手術（股）	大動脈肺動脈中隔欠損症手術（単独）
人工血管等再置換術加算（大血管転位症手術）	胸腹裂孔ヘルニア手術（経胸）	下咽頭腫瘍摘出術（外切開）	膝結石手術（膝切開）
腔閉鎖術（腔断端挙上）	喉頭粘膜下軟骨片挿入術	親血的修復固定術（インプラント周囲骨折）（足）	嚢帯還納術
植込型病変識別マーカー留置術	自家製造した血液変成製剤を用いた注射の手術（1回目）	奇形子宮形成手術（ストラスマン手術）	胸骨悪性腫瘍摘出術（その他）
後胸骨ヘルニア手術	関節滑膜切除術（肩鎖）	三叉神経節後線維切離術	流注膿瘍切開掻爬術
子宮位置矯正術（開腹による位置矯正術）	胃瘻閉鎖術（腹腔鏡）	心腔内粘液腫摘出術（冠動脈血行再建術（1吻合を伴う））	骨切り術（肩甲骨）
腎（腎盂）皮膚瘻閉鎖術	腔腸瘻閉鎖術（内視鏡）	食道異物摘出術（開腹手術）	関節鏡下関節内異物（挿入物を含む）除去術（肘）
胎児内（双合）回転術	膀胱子宮瘻閉鎖術	後鼻孔閉鎖症手術（複雑）（骨性閉鎖）	関節鏡下関節鼠摘出手術（指）
中咽頭腫瘍摘出術（外切開）	仙骨神経刺激装置交換術	植込型除細動器移植術（心筋リード）	分娩時頸部切開術（縫合を含む）
腹腔鏡下食道憩室切除術	骨悪性腫瘍手術（手）	左室自由壁破裂修復術（冠動脈血行再建術（2吻合以上）を伴う）	排泄腔外反症手術（膀胱腸裂閉鎖術）
関節滑膜切除術（胸鎖）	胎児縮小術	胸骨悪性腫瘍摘出術（胸壁形成手術を併施）	腹腔鏡下小切開膀胱悪性腫瘍手術（全摘、腸管等利用尿路変更なし）
鼻咽腔線維腫手術（摘出）	親血的修復固定術（インプラント周囲骨折）（足）	後鼻孔閉鎖症手術（単純）（膜性閉鎖）	三叉神経節後線維切離術
耳性頭蓋内合併症手術	気管支形成手術（楔状切除術）	顔面多発骨贅変形治療矯正術	斜角筋切断術
鎖肛手術（腹会陰式）	造脛術（腸管形成）	関節鏡下滑液膜摘出術（指）	食道裂孔ヘルニア手術（経胸及び経腹）
骨移植術（移植用骨採取のみ、同種骨移植、生体、腸骨翼）	胸骨悪性腫瘍摘出術（その他）	喉頭粘膜下軟骨片挿入術	腎破裂縫合術
腹腔鏡下鎖肛手術（腹仙骨式）	親血的関節授動術（肩鎖）	腎嚢胞切除縮小術	結腸憩室摘出術
尿管口形成手術	修正大血管転位症手術（根治手術（ダブルスイッチ手術））	肺動脈閉鎖症手術（巨大側副血管術を伴う）	膀胱閉鎖術
レーザー機器加算3	肺動脈閉鎖症手術（巨大側副血管術を伴う）	交感神経節切除術（胸部）	親血的修復固定術（インプラント周囲骨折）（肩甲骨）
関節滑膜切除術（肩鎖）	腎嚢胞切除縮小術	腎破裂縫合術	親血的関節固定術（股）
骨全摘術（膝蓋骨）	顎関節鏡下関節内骨折親血的手術（股）	顎関節授動術（顎関節鏡下授動術）	気管支形成手術（楔状切除術）
腸管延長術	関節鼠摘出手術（股）	超音波式デブリードマン加算	肝内胆管外瘻造設術（開腹）
中耳悪性腫瘍手術（切除）	光線力学療法（その他）	中咽頭腫瘍摘出術（外切開）	無心体双胎焼灼術
喉頭粘膜下軟骨片挿入術	交感神経節切除術（胸部）	胃瘻閉鎖術（腹腔鏡）	小児補助人工心臓（初日）
肺悪性腫瘍手術（気管分岐部切除を伴う肺切除）	骨切り術（膝蓋骨）	肺切除術（気管支形成を伴う肺切除）	上顎骨悪性腫瘍手術（掻爬）
神経血管柄付植皮術（手）	縦隔気管口形成手術	関節鏡下関節内異物（挿入物を含む）除去術（手）	膀胱後腫瘍摘出術（膵管切除を伴わない）
胆嚢胃（腸）吻合術	錐体部手術	食道アカラニア形成手術	関節鼠摘出手術（股）
骨格筋由来細胞シート心表面移植術	交感神経節切除術（腰部）	造脛術（腸管形成）	腔腸瘻閉鎖術（内視鏡）
前頭洞篩骨洞根治手術	尿道上裂形成手術	変形治療骨折矯正手術（その他）	後胸骨ヘルニア手術
胃瘻閉鎖術（腹腔鏡）	腹腔鏡下腎嚢胞切除縮小術	ロス手術（自己肺動脈弁組織による大動脈基部置換術）	仙骨神経刺激装置交換術
四肢関節離断術（手）	子宮卵管留血腫手術（両側）（開腹）	腎破裂手術	顎関節形成術
関節鏡下関節授動術（肩鎖）	小腸瘻閉鎖術（内視鏡）	血管露出術加算	顎関節授動術（顎関節鏡下授動術）
変形治療骨折矯正手術（その他）	結腸憩室摘出術	中耳悪性腫瘍手術（切除）	親血的関節授動術（肩鎖）
横隔膜レクラサチオ手術（経胸）	左室自由壁破裂修復術（冠動脈血行再建術（2吻合以上）を伴う）	心腔内粘液腫摘出術（冠動脈血行再建術（2吻合以上））	肺悪性腫瘍手術（気管分岐部切除を伴う肺切除）
食道アカラニア形成手術	骨折経皮的鋼線刺入固定術（肩甲骨）	腔腸瘻閉鎖術（内視鏡）	上鼓室乳突洞開放術
子宮内反症修復手術（腹式）（親血的）	オープン型ステントグラフト内挿術（下行）	前頭洞篩骨洞根治手術	肋骨・胸骨カリエス手術
腎嚢胞切除縮小術	胸腹裂孔ヘルニア手術（経胸及び経腹）	腹腔鏡下脾固定術	親血的関節固定術（肩）
下顎骨延長術（両側）	頭蓋骨膜下血腫摘出術	萎縮性鼻炎手術（両側）	腎切石術
腹腔鏡下肝切除術（3区域切除以上）	脊椎側彎症手術（矯正術）（交換術）（胸郭変形矯正用材料使用）	肝内胆管外瘻造設術（開腹）	喉頭ポリープ切除術（間接喉頭鏡）
頬小帯形成手術	肺動脈閉鎖症手術（単独）	冠動脈形成術（血栓内膜摘除）（2箇所以上）	腹壁子宮瘻手術
胸骨悪性腫瘍摘出術（その他）	尿失禁コラーゲン注入手術	尿管腔瘻閉鎖術	腹腔鏡下脾固定術

関節切除術（肩）	心室中隔欠損閉鎖術（大動脈弁形成を伴う）	尿道悪性腫瘍摘出術（尿路変更）	胸腹裂孔ヘルニア手術（経胸及び経腹）
脳動脈瘤被包術（2箇所以上）	腹腔鏡下小切開後腹膜腫瘍摘出術	上顎骨悪性腫瘍手術（播種）	内視鏡的表在性食道悪性腫瘍光線力学療法
不完全型房室中隔欠損症手術（心房中隔欠損パッチ閉鎖術（単独））	腹腔鏡下肝切除術（3区域切除以上）	上咽頭ポリープ摘出術（経口腔）	乳幼児加算（C A R 発現生T細胞投与）（6歳未満）
尿失禁コラーゲン注入手術	後胸骨ヘルニア手術	腹腔鏡下腎嚢胞切除縮小術	関節切除術（膝）
大動脈縮窄（離断）症手術（複雑心奇形手術を伴う）	奇形子宮形成手術（ストラスマン手術）	膀胱腫瘍閉鎖術（内視鏡）	子宮内反症修復手術（腹式）（非観血的）
眼窩内異物除去術（深在性）（眼窩尖端）	門脈体循環静脈吻合術（門脈圧亢進症手術）	食道切除後2次の再建術（皮弁形成）	観血的修復固定術（インプラント周囲骨折）（手）
顎関節脱臼観血の手術	肝内胆管外瘻造設術（開腹）	副咽頭間隙悪性腫瘍摘出術（経側頭下窩（下顎離断を含む））	心腔内粘液腫瘍摘出術（冠動脈血行再建術（1吻合）を伴う）
人工関節抜去術（足）	脊椎制動術	腔内鎖症術（腔断端挙上）	関節鏡下関節授動術（股）
鶏眼・胼胝切除術（露出部以外で縫合）（長さ6cm以上）	関節鏡下関節内骨折観血の手術（肩鎖）	子宮脱手術（ハルバン・シャウタ手術）	下咽頭腫瘍摘出術（外切開）
上咽頭ポリープ摘出術（経鼻腔）	食道憩室切除術（開胸）	尿管口形成手術	関節鏡下関節内異物（挿入物を含む）除去術（手）
奇形子宮形成手術（ストラスマン手術）	腎切石術	経耳の聴神経腫瘍摘出術	子宮卵管留血腫手術（両側）（開腹）
尿管皮膚瘻閉鎖術	筋膜移植術（指）	骨切り術（膝蓋骨）	鼻性頭蓋内合併症手術
錐体部手術	トラフェルミン（遺伝子組換え）を用いた鼓膜穿孔閉鎖	耳管用補綴材留置術	食道切除再建術（腹部の操作）
上咽頭ポリープ摘出術（経口腔）	食道切除再建術（腹部の操作）	脊椎側彎症手術（矯正術）（交換術）（胸郭変形矯正用材料使用）	左室自由壁破裂修復術（冠動脈血行再建術（2吻合以上）を伴う）
指癒着症手術（軟部形成のみ）	食道腫瘍摘出術（開胸又は開腹手術）	膀胱石手術（碎切開）	皮膚採取（培養用、筋肉等に達しない、長さ10cm以上）
純型肺動脈弁閉鎖症手術（右室流出路形成又は肺動脈形成を伴う）	関節鏡下関節鼠摘出術（指）	観血的修復固定術（インプラント周囲骨折）（手）	肝内結石摘出術（開腹）
動脈塞栓除去術（開胸を伴う）	心腔内粘液腫瘍摘出術（冠動脈血行再建術（1吻合）を伴う）	心室中隔欠損閉鎖術（大動脈弁形成を伴う）	観血的修復固定術（インプラント周囲骨折）（指）
顔面多発骨折変形治療矯正術	肺切除術（気管支形成を伴う肺切除）	尿失禁コラーゲン注入手術	観血的修復固定術（インプラント周囲骨折）（足）
造腔術（遊離植皮）	脳動脈瘤被包術（2箇所以上）	腹腔鏡下食道静脈瘤手術（胃上部血行遮断術）	鼻内蝶形洞根治手術
下咽頭腫瘍摘出術（外切開）	腹腔鏡下鎖肛手術（腹仙骨式）	関節鏡下関節内骨折観血の手術（肩鎖）	食道腫瘍摘出術（開胸又は開腹手術）
顎関節授動術（顎関節鏡下授動術）	膵膵管瘻手術（腸管切除を伴う）	不完全型房室中隔欠損症手術（心房中隔欠損パッチ閉鎖術（単独））	腹腔鏡下小切開腎摘出術
縦隔気管口形成手術	非観血的関節授動術（胸鎖）	修正大血管転位症手術（根治手術（ダブルスイッチ手術））	中咽頭腫瘍摘出術（外切開）
大動脈肺動脈中隔欠損症手術（単独）	指癒着症手術（軟部形成のみ）	観血的関節固定術（股）	関節鏡下関節内骨折観血の手術（肩鎖）
観血的修復固定術（インプラント周囲骨折）（肩甲骨）	観血的関節固定術（肩）	抗HLA抗体検査加算（同種心移植術）	心膜嚢胞、心膜腫瘍切除術
関節内骨折観血の手術（胸鎖）	鼻内蝶形洞根治手術	遺血幹細胞移植（骨髄移植）（自家移植）	腹腔鏡下鎖肛手術（腹仙骨式）
重複子宮手術	四肢関節離断術（手）	脳血管塞栓摘出術	腹腔鏡下胃吊上げ固定術（胃下垂症手術）
十二指腸窓（内方）憩室摘出術	眼窩内異物除去術（深在性）（眼窩尖端）	腹腔鏡下胆道閉鎖症手術	頭蓋骨膜下血腫摘出術
心臓弁再置換術加算（胸腔鏡下弁置換術）（1弁）	腹腔鏡下胃吊上げ固定術（胃下垂症手術）	心室瘤切除術（冠動脈血行再建術（1吻合）を伴う）	関節鏡下関節授動術（指）
腎破裂手術	舌根甲状腺腫瘍摘出術	食道切除再建術（腹部の操作）	虫垂瘻造設術
分娩時頸部切開術	関節鏡下関節内異物（挿入物を含む）除去術（肩鎖）	四肢関節離断術（手）	子宮脱手術（ハルバン・シャウタ手術）
	喉頭ポリープ切除術（間接喉頭鏡）	肩骨摘出術（肩甲骨）	鎖肛手術（肛門膿伏閉鎖切開）
	神経血管柄付植皮術（手）	四肢関節離断術（肘）	腹腔鏡下小切開腎摘出術
	骨盤切断術	胸壁冷膿瘍手術	子宮頸管縫縮術（ラッシュ法）
	大血管転位症手術（ラステリ手術を伴う）	顎関節形成術	脊椎側彎症手術（矯正術）（交換術）（胸郭変形矯正用材料使用）
	虫垂瘻造設術	観血的関節授動術（肩鎖）	中耳悪性腫瘍手術（切除）
	尿管口形成手術	心臓弁再置換術加算（弁輪拡大術を伴う大動脈弁置換術）（2弁）	腹腔鏡下腎嚢胞切除縮小術
	観血的修復固定術（インプラント周囲骨折）（手）	肺悪性腫瘍手術（気管分岐部切除を伴う肺切除）	下顎関節突起骨折観血の手術（両側）
	腹腔鏡下食道憩室切除術	結腸ポリープ切除術（開腹）	多発性小腸閉鎖症手術
		子宮破裂手術（子宮全摘除を行う）	前頭洞篩骨洞根治手術
		顎関節授動術（徒手の授動術）（単独）	卵管結紮術（腔式を含む）（両側）（開腹）
		耳性頭蓋内合併症手術	顎小帯形成手術
		分娩時頸部切開術（縫合を含む）	両大血管右室起始症手術（タウシヒ・ピング奇形手術）
		関節内骨折観血の手術（胸鎖）	胸膜外肺剥皮術（1肺葉に相当する範囲以内）
		尿管皮膚瘻閉鎖術	子宮破裂手術（子宮全摘除を行う）
		横隔膜レラクサチオ手術（経胸）	筋膜移植術（指）
		観血的関節制動術（股）	尿道悪性腫瘍摘出術（尿路変更）
		両大血管右室起始症手術（タウシヒ・ピング奇形手術）	総腸骨静脈及び股静脈血栓除去術
		骨隆起術（肩甲骨）	導尿路造設術
		鼻内蝶形洞根治手術	骨格筋由来細胞シート心表面移植術
		関節切除術（膝）	

L (麻酔)

2018_10	2019_10	2020_10	2021_10
眼神経ブロック (神経破壊剤又は高周波凝固法)	ヒッチコック療法 (局所麻酔剤又はボツリヌス毒素)	眼神経ブロック (神経破壊剤又は高周波凝固法)	前頭神経ブロック (神経破壊剤又は高周波凝固法)
横隔神経ブロック (神経破壊剤又は高周波凝固法)	下垂体ブロック (神経破壊剤又は高周波凝固法)	低温温迅速導入加算	下垂体ブロック (神経破壊剤又は高周波凝固法)
耳介側頭神経ブロック (神経破壊剤又は高周波凝固法)	上喉頭神経ブロック (神経破壊剤又は高周波凝固法)	下垂体ブロック (神経破壊剤又は高周波凝固法)	副神経ブロック (神経破壊剤又は高周波凝固法)
陰部神経ブロック (神経破壊剤又は高周波凝固法)	眼神経ブロック (神経破壊剤又は高周波凝固法)	滑車神経ブロック (神経破壊剤又は高周波凝固法)	迷走神経ブロック (神経破壊剤又は高周波凝固法)
低温温迅速導入加算	蝶形口蓋神経節ブロック (神経破壊剤又は高周波凝固法)	舌咽神経ブロック (神経破壊剤又は高周波凝固法)	滑車神経ブロック (神経破壊剤又は高周波凝固法)
蝶形口蓋神経節ブロック (神経破壊剤又は高周波凝固法)	滑車神経ブロック (神経破壊剤又は高周波凝固法)	迷走神経ブロック (神経破壊剤又は高周波凝固法)	低温温迅速導入加算
舌咽神経ブロック (神経破壊剤又は高周波凝固法)	副神経ブロック (神経破壊剤又は高周波凝固法)	副神経ブロック (神経破壊剤又は高周波凝固法)	腸骨下腹神経ブロック (神経破壊剤又は高周波凝固法)
前頭神経ブロック (神経破壊剤又は高周波凝固法)	舌咽神経ブロック (神経破壊剤又は高周波凝固法)	腸骨下腹神経ブロック (神経破壊剤又は高周波凝固法)	眼神経ブロック (神経破壊剤又は高周波凝固法)
舌神経ブロック (局所麻酔剤又はボツリヌス毒素)	舌神経ブロック (局所麻酔剤又はボツリヌス毒素)	陰部神経ブロック (神経破壊剤又は高周波凝固法)	下腸間膜動脈神経叢ブロック (局所麻酔剤又はボツリヌス毒素)
滑車神経ブロック (神経破壊剤又は高周波凝固法)	トータルスパイナルブロック (局所麻酔剤又はボツリヌス毒素)	蝶形口蓋神経節ブロック (神経破壊剤又は高周波凝固法)	蝶形口蓋神経節ブロック (神経破壊剤又は高周波凝固法)
迷走神経ブロック (神経破壊剤又は高周波凝固法)	腸骨下腹神経ブロック (神経破壊剤又は高周波凝固法)		腸骨鎖神経ブロック (神経破壊剤又は高周波凝固法)
トータルスパイナルブロック (局所麻酔剤又はボツリヌス毒素)	下腸間膜動脈神経叢ブロック (局所麻酔剤又はボツリヌス毒素)		耳介側頭神経ブロック (神経破壊剤又は高周波凝固法)
下腸間膜動脈神経叢ブロック (局所麻酔剤又はボツリヌス毒素)	耳介側頭神経ブロック (神経破壊剤又は高周波凝固法)		トータルスパイナルブロック (局所麻酔剤又はボツリヌス毒素)
腸骨鎖神経ブロック (神経破壊剤又は高周波凝固法)			陰部神経ブロック (神経破壊剤又は高周波凝固法)

M (放射線治療)

2018_10	2019_10	2020_10	2021_10
体外照射 (エックス線表在治療) (2回目)	体外照射 (エックス線表在治療) (2回目)	体外照射 (エックス線表在治療) (1回目)	放射性同位元素内療法管理料 (B細胞性非ホジキンリンパ腫)
密封小線源治療 (腔内照射) (その他)	体外照射 (エックス線表在治療) (1回目)		食道用アプリケーション加算 (密封小線源治療)
	密封小線源治療 (腔内照射) (その他)		体外照射 (エックス線表在治療) (2回目)
	食道用アプリケーション加算 (密封小線源治療)		体外照射 (エックス線表在治療) (1回目)
	新生児加算 (放射線治療)		気管、気管支用アプリケーション加算 (密封小線源治療)

N (病理診断)

2018_10	2019_10	2020_10	2021_10
迅速細胞診 (検査中) (デジタル病理画像)	迅速細胞診 (手術中) (デジタル病理画像)	迅速細胞診 (検査中) (デジタル病理画像)	迅速細胞診 (検査中) (デジタル病理画像)
	迅速細胞診 (検査中) (デジタル病理画像)	迅速細胞診 (手術中) (デジタル病理画像)	迅速細胞診 (手術中) (デジタル病理画像)

令和5年度厚生労働行政推進調査事業費補助金
政策科学総合研究事業(政策科学推進研究事業)
分担研究報告書(令和5年度)

NDB オープンデータと医科診療行為マスタ
を用いた医療技術の再評価方法の構築
- 職能団体とのヒアリングによる調整 -

研究分担者 小野 孝二(東京医療保健大学 教授)
研究協力者 板橋 匠美(東京医療保健大学 総合研究所 客員准教授)
研究協力者 明神 大也(奈良県立医科大学 講師)

研究要旨

新規医療技術の評価及び既存医療技術の再評価については、診療報酬における医療技術(医師等による手技等)の適正な評価の観点から、2年に1度の診療報酬改定毎に学会等から提出された医療技術評価・再評価提案書(以下「提案書」という。)に基づき、医療技術評価分科会(以下、「分科会」という。)において、中央社会保険医療協議会(以下、「中医協」という。)総会へ報告が行なわれてきた。具体的には、診療報酬改定の度に約1000件程度の提案書が提出され、150から400件程度が新規医療技術として保険適用されている。

しかしながら、既存医療技術の再評価については、十分に実施されておらず、中医協総会においても指摘されており、中立的かつ専門的な観点から適切に議論されるよう、具体的な評価方法を検討することが必要とされている。医療技術の再評価を恒久的に行うためには、薬価や保険医療材料と同様、スクリーニング基準を策定し、スクリーニングに該当した技術を精査するとともに、その基準を適時更新していくことが望ましいとされる。

他方、近年では国民皆保険制度を有する日本の保険診療の悉皆調査に利用されている情報として、厚生労働省において高齢者の医療確保に関する法律に基づき、匿名化されたレセプト情報と特定健康診査・特定保健指導情報を全国の医療機関等から収集することで構築されるビッグ・データとして、レセプト情報・特定健診等情報データベース(以下、「NDB」という。)というものが存在する。

そこで本研究は、保険収掲されている医療技術の再評価方法を策定するための研究として、初年度は放射線治療の分野において算定されていない項目で現実性の検証は必要であるものの、画像検査はアナログからデジタルへの移行に伴い臨床の現場で利用されなくなった医療技術であったというヒアリング結果を得た。次年度にあたる本年度は抽出幅を広げて臨床検査の側面からヒアリングを行い、恒常的かつ広域的な手法として医療技術再評価の策定規準案を提示することとし、医科診療行為マスタとNDBオープンデータを突合した結果を踏まえて、保険収載されている医療技術に関し削除項目として提案するにあたりどのような基準をもって行っているかについてヒアリングを実施した。

その結果、①検査/測定する際に使用する体外診断用医薬品が製造販売終了等でなくなり、今後も開発の見込みがない項目の中で、臨床的な意義/有用性がほとんどないと考えられる項目、②有用な検査法が開発されるなど他の検査法に代替もしくは集約等されることにより、その検査法自身は医療現場においては既に実施されなくなっており、臨床的な意義/有用性がほとんどないと考えられる項目、③診療報酬点数表での算定留意事項等の記載内容が重複しているため、記載整備的な観点から不要と考えられる項目の3種類に分類できることが分かった。

NDBオープンデータと医科診療行為マスタを用い、医科診療行為マスタに存在しているのにNDBオープンデータに存在しない、もしくは算定件数が大きく減った項目や少ない項目等を抽出し実態を把握する方法が医療技術の再評価を行うための一つの指標として有効であり、項目の関連団体の協力を得て医療技術の再評価策定規準案を提示する仕組みは、恒常的かつ広域的な手法として有効であることを示した。

A. 研究目的

【背景】

新規医療技術の評価及び既存医療技術の再評価については、診療報酬における医療技術（医師等による手技等）の適正な評価の観点から、2年に1度の診療報酬改定毎に学会等から提出された医療技術評価・再評価提案書（以下「提案書」という。）に基づき、医療技術評価分科会（以下、「分科会」という。）において、中央社会保険医療協議会（以下、「中医協」という。）総会へ報告が行われてきた。

具体的には、診療報酬改定の度に約1000件程度の提案書が提出され、150～400件程度が新規医療技術として保険適用されている。

しかしながら、既存医療技術の再評価については、十分に実施されておらず、中医協総会においても指摘されており、中立的かつ専門的な観点から適切に議論されるよう、具体的な評価方法を検討することが必要とされている。

医療保険の財政状況を踏まえ、薬価については薬価専門部会にて薬価の再算定を議論・実施し、保険医療材料については保険医療材料専門部会にて外国価格調整や再算定を議論・実施してきた。

医療技術の再評価を恒久的に行うためには、薬価や保険医療材料と同様、スクリーニング基準を策定し、スクリーニングに該当した技術を精査するとともに、その基準を適時更新していくことが望ましいとされる。

他方、近年では国民皆保険制度を有する日本の保険診療の悉皆調査に利用されている情報として、厚生労働省において高齢者の医療確保に関する法律に基づき、匿名化されたレセプト情報と特定健康診査・特定保健指導情報を全国の医療機関等から収集することで構築されるビッグ・データとして、レセプト情報・特定健診等情報データベース（以下、「NDB」という。）というものが存在する。

そこで本研究は、保険収掲されている医療技術の再評価方法を策定するための研究として、初年度は放射線治療の分野として医科診療報酬のE画像診断とM放射線治療を対象とし、医科診療行為マスタ（平成31

年度、令和2年度分）に存在しているのにNDBオープンデータに存在しなかった項目を抽出し、関連する職能団体の協力を得ることで医療技術の再評価の可能性について検討した。その結果、算定されていない項目において确实性の検証は必要であるものの、画像検査についてはアナログからデジタルへの移行に伴い臨床の現場で利用されなくなった医療技術であったというヒアリング結果に至った。

【目的】

総括研究の目的は、保険収掲されている医療技術再評価の策定規準を構築することにある。

NDBオープンデータの結果は多岐にわたる。その中には、算定されていない項目の他、算定件数が大きく減った項目や10件未満の算定に限られている項目等も多数存在し、その実態は不明瞭となっている。

本分担研究において次年度にあたる令和5年度では、これら抽出幅を広げた実態も検証対象に含めて臨床検査の側面からヒアリングを行い、恒常的かつ広域的な手法として医療技術再評価の策定規準案を提示することを目的とする。

B. 研究方法

以下の条件下の情報を提示の上で、既に保険収載されている医療技術として削除検討の俎上にあげる基準を提案するにあたり、患者データに基づかないその分野を担当する関係者のご意見について、関連する団体へのヒアリングを実施した。

- ▶ 平成17年から令和2年を対象期間とし、ヒアリング対象団体より廃止又は減点すべき項目として提案された臨床検査関連項目
- ▶ 平成26年から令和2年を対象期間とし、医科診療行為マスタとNDBオープンデータを突合した結果、臨床検査の分野として医科診療報酬のD検査とN病理診断において、一度でも年間実施数が200件以下となった臨床検査関連項目で、かつ令和2年度が500件以下とな

った項目

<ヒアリング対象>

- ・一般社団法人 日本臨床検査振興協議会
診療報酬改定小委員会（委員長 東條尚子氏）
- ・一般社団法人 日本臨床衛生検査技師会
診療報酬委員会（委員長 益田泰蔵氏）

<研究協力団体>

- ・一般社団法人 日本臨床衛生検査技師会

C. 研究結果

1. 平成 18 年度から平成 26 年度までの診療報酬改定において、日本臨床検査医学会あるいは日本臨床検査専門医会より、廃止又は減点が提案された項目

検証対象とする期間において日本臨床検査医学会あるいは日本臨床検査専門医会より廃止又は減点が提案された項目は、平成 18 年度 11 件、平成 20 年度 7 件、平成 22 年度 11 件、平成 24 年度 11 件、平成 26 年度 12 件で、重複を除き計 41 項目であった。具体的な診療行為の項目は資料 1 に記載する。

なお、日本臨床検査医学会ならびに日本臨床検査専門医会は検体検査、生体検査、検体採取料、医学管理料など検査に関連する提案を行っているが、平成 18 年度から平成 26 年度の間で検体検査以外の廃止又は減点の提案は行っていない。

2. 医科診療行為マスタと NDB オープンデータを突合した結果

令和 2 年度における医科診療行為の D 検査は 1556 項目、N 病理診断は 40 項目が存在している。うち、以下の条件下で項目の抽出を行った。

1) 平成 26 年から令和 2 年度までに D 検

査、N 病理診断から削除された項目¹

D 検査で 38 項目、N 病理診断で 1 項目であった。D 検査の内訳は、検体検査料が 34 項目、生体検査料が 4 項目であった。具体的な診療行為の項目は資料 2 に記載する。

2) 平成 26 年から令和 2 年度までに D 検査、N 病理診断で年間実施件数が 200 件以下となったことがあり、令和 2 年度が 500 件以下である項目

令和 2 年度に年間実施件数 0 件の項目は計 5 項目であり、内訳は D 検査の生体検査料 5 項目であった。

令和 2 年度に年間実施件数 1 から 9 件の項目は、計 42 項目であり、内訳は D 検査の検体検査料 18 項目、生体検査料 24 項目であった。

令和 2 年度に年間実施件数 10 から 49 件の項目は計 57 項目であり、内訳は D 検査の検体検査料 33 項目、生体検査料 19 項目、診断穿刺・検体検査料 3 項目、N 病理診断の 2 項目であった。

令和 2 年度に年間実施件数 50 から 99 件の項目は計 28 項目であり、内訳は D 検査の検体検査料 17 項目、生体検査料 6 項目、診断穿刺・検体検査料 4 項目、N 病理診断の 1 項目であった。

令和 2 年度に年間実施件数 100 から 199 件の項目は計 37 項目であり、内訳は D 検査の検体検査料 17 項目、生体検査料 14 項目、診断穿刺・検体検査料 5 項目、N 病理診断の 1 項目であった。

令和 2 年度に年間実施件数 200 から 499 件の項目は計 21 項目であり、内訳は D 検査の検体検査料 12 項目、生体検査料 7 項目、診断穿刺・検体検査料 2 項目であった。

具体的な診療行為の項目は資料 3 に記載する。

3. 臨床検査分野の関連団体ヒアリング医科診療行為マスタと NDB オープンデータを突合した結果を踏まえ、保険収載されて

¹ 削除については、項目自体が廃止されている場合の他、「処理が容易なもの」等の

ように項目名の統合による変更の場合や記載の整備によるものが含まれている。

いる医療技術に関し削除項目として提案するにあたりどのような基準をもって行っているかヒアリングを実施した。

1) 日本臨床検査振興協議会 診療報酬改定小委員会のヒアリング結果

一般社団法人 日本臨床検査振興協議会は、組織体を形成する一般社団法人 日本臨床検査薬協会、一般社団法人 日本衛生検査所協会、一般社団法人 日本臨床衛生検査技師会、一般社団法人 日本臨床検査専門医会、一般社団法人 日本臨床検査医学会が協議し合意を得た上で、日本臨床検査医学会から検体検査に関連する医療技術評価提案の提出をしている。

結果としては大きく以下の3種類に分類された。

- 検査/測定する際に使用する体外診断用医薬品が製造販売終了等でなくなり、今後も開発の見込みがない項目の中で、臨床的な意義/有用性がほとんどないと考えられる項目
- 有用な検査法が開発されるなど他の検査法に代替もしくは集約等されることにより、その検査法（検査項目）自身は医療現場においては既に実施されなくなっており、臨床的な意義/有用性がほとんどないと考えられる項目
- 診療報酬点数表での算定留意事項等の記載内容が重複している（いずれの項目でも算定可能と読めるなど）ため、記載整備的な観点から不要と考えられる項目

いずれの場合も、検査件数が少ないことだけで削除候補とすることはなく、その検査の臨床的意義/有用性を検討し、医療への影響を考慮して提案がなされていた。

ただし、二つ目のケース（他の検査法に代替もしくは集約等する場合）として意見

だしするにあたっては、検査件数が未だ多い場合（臨床的意義は低くなっているものの慣例的に実施が継続している）もあるため、ガイドラインの改訂や文献的考察に基づく学会声明の発出など関連学会との意見調整、製造業者等関連する団体との連携が必要となるとのことであった。

また、臨床的有用性が高い項目は、製造業者から販売停止の申し出が出た段階で販売の継続や新たな検査試薬の開発を促し、検査の継続ができるように産官学の連携が望まれるとのことであった。

2) 日本臨床衛生検査技師 診療報酬委員会のヒアリング結果

ヒアリング対象とする分野の職能団体として単独で医療技術評価に係る要望書の提出を行っている一般社団法人 日本臨床衛生検査技師会に対し、日本臨床検査振興協議会としてとりまとめる意見の他、削除項目としての提案にあたる意見を伺った結果、保険収載されている医療技術に関し削除項目として提案するにあたっては、いずれも同理由であった。

D. 考察

本研究によって、医科診療行為マスタに存在しているのに NDB オープンデータに存在していない項目に加え、算定件数が大きく減った項目や 10 件未満の算定に限られている項目等がある実態を踏まえた上で、臨床検査の分野において、患者データに基づかないその分野を担当する関係者のご意見について確認することができた。

結果として臨床検査の分野においては、保険収載されている医療技術に関し削除項目として提案するにあたり、いずれの場合でも、外的にもたらされた影響を受けた項目において、関連する団体や学会との程度の違いはあるにせよ意見調整がなされたうえで提案が行われていると考えられる。これは他分野でも同様なことが入るのではないかと推察する。

他方、臨床検査の分野においては、臨床的有用性が高い項目は、製造業者から販売停止の申し出が出された段階で販売の継続や

新たな検査試薬の開発を促し、検査の継続ができるよう産官学の連携が望ましいと考える。

E. 結論

NDB オープンデータと医科診療行為マスタを用い、医科診療行為マスタに存在しているのに NDB オープンデータに存在しない、もしくは算定件数が大きく減った項目や10件未満の算定に限られている項目等を抽出し、実態を把握する方法は医療技術の再評価を行うための一つの指標として有効であることが示唆された。

加えて、医療技術に関する項目に関連ある団体の協力を得ることでヒアリングを行い、医療技術の再評価を行う仕組みは臨床検査の分野においても有効であることが示唆された。

これらより、上記方法は恒常的かつ広域的な手法として医療技術再評価の策定規準案として提示する一つの方法となりえると考えられ、今後は今回検討していない医科診療報酬の診療科について、関連する職能団体の協力を得るなどして、保険収掲されている医療技術の再評価方法を策定するための研究を継続して進めていく必要がある。

F. 健康危険情報 なし

G. 研究発表 なし

H. 論文発表 なし

I. 知的財産権の出願・登録状況（予定を含む）

1. 特許取得 なし
2. 実用新案登録 なし
3. その他 なし

(資料1)

(資料 1)

平成18年度から平成26年度診療報酬改定に、日本臨床検査医学会ならびに日本臨床検査専門医会から廃止または減点が提案された検査項目

検査項目	提案内容	H18年度	H20年度	H22年度	H24年度	H26年度
1	ヘモグロビンA1 (Hb A1)	廃止	○			
2	凝固時間測定	廃止	○			
3	部分トロンボプラスミン時間測定	廃止	○			
4	アルブミン・グロブリン比測定	廃止	○			
5	フルクトサミン	廃止	○			
6	総脂質	廃止	○			
7	過酸化脂質	廃止	○			
8	ポールパネル反応	廃止	○			
9	C反応性蛋白 (CRP) 定性	廃止	○			
10	アレルゲン刺激性遊離ヒスタミン (HRT)	廃止	○			
11	ロゼット法によるリンパ球サブセット検査 (項目数にかかわらず一連につき)	廃止	○			
12	βリポ蛋白	廃止		○		
13	モノアミノオキシダーゼ (MAO)	廃止		○		
14	T ₃ 接種率 (T ₃ uptake) 精密測定	廃止		○		
15	免疫抑制賛成蛋白 (IAP)	廃止		○		
16	ヴィダール反応	廃止		○		
17	ナイアシンテスト	廃止		○		
18	尿ポルフィリン定性	廃止			○	
19	尿ビリルビン定量	廃止			○	○
20	尿ウロビリニン定量	廃止			○	○
21	糞便中ウロビリノゲン	廃止			○	○
22	動的赤血球膜物性検査	廃止			○	○
23	全血凝固溶解時間	廃止			○	○
24	血清全プラスミン測定法 (血清SK活性化プラスミン値)	廃止			○	○
25	17-ヒドロキシコルチコステロイド (17-OHCS)	廃止			○	○
26	17-ケトステロイド (17-KS)	廃止			○	○
27	キシローゼ試験	廃止			○	○
28	尿中ポルフィリン症スクリーニングテスト	廃止				○
29	クレアチニン (ヤッフェ法)	廃止				○
30	肺サーファクタント蛋白-A (SP-A) (羊水)	廃止				○
31	エステル型コレステロール	廃止				○
32	遊離脂肪酸	廃止				○
33	前立腺酸ホスファターゼ	廃止				○
34	不飽和鉄結合能 (UIBC) (RIA法)	廃止				○
35	総鉄結合能 (TIBC) (RIA法)	廃止				○
36	カタラーゼ	廃止				○
37	シスチンアミノペプチダーゼ (CAP)	廃止				○
38	溶連菌エステラーゼ抗体 (ASE)	廃止				○
39	リウマトイド因子 (RF) 半定量	廃止				○
40	LEテスト定性	廃止				○
41	プロトロンビン時間測定 (増点)、トロンボテスト (減点)	増点・減点		○	○	

作成：日本臨床検査振興協議会診療報酬改定小委員会

(資料2)

○平成26年から令和2年度までにD(検査)から削除された項目(38項目)

区分	分類コード	診療行為コード	診療行為名称	区分	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	R2年度		
検体検査料	尿・糞便等検査	D003	160007410	キモトリブシン(糞便)	D	62	34	21	16				
		D004	160003850	酸度測定(胃液)	D	212	163	646	640				
		D004	160109750	L D半定量(腔分泌液)	D	89	142	1~9	10				
		D004	160153750	2型プロコラーゲン-C-プロペプチド(コンドロカシリン)	D	157	138	99	102				
		D004	160156950	S P-A(羊水)	D	82	55						
		D004-2	160190910	悪性腫瘍遺伝子検査(EWS-Fli1遺伝子検査)	D	23	36	25	40	33	25		
		D004-2	160191010	悪性腫瘍遺伝子検査(TLS-CHOP遺伝子検査)	D	1~9	1~9	1~9	57	65	64		
		D004-2	160191110	悪性腫瘍遺伝子検査(SYT-SSX遺伝子検査)	D	45	42	29	45	53	49		
		D004-2	160191410	悪性腫瘍遺伝子検査(センチネルリンパ節生検に係る遺伝子検査)	D	249	266	212	245	199	39		
		D004-2	160216350	悪性腫瘍遺伝子検査(シークエンサーシステム・2項目一括)	D					0	1~9		
		D004-2	160205250	悪性腫瘍遺伝子検査(BRAF遺伝子検査)	D	110	764	774	836	6202	8290		
	血液学的検査	D006	160016910	フィブリノゲン	D	72	26	1~9	1~9				
		D006-4	160216950	遺伝学的検査(NTFRK融合遺伝子検査)	D					0	1~9		
	生化学的検査(I)	D007	160024610	ムコ蛋白	D	690	629	271	227	225	198		
		D007	160027210	CAP	D	78	116						
	生化学的検査(II)	D009	160037610	SP1	D	40	38	20	36				
		D009	160116710	CAS0	D	61	75	47	30				
		D009	160116810	POA	D	61	362	66	58				
		D009	160125350	CA130	D	53	27	21	81				
		D009	160151750	HCGβ-CF(尿)	D	128	97	56	57				
		D009	160158550	遊離型フコース(尿)	D	1~9	1~9	0	1~9				
		D009	160174650	HER2蛋白(乳頭分泌液)	D	88	83	73	89				
		D009	160178410	PICP	D	154	190	58	15				
		免疫学的検査	D012	160041210	ASP半定量	D	120	118	16	42			
			D012	160043910	ADNaseB半定量	D	239	98	11	1~9			
	D012		160044910	Weil-Felix反応	D	29	12	28	26				
	D012		160045510	秋疫A抗体	D	1~9	1~9	1~9	1~9				
	D012		160045610	秋疫B抗体	D	1~9	1~9	0	1~9				
	D012		160045710	秋疫C抗体	D	1~9	1~9	1~9	1~9				
	D012		160045810	ウイルス病抗体	D	1~9	1~9	1~9	1~9				
	D012		160045910	カンコーラ抗体	D	15	1~9	1~9	11				
	D012		160046510	ダニ特異IgG抗体	D	78	94	66	29				
	D012		160142550	ボレリア・フルグドルフェリ抗体	D	96	119	93	81				
	微生物学的検査	D023-2	160145250	TDH定性	D	28	18	10	1~9				
	生体検査料	呼吸循環機能検査等	D200	160062950	体プレスチモグラフを用いる諸検査	D	151	110					
			D300-2	160161030	頷関節鏡検査(両側)	D	1~9	0	0	1~9	1~9	0	
		内視鏡検査	D305	160093210	食道鏡	D	146	108					
			D305	160093350	食道カメラ	D	44	41					

○平成26年から令和2年度までにN(病理診断)から削除された項目(1項目)

区分	分類コード	診療行為コード	診療行為名称	区分	H26OPD	H27OPD	H28OPD	H29OPD	H30OPD	31/R01OP	R02OPD
病理標本作製料	N005	160216650	HER2遺伝子標本作製(シークエンサーシステム)	N						0	79

*削除については、項目自体が廃止されている場合の他、「処理が容易なもの」等のように項目名の統合による変更の場合や記載の整備によるものが含まれている。

○平成26年度から令和2年度の間に、D(検査)で年間実施件数が200件以下となったことがあり、令和2年度が500件以下でる項目(186項目)

(資料3)

1) 令和2年度に年間実施件数0件の項目(5項目)

区分	分類コード	診療行為コード	診療行為名称	区分	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	R2年度	
生体検査料	呼吸循環機能検査等	D207	160067810	脳循環測定(笑気法によるもの)	D	1~9	1~9	0	0	0	1~9	0
	ラジオアイントープを用いた諸検査	D292	160090910	赤血球寿命測定(R1)	D	0	1~9	0	0	1~9	0	0
		D292	160091010	造血機能検査(R1)	D	0	1~9	1~9	1~9	1~9	1~9	0
		D292	160091110	血小板寿命測定(R1)	D	0	1~9	0	1~9	1~9	0	0
	内視鏡検査	D311	160094430	コロンブラッシュ法(組織切片標本検査法)	D	1~9	0	1~9	1~9	1~9	0	0

2) 令和2年度に年間実施件数1~9件の項目(42項目)

区分	分類コード	診療行為コード	診療行為名称	区分	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	R2年度	
検体検査料	尿・糞便等検査	D001	160003650	Rimington	D	1~9	1~9	1~9	1~9	1~9	1~9	1~9
		D001	160003750	Deanand Barnes	D	1~9	1~9	1~9	1~9	1~9	1~9	1~9
		D001	160134350	ポリアミン(尿)	D	42	22	27	11	35	24	1~9
		D001	160156710	ポルフィリン症スクリーニングテスト(尿)	D	385	404	312	1~9	1~9	12	1~9
	血液学的検査	D006	160012750	蛇毒試験	D	1~9	1~9	15	1~9	1~9	1~9	1~9
		D006-4	160224450	抗アデノ随伴ウイルス9型抗体測定	D							1~9
	生化学的検査(I)	D007	160025810	有機モノカルボン酸(α-ケトグルタル酸)	D	657	1~9	1~9	15	1~9	72	1~9
		D007	160124950	2,5-オリゴアデニル酸合成酵素活性	D	11	28	24	1~9	1~9	1~9	1~9
		D007	160133550	有機モノカルボン酸(グルタチオン)(尿)	D	1~9	1~9	0	1~9	1~9	1~9	1~9
		D007	160134050	γ-GTアイソザイム(尿)	D	55	13	1~9	1~9	1~9	1~9	1~9
	生化学的検査(II)	D008	160135950	17-ケートジェニックスステロイド(17-KGS)(尿)	D	414	285	255	275	176	126	1~9
		D010	160038850	ヒステジン定量(血清)	D	11	17	1~9	1~9	1~9	1~9	1~9
	免疫学的検査	D010	160038950	フェニール・アラニン(尿中)	D	1~9	1~9	1~9	0	1~9	1~9	1~9
		D012	160143550	D-アラビノール	D	150	110	110	71	15	1~9	1~9
		D013	160118610	デルタ肝炎ウイルス抗体	D	36	1~9	12	11	15	19	1~9
		D015	160020810	グルコース-6-ホスファターゼ(G-6-Pase)	D	1~9	1~9	39	1~9	1~9	1~9	1~9
		D015	160022710	グルコース-6-リン酸デヒドロゲナーゼ(G-6-PD)定性	D	10	12	1~9	12	1~9	1~9	1~9
	微生物学的検査	D024	160059710	動物使用検査	D	1~9	11	1~9	1~9	1~9	1~9	1~9
D200		160063110	左右別肺機能検査	D	33	28	1~9	20	172	146	1~9	
呼吸循環機能検査等	D210-4	160198610	T波オルタナンス検査	D	600	591	149	144	60	13	1~9	
	D213	160072030	亜硝酸アミル吸入心音図検査	D	1~9	1~9	1~9	1~9	0	1~9	1~9	
	D214-2	160071850	エレクトロキモグラフ	D	208	234	199	1~9	1~9	1~9	1~9	
	D217	160226050	骨塩定量検査(REMS法)	D							1~9	
超音波検査等	D217	160226170	大腿骨同時検査加算(REMS法)	D							1~9	
	D236-2	160203510	光トポグラフィ(抑うつ症状の鑑別診断の補助に使用するもの)(イ以外の場)	D	312	54	39	54	77	32	1~9	
眼科学的検査	D276	160085010	網膜中心血管圧測定(複雑なもの)	D	16	31	29	12	11	16	1~9	
	D289	160088610	胆道機能テスト	D	0	1~9	1~9	1~9	0	1~9	1~9	
生体検査料	負荷試験等	D289	160089150	アジスカウント(Adds)尿沈渣定量検査	D	11	13	1~9	11	10	1~9	1~9
		D289	160089250	モーゼンタル法	D	1~9	1~9	0	1~9	1~9	13	1~9
		D289	160160710	セクレチン試験	D	29	49	1~9	11	1~9	10	1~9
		D291	160180010	鼻アレルギー誘発試験(22箇所以上の場合)(一連につき)	D	0	1~9	1~9	1~9	0	1~9	1~9
		D291	160180110	過敏性経路検査(22箇所以上の場合)(一連につき)	D	0	1~9	1~9	1~9	0	1~9	1~9
		D292	160090510	循環血液量測定(R1)	D	14	24	1~9	0	1~9	1~9	1~9
		D292	160090710	血球量測定(R1)	D	26	12	1~9	1~9	1~9	1~9	1~9
ラジオアイントープを用いた諸検査	D292	160090810	吸収機能検査(R1)	D	1~9	1~9	1~9	1~9	1~9	0	1~9	
	D293	160091610	肝血流量(ヘパトグラム)(R1)	D	1~9	1~9	23	10	1~9	1~9	1~9	
	D300-2	160160910	頸関節鏡検査(片側)	D	1~9	0	1~9	1~9	1~9	0	1~9	
	D311	160094330	コロンブラッシュ法(沈渣塗抹染色細胞診断法)	D	1~9	16	10	12	14	18	1~9	
	D316	160095210	クルドスコピー	D	1~9	1~9	1~9	1~9	1~9	1~9	1~9	
	D324	160171310	血管内視鏡検査	D	1~9	1~9	1~9	1~9	1~9	1~9	1~9	
内視鏡検査	D325	160065850	肺臓カテーテル法	D	13	27	24	12	1~9	1~9	1~9	
	D325	160180670	乳幼児加算(肺臓、肝臓、脾臓カテーテル法)(3歳未満)	D	0	0	0	1~9	0	0	1~9	

3) 令和2年度に年間実施件数10~49件の項目(55項目)

区分	分類コード	診療行為コード	診療行為名称	区分	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	R2年度		
検体検査料	尿・糞便等検査	D001	160003550	Watson-Schwarz反応	D	1-9	1-9	10	15	12	48	15	
		D001	160181950	ミオイノシトール(尿)	D	1-9	1-9	26	14	31	21	35	
		D003	160112610	ウロビリリン(糞便)	D	168	107	91	74	51	44	30	
		D004-2	160221510	悪性骨軟部組織腫瘍におけるEWS-Fli1遺伝子検査	D								31
		D004-2	160221910	悪性黒色腫におけるセンチネルリンパ節生検に係る遺伝子検査	D								17
		D004-2	160222510	固形癌におけるNTRK融合遺伝子検査	D								47
	血液学的検査	D006	160014610	プラスミン	D	72	254	188	112	27	48	21	
		D006-7	160225350	薬物代謝酵素CYP2C9遺伝子多型	D							13	
	生化学的検査(I)	D007	160025110	グルコース-6-リン酸デヒドロゲナーゼ(G-6-PD)	D	12	12	17	1-9	10	14	16	
		D007	160133850	有機モノカルボン酸(α-ケトグルタル酸)(尿)	D	16	16	31	27	12	26	15	
	生化学的検査(II)	D008	160032110	セクレチン	D	70	63	57	77	322	143	10	
		D008	160034510	17-ケートジェニックスステロイド(17-KGS)	D	577	584	575	556	440	304	45	
		D008	160034610	17-ケートジェニックスステロイド分画(17-KGS分画)	D	227	215	194	201	199	116	34	
		D008	160034810	プレグナンジオール	D	90	88	133	28	36	33	43	
		D008	160124050	ヒト胎盤性ラクターゲン(HPL)	D	10293	8963	8222	7517	6171	101	10	
		D008	160136050	17-ケートジェニックスステロイド分画(17-KGS分画)(尿)	D	142	105	157	121	137	103	19	
		D008	160163950	インスリン様成長因子結合蛋白3型(IGFBP-3)	D	107	106	58	51	33	29	11	
		D009	160137350	組織ポリペプチド抗原(TPA)(尿)	D	94	55	22	1-9	20	16	19	
		D009	160138850	SPan-1(腹水)	D	205	128	129	122	89	70	48	
		D009	160184850	サイトケラチン8・18(尿)	D	1-9	44	60	55	1-9	11	14	
	免疫学的検査	D012	160042810	ウイルス抗体価(定性・半定量・定量)(ポリオウイルス1型)	D	533	626	561	429	476	112	25	
		D012	160042910	ウイルス抗体価(定性・半定量・定量)(ポリオウイルス2型)	D	466	520	470	396	422	100	23	
		D012	160043010	ウイルス抗体価(定性・半定量・定量)(ポリオウイルス3型)	D	479	527	497	473	429	111	24	
		D012	160201250	インフルエンザ菌(無英膜型)抗原定性	D	272	177	99	116	82	32	17	
		D012	160203210	プルセラ抗体半定量	D	32	24	42	19	23	51	27	
		D012	160205550	デングウイルス抗原定性	D	0	75	153	123	117	158	16	
		D012	160208950	デングウイルス抗原・抗体同時測定定性	D			43	89	105	138	18	
		D013	160195510	HCV構造蛋白及び非構造蛋白抗体半定量	D	78	39	129	102	72	73	25	
		D015	160056210	ヘモベキシン	D	10	1-9	13	1-9	1-9	34	28	
		D015	160114310	赤血球コプロポロフィン定性	D	44	59	32	50	19	12	18	
		微生物学的検査	D023	160201350	結核菌群ピラジナミド耐性遺伝子検出	D	24	21	21	30	116	77	32
			D023	160202150	結核菌群イソニアジド耐性遺伝子検出	D	15	22	15	11	56	21	16

生体検査料	呼吸循環機能検査等	D201	160063550	肺粘性抵抗測定	D	1380	282	116	177	121	54	48
		D203	160064210	肺内シャント検査	D	15	15	24	18	33	44	27
		D206	160064770	新生児加算(心臓カテーテル法)(右心)	D	0	35	23	30	21	26	24
		D206	160065170	ブロッケンブロー加算(心臓カテーテル法)	D	0	95	73	62	59	35	49
		D206	160185970	新生児加算(心臓カテーテル法)(左心)	D	0	40	43	27	30	23	21
		D207	160143950	電子授受式発色性インジケーター使用皮膚表面温度測定	D	1943	467	848	731	759	123	41
		D210-2	160069850	心外膜興奮伝播図	D	31	15	1-9	1-9	1-9	1-9	11
	脳波検査等	D236-2	160174010	光トポグラフィ(脳外科手術の術前検査に使用するもの)	D	69	84	72	85	54	48	25
		D238	160207710	脳波検査判断料1(遠隔脳波診断を行った場合)	D			23	27	31	37	34
	神経・筋検査	D240	160077110	乏血運動負荷テスト(乳酸測定等を含む)	D	46	39	59	30	58	17	11
		D289	160088750	ピリリン負荷試験	D	39	62	87	76	76	38	37
	負荷試験等	D289	160088850	馬尿酸合成試験	D	32	40	36	48	29	32	20
		D289	160089450	ヨードカリ試験	D	25	1-9	1-9	1-9	1-9	1-9	15
		D291	160089950	ヒナルゴンテスト(21箇所以内の場合)(1箇所につき)	D	85	73	69	56	32	40	42
		D291	160090250	過敏性転線検査(21箇所以内の場合)(1箇所につき)	D	20	23	21	10	27	14	28
		D291	160179910	ヒナルゴンテスト(22箇所以上の場合)(一連につき)	D	0	13	17	23	46	36	30
		D295	160160830	関節鏡検査(両側)	D	20	19	21	22	25	32	31
	内視鏡検査	D302-2	160213910	気管支カテーテル気管支肺胞洗浄法検査	D					12	41	36
		D325	160166950	膀胱カテーテル法	D	24	41	28	35	26	34	32
		D416	160098310	臓器穿刺・組織採取(開胸によるもの)	D	80	68	61	74	101	70	37
診断穿刺・検体採取料	D417	160099110	組織試験採取・切採法(後眼部)	D	24	10	10	20	26	19	28	
	D417	160100510	組織試験採取・切採法(精巣上体(副睾丸))	D	50	33	35	20	21	18	13	

4) 令和2年度に年間実施件数50～99件の項目(27項目)

区分	分類コード	診療行為コード	診療行為名称	区分	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	R2年度		
検体検査料	尿・糞便等検査	D001	160111810	先天性代謝異常症スクリーニングテスト(尿)	D	182	122	114	93	87	125	98	
		D004-2	160221610	悪性骨軟部組織腫瘍におけるT L S - C H O P 遺伝子検査	D							57	
		D004-2	160221710	悪性骨軟部組織腫瘍におけるS Y T - S S X 遺伝子検査	D							54	
		D004-2	160223750	M E T e x 1 4 遺伝子検査(血漿)	D							66	
		D004-2	160225050	大腸癌におけるマイクロサテライト不安定性検査(薬事承認又は認証を得ている)	D							54	
	血液学的検査	D005	160009170	特殊染色加算(末梢血液像(鏡検法)・脂肪染色)	D	0	51	71	47	7248	21061	60	
		D005	160009410	自己溶血試験	D	243	268	168	115	124	479	82	
		D006-18	160225750	B R C A 1 / 2 遺伝子検査(転移性去勢抵抗性前立腺癌・腫瘍細胞を検体とする)	D							77	
		D006-20	160217310	角膜ジストロフィー遺伝子検査	D							60	
		D007	160134150	アルミニウム(Al)(尿)	D	76	70	73	60	70	56	62	
	生化学的検査(II)	D008	160138550	パニールマンデル酸(VMA)(髄液)	D	273	158	145	147	125	144	83	
		D009	160163750	癌関連ガラクトース転移酵素(GAT)	D	4925	4592	187	53	62	59	57	
		D010	160217810	先天性代謝異常症検査(その他)	D							98	
		D012	160044810	プルセラ抗体定性	D	90	120	103	105	127	115	70	
	免疫学的検査	D015	160055810	C3プロアクチベータ	D	148	173	38	36	38	66	86	
		D015	160114410	赤血球プロトポルフィリン定性	D	95	77	105	84	72	59	57	
		D023	160173350	細菌核酸検出(白血球)(1菌種あたり)	D	33	35	42	52	39	42	85	
	生体検査料	呼吸循環機能検査等	D206	160198470	心腔内超音波検査加算(心臓カテテル法)	D	0	163	92	106	108	73	85
		脳波検査等	D235	160076050	脳波検査(7誘導)	D	128	127	101	56	50	44	54
		神経・筋検査	D239	160218710	単線維筋電図(一連につき)	D							96
耳鼻咽喉科学的検査		D252	160080510	扁桃マッサージ法	D	259	231	126	77	82	106	95	
		D319	160156330	腎盂尿管ファイバースコープ(両側)	D	66	82	108	74	55	67	79	
内視鏡検査		D323	160161310	乳管鏡検査	D	133	94	98	55	63	75	60	
		D405	160180770	乳幼児加算(関節穿刺)(3歳未満)	D	0	68	70	68	42	64	62	
診断穿刺・検体採取料	D407	160123010	腎囊胞穿刺	D	138	156	136	135	130	126	99		
	D407	160123110	水腎症穿刺	D	64	60	47	65	46	43	52		
	D416	160098570	乳幼児加算(臓器穿刺・組織採取)	D	0	126	108	134	90	100	91		

5) 令和2年度に年間実施件数100～199件の項目(36項目)

区分	分類コード	診療行為コード	診療行為名称	区分	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	R2年度	
検体検査料	尿・糞便等検査	D003	160006310	糞便中脂質	D	351	284	238	235	257	250	176
		D004-2	160182210	抗悪性腫瘍剤感受性検査	D	1945	1421	827	571	353	232	187
	血液学的検査	D005	160008770	特殊染色加算(末梢血液像(鏡検法)・パス染色)	D	0	227	192	167	145	128	139
		D006-15	160215850	膀胱がん関連遺伝子検査	D						1~9	150
		D006-4	160222610	遺伝学的検査(処理が容易なもの)((1)のオに掲げる遺伝子疾患の場合)	D							122
	生化学的検査(I)	D007	160029510	ビルビン酸キナーゼ(PK)	D	278	201	183	194	128	176	141
		D008	160115910	ノルメタネフリン	D	470	374	337	247	293	240	198
		D008	160135750	卵巣刺激ホルモン(FSH)(尿)	D	565	399	215	174	137	140	153
		D008	160136150	プレグナジオール(尿)	D	256	284	220	242	306	384	180
		D008	160136450	テストステロン(尿)	D	305	156	141	112	97	122	127
		D008	160174850	I型コラーゲン架橋C-テロペプチド-β異性体(β-CTX)(尿)	D	223	168	189	136	688	450	145
		D008	160193210	エストロゲン定量(尿)	D	1564	879	793	805	687	658	147
		D009	160169710	尿中BTA	D	345	376	331	237	253	172	173
		D010	160137450	アミノ酸定性(尿)	D	420	369	313	287	234	211	187
免疫学的検査		D011	160117310	A B O 血液型関連糖転移酵素活性	D	124	138	161	151	189	170	140
	D013	160225950	インターフェロンλ3(IFN-λ3)	D							133	
	D014	160009950	Donath-Landsteiner試験	D	146	144	143	132	115	108	110	
生体検査料	呼吸循環機能検査等	D207	160068350	脳循環測定(色素希釈法によるもの)	D	64	76	103	83	91	76	115
	監視装置による諸検査	D221-2	160198910	筋肉コンパートメント内圧測定	D	193	214	222	219	241	199	193
	脳波検査等	D236	160076650	中間潜時反応聴力検査	D	1~9	1~9	16	17	115	106	178
		D236-3	160175810	脳磁図(その他のもの)	D	934	1103	917	773	835	567	135
	神経・筋検査	D240	160119510	瞳孔薬物負荷テスト	D	230	214	221	175	158	159	112
	眼科学的検査	D258-3	160218810	黄斑局所網膜電図	D							104
		D267	160083650	ランターンテスト	D	197	255	378	202	195	135	142
		D289	160144810	肝機能テスト(BSP2回法)	D	261	265	314	244	175	184	190
		D289	160204550	インゾゴカルミンを膀胱尿道ファイバースコープ又は膀胱尿道鏡検査に使用	D	100	121	71	77	100	89	159
	負荷試験等	D291	160180210	薬物光線貼布試験(22箇所以上の場合)(一連につき)	D	137	213	229	146	165	181	150
		D293	160091510	レノグラム(R1)	D	166	176	166	176	175	197	171
	内視鏡検査	D304	160093150	縦隔鏡検査	D	265	246	220	192	185	158	143
		D315	160095110	腹腔ファイバースコープ	D	534	506	433	405	321	250	137
		D325	160065950	肝臓カテテル法	D	412	351	237	180	156	144	129
		D402	160096210	後頭下穿刺	D	176	117	122	112	130	132	112
		D403	160146850	頸椎穿刺(脳脊髄圧測定を含む)	D	296	273	335	330	339	266	164
	診断穿刺・検体採取料	D409-2	160188110	センチネルリンパ節生検(片側)(単独法)	D	357	291	235	230	160	151	150
		D415	160200170	C T 透視下気管支鏡検査加算	D	0	254	267	278	217	271	194
D415		160219570	顕微内視鏡加算	D							156	

6) 令和2年度に年間実施件数200～499件の項目(21項目)

区分	分類コード	診療行為コード	診療行為名称	区分	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	R2年度		
検体検査料	尿・糞便等検査	D001	160210610	シュウ酸(尿)	D					164	309	330	
		D006	160011810	血餅収縮能	D	308	298	233	131	208	250	263	
		D006	160014250	プラスミン活性	D	820	718	450	538	238	172	212	
	血液学的検査	D006-11	160209550	F I P 1 L 1 - P D G F R α融合遺伝子検査	D				10	167	361	376	460
		D007	160028610	ガラクトース	D	170	148	118	157	155	220	270	
		D007	160180950	尿中硫酸抱合型胆汁酸測定	D	220	219	189	210	182	320	361	
	生化学的検査(Ⅰ)	D008	160136750	エストラジオール(E2)(尿)	D	402	432	546	502	378	185	205	
		D008	160136850	サイクリックAMP(cAMP)(尿)	D	296	303	286	252	241	188	237	
		D010	160039050	ヒスチジン定量(尿中)	D	934	854	631	367	363	163	305	
	生化学的検査(Ⅱ)	D014	160182610	抗グルタミン酸レセプター抗体	D	553	377	215	186	252	245	234	
		D016	160056710	顆粒球スクリーニング検査(種目数にかかわらず一連につき)	D	210	236	216	200	202	338	372	
		D023	160206710	H T L V - 1 核殻検出	D				142	296	305	369	314
	生体検査料	呼吸循環機能検査等	D211-4	160207110	シャトルウォーキングテスト	D			87	205	222	189	264
D231			160075210	人工膀胱検査(一連につき)	D	168	202	109	178	144	151	200	
神経・筋検査		D239-4	160203610	全身温熱発汗試験	D	114	180	231	239	431	477	495	
		D287	160086910	副甲状腺負荷試験(一連として月1回)	D	199	219	212	201	275	249	251	
負荷試験等		D289	160089050	水利尿試験	D	54	218	207	248	477	429	346	
		D291	160180310	微小紅斑量(MED)測定(22箇所以上の場合)(一連につき)	D	27	27	23	25	32	146	205	
ラジオアイソトープを用いた諸検査		D292	160090610	血漿量測定(R1)	D	1~9	1~9	294	1~9	49	183	242	
診断穿刺・検体採取料	D404-2	160187970	乳幼児加算(骨髄生検)(6歳未満)	D	0	171	169	165	195	259	219		
	D417	160098910	組織試験採取、切採法(骨盤)	D	201	200	223	212	219	190	239		

○平成26年度から令和2年度の間に、N(病理診断)で年間実施件数が200件以下となったことがあり、令和2年度が500件以下でる項目(4項目)

1) 令和2年度に年間実施件数10～499件の項目

区分	分類コード	診療行為コード	診療行為名称	区分	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	R2年度	移(折れ線)
1 病理診断・判断料	N006	160214710	組織診断料(他医)	N					44	43	30	
		160214810	細胞診断料(他医)	N					15	28	40	

2) 令和2年度に年間実施件数50～999件の項目

区分	分類コード	診療行為コード	診療行為名称	区分	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	R2年度	移(折れ線)
1 病理標本作製料	N003-2	160214310	迅速細胞診(検査)	N					25	1~9	95	✓

3) 令和2年度に年間実施件数100～1999件の項目

区分	分類コード	診療行為コード	診療行為名称	区分	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	R2年度	移(折れ線)
1 病理標本作製料	N003-2	160185110	迅速細胞診(手術)	N	0	93	61	64	147	206	174	〰

研究成果の刊行に関する一覧表

書籍

著者氏名	論文タイトル名	書籍全体の編集者名	書籍名	出版社名	出版地	出版年	ページ

雑誌

発表者氏名	論文タイトル名	発表誌名	巻号	ページ	出版年
Tomoya Myojin, Tatsuya Noda, Shinichiro Kubo, Yuichi Nishioka, Tsuneyuki Higashino, Tomoaki Imamura.	Development of a New Method to Trace Patient Data Using the National Database in Japan.	Advanced Bio-medical Engineering	11	203-217	2022

学会発表

発表者氏名	学会タイトル名	発表誌名
明神大也、小野孝二、田極春美、今村 知明	NDB オープンデータを用いた、算定されていない医療技術抽出の試み	第 43 回医療情報学会